学の実化

大学昇格・千里山学舎開設100年記念誌

KANSAI UNIVERSITY

A Memorial Book:
The 100th Anniversary of
the Establishment of the Senriyama Campus

学校法人 関西大学

学の実化

大学昇格・千里山学舎開設100年記念誌

KANSAI UNIVERSITY

A Memorial Book:
The 100th Anniversary of
the Establishment of the Senriyama Campus

学校法人 関西大学

山岡順太郎 総理事兼第11代学長（1866～1928）（山岡家所蔵）

昇格当時の大学首脳陣
大学昇格後、1922年6月20日開催の理事会に出席した理事・監事。前列左から柿崎欽吾、大鐘彦市、山岡順太郎、武内作平、後列左から垂水善太郎、宮島綱男、池尾芳蔵、佐竹三吾

大阪商業会議所前での議員の集合写真（1911年～1917年ごろ）。
前から2列目左から3人目が山岡順太郎、5人目が柿崎欽吾、
最前列左から6人目が第7代会頭で関西大学の創立者でもある
土居通夫である（山岡家所蔵）

山岡順太郎が揮毫した持論「有電源而有産業」
（山岡家所蔵）

大阪商船株式会社執務室の山岡順太郎（山岡家所蔵）

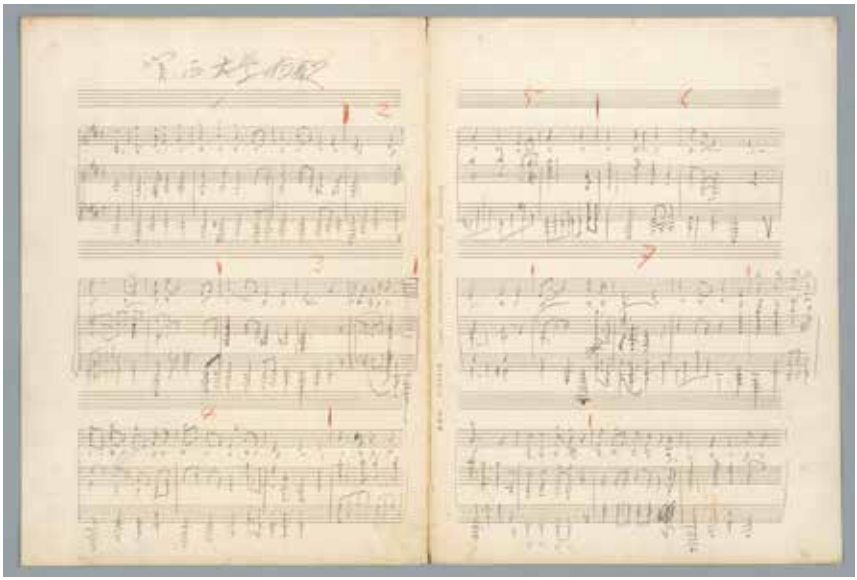

山田耕作自筆の関西大学学歌楽譜（明治学院大学図書館付属遠山一行記念日本近代音楽館所蔵）

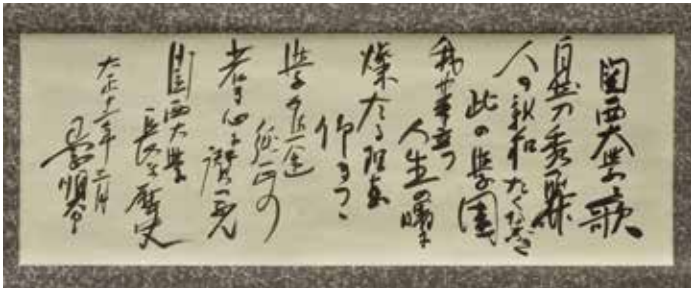

山岡順太郎揮毫の関西大学学歌歌詞（山岡家所蔵）

山田耕作自身が歌う関西大学学歌
SPレコードのレーベル
（山岡家所蔵）

就任後、初の学部・予科の入学式で式辞を述べる松本烝治学長（1925年４月）

関西大学と法政大学の対抗陸上競技大会での集合写真。
中央の和装は山岡順太郎（1924年５月）

多くの観客が見守るなかで行われた第４回大学祭の祝賀訪問飛行（1929年10月27日）

北村兼子（1903～1931）（個人蔵）

北村が在籍した法文学部の授業（佐々教授・国際私法）

證
京都府
北村兼子
右者聽講生トシテ本大學
法文學部法律學科所定
ノ全科目ヲ聽講シタルコトヲ
證ス
大正十五年三月三十一日
關西大學學長法學博士榮木榮治

関西大学の聴講修了証（1926年3月）（個人蔵）

ハワイで開催された汎太平洋婦人会議での各国出席者との写真（1928年8月）。前列中央が北村（個人蔵）

グラウンドから遠望した千里山の学舎群。グラウンドを取り囲んで、左からクラブハウス（1926年竣工）、予科校舎（1922年竣工）、大学本館（1927年竣工）、図書館（1928年竣工、現簡文館）が建ち並ぶ

北浜にあった住友合資会社の社屋を譲り受けた大学本館

大学本館講堂を飾った大国貞蔵作の銅板レリーフ「海の幸」

千里山キャンパス西側の外周に残るレンガ塀は、大学昇格後の1926年に整備されたものである

威徳館は、昭和天皇即位の大礼で使用の饗宴場が下賜されたもので、1932年に移築されたあとは、講堂や武道場として使用された

図書館（現簡文館）は、大学昇格時に整備された建物の中で、現存する唯一の建物である。2018年に大阪府の有形文化財（建造物）に指定された

威徳館内には、梨本宮守正王揮毫の「威徳」の扁額が掲げられていた

千里山花壇俯瞰図
千里山キャンパスの南に隣接して、1921年8月に開園した遊園地の千里山花壇があった。1950年12月、閉園後の跡地を購入し「関西大学外苑」と名付けた

1935年ごろの天六キャンパス
天六キャンパス（1929年竣工）には、福島学舎から専門部・関西甲種商業学校・第二商業学校が移転し、第二次世界大戦後は夜間部（第２部）の校舎として使用された

授業のほか式典や行事の会場となった大講堂（2014年）

天六キャンパス全景（2008年）

天六キャンパス跡地記念碑（2016年）
天六キャンパスは2014年に閉鎖し、その跡地に記念碑が建てられた

学の実化

大学昇格・千里山学舎開設100年記念誌

KANSAI UNIVERSITY

A Memorial Book:
The 100th Anniversary of
the Establishment of the Senriyama Campus

学校法人 関西大学

自然の秀麗、人の親和に寄せて

今から100年前の1922（大正11）年6月5日、大学昇格を果たした関西大学は、大阪市内を離れ千里山にキャンパスを開きました。専門学校令によって1905（明治38）年から「私立関西大学」を称していた本学を、大学令による関西大学へと導いたのは、大阪商業会議所会頭を務めた経済界のリーダー山岡順太郎でした。

大学昇格にはいくつかの困難がありました。なかでも最大の問題は財政基盤の整備でした。法学部と商学部の2学部設置のためには、60万円の基本財産を国庫に供託する必要がありました。それまでは、校舎、教員、学生が確保できればよかったのですが、大学令以降は高等教育機関を維持するに足るしっかりとした基本財産を持たなくてはならないことになりました。そのために、山岡は積極的な寄付集めに奔走するとともに、自らも多額の寄付を行ったのです。

山岡の次の課題は、校地の選定です。将来の発展を見込めば、必ずこの機会にまとまった土地を入手しなくてはなりません。この時期、山岡、大阪市、大阪商業会議所は、サラリーマンをはじめとする都市中間層の住宅難を緩和する目的から、協力して郊外住宅地の開発を企図し、1920年に大阪住宅経営（株）を創立しました。知事と市長が発起人となり、大阪市から低利資金の貸付を受け、財界の有力者がこぞって出資

する会社です。

他方、北大阪電気鉄道（株）が１９２１年に十三―千里山間を開通させました。北大阪電気鉄道は、大阪住宅経営の３万株を所有する大株主として千里山住宅地の開発計画を担い、１００万坪規模の「田園都市」の設計を東京の「都市研究会」に依頼しています。そして、関西大学の校地確保と千里山キャンパス移転は、こうした一連の開発計画の欠くことのできない構成要素として実行されたのです。

最後は、新しい構想の下に出発する大学の理念、すなわち山岡順太郎が提唱した「学の実化（じつげ）」の創出です。「学理と実際との調和」を意味するこの学是こそ、「自然の秀麗、人の親和」で始まる関西大学学歌に歌いつがれ今に続く私たちの理念です。この「学理と実際との調和」に、「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を加えた教学の４本柱が、爾来、私たち関西大学のあり方を支えてきました。４つの柱は、私たちが育成したいと考える人材像そのものであり、本学の存在理由でもあります。

昇格１００年はたんに大学昇格からの時の経過を数える作業ではなく、私たちが大正期に新構想の大学として出発したことの意義を、深く尋ね考察する機会としなくてはなりません。このたび刊行される本記念誌は、そのための素材と視点を読者に提供するものです。

２０２２（令和４）年６月５日

学校法人関西大学　理事長
芝　井　敬　司

大学昇格記念誌の発刊にあたって

千里山の地に学び舎を構えた関西大学が、「大学令」に基づく大学（旧制）に昇格した1922（大正11）年6月5日から、本日でちょうど百年となりました。そして、その佳節に来し方をしるした記念史『学の実化 大学昇格・千里山学舎開設一〇〇年記念誌』を刊行することは、関西大学関係者の一人として大きな喜びであり、編纂の労をとられた皆様に深い感謝と尊敬の念を表します。

本学の学是である「学の実化（じつげ）」は、大学昇格の中心的存在であった山岡順太郎総理事が関西大学の指針として提唱したものです。山岡総理事は、大阪財界での数多くの経験から、実社会の状況と学校での教育があまりにかけ離れていると感じ、学理と実際との調和（連携）に重きを置いて、実社会で有用な人物を養成することが、関西大学が目指すべき教育の根本となるのではないかと述べました。

「学の実化」がうたう、学理と実際との調和は、一方向からのものではなく、大学の教育・研究と実社会との相互作用であると、私は理解しています。高等教育機関である大学においては、学理の探求は必須の事項です。真理を追究する研究活動を行い、その上で教育と社会連携を展開することは、大学ならではの在り方でしょう。

また、山岡総理事は、関西大学は経済都市大阪に立地しているのであるから、その環境を学生に利用させて、真に時代に順応した大学を作り、真に時代に適応する人材を育てることに努力したいとも述べています。このことを今日的な視点から見れば、国際化と多様性の時代にあって、独創的な研究を創造する大学を作り、「考動力」を持って新たな世界を切り拓こうとする、強い意志を有する人材を育てることが、本学の使命であると言えるでしょう。

関西大学の未来は、その礎となった過去を知ることで見えてくることもありましょう。大学昇格・千里山学舎開設一〇〇年を記念してこの本が編まれた理由も、そこに求めることができます。本書が関西大学の行く末、次なる新時代を築き上げるための拠り処となることを期待します。

2022（令和4）年6月5日

関西大学　学長
前田　裕

❖目次❖

自然の秀麗、人の親和に寄せて　学校法人関西大学　理事長　芝井敬司……2
大学昇格記念誌の発刊にあたって　関西大学　学長　前田　裕……4

第一章　千里山前夜　11
第一節　大阪で生まれ、大阪に育まれた学校……12
コラム◇移転初日の手塚太郎の講義……13
第二節　福島学舎のころの関西大学……19

第二章　大学昇格の機運　23
第一節　「大学令」の公布……24
第二節　大学昇格に向けて……31
コラム◇評議員本山彦一と関西大学……38

第三章　校地の選定と取得　39

第一節　千里山住宅地の開発と北大阪電気鉄道の建設……40
第二節　千里山校地の取得……46

第四章　山岡順太郎の登場　57

第一節　大阪財界の重鎮……58
コラム◇山岡順太郎と宇奈月温泉……67
コラム◇山岡順太郎の洋行絵はがき……70
第二節　昇格資金の調達……71
コラム◇募金委員の嘱託書……75
第三節　関西大学拡張後援会会長への就任……82
コラム◇募金のエピソード……89

第五章　「大学設立認可申請書」と大学昇格の実現　93

第一節　「大学設立認可申請書」の提出……94
第二節　大学昇格の認可……105
コラム◇山岡順太郎宛の電報……107
第三節　新学則から見た法学部、商学部のカリキュラムや教員構成……110

第六章　「学の実化」の提唱と展開　135
第一節　山岡順太郎と「学の実化」　136
第二節　「学の実化」講座　143
第三節　さまざまなエクステンション活動　160
第四節　『千里山学報』の発行　168
コラム◇広告が載る『学報』　171
第五節　学歌の制定　172
コラム◇学歌の正誤訂正と山田耕作歌唱の学歌音源　178
写真◇昭和初期の千里山学舎　180
第七章　学舎の充実　181
第一節　予科校舎の建設　182
第二節　大運動場の建設　186
コラム◇簿冊の作成・管理者　197
コラム◇山岡倭と関西大学　204
第三節　大学本館と図書館の建設　206
第四節　威徳館（大礼記念館）の建設　214

第五節　天六学舎の開設……217

第八章　教育の新展開　223

第一節　授業内容……224
第二節　開かれた女性の勉学……228
第三節　文学科の開設、学科の増設と学部の改称……232

第九章　昭和2年の紛擾事件　237

第一節　事件の発端……238
第二節　学生・校友・教員の動向……247
第三節　紛争の再拡大から終息へ……252
第四節　山岡総理事の対応と意向……255

第十章　千里山黎明期の課外活動　267

第一節　大学祭……268
第二節　スポーツ関大黄金時代……273

第三節　多種多様な文化会活動……283

第十一章　キャンパスの拡大と充実　289

第一節　千里山花壇（遊園）から関西大学外苑へ……290

コラム◇駅名の変遷……295

第二節　新制大学のキャンパス整備……296

第三節　総合大学への道……306

資料編　319

資料……320

関西大学 昇格期略年表……362

関西大学における学部・学科等の変遷一覧表……368

関西大学のキャンパス一覧……373

あとがき……374

第一章 ❖……❖

千里山前夜

第一節　大阪で生まれ、大阪に育まれた学校

関西法律学校の創立

関西大学の前身である関西法律学校が大阪西区京町堀上通三丁目三十六番地の願宗寺で誕生したのは、１８８６（明治19）年11月４日である。大阪で言論活動をしていた自由民権運動の活動家吉田一士は、時代の要求を敏感に読み取り、大阪控訴院長児島惟謙や大阪始審裁判所長大島貞敏、大阪財界の重鎮土居通夫の後援を得て、小倉久（初代校長）、鶴見守義（初代学監）、井上操、堀田正忠、手塚太郎、志方鍛、野村鈔吉らの若い司法官に働きかけ、関西最初の本格的な法律学校の設立を計画した。さらに、これらの人たちに第３代校長となった有田徳一を加え、関西法律学校の創立者は全部で12名を数える。これだけ多数の人によって創立された日本の私立大学は、ほかに例を見ない。

開校当日、新聞の報道を見て詰めかけた受講生で願宗寺の狭い本堂はあふれ、その後も入学希望者が日をおって増加したことから、１カ月後の12月13日に東区淡路町三丁目二十一番地の校舎へ移転した。司法官たちが関西法律学校へ出講することに対し、司法省から正式な許可がおりたのも移転の理由の一つであった。

興正寺から江戸堀へ

願宗寺

興正寺の角櫓

淡路町の校舎へ移転したのちも、依然として学生の増加と教室の狭隘が続いたため、翌1887（明治20）年4月24日には北区河内町一丁目十六番地の興正寺別院（天満興正寺）へ移転した。天満興正寺は境内・建物ともに広壮であるため、その後も予想される学生たちの増加に十分対応することが可能であった。

Column

移転初日の手塚太郎の講義

2019（平成31）年4月、関西大学年史編纂室は、移転当日の12月13日に授業を受けた学生の一人である東次郎が、大阪始審裁判所検事で本校の講師を務めた手塚太郎の「法律大意」講義を筆記したノートを入手した。東のノートは全部で18冊あるが、「関西法律学校生徒　東次郎」という署名が入った講義ノートは1冊だけである。

ノートの冒頭には、開講にあたって手塚が「本来ならば祝辞の一つも述べた上で講義を始めたいところであるが、時間がなく、またすでに今日の授業科目を広告して定めているため、それを守らないのは法律をもって任ずる者のなすべきことではない。そのため、今から速やかに講義を始めたい」と述べたことがしるされている。秀才の誉れが高く、整然としてノートがとりやすかった手塚の講義は、生徒たちから好評を博したと伝わっている。ちなみに、漫画家として有名な手塚治虫は、手塚太郎の孫である。

従来から新聞記事などで12月13日に授業が行われたことは分かっていたが、日付とともに講義内容が筆記されたノートを入手できたのは、関西法律学校の歴史を知るうえでも貴重な発見であった。

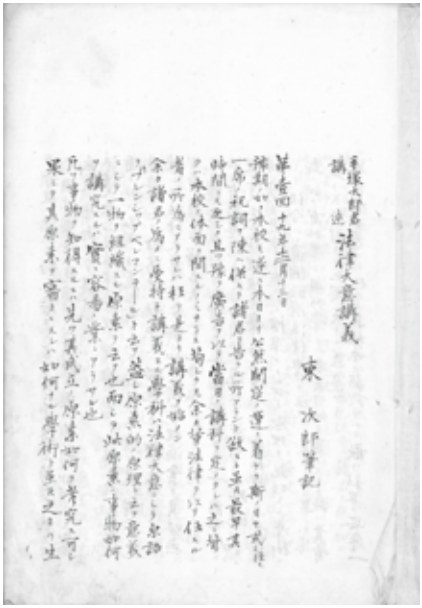

「東次郎筆記講義ノート」の冒頭部分

興正寺へ移転した当日の『大阪日報』は、「関西法律学校は昨今生徒の増加して校舎狭隘を告ぐるに至りたれば、今度更に新築する筈にて右新築落成に至るまで一時天満興正寺へ移転する由なり」と、興正寺はあくまでも一時的な仮校舎であると報じている。[*1] 関西法律学校にとって、自らの校舎を所有することは将来の発展に関わる重要な事柄であったが、財政事情から校舎の新築はなかなか果たせず、結果的には1903（明治36）年11月30日に江戸堀校舎が竣工するまで16年半にわたって天満興正寺を校舎として使用し続けた。

念願であった自前の校舎を西区江戸堀北通一丁目三十七番地に建築するのと並行して、1903（明治36）年3月27日に公布された「専門学校令」（勅令第六十一号）への準拠に向けての準備も進められた。

「専門学校令」への準拠

日清戦争後の教育政策として、高等教育の拡張は急務とされたが、学業を終えるまでの年限が長い大学卒業生ではなく、中学校卒業後3年程度の専門学科を修めた実践的人材の方がむしろ国家にとっては有用であるというのが明治30年代の政府の大局的な判断であり、大学ほどに高水準ではないが、中等教育後に位置する「高等ノ学術技芸ヲ教授スル学校」としての「専門学校」を制度化したのが「専門学校令」であった。[*2] 法令が定めた「専門学校」の修業年限は3年以上で、入学資格は原則、中学校・高等女学校の卒業者、またはこれと同等の学力を持つ者とされた。

認可を得るためには、法令の施行から1年以内に文部大臣に申請する必要があり、申請しなければ廃校（不認可の場合も同様）と見なされることになったため、法学系を中心に多

＊1 『関西大学年史紀要』第1号（昭和50年3月）68～69ページ

＊2 文部省『学制百二十年史』ぎょうせい（平成4年11月1日）、天野郁夫『大学の誕生（上）帝国大学の時代』中央公論新社（2009年5月）

江戸堀校舎

くの学校が「専門学校令」準拠への道を選択した。私立関西法律学校も１９０３（明治36）年9月21日に文部省へ申請書を提出し、11月18日付の文部省令第十三号で「専門学校令」による学校としての認可を受けた（発足は翌年1月1日から）。

私立関西大学への改称

文部省へ「専門学校令」による認可申請書を提出する直前の１９０３（明治36）年9月10日に開催された社団法人関西法律学校の臨時社員会では「一、本校ハ旧名称ヲ用ヒテ専門学校令ニ依ル認可ヲ求ムルコト　二、前項認可ノ上ハ更ニ組織ヲ改メテ大学ト称スルコト　其調査ハ西尾（哲夫）、山口（直三郎）、宮原（末太郎）三氏ニ委託スルコト」（名前は筆者補記）という決議を行っていた。これら3社員による調査の結果がどのようなものであったのかを知る資料は残念ながら残っていないが、組織改編の参考にしたのは、他の学校に先駆けて校名に「大学」を謳った専門学校「早稲田大学」であったと想像される。

早稲田大学の母体となった東京専門学校は、早くから大学設立の意思を表明し、努力してきた私立学校の一つであり、高等教育機関としての整備状況においては抜きんでていた。その東京専門学校が大学として認められるために取った方策の最大のものが、中学校卒業生を入学させる高等（大学）予科の開設であった。

当時、唯一の大学であった帝国大学へ入るためには3年の高等学校、すなわち高等予科で2カ国の外国語を習得する必要があった。それを専門学校では、高等学校には準ずるが、年限が半分（1年半）の予科を設け、「大学部」での専門教育に欠かせない外国語の習得を一カ国語に限ったうえで「大学部」での専門教育を行えば、年限の短縮と、帝国大学と同

水準の教育が同時に実現可能となるため、「大学」と称しても問題ないではないかと主張したのである。そして結果的にはこれが認められ、わが国で初めて「大学」という名称を校名に掲げる私立学校となった。「専門学校令」の公布に先立つ半年前の１９０２（明治35）年９月のことである。

「専門学校令」の第七条では、「専門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得」としており、専門学校としての基準を満たしたうえで、１年ないし１年半の予科を置くという要件を満たせば、「早稲田大学」の先例にならって「大学」への名称変更が認められることから、「専門学校令」の公布を機に、多くの私立学校が同様の方法で次々と「大学」への名称変更を申請した。

私立関西法律学校も１９０４（明治37）年10月14日、かねてから計画していた定款の変更を文部省に申請した。これは大学制度への組織改革の前提となるもので、同年12月12日には学則変更も申請した。法律と経済二学科からなる本科（大学科）の下に修業年限１年の予科を置いたほか、研究生や専門科も設置した関西法律学校の申請に対し、文部省は翌１９０５（明治38）年１月６日付で学校名称と生徒定員ならびに学則変更を認可した。

校地収用による移転

１９０３（明治36）年12月25日に新築なった江戸堀校舎へ移転し、１９０５（明治38）年１月６日からは「私立関西大学」と改称した本学の前途は希望に満ちたものであったが、同１９０５（明治38）年10月に大阪市から江戸堀校舎の敷地を公用接収するという通知を受けた。

当時の大阪は、急激に人口が膨張している最中で、たとえば１９０２（明治35）年から１９０５（明治38）年の3年間では4万２０００人、年平均1万４０００人が増加するという状況であった。これに対して大阪市は、都市機能を高めるために交通機関を発達させようとした。具体的には市電の南北線を敷設し、より機動化しようと図ったのである。そして設計測量を実施したところ、江戸堀校地が予定路線内に含まれることになった。

大阪が近代都市として発展するために交通網を整備する必要があるのは理解できるものの、興正寺から移転してまだ2年も経っておらず、大阪で唯一の私立大学としてさらに発展するべく、より一層の努力を重ねようとしていた矢先のことである。関係者の懸命の努力により、ようやく完成した校舎をわずかの期間で手放すのはしのび難いものがあったが、本学の利益のためだけに反対の立場を取るべきではないと判断した経営陣は、大阪市と数次にわたる交渉を重ねた結果、１９０６（明治39）年6月9日の社員総会で大阪市との売買契約締結を決議した。

福島新学舎

新しい敷地として決まったのは、北区上福島北二丁目百三十三番地・百三十四番地の合併地１０７１坪8合1勺で、江戸堀校地に比べて約6倍半の広さとなった。

１９０６（明治39）年12月17日、待望の福島学舎が完成した。新学舎は大阪駅の南西部にあり、講師や学生たちが通ってくるのには便利な場所であったが、すぐ前を東海道本線が走っていたことから、列車が通るたびに建物が揺れ、汽笛の音で講義が妨げられることもあったという。

福島学舎

このように、1922（大正11）年に千里山学舎が吹田に開設されるまで、本学は大阪市内を転々としながら発展していった。大阪で誕生し、大阪に育まれた学校が関西大学だったのである。

夜学の伝統

1922（大正11）年6月5日、「大学令」に基づき大学昇格を果たした関西大学であるが、忘れてはならないのが夜学の歴史である。

願宗寺で創立した関西法律学校は、淡路町校舎から興正寺、江戸堀校舎、福島学舎へと移転しながら発展を遂げてきたが、千里山学舎ができるまでは、基本的に夕方から授業を行う夜間学校であった。青雲の志を抱いた若者たちが、昼間の仕事を終えて学業に励んだのが関西法律学校であり、「専門学校令」に基づく関西大学であった。

千里山学舎が開設され、予科と学部では昼間の授業が行われるようになったが、福島学舎に残った専門部や第二商業学校では引き続き夜間に授業が行われた。1929（昭和4）年に天六学舎が完成して、福島から専門部や関西甲種商業学校、第二商業学校が移転しても、基本的にその状況は変わらなかった。[*3]

＊3　戦後、本学は1948（昭和23）年に新制大学へ移行し、法・文・経済・商各学部に第2部（夜間部）を設けた（社会学部は1967（昭和42）年の学部開設時から第2部を設置、1958（昭和33）年開設の工学部は最初から第2部を設けなかった）。これら第2部の全学部は天六学舎で夜に講義を行ったが、1994（平成6）年に千里山キャンパスへ移転し、2003（平成15）年に第1部・第2部制を廃止して昼夜開講制（デイタイムコース・フレックスコース）へ移行。その昼夜開講制も、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度にかけて順次フレックスコースの学生募集を停止していった。これにより創立以来120年近くにわたって継承された夜学の伝統は終焉を迎えたのである。

第二節　福島学舎のころの関西大学

福島学舎第二号校舎の増築

福島学舎は１９０６（明治39）年12月に完成したが、すでに狭隘となっていた江戸堀校舎をほとんどそのまま移築したのと、学舎を建築する間、一時期間借りしていた天王寺仮校舎時代の１９０６（明治39）年10月に商業学科を開設したこともあって、早晩、学生を収容しきれなくなることが想定された。そこで、社団法人関西大学の社員会は１９１２（明治45）年、教室や学生休憩室、道場を含む第二号校舎の増築を決議した。工事は同年４月に始まり、４カ月後の８月に１４３坪５合の二階建て校舎（５教室と休憩室）、道場、付属建物が完成した。[*1] この増築によって福島学舎は、江戸堀校舎と比べて建物は２・５倍、敷地は６・５倍に拡大した。施設の充実とともに学生生活は豊かさを増していった。

最先端の講義

福島学舎の施設が整備されるにつれ、多彩な学生生活が展開されるようになり、同時に学問研究の面も進展した。当時、講師の大半が京都帝国大学などから招かれていたこともあり、講義内容は学界の最先端をいくものであった。『法律新聞』４２４号（明治40年５月10日）に掲載された「関西大学だより」という記事には各講師の授業内容が報告され、い

増築なった第二号校舎

＊１　『関西大学拡張記念小冊子』大正元年11月

ずれも名講義である様子がしるされている。

教授内容の充実は、必然的に学生たちの能力向上にもつながっていき、結果として判検事登用試験や弁護士試験の合格者が増加することになった。法律学校としてスタートした本学にとって、これらの試験に合格することは学生たちの大きな目標であり、この時期に学生生活をおくった人たちは、口をそろえて「みんな真面目で、よく勉強した」と語っている。こうした真摯な学究態度は大きな成果をうみだすことになった。そのころ判検事登用試験や弁護士試験に合格した者の数は東京や関西の有力諸大学と比べても遜色がなく、当時の学生の努力のほどが推し測れる。

教員養成のための海外留学生派遣の動き

教員組織は、大学の構成要因として最も重要なものの一つに挙げられるが、明治30年代、特に東京における高等教育機関の教員の供給源は、事実上、（東京）帝国大学以外にはなかった。そのため、私立大学においては、自前で教授陣の養成をはからなければ本格的な大学作りは不可能という考えから、慶應義塾と早稲田大学が先鞭を切って海外留学生の派遣を行った。[*2]

慶應義塾では、1899（明治32）年の義塾評議員会で「教員養成の目的を以て、外国に留学生を送ること」を決し、同年、6名の留学生を欧米諸国に送った。彼らは帰国後、慶應義塾の教員集団の中核を形成することになった。一方、早稲田大学も大学部の設置構想を決定した1900（明治33）年の評議員会で「留学生ヲ海外ニ派遣スルコト」を決め、毎年のように留学生を派遣した。そして慶應義塾同様、帰国した留学生たちは教授陣の中

織田博士の講義風景

心になっていった。

関西大学初の留学生

関西大学では、創立以来、教員はすべて学外から招いた講師であった。留学生の派遣と専任教授制の創設は当然行うべき事柄であったが、本学では実施できず、海外留学生の派遣が実現したのは1915（大正4）年のことであった。

本学初の海外留学生は、1910（明治43）年7月に法律学科を卒業した原田鹿太郎と、1915（大正4）年7月に法律学科を卒業した岩崎卯一の二人で、ともにその前年、弁護士試験に合格していた。二人が出発する状況は新聞でも報じられた。[*3]

原田と岩崎は1915（大正4）年12月9日、横浜からシカゴ丸に乗り、アメリカに向けて出発、2週間あまりの航海ののち、12月27日に英領ビクトリアへ到着した。翌日シアトルに上陸し、さらにシカゴへと向かった。シカゴに1カ月滞在したあと、原田はマンモス・カレッジ、岩崎はノックス・カレッジへ入学した。

マンモス・カレッジで1年間、語学の勉強をした原田はハーバード大学へ入学し、そこで不法行為論、海商法、債権論、会計法等を専攻して卒業。1919（大正8）年3月に帰国した。原田はその後、訳あって汽船会社に入社したが、「大学令」による大学設立認可申請時には補正申請書で教授の一人に加えられた。

一方の岩崎はノックス・カレッジを経て、1916（大正5）年9月にコロンビア大学へ入学。さらに1917（大正6）年7月に大学院へ進学し、社会学の世界的権威ギディングス教授のもとで社会学および社会立法学を研究した。そしてマスター・オブ・アーツ

＊2　天野郁夫『大学の誕生（下）大学への挑戦』中央公論新社（2009年6月）

＊3　『大阪毎日新聞』大正4年12月7日

原田鹿太郎

コロンビア大学で学位を取得した岩崎卯一

（1918年）とドクトル・オブ・フィロソフィー（1921年）の学位を取得したのち、1921（大正10）年7月に帰国し、3カ月後に本学初の専任教授に就任した。大学昇格後の教員組織において中心的存在になった岩崎は、初代法文学部長や初代図書館長、さらには本学出身者として初の学長と、関西大学の歴史において初めてづくしの経歴を積み重ねていく。

着実な発展

1916（大正5）年12月、創立三十周年記念式典が挙行された。創立から30年間で本学は1756名の卒業生を送り出したが、その内訳は次のとおりである。

高等文官・判検事・弁護士	212名
衆議院議員および府県名誉職にある者	34名
判任文官および公吏	689名
銀行会社その他実業に従事する者	558名
講学中およびその他の者	123名
物故者	140名

もともと法律学校として出発しただけに判検事、弁護士、官公吏が圧倒的に多いのは当然のことであったが、こうした多数の卒業生の各方面における活躍は、本学の名を広く世間に知らせることになった。大正初期の本学は、一歩一歩着実な発展を見せていたのである。

第二章

大学昇格の機運

第一節 「大学令」の公布

学制の推移

全国の教育行政事務を総括する組織として１８７１（明治４）年７月18日に設置された文部省は、学校制度構想の立案に着手し、翌１８７２（明治５）年８月３日、全国規模の近代教育法令である「学制」を公布した。この制度は、初等教育の普及と欧米の技術的文化的水準へ急速に追いつくための高等教育の設立に力点を置いており、基本的に身分、階層の別なく、すべての国民に開放された単一体系で、学区制に基づき小学校、中学校、大学校の三種からなり、当時、アメリカを除いては国際的にほとんど例を見ない画期的な特徴であった。そして、１８７９（明治12）年９月には「教育令」を公布するなど、その後も法制を現実に適合させ、教育制度の定着をはかるための改正が繰り返された。[*1]

高等教育に関しては、１８８６（明治19）年３月、東京大学を軸に、他の官省設立専門教育機関を統合した帝国大学を設置する「帝国大学令」が制定された。帝国大学は、学術研究機関である大学院と、学術技芸の教育機関である分科大学で構成され、わが国における近代大学の範型を提示していた。ほかに「師範学校令」「中学校令」「小学校令」および「諸学校通則」などの法令も公布され、この時の諸学校令によって成立した制度は、その後数十年にわたって整備拡充されていくわが国学校制度の基礎となった。

＊1　学制の推移に関する記述は、文部省『学制百二十年史』（平成４年11月）14～19ページを参照

学制改革問題の審議

文部省は、1896（明治29）年に文部大臣の教育政策諮問機関として「高等教育会議」を設置した。有効な教育政策を形成するためには、合議制機関の審議に委ね、学識経験者などの意見を集約することで社会の広範な合意を得ることが望ましいと考えたからである。明治30年代から大正初期にかけての重要な教育制度改革の多くは、この会議の審議を経て実施されるが、高等教育と普通教育を適切に関連づけ、学力水準を落とすことなく修業年限の短絡を実現しようとする学制改革問題については容易に結論が得られなかった。

1913（大正2）年には「高等教育会議」に代わって「教育調査会」を設置し、さまざまな構想を検討したが、やはり審議は難航して決着を見なかった。そこで1917（大正6）年9月21日、政府は総理大臣に直属した強い権限を持つ諮問機関である「臨時教育会議」を勅令第一五二号によって設置し、学制改革をめぐる長年の懸案事項を集中的に審議して課題の解決をめざした。

1917（大正6）年10月1日開催の第1回総会から1919（大正8）年3月28日開催の第30回総会まで、「臨時教育会議」は実質1年6カ月にわたって審議を続けた。途中で寺内正毅内閣から原敬内閣に代わり、文部大臣も岡田良平から中橋徳五郎に交代したが、審議が中止されることはなかった。学制改革の機が熟していたのと、高等教育の機会を拡大するのに最大のネックとなっていた政府の財政事情が、第一次世界大戦がもたらした空前の好況によって一挙に好転していたからであった。

「臨時教育会議」の答申を受けて実施された施策のうち、特に重要な意味を持ったのは、

1918（大正7）年12月6日に公布された「大学令」（勅令第三百八十八号、施行は翌年4月1日）と「改正高等学校令」、さらにその後の高等教育機関の大拡張による中等・高等教育機関の増設であった。中間層を中心とした国民の進学意欲の高まりを反映したこの拡大により、小学校から大学にいたる学校制度が一つの体系として明確に構成されることになり、わが国の高等教育制度は大きく刷新されていく。

「大学令」の公布

「大学令」は全部で二十一条からなり、それまでの帝国大学を含む大学全般についての総合規定として制定された。

第一条では、大学の目的を「国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スル」と定め、続く第二条で、大学の基本組織を従来の「分科大学」から「学部」に改め、「数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス」として大学の総合性を重視した（ただし、特別に必要な場合には一学部からなる単科大学も認めた）。

第三条では、学部には研究科を置くこととし、数学部を置いた大学では研究科間の連絡調整を図るためにそれらを総合して大学院を設けることもできるとした。

第四条では、従来の帝国大学など、官立のほかに公立や私立の大学を設置することを初めて認めたが、公立大学の設置主体は北海道および府県に限定し（第五条）、私立大学については必要十分な資金と基本財産を持つ財団法人を設置基盤とし、その維持費用を支出し得る基本財産を文部大臣へ供託することを義務づけた（第六条、第七条）。さらに公私立ともに、その設立廃止は勅裁を得て文部大臣が認可するなど、厳格な制限を設けていた（第八条）。

学部へ入学できるのは大学予科修了者、高等学校高等科卒業者、それと同程度の学力を持つ者で（第九条）、学部に三年以上（医学生は四年以上）在学し、一定の試験に合格した者には学士の称号を与えるとした（第十条、第十一条）。

特別必要な場合には大学に予科を設けることができ、そこでは高等学校高等科程度の普通教育を行う（第十二条）。大学予科の修業年限は、中学校第四学年修了者ならびに同等の学力を持つ者は三年、中学校卒業者ならびに同等の学力を持つ者は二年とした（第十三条）。予科の設備や編制、教員、教科書は高等学校高等科に関する規定を準用し（第十四条）、定員はその年の大学に収容し得る人数を超過しない程度とする（第十五条）。大学と大学予科の学則は、法令の範囲内で当該大学が定め、文部大臣の認可を受けるとした（第十六条）。

大学の教員は、従来は帝国大学の分科大学職員であったのをすべて大学に属することに改め、人的にも大学の総合化を期した。なお、公私立の大学にはそれにふさわしい人数の専任教員を置くこととした（第十七条）。私立大学の教員採用については文部大臣の認可を必要とし（第十八条）、教育・研究の質の保障に配慮した。

公私立の大学は文部大臣の監督に属し（第十九条）、文部大臣はそれらの大学に報告を求めるとともに、監督上必要な命令を下すことができる（第二十条）。大学令に依らない学校は、勅定規定に別段の定めがある場合を除き、大学と称することや、大学であることを示す名称を用いることはできない（第二十一条）。

私立大学の設置認可の諸条件

「大学令」が公布された翌年の1919（大正8）年3月29日には「大学規程」（文部省令

官報

『官報』に掲載された「大学令」

第十一号）が定められ、そこでは公立および私立大学の設置認可に関する具体的な申請内容がしるされた。設置認可を受けるにあたり、私立大学が満たすよう求められた要件の主要なものを「大学令」「大学規程」「大学設立認可内規」から抜き出すと次のとおりである。[*2]

① 私立大学は「財団法人」でなければならない。

② 財団法人は、大学に必要な設備と資金、ならびに少なくとも大学を維持するのに足る収入を生じる基本財産を持たなければならない。そして基本財産中の現金または国債証券その他、文部大臣が定める有価証券で国家へ供託する必要がある。

③ 供託すべき基本財産は、1学部の場合は50万円、さらに1学部を増すごとに10万円とする。基本財産の供託は、設立時に2分の1以上、残額は次年度以降3カ年の分割供託を認める。

④ 大学は、目的と規模に応じ、教授上ならびに研究上で必要な設備を備えなくてはならない。

⑤ 設備とは、普通の授業に必要な設備のほか、学部の種別に応じた欧米各国中2カ国の図書各2千部以上、法文経商の各学部を持つ大学は図書館、医学部では付属病院、農学部の場合は演習地をさす。

⑥ これらの設備が未整備でも、これに要する資金を所有している場合には一定期間猶予する。また、その資金の2分の1以内は、確実な収入見込がある場合には現有していなくてもよい。

⑦ 大学には相当員数の専任教員を置く必要がある。その数は、学部の完成年までに主要学科目の半数以上とする。教員の採用にあたっては文部大臣の認可を得なければ

＊2 天野郁夫『大学の誕生（下）大学への挑戦』中央公論新社（2009年6月）385～387ページ

ならない。

⑧ 大学の入学者は、大学予科修了者ないし高等学校高等科卒業者、あるいは文部大臣が同等以上の学力ありと認めた者とする。

⑨ 大学予科については、高等学校の規定を準用する。予科の規模は、当該大学に収用できる員数を超過しない程度に定めなければならない。

これらの要件のうち、特に重要なのは（1）50万円以上の基本財産の供託（2）高等学校と同水準の大学予科の設置（3）校舎や図書館など、施設設備の整備（4）一定数の専任教員の確保、であった。いずれも達成するには多額の資金を必要とし、「専門学校令」のもとで「大学」を称していた私立大学の経営や財務状況からすると、これらの要件がいかに厳しいものであるかは容易に理解された。

「大学令」は、帝国大学以外の官公私立大学の設置を認めたが、あくまでも大学は官立を原則とするというのが、当時の基本的な認識であり、そのうえで私立大学の設立は認めるが、認可の要件を厳しくし、設置後も常に国家の監視・監督のもとに置くというのが私立大学に対するスタンスであった。そのため、当時の大学関係者からは「大学令は私立大学撲滅策である」という声さえあがったという。[*3]

私立大学の昇格

私立大学の設置について、「大学令」は厳しい条件を示したにもかかわらず、1918（大正7）年12月6日の公布から1年2カ月後の1920（大正9）年2月5日に慶應義塾大学と早稲田大学が大学昇格を認可されたのに続き、同年4月16日には明治大学、法政大

＊3 『中央大学七十年史』（昭和30年10月）104ページ

学、中央大学、日本大学、國學院大學、同志社大学が昇格を果たした。「大学令」公布以降、昭和の終戦後に新制大学がスタートするまでの間に設立された私立大学は、以下に示すように全部で28大学を数える（認可年月、大学名、昇格時の開設学部の順）。

大正9年2月　慶應義塾大学（文・経済・法・医）、早稲田大学（政経・法・文・商・理工）
大正9年4月　明治大学（法・商）、法政大学（法・経済）、中央大学（法・経済・商）、日本大学（法文・商）、國學院大學（文）、同志社大学（法・文）
大正10年10月　東京慈恵会医科大学（医）
大正11年5月　龍谷大学（文）、大谷大学（文）、専修大学（経済・法）、立教大学（商・文）
大正11年6月　関西大学（法・商）、立命館大学（法）、東洋協会大学（のち拓殖大学）（文）
大正13年5月　立正大学（文）
大正14年3月　駒沢大学（文）
大正14年5月　東京農業大学（農）
大正15年2月　日本医科大学（医）
大正15年4月　高野山大学（文）、大正大学（文）
昭和3年4月　東洋大学（文）
昭和3年5月　上智大学（文・商）
昭和7年3月　関西学院大学（法文・商経）

昭和14年5月　藤原工業大学（のち慶應義塾大学工学部）（工）
昭和17年5月　興亜工業大学（のち千葉工業大学）（工）
昭和18年3月　大阪理工科大学（のち近畿大学）（工）

関西大学は慶應義塾大学と早稲田大学の認可から遅れること2年4カ月、「大学令」の公布から数えると3年6カ月が経過した1922（大正11）年6月5日に立命館大学、東洋協会大学（のち拓殖大学）とともに昇格が認可されたが、昇格認可までの年月は、学生も含む関西大学関係者にとって苦難の道のりであった。

第二節　大学昇格に向けて

大学昇格への体制づくり

1918（大正7）年12月6日の「大学令」公布に先だって文部省は、近く「大学令」を公布し、帝国大学以外の公私立大学に対しても同等の資格を認めることを発表していた。そこで本学は1918（大正7）年4月6日に社団法人関西大学の臨時社員総会を開催して拡張に伴う委員を選び、「大学令」公布の暁に備えることにした。[*1] この時、委員に選ばれ

＊1　『社団法人関西大学決議録』大正7年4月6日

たのは、織田萬（学長）、和仁貞吉、柿崎欽吾の3理事と横山鑛太郎、白川朋吉の2監事に武内作平、武田貞之助、山口房五郎、砂川雄峻、菅沼豊次郎の5社員を合わせた10名であった。

「大学令」に基づいて昇格を果たすためには、校地の選定や学舎の建築をはじめとして、社団法人から財団法人への組織変更、専任教員の採用やカリキュラムの整備、さらには文部省への供託金など、越えなければならないハードルがいくつも存在した。資金はいくらあっても足りず、大学昇格をめざす経営陣の苦労は計り知れなかったが、本学は「大学令」公布の翌日の１９１８（大正７）年12月７日に社員総会を開催し、社員の増員を決議して昇格への体制作りを始めた。この時、新たに選出されたのは板野友造、黒田荘次郎、後藤武夫、武田宣英、内藤正剛、廣瀬徳蔵、松村敏夫、吉崎亀之助、吉田音松の９名で、旧講師の松村と吉崎を除けば、新社員はすべて本学の出身者であった。

社団法人から財団法人への組織変更

「大学令」は第六条と第七条で、私立大学は大学に必要な設備と、それに要する資金、そして少なくとも大学を維持するのに足る収入を生じる基本財産を有した財団法人であることと、基本財産のなかから現金または国債証券その他、文部大臣が定める有価証券により法令が定める金額を文部省に供託することを求めていた。そのため、組織を従来の社団法人から財団法人に改めることと、基本財産を整えて「大学令」が定める金額を文部省に供託することが、本学にとって緊急の要務となった。

１９１９（大正８）年12月８日開催の社員総会では、社団法人の解散と財団法人設立の

件が決議され、それに向けての準備手続きが理事、監事に一任された。そして2週間後の12月22日開催の臨時社員総会では、織田萬をはじめ、全部で27名の社員の同意をもって社団法人関西大学の解散が最終的に議決され、5日後の12月27日付で「社団法人解散届」「財団法人設立許可申請書」「財団法人関西大学寄附行為」が文部省へ提出された。

「財団法人関西大学寄附行為」

財団法人の設立にあたって用意された「財団法人関西大学寄附行為」は終戦後、新教育制度が発足するまで長く本学がその運営に依拠したものである。「第一章　総則」「第二章　資産」「第三章　役員」「第四章　寄附行為ノ変更」「第五章　附則」からなり、全二十九の条文で構成されていた。

「第一章　総則」は、財団法人が目的とする事業（第一条）、法人の名称（第二条）、法人の所在地（第三条）を明記している。

「第二章　資産」は、社団法人の資産の財団法人への引き継ぎ（第四条）、財団法人における経費の支弁方法と会計年度（第五条）、資産の管理者（第六条）を規定している。

「第三章　役員」の条文は第七条から第二十五条まであり、この「寄附行為」の中心をなすもので、内容的には「理事と監事」「協議員」「評議員」の三つに大きく分けられる。

「第四章　寄附行為ノ変更」は、総協議員の3分の2以上の同意があれば文部大臣の認可を経て変更できることを定めている（第二十六条）。

「第五章　附則」は、財団法人設立時の理事・監事（第二十七条）、協議員（第二十八条）、評議員（第二十九条）の氏名を列記している。

社団法人の解散や財団法人の設立ほかの書類も収める『財団法人関西大学寄附行為原簿』

財団法人の寄附行為における「役員」

寄附行為が定める「役員」に関する条文のうち、第七条から第十二条までが「理事と監事」に関する規程である。

社団法人の時代と比べて、理事を3名ないし5名、監事を1名ないし3名と増員し（第七条）、理事と監事は協議員のなかから選任して協議員会が任免する（第八条）。さらに、理事のうち1名を学長とし、1名または2名を専務理事とすることができ、学長と専務理事は理事が互選する。理事は財団法人の一切の事務を処理するが、協議員会の決議に反した事務を行うことはできない（第九条）。

監事は常に財団法人の資産と事務の状況を監査し、必要な場合は協議員会を招集して報告する（第十条）。理事と監事の任期は3年とし（再選を妨げない）、任期満了後も後任が就任するまでは権利と義務を有する（第十一条）。理事と監事に欠員が生じた場合は協議員会で選挙するが、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする（第十二条）。

第十三条、第十四条と第十七条から第二十五条までは協議員（協議員会）に関する規程である。協議員数は20名ないし50名とし、「評議員、教授、講師、元以上の有資格者、校友」の資格を有する者に限る（第十三条）。協議員は財団法人に関する重要な事項を決議する（第十四条）。協議員は終身で、補欠選挙は総協議員の3分の2以上の同意をもって行う（第十七条）。財団法人の名誉を棄損したり、利益に背反する行為や不行跡をなしたりした協議員は、協議員会の決議により除名することができる。その場合、総協議員の3分の2以上の同意を必要とする（第十八条）。

協議員会は通常と臨時の2種類とし（第十九条）、通常協議員会は12月に理事が招集し、事務の概況や会計の状況を報告するとともに、次年度の事務方針その他必要な事項を決議する（第二十条）。臨時協議員会は、理事または監事が必要と認めた時に招集する。協議員の5分の1以上から会議の目的事項を開示して請求された時、理事は臨時協議員会を招集することが必要となる（第二十一条）。協議員会を招集するためには会議の目的事項を示し、少なくとも開会3日前に書面で各協議員に通告する（第二十二条）。協議員会は、協議員が5名以上出席しなければ開催することはできない。協議員会の決議は総協議員の過半数の同意をもってする。協議員会で定数の同意が得られない時は、出席者過半数の同意で仮決議をなし、欠席協議員に通知し、これに同意した欠席協議員を加え、定数に達した場合は協議員会決議と同一の効力を有する（第二十三条）。協議員会議の議長は理事が行う。理事に差し支えがある時は出席者の中から選挙する（第二十四条）。協議員会の決議事項に特別の利害関係を持つ協議員は、表決権を行使することはできない（第二十五条）。

新しく定められた寄附行為では、財団法人の運営において、協議員（協議員会）の権限や果たす役割が大きくなり、理事、監事の選任や任免をはじめ、財団法人の重要事項は協議員が決議すると定めたのが特徴的なことである。

財団法人設立時の役員

財団法人設立時の役員は次のとおりである（第二十七条、第二十八条、第二十九条）。

【理　事】

織田萬、和仁貞吉、柿崎欽吾、垂水善太郎、砂川雄峻（5名）

【監　事】

大鐘彦市、白川朋吉、武内作平（3名）

【協議員】

織田萬、和仁貞吉、柿崎欽吾、白川朋吉、横山鑛太郎、板垣不二男、板野友造、林龍太郎、大鐘彦市、渡邊菊之助、吉崎亀之助、吉田音松、武内作平、武田貞之助、多喜澤秀雄、垂水善太郎、武田宣英、内藤正剛、村松岩吉、黒田荘次郎、山口房五郎、後藤武夫、松村敏夫、齋藤十一郎、喜多村桂一郎、水島鐵也、宮原末太郎、澁川忠二郎、平田譲衛、廣瀬徳藏、砂川雄峻、菅沼豊次郎（計32名）

【評議員】

一瀬勇三郎、太田黒英記、加太邦憲、河村善益、柿原武熊、田丸税稔、村山龍平、植村俊平、山本辰六郎、古荘一雄、藤田平太郎、鴻池善右衛門、國分三亥、小林芳郎、手塚太郎、齋藤十一郎、北畠治房、菊池侃二、水上長次郎、水島鐵也、本山彦一、關一（計22名）

財団法人設立時の評議員

財団法人の運営に関して重要事項を決議する「協議員」になることができる有資格者の一つに「評議員」がある。財団法人の寄付行為では、この「評議員」を「学位を有する者、高等の官職にある者、知名の士」のいずれかで、財団法人の維持を賛助する者が協議員会の推薦を得てなると定めていた（第十五条）。

財団法人設立時の「協議員」（32名）は全員、社団法人の時から社員として大学の運営に関わってきており、そのうち関西大学の卒業生である校友が3分の1を占めていたが、「評

議員」は、社会的に著名な人物ではあるものの、関西大学の経営には直接タッチせず、何か事が起こった場合には諮問に応じて審議する立場にあった。[*2] 設立時に「評議員」に選ばれた22名の評議員はいくつかのグループに分けることができる。

第一は、関西法律学校ならびに関西大学における教学の代表者を含んだ教育者のグループで、手塚太郎、水上長次郎、一瀬勇三郎、加太邦憲、河村善益、古荘一雄、齋藤十一郎、水島鐵也が該当する。ただし、水島を除く7名は、本来は司法官である。

第二は、政治家のグループである。植村俊平と關一、菊池侃二がこれにあたる。

第三のグループは司法官である。第一グループの7名に、太田黒英記と柿原武熊、北畠治房、國分三亥、小林芳郎を加えることができる。

第四のグループは財界人である。鴻池善右衛門、藤田平太郎、山本辰六郎がこれに属する。

第五のグループは新聞人である。これには村山龍平と本山彦一が該当する。

いずれの人たちも大阪における政・財・司法・教育・新聞界の重鎮ばかりで、関西大学は、こうした人たちの協力と援助を得ながら喫緊の課題である大学昇格の難局を乗り切ろうとした。

そして、1919（大正8）年12月27日付で文部省へ提出された「社団法人解散届」「財団法人設立許可申請書」「財団法人関西大学寄附行為」は文部省で審議が行われ、民法第三十四条により、翌1920（大正9）年3月11日付で財団法人の設立が許可された。

＊2　財団法人設立時、評議員に関する明確な規程は存在しなかったが、1923（大正12）年12月17日開催の理事会で「評議員会規程」を制定している。評議員は理事が推薦し（第一条）、任期は2年（第二条）、評議員会を組織する（第三条）。評議員会は理事の諮問に応じ、関西大学に関する重要事項を審議する（第四条）という内容であった。

＊3〔次頁〕　熊　博毅「本山彦一と関西大学」『なにわ大阪と本山彦一――大正期大阪への貢献と本山考古室　研究成果報告書――』（2020年3月14日）

Column

評議員本山彦一と関西大学

関西大学が社団法人から財団法人に組織変更したときに評議員であった人のうち、本山彦一に焦点をあて、関西大学と評議員との関係性を見てみよう。[*3] 本山は大阪毎日新聞社の社長としてさまざまな事業を展開したが、考古学にも造詣が深く、約2万点にのぼる考古学遺物を収集したことで有名である。現在、それらは「本山コレクション」として関西大学博物館に収蔵され、国の指定文化財になっている。

本山を関西大学評議員に推薦することが議決されたのは1912（大正元）年12月6日の社団法人社員総会で、松田正久、藤田平太郎とともに評議員となった。松田は、西園寺公望や原敬とともに政友会と内閣を支え、刑法改正や日露戦争後の財政再建などに尽力した政治家であり、もう一人の藤田平太郎は、藤田財閥の創始者である藤田傳三郎の長男として大阪府に生まれ、藤田グループの基盤を作った大阪を代表する経済人の一人である。三人とも社会的地位の高い名士であることから、就任の承諾を請うため、社員総会では古荘一雄学長、砂川雄峻委員長、柿崎欽吾監事に依頼手続きが委託されている。

本山はその後も評議員への再任を繰り返すが、そのなかの一回、1922（大正11）年5月20日という日は関西大学の歴史上、注目すべき日で、この日、山岡順太郎が総理事に就任しているのである。大学昇格を目前に控えた時期に大阪財界のトップであった山岡の総理事就任にあわせて新聞界のリーダーである本山も評議員に再任し、関西大学の運営に引き続きの協力を求められた。

本山彦一の伝記である『松陰本山彦一翁』には、本山が社長を務める大阪毎日新聞社の社会貢献事業に関する記述が見られる。事業の内容は、学術研究調査や教育・産業・運動・芸術などの奨励事業のほか、国際親善や各種記念事業など多岐にわたるが、このうち教育奨励事業では、関西大学を含めて全部で20近い学校や教育機関へ寄付を行っている。

関西大学への寄付については年史編纂室所蔵の資料でも確認することができる。募金活動のことは、第四章第二節と第三節で詳しく述べるが、「大学令」による大学昇格のため、山岡を会長として1921（大正10）年に組織された関西大学拡張後援会に対して寄付を申し込んだ160個人・機関のうちの一人として本山と大阪毎日新聞社の名前が残っている。千里山学舎の建設をはじめ、国への供託金納付など、多額の資金を必要とする関西大学にとって、本山や大阪毎日新聞社からの寄付金は貴重な支援となったのである。

本山彦一

第三章

校地の選定と取得

第一節　千里山住宅地の開発と北大阪電気鉄道の建設

都市の郊外化と鉄道沿線開発

鉄道会社が路線の敷設に伴い、それぞれの駅を中心に住宅開発を行ったり、商業施設を設置したりして沿線開発を行うことは広く知られている。郊外に新興住宅地を提供することで、鉄道会社は都市部に勤務するサラリーマンを乗客として確保できるが、そのままでは、朝夕の通勤ラッシュ時には一方向だけ、すなわち、朝は郊外から都市部へ、夕は都市部から郊外へ向かう列車だけが混雑する。それを避けるために考えられたのが、住宅地のそばに学校や病院など、公共性の高い施設を誘致することである。これによって朝、郊外から都市部への通勤客を運んだ列車に郊外の学校や病院などへ向かう学生や一般人が乗車し、鉄道会社としては往復で利益を見込むことができる。一方、会社や学校・病院等が休みの週末に乗客が減少することに対しては、起点と終点の近くに遊園地や大型商業施設、観光地などを設けることで乗客の確保に努めた。阪急電鉄千里線の前身である北大阪電気鉄道株式会社でも同じような図式で沿線開発が行われている。[*1]

レッチワースと千里山住宅地

北大阪電気鉄道株式会社と密接な関係にあり、1920（大正9）年3月10日に設立さ

＊1　熊　博毅「都市の郊外化から見た大正、昭和前期の千里山開発と関西大学」『関西大学年史紀要』第27号（2020年3月）

れた大阪住宅経営株式会社によって開発が進められた千里山住宅地は、イギリスのエベネザー・ハワードによって提唱された田園都市思想の影響を受けた町づくりが行われたことで知られている。19世紀に「世界最初の工業国家」となったイギリスにおいては、都市人口の急拡大があった。そして、首都ロンドンや北部工業地帯のマンチェスターのような大都市では、過密による劣悪な居住環境、伝染病の流行、環境汚染、労働者の貧困など、さまざまな問題が発生していた。ハワードは、このような当時の社会問題の解決を都市と農村地帯の長所を兼ね備えた田園都市の建設に求めた。彼の構想は『明日　本当の改革に向けた平和な道』（1898年出版）と、その改訂版である『明日の田園都市』（1902年出版）として世に知られるようになっただけでなく、20世紀初頭にロンドンの北に建設されたレッチワースとして現実のものとなった。[*2]

一般的に田園都市と聞くと、のどかな自然に囲まれた都市を思い浮かべるかもしれない。しかし、ハワードの田園都市は、先述した当時の社会問題を解決するために構想された新しいかたちの都市であった。[*3] 田園都市として開発されたレッチワースにおいて、土地は個人ではなく、「営利限定的な会社」である第一田園都市株式会社によって所有され、住民から支払われた借地料は、町の整備や運営に充当された。[*4] これにより、計画的でゆとりのある居住環境が形成されることになった。また、レッチワースは、住民の雇用を確保するための工場誘致や都市内の農地で生産された農産物の供給などによる自立性の高い都市をめざしていた。[*5] さらに、ハワードの考えでは、田園都市が適度な人口規模に達した場合、「都市の周りには必ず田舎地帯を保存」しながら、その先に新たな田園都市を建設することで、田園都市の持つ長所を維持しようとしたのである。[*6]

＊2　エベネザー・ハワード『新訳　明日の田園都市』山形浩生訳 鹿島出版会（2016年10月）7ページ

＊3　東秀紀ほか『「明日の田園都市」への誘い　ハワードの構想に発したその歴史と未来』彰国社（2001年10月）55ページ

＊4　西山八重子『イギリス田園都市の社会学』ミネルヴァ書房（2002年4月）74〜75ページ

＊5　東秀紀ほか『「明日の田園都市」への誘い　ハワードの構想に発したその歴史と未来』彰国社（2001年10月）113ページ

＊6　エベネザー・ハワード『明日の田園都市』山形浩生訳 鹿島出版会（2016年10月）233〜234ページ

このようなハワードの田園都市の思想は、世界的な広がりを見せることになり、20世紀初頭には日本にも紹介され、「東洋のマンチェスター」と呼ばれた大阪の郊外住宅地の開発にも影響を与えることになった。千里山周辺の開発に際し、1920（大正9）年1月に北大阪電気鉄道株式会社は、元内務大臣の後藤新平を会長とする内務省の外郭組織である「都市研究会」にその開発計画案の作成を委嘱した。[*7] この開発計画案が現存しているかは不明であるが、当時の史料には「大阪市外吹田村の附近に於きまして約百萬坪の田園都市の計画設計を我研究會に於いて調査を致しまして」と記されている。[*8] このことから計画案は、「大学」や北大阪電気鉄道株式会社が経営した遊園地「千里山花壇」なども含む壮大なものであり、1928（昭和3）年までに大阪住宅経営株式会社によって開発された約16万坪の千里山住宅地は、計画全体のほんの一部にしか過ぎなかったようである。[*9] この計画案の作成は、同研究会の理事および内務省都市計画課長であった池田宏を中心に進められ、1920（大正9）年1月中旬に、後藤を含む同研究会の役員たちが都市問題についての講演等のために来阪した際には、北風が吹き、雪が積もるなか、池田自身も千里山にまで足を運び、実地調査を行っている。[*10] そして、大阪住宅経営株式会社の関係者とも交渉しながら5月頃までに大まかな案を完成させた。[*11] この都市研究会に対しては、北大阪電気鉄道が200円を拠出しているほか、大阪住宅経営株式会社の社長であった山岡順太郎も開発計画が委嘱された同じ月に、個人で1000円の大金を拠出しており、両者の名が同研究会の賛助会員の一覧に記載されている。[*12]

職住近接の町づくりが進められたレッチワースに対して、大阪の中心部で働くサラリーマン向けの郊外住宅地として開発されたという点において千里山住宅地は、ハワードの田

＊7　寺内信「千里山住宅地／吹田千里山住宅地と大阪住宅経営株式会社」、片木篤ほか『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会（2000年3月）348～351ページおよび「都市研究会總会」『都市公論』第4巻第2号（1921年2月）42ページ

＊8　「都市研究会總会」『都市公論』第4巻第2号（1921年2月）42ページ

＊9　寺内信「千里山住宅地／吹田千里山住宅地と大阪住宅経営株式会社」、片木篤ほか『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会（2000年3月）348～351ページ

＊10　「阪神宣傳の記」『都市公論』第3巻第2号（1920年2月）81ページ

＊11　「北大阪電鐵住宅經營案」『都市公論』第3巻第5号（1920年5月）61ページ

＊12　「會報」『都市公論』第3巻第2号（1920年2月）89ページおよび「會報」『都市公論』第3巻第5号（1920年5月）64ページ

園都市とは異なるものである。その一方で、千里山住宅地では、ハワードの構想を範に、中心の公園から放射状・同心円状に道路が配置されており、現在でもそれを見ることができる。しかし、それだけでなく、当時の物価高騰と住宅難のなか、山岡を社長とする大阪住宅経営株式会社の発起人たちが「単なる営利事業ではなく、会社の配当に制限を附して、中産階級殊にサラリーマンを標準とする社会事業としての住宅を経営しよう」とした点においても、レッチワースとの共通点を見出すことができる。[*13]

北大阪電気鉄道の設立と線路敷設工事

1918（大正7）年11月24日に設立された北大阪電気鉄道の路線計画は、天神橋筋東四丁目から淡路を経て千里山へ達する「本線」と、淡路から分かれて十三へと向かう「十三支線」からなっていた。しかし、天神橋筋から淡路へ至る区間では淀川を渡らなければならず、架橋工事の関係で、十三から淡路を経て千里山に至る区間を先に工事し、全線の完成を待たず、ひと足先に十三駅と豊津駅の間で開業した。1921（大正10）年4月1日のことである。

北大阪電気鉄道株式会社の起業から開通までの経緯については『吹田市史　第3巻』[*14]に詳しくしるされている。一時は却下される雲行きにあった鉄道敷設の認可申請書が一転して受理されたり、三度にわたって工事施工申請手続きが延期されたりするなど、工事に着手するまで難航したが、1919（大正8）年5月19日にようやく工事施工申請が認められた。その際、会社に課せられた期限は、同年11月18日までに着工し、1921（大正10）年5月18日までに竣工することであった。

千里山住宅地平面図

＊13　郊邨「住宅　千里山のにい邑より＝土地住宅會社行脚（A）＝」『建築と社會』第9号第6集（1923年9月）35ページ

＊14　『吹田市史　第3巻』（平成元年3月）179～200ページ

鉄道の敷設にあたっては用地買収が必要不可欠であるが、1919（大正8）年度下半期に出された「北大阪電気鉄道株式会社　第参期営業報告書」[*15]には、必要な鉄道用地はほとんど買収し終えた、と計画が進んでいることがしるされている。線路敷設工事に関しても、基面以下（道床）は請負を付託して工事中で、この期末には工程の半分ができあがり、線路に必要な諸材料も全部注文済みであるとしている。

営業運転の開始

続く1920（大正9）年度上半期の「第四期営業報告書」からは、線路基面以下の工事はすべて完成し、土木工事が終わった箇所から軌条（レール）の敷設に着手していることや車輌の製造状況などを知ることができる。

同年度下半期の「第五期営業報告書・貸借対照表・財産目録・損益計算書・利益金処分」には、淡路から千里山に至る間の土木工事は、豊津と千里山の一部区間を除いて前期末に竣工し、淡路から分岐した支線も、終点十三までの土木工事は1921（大正10）年2月に完了したとしるされている。さらに、十三と千里山間に存在する橋梁は2月中にすべて架橋が完了し、レールの敷設も豊津と千里山間以外はすべて3月中に竣工して、電車8輌、貨車3輌も同月には完成した。電気工作物は3月21日に竣成し、同23日には逓信省による検査が終了。3月24日に鉄道省へ提出された十三駅と豊津駅間の運転営業開始認可申請は同30日に認可され、翌4月1日、待望の営業運転が開始された。

豊津から千里山までの延伸

＊15　北大阪電気鉄道株式会社の営業報告書は、人文社会系史資料のオンライン配信プラットフォームである「ジャパンデジタルアーカイブズセンター」の「企業史料統合データベース」による。このデータベースは、京阪土地株式会社や新京阪鉄道株式会社の営業報告書も収納している。

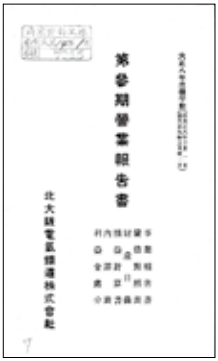
第参期營業報告書
北大阪電氣鐵道株式會社

北大阪電気鉄道第参期営業報告書

豊津駅から千里山駅まで線路が延伸されたのは、十三駅と豊津駅間が開業した半年後の1921（大正10）年10月26日であった。そして、この延伸に伴い、両駅の間に花壇前駅が新たに設置された。花壇前駅は、関西大学に隣接して開設された「千里山花壇」という遊園地にアクセスするための駅である。

ところで、豊津駅から千里山駅までの開業が半年遅れたことについて『吹田市史』は「千里山までの工事は、豊津停車場の北方にあった垂水共有墓地火葬場の移転問題がからみ、その完工は半年の後れをみた」としるしているが、[*16] これについて、1921（大正10）年度上半期のことをまとめた「第六期営業報告書」からは「豊津村にある墓地と火葬場の移転に協力が得られないため、豊津と千里山間の四哩（マイル）二十六鎖（チェーン）零節（リンク）壱から四哩四拾八鎖拾七節六に至る間に一時的に仮線路を敷設し、前後を接続させることにした」という記載を確認できる。十三駅と豊津駅との間が開業した1921（大正10）年上半期の時点で、延伸区間の工事進捗状況は約50パーセントであった。

続く「第七期営業報告書」は「前期間の工事で未完了であった四哩二十六鎖零節壱から同四哩四拾八鎖拾七節六に至る仮線は、大正十年十月二十五日に完成し、翌二十六日から豊津、千里山間の運輸営業を開始した」と工事の完了を報告している。

1919（大正8）年5月19日に工事施工申請が認められた北大阪電気鉄道は、1921（大正10）年10月26日にようやく終点の千里山駅まで開通させることができた。ちょうどその頃、千里山校地では最初の建物である予科校舎の建設工事が進んでいる真っ最中であり、鉄道が千里山まで延伸された結果、通学手段も確保されたことになった。

延伸工事中の豊津駅から千里山駅区間

建築中の予科校舎

＊16 『吹田市史 第3巻』200ページ

第二節　千里山校地の取得

大学設立認可要件としての校地

1918（大正7）年11月24日の北大阪電気鉄道株式会社設立から12日後の12月6日に「大学令」が公布され、帝国大学のほかに、公立・私立の大学設立も認められることになったが、大学へ昇格するためには「大学令」に定められたさまざまな基準を満たす必要があった。本学では、公布以前から拡充に備えるための委員を選出するなど、体制づくりを進めてはいたものの、「大学令」の公布によって大学昇格は学校の存亡と将来の発展をかけた最重要課題として現実のものになった。

第二章第一節で見たように、「大学令」は学部や経営母体、卒業後の学士認定、大学予科、専任教員の配置などについて定めていたが、大学設立認可に必要な具体的条件は、翌1919（大正8）年3月29日に定められた「大学規程」に示されていた。

「大学規程」第一条は認可申請の条件として、大学の名称、学部の種類や名称、大学院や大学予科の設否、学則らとともに、大学の位置や校地、校舎の図面や建設設計などを提出することを求めていた。特に、校地に関しては、地質や面積とともに付近の状況を記載した図面、飲料水の定性分析表を添付することなども条件づけていた。関西大学の新校地も、当然こうした条件を満たすべく選定と取得作業が進められたに違いない。

千里山校地の選定

１９１９（大正８）年２月28日開催の臨時社員総会では、校地の取得をより具体化するため、織田萬、柿崎欽吾、和仁貞吉の３理事と横山鑛太郎、白川朋吉の２監事に砂川雄峻、山口房五郎、廣瀬徳蔵、松村敏夫、内藤正剛の５名を加えた10名の委員からなる校舎敷地選定委員会が設けられた。[*1]

そして、同年12月８日開催の社員総会では、北大阪電気鉄道の豊津駅から程近い大阪府豊能郡豊津村大字垂水の土地を新校地として選定する旨の委員会報告がなされた。[*2] 所有権移転手続きや代金の支払い方法等、買い入れ手続きの一切は理事、監事に一任されたが、結果としてこの土地は取得に至らなかった。その後、北大阪電気鉄道の希望により大阪府三島郡千里（ちさと）村の土地１万５７６２坪３合５勺に変更して購入することになり、１９２１（大正10）年２月３日に売買契約が締結された。

北大阪電気鉄道の終点である千里山一帯は、なだらかな起伏が続く丘陵地帯で、北には北摂の山並みを負い、南は遙かに大阪の市街を展望し、晴れた日には生駒、金剛、葛城の連峰から遠く淡路島まで見渡すことができ、学問を究める環境としては申し分がなかった。それに加え、前節で見たように、北大阪電気鉄道株式会社が千里山周辺の開発を進めるにあたって委嘱した「都市研究会」がまとめた計画案に「大学」の誘致や遊園地の設置が盛り込まれていたことも、関西大学が千里山へ進出する理由の一つになったと考えられる。

『関西大学百年史』は、千里山校地の選定については、北大阪電気鉄道株式会社設立者の一人で、関西大学監事も務めた大鐘彦市の斡旋が大いに与って力があり、同時に理事の柿

＊１「決議録　大正８年２月28日」（『関西大学百年史　資料編』２１８～２１９ページ）

＊２「決議録　大正８年12月８日」（『関西大学百年史　資料編』２２４～２２６ページ）

崎欽吾もその誘致に熱心であったとしるしている。[*3]

のちに関西大学の総理事となる山岡順太郎は、関西大学が昇格のための校地を取得するために具体的な調査活動をスタートさせた1919（大正8）年時点では、大阪商船株式会社副社長ならびに大阪鉄工所会長ほか、数多くの会社の経営に携わり、大阪商業会議所の会頭も務める大阪財界の重鎮ではあったが、関西大学とはまだほとんど関係を持っていなかった。山岡が柿崎の申し出に応じて関西大学の評議員になったのは1920（大正9）年9月25日であり、大学昇格に向けて本格的に力を尽くしていくのは、翌1921（大正10）年9月に関西大学拡張後援会の会長に選ばれてからである。

千里山に新校地を、という方向性は、やはり大鐘や柿崎たちによって決定されたと考えるのが自然であろう。ただし、山岡が全く知らなかったかと言えば、必ずしもそうとは言えない。北大阪電気鉄道の線路敷設工事が始まったのと同時期の1920（大正9）年3月10日に設立された大阪住宅経営株式会社の社長を務める山岡は、同社の専務取締役と関西大学理事の両方を務める柿崎から関西大学が千里山へ進出することを聞いていたとしても不思議ではないからである。

大阪住宅経営株式会社、北大阪電気鉄道株式会社と関西大学

都市の郊外化と鉄道沿線開発という時代の流れのもと、北大阪電気鉄道株式会社と大阪住宅経営株式会社、関西大学三者には密接な関係があり、それが千里山での校地取得を決定づけたと思われる。[*4]

千里山住宅地の開発を経営目的の一つとすることで、北大阪電気鉄道株式会社と大阪住

＊3 『関西大学百年史 通史編 上』355ページ

＊4 熊 博毅「都市の郊外化から見た大正、昭和前期の千里山開発と関西大学」『関西大学年史紀要』第27号（2020年3月）

宅経営株式会社が緊密な関係にあったのは容易に想像できるが、関西大学とも親密な間柄にあったことの分かる資料が残っている。時代が少し下がり、大学昇格を果たしたのちの1923（大正12）年1月1日に発行された『千里山学報』第6号掲載の「本学、北電、大阪住宅三者幹部の懇談会」という記事である。1922（大正11）年11月18日に三者懇談会が開催され、それぞれの首脳陣が将来の共同発展策等について意見交換を行っていることが紹介されている。その記事の後半部分には、当日出席した人たちの氏名とそれぞれの立場が列記されており、首脳陣の関係を一覧表にまとめると次のようになる。

関西大学・北大阪電鉄・大阪住宅経営首脳陣の関係

氏名	関西大学役職	北大阪電鉄役職	大阪住宅経営役職	備考
山岡順太郎	総理事		社長	もと大阪商業会議所会頭
柿崎欽吾	専務理事		専務取締役	弁護士
宮島綱男	専務理事			
秋岡義一		社長		
竹田三七		専務取締役		のち京阪土地株式会社取締役
太田光凞	評議員	取締役		のち新京阪鉄道株式会社社長
村木正憲		監査役		
堀田宗一	賛助員		専務取締役	
田所美治	評議員		取締役	
加島安治郎	賛助員		取締役	
牧義朝	賛助員		支配人	

『千里山学報』第6号掲載の懇談会記事

これを見ると、山岡は関西大学総理事であるとともに、大阪住宅経営株式会社の社長であり、柿崎も関西大学専務理事であると同時に、大阪住宅経営株式会社の専務取締役である。北大阪電気鉄道株式会社取締役の太田光凞と大阪住宅経営株式会社取締役の田所美治はともに関西大学評議員で、大阪住宅経営株式会社専務取締役の堀田宗一と同社取締役の加島安治郎ならびに支配人の牧 義朝はともに関西大学賛助員である。いずれも相互に緊密な関係性を持っていたことが分かる。

この日の懇談会では、将来の共同発展策について種々意見交換が行われたが、なかでも北大阪電気鉄道株式会社取締役で本学評議員でもある太田光凞は、関西大学に文科大学を早急に併設することを力説し、出席者たちもその意見に賛同して、その実現に努力すべきことを申し合わせたとしるされている。

さらに、1923（大正12）年3月15日発行の『千里山学報』第7号には、「千里山住宅竣成」というタイトルの記事が掲載され、「本学とは最も関係の深い大阪住宅経営株式会社に依って経営されている千里山住宅は、今回予定計画数百戸中百数十戸だけ竣成を見るに至った。〔中略〕欧米各国の著名な都市が何れも大学を中心として大学町を形成したやうに、軈ては本学を中心とする所謂千里山都市若くは関大町と云うやうなものが此所に形作られる事であらう」と記述している。隣接する千里山住宅地と関西大学が、北大阪電気鉄道を介在に学園都市として展開する要素を持っていたとも考えられる。[*5]

千里山の開発段階から北大阪電気鉄道株式会社と大阪住宅経営株式会社、関西大学の三者は密接な関係にあり、それゆえに新校地は千里山で、という選択がなされ、その良好な状態は大学昇格後も続いたことが分かる。

千里山住宅竣成

本學とは最も關係の深い大阪住宅經營株式會社に依つて經營されてゐる千里山住宅は、今回豫定計劃數百戸中百數十戸だけ竣成を見るに至つた。同經營地は本學和學舍を距る事數町、北大阪電氣軌道線の終點に位し、周圍には千里山一帶の自然の丘陵地を控へ、風景の勝れてゐる事、空氣の清澄である事、更に又其所に建てられた大小各住宅の設備がそれぞれ完備してゐる事等、實に郊外都市として理想的のものであると思ふ、歐米各國の著名な都市が何れも大學を中心として大學町を形成したやうに、軈ては本學を中心とする所謂千里山都市若くは關大町と云ふやうなものが此所に形作られる事であらう。

『千里山学報』第7号掲載の千里山住宅竣成記事

＊5　森隆男「文化遺産としての住まい―関西近郊都市における住文化の変容を民俗建築学の視点で分析―」『平成17年度～19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書』（2008年3月）

不動産売買契約

1919（大正8）年12月8日に一旦新校地として選定が報告された豊津村垂水の土地は結局、取得には至らず、関西大学は1921（大正10）年2月3日に北大阪電気鉄道株式会社から千里村の土地1万5762坪3合5勺を購入することになる。

現在、関西大学年史編纂室は千里山校地の売買に関する「不動産売買契約書」「金銭貸借契約証書」ならびに「領収証」を保管している。[*6] それらをもとに、売買契約の内容等を確認しておこう。

【不動産売買契約書】

1921（大正10）年2月3日に売主の北大阪電気鉄道株式会社（代表は取締役の木村宇一郎）と買受側の財団法人関西大学（代表は理事の柿崎欽吾）との間に交わされた学校用地に関する「不動産売買契約書」で、全八条の条文のうち、次の五条が要点となる。

北大阪電気鉄道株式会社は、所有地である公簿面積3町2反6畝9歩（実坪は1万5762坪3合5勺）の土地を5万2685円38銭で財団法人関西大学に売り渡し、大学はその代金で買い受けた（第一条）。代金のうち1万円は、契約締結日に大学から電鉄に内金として納め、電鉄はそれを受取った（第二条）。所有権移転登記申請は大正10年2月4日（売買契約日の翌日）午前10時に双方所轄の登記所で行う（第四条）。登記が完了したら、大学は直ちに土地代金の残額を電鉄に支払う（第五条）。この契約は、関西大学の敷地に提供する目的で締結されたものであるため、大学は遅滞なく校舎を移転すべきであり、もし、その目

＊6 「不動産売買契約書」「領収証」「金銭貸借契約書」は『関西大学百年史 資料編』219～224ページに掲載

不動産売買契約書

的の用途に供しない時は第一条の金額で電鉄に売り戻すものとする（第八条）。

【金銭貸借契約証書】

「不動産売買契約書」のなかで関西大学は内金として1万円を北大阪電気鉄道に納め、残りは登記の完了とともに速やかに支払うことになっているが、実際は残金（4万円余）すべてを借り受ける措置を取っており、この証書は、それを示すものである。

本書の契約日は、不動産売買契約日と同じ1921（大正10）年2月3日で、債権者は北大阪電気鉄道株式会社（代表は取締役・木村宇一郎）、債務者は財団法人関西大学（代表者は理事・織田萬）、さらに保証人として柿崎欽吾、垂水善太郎、大鐘彦市、白川朋吉ら4名の名前が列記されている。そのあとには不動産売買契約書についているのと同じ物件表（三島郡千里村大字片山周辺と佐井寺周辺の土地、合わせて51筆）が添付されている。なお、本書の第一条では、債権者から債務者に対する貸与金は「4万円」となっているが、次の「領収証」を見ると、内金の1万円を除いた残金の4万2685円38銭であったことが分かる。[*7]

【領収証】

北大阪電気鉄道株式会社（代表は常務取締役・木村宇一郎）から財団法人関西大学（代表者は理事・織田萬）にあてた領収証である。金額は「四萬弐千六百八拾五圓参拾八銭也」となっており、但書きには、1921（大正10）年2月3日付不動産売買契約証書による三島郡千里村大字片山17番の畑3畝15歩のほか、50筆の土地代金5万2685円38銭のうち、すでに領収した1万円を控除した残額を領収したとしるされている。

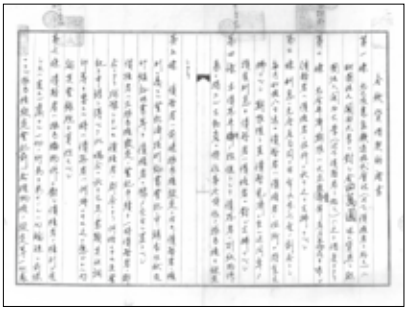

金銭貸借契約証書（部分）

＊7　北大阪電気鉄道株式会社の「第六期営業報告書」（大正10年度上半期）には、財産目録のなかに4万3306円73銭の未収入金が「關西大學ヘ賣却土地代殘金、阪神急行電鐵會社取扱連絡券ニ對スル當社未収入金其他」として記載されている。このうちの大半が関西大学へ売却した土地代の残金であったことは明白である。

千里山校地の取得

北大阪電気鉄道株式会社と財団法人関西大学との間で締結した不動産売買契約日から2日後の2月5日、関西大学は文部省に大学設立認可申請書を提出する。校地の場所や面積は申請項目のなかでも欠かすことのできない重要事項である。もちろん、電鉄会社と大学の間では事前に折衝が繰り返され、契約内容は、ほぼ決定していたのだろうが、不動産売買契約の締結は最後に残った重要案件であり、これが成立したから大学設立認可申請手続きが進められたとも想像される。

ところで、校地取得の経緯について『関西大学百年史　通史編　上』は「(前略)関係者が奔走した結果、大正八年十二月に大阪府豊能郡豊津村大字垂水の土地一万坪(現在の外苑の地、当時加島家所有地)が新校地として選定された。そして買い入れ手続きの一切が理事、監事に一任されたが、その後九年四月に北大阪電鉄の希望によって、現在の第一学舎の敷地となっている大阪府三島郡千里村の土地一万五千坪(四万九五〇〇平方メートル)と交換されることになった」と記述している。[*8]

一方、北大阪電気鉄道株式会社の「第五期営業報告書・貸借対照表・財産目録・損益計算書・利益金処分」には「(前略)同村(三島郡千里村)大字片山及佐井寺ニ於テ実測壹萬五千七百六拾弐坪参合五勺ヲ関西大学ニ学校敷地トシテ提供シ之ト同時ニ豊津村大字垂水ニ於テ同大学ノ敷地トシテ予定セシ当社所有地九千八百五坪八合五勺ハ之ヲ住宅経営地トナシタリ」という記載がある。

これによると、北大阪電気鉄道株式会社は1921(大正10)年2月3日に千里村大字

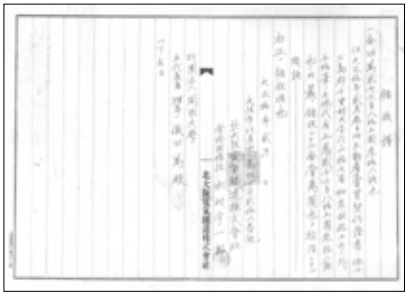

領収証

＊8 『関西大学百年史　通史編　上』355ページ

片山と佐井寺の土地1万5762坪3合5勺を関西大学の校地として提供し、同時に豊津村大字垂水で大学敷地として予定されていた電鉄所有地9805坪8合5勺を住宅経営地にしたというのである。つまり、豊津村大字垂水の土地は関西大学と売買契約を交わす時点でも北大阪電気鉄道の所有地であった。もし、関西大学が豊津の土地を購入してすでに所有地としていたら、「交換」する場合、電鉄側に土地購入代金を支払う必要はなく、過不足金を調整すれば済むだけである。実際は5万2685円38銭で購入していることから、最初に選定された豊津村の土地は購入までに至らなかったと考えられる。

すでに見たように、北大阪電気鉄道は一旦、豊津駅まで敷設された段階で開業するが、千里山までの延伸は既定のことであり、電鉄会社の沿線開発の原則から言えば、終点の千里山に少しでも近いところへ大学を配置する方が学生たちの乗車距離が伸び、結果として収益も上がる。こうした視点から考えると、北大阪電気鉄道株式会社が千里村の土地を関西大学へ提供し、代わりに豊津村大字垂水の土地で住宅経営を行ったというのは、会社にとって大きな意味を持つことであった。『百年史』の記載にある「北大阪電鉄の希望によって交換された」という記述は、鉄道会社の経営方針からは当然のことだったのである。

土地購入代金の支払い

関西大学年史編纂室は「京阪土地に関する文書」という簿冊を保管している。1922（大正11）年3月ごろから1925（大正14）年10月にかけて取得交渉が進められた運動場用地に関係する書類を綴じたものであるが、そのなかには千里山校地の代金支払いに関する書類も数点含んでいる。[*9] のちに「東洋第一」と称される大運動場用地は、千里山校地同

*9 熊 博毅「大学昇格前後の関西大学運動場用地の取得と建設経過」『関西大学年史紀要』第28号（2021年3月）

様、北大阪電気鉄道株式会社の仲介により取得交渉が進められた。しかし、北大阪電気鉄道は1923（大正12）年4月1日に運輸事業部門を新京阪鉄道に譲渡し、土地住宅部門だけを独立させ、京阪土地株式会社と名称を変えて新たなスタートを切っていく。

北大阪電気鉄道株式会社が新京阪鉄道へ運輸事業部門を譲渡するにあたって取り交わした「覚」[*10]のなかには「鐵道分離ノ方法ニ就テハ京阪側ニ於テ鐵道會社ヲ新設シ本會社電鐵部一切ノ財産及權利義務ヲ下ニ記載スル條項ニヨリ買収相成度」としるしたあとに11項目の条件を列記している。この「覚」は、関西大学にとって一見無関係のもののように見えるが、条件三のロとハが大いに影響するため、北大阪電気鉄道側から提供されたと想像される。事実、おそらく関西大学関係者の手によると考えられるが、ここが重要と言わんばかりに、条件三のロとハの上部には、墨で書かれた二重線が引かれ、さらに丸で囲んだロとハの文字が書き込まれている。条件三の本文は次のとおりである。

三、左記ノ支出ハ鐵道建設費ニ準シ電鐵部ノ負擔タルヘキコト

イ　電鐵營業費缺損補給（前々期及前期分）約金拾貳萬圓也

ロ　關西大學寄附金四萬圓也

ハ　千里山グラウンド用地（本社分擔分）約五千坪ノ代金約五萬圓也

ニ　花壇設備費約七萬餘圓ノ半額金參萬五千圓ノ補給

ロの「關西大學寄附金四萬圓也」というのは、1921（大正10）年2月3日に北大阪電気鉄道から千里山学舎の敷地を買い受ける契約を取り交わした際、内金として1万円を北大阪電気鉄道に納め、残りはすべて借り受ける措置を取っていたが、この書類から、北大阪電気鉄道は残金のうちの4万円を関西大学へ寄付することにしていたことが分かる。

*10 「覚」が作成された年月日は明記されていないが、鉄道部門を譲渡する先の新京阪鉄道の設立年月日が1922（大正11）年6月28日であり、「覚」と同じ時に作成されたであろう「電鉄評価の根拠」という文書中の収支比較表に1922（大正11）年4月から6月にかけての月別成績が列記されていることなどから、これらの書類は新京阪鉄道が設立される直前に作成されたと考えられる。

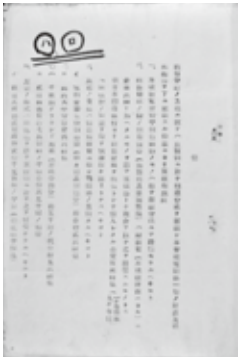

「覚」欄外の書き込み

ハは、運動場用地に関わる経費であるが、約５０００坪の代金約５万円も電気鉄道側が負担することを示している（運動場用地の取得については、第七章第二節で詳しく述べる）。そして、これらの負担を新会社でも引き継ぐよう指示しており、関西大学にとってはその約束が明記されていることが最重要として大学関係者が欄外に印をつけて強調したのである。

簿冊のなかには、１９２２（大正11）年７月５日付で山岡順太郎関西大学総理事から鷲野米太郎北大阪電気鉄道常務取締役に宛てて出された願い書が残っている。大学敷地代金のうち未払いであった４万円について、北大阪電気鉄道株式会社は大学へ寄付することにしてくれたが、取り扱い手続きの都合上、別紙の寄付申込書を使って大学へ申し込んでほしいと依頼する文書である。これに対して北大阪電気鉄道株式会社からは、かねてから交渉している関西大学拡張資金として４万円を寄付することについて、支出することはすでに重役会で決議しているが、その後、重役の多数が異動し、近々新重役が就任することになっているため、それらの役職者が就任したうえで寄付申込書を提出することにさせてもらいたいという内容の文書が１週間後の７月12日付で送られている。

大学昇格資金獲得のため、大学は校友をはじめ関係各所への募金活動を展開しており、その募金内容をしるした帳簿の一冊である「後援会寄附金明細帳」のなかには１９２２（大正11）年10月５日に「北大阪電気鉄道株式会社　社長秋岡義一」名義で金４万円が寄付されたことが記載されている。政府への供託金をはじめ、校舎の建築費その他、莫大な資金を必要とする大学昇格前後の時期に、北大阪電気鉄道株式会社の寄付という形で千里山校地の支払いが免除されたのは、このうえもなく強力な支援になったと言えるであろう。

第四章

山岡順太郎の登場

第一節　大阪財界の重鎮

「商船の山岡」から「大阪財界の山岡」へ

1866（慶応2）年9月18日、金沢藩の下級武士山岡弥五郎、みつの長男として生まれた山岡順太郎[*1]は、困窮のうちに幼少期を過ごした。1879（明治12）年、金沢医学校に入ったが、志は医に非ず、と程なく退学し、1883（明治16）年に陸軍士官を志して上京した。しかし、士官学校受験の数日前に足首をねんざして断念。1885（明治18）年10月に茨城県の収税属となったが、租税取立ての役人生活が肌に合わず、ある事件をきっかけに収税吏の職を辞した。

山岡には中橋徳五郎という同郷の先輩がいた。当時、中橋は逓信省の財務課長で、山岡は中橋を頼って1892（明治25）年に逓信省へ入り、以後、中橋の影に沿うがごとく行動をともにしていく。

1898（明治31）年7月に大阪商船株式会社（現・株式会社商船三井）社長に迎えられた中橋に従い、山岡も同年9月12日に大阪商船の文書課助役となった。以後、10数年にわたり、山岡は中橋を助けて大阪商船隆盛の基礎を築いていく。実業家としての山岡の手腕は、この大阪商船で鍛えられ、成熟していった。

大阪商船における山岡の功績は、内航部門を充実したことであった。1907（明治40）

山岡順太郎

＊1　山岡順太郎の生涯の事績を著したものとしては、山岡の没後一年を期して発行された鹿子木彦三郎『山岡順太郎傳』（昭和4年11月26日）、薗田香融「山岡順太郎」『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月4日）247～255ページなど

年8月1日に内航部長となった山岡は、別府航路の開発に努め、会社の収益増加に大きく貢献した。そうした敏腕ぶりは社の内外に知られるようになり、１９１４（大正３）年３月18日、山岡は株式会社大阪鉄工所（現・日立造船株式会社）の社長に就任した。当時、同社は業績不振にあえいでおり、経営を立て直すために得意先の大阪商船から山岡を迎えたのである。山岡が社長に就任して3カ月後の6月28日、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの首都サラエボに鳴り響いた銃声が第一次世界大戦勃発の引き金となり、その結果、日本の海運業、造船業は未曾有の活況を呈するに至った。山岡が社長に就任して4年後の１９１８（大正7）年、大阪鉄工所の造船進水トン数は日本第一位となった。山岡の思い切った積極方針が功を奏したのである。

１９１４（大正３）年11月、大阪商船社長の中橋が政界入りしたため、山岡は再び大阪商船にもどり、11月20日付で副社長となった。大阪鉄工所の社長はそのまま兼任し、翌１９１５（大正４）年1月29日には会長に就任した。

このようにして山岡は海運、造船という当時の花形産業のトップとして大阪財界に重きをなし、１９１７（大正６）年12月1日には土居通夫の後任として大阪商業会議所会頭に選ばれた。それは「商船の山岡」から「大阪財界の山岡」になったことを意味していた。

山岡が活躍した大大阪の時代

「大大阪」とは、１９２５（大正14）年4月1日に東成郡と西成郡の44カ町村を編入して、区域を拡張した大阪市を指す。この市域拡張によって大阪市の人口は２１１万４８０４人、面積は１８１・６８㎢となり、大阪市は人口で東京市を抜いた。

この日、中之島公会堂では大阪市主催の市域拡張記念式典が挙行された。街には造花に彩られた市電や乗合自動車、タクシーが行き交い、公設市場や百貨店などでは記念の大売り出しも行われたという。その前後の3月15日から4月30日にかけては、大阪毎日新聞社主催の大大阪記念博覧会も天王寺公園と大阪城を会場として開催されていた。大阪は祝祭気分に包まれていた。[*2]

この市域拡張は、都市政策の専門家として著名な関一市長の思想の実現でもあった。第一次世界大戦（1914年7月～1918年11月）を契機として、大阪市東部・南部の隣接町村では市街地化が急速に進んだが、財政が苦しかったために教育施設・上下水道などの建設は滞っていた。そこで大阪市が隣接町村を市に編入し、統一的な都市計画を実施することが必要とされた。その際、関は市街地にとどまらず、農村地帯を含めた東成・西成両郡全域の大阪市への編入を主張した。それは、関が市街地から人口を分散させて住み心地のよい都市を目指すという立場から、郊外に住宅地を形成しようとしていたからであった。[*3]

この市域拡張の動きは、1915（大正4）年11月の大阪市による市区境界変更調査会の組織（委員長は助役時代の関）や1918（大正7）年3月の接続町村長懇話会（東成郡12町村、西成郡9町村が参加）の結成に始まった。これに鑑みれば、財界人としての山岡順太郎が活躍した時代は、まさに大阪市が「大大阪」に変貌する過渡期であったといえるだろう。

そのなかで注目したいのが、大阪化学工業博覧会（以下、化工博）である。この博覧会は、山岡を会頭とする大阪商業会議所が主催して、1918（大正7）年4月15日から6月30日まで天王寺公園で開催された。大正期の大阪の博覧会といえば、前述の大大阪記念

関一（国立国会図書館電子展示会「近代日本人の肖像」）

＊2　以上については、新修大阪市史編纂委員会編『新修　大阪市史　第7巻』（1994年3月）3～5ページ参照

＊3　芝村篤樹『関一―都市思想のパイオニア―』松籟社（1989年4月）69・85ページ、前掲『新修　大阪市史　第6巻』（1994年12月）147～148ページ

博覧会（大大阪博）の方がよく知られている。その意味において、化工博はこれまで大大阪博の陰に隠れてきたが、財界人としての山岡が活躍した時代の雰囲気を知るうえで、恰好のイベントであると思われる。しかも山岡は、会頭に就任して早々に役員会と総会で化工博の開催を決定していた。化工博に対する山岡の思い入れの強さがうかがえる。[*4]

現代でもそうだが、博覧会には時代を象徴するテーマが取り上げられる。ではなぜ化工博は、化学工業をテーマとして開催されたのだろうか。

1914（大正3）年10月6日、関助役は大阪実業協会の例会で「化学工業に就て」という講演を行っている。[*5] そもそも関が講演の題目に化学工業を選んだのは、「此の戦争〔第一次世界大戦―筆者注〕が始まりまして以後、化学工業といふ言葉が、大分世間の注目を惹く様にな」ったからであった。この講演の約2カ月前、日本は日英同盟に基づいてドイツに対する宣戦布告に踏み切っていた。その敵国ドイツで食料品が不足しているという世間の憶測を踏まえて、関は「実際は英国などに比すれば独逸は遥かに自分の国で食物を供給する力が強い」と述べる。そしてその理由を「人造肥料の製造が非常に発達したといふこと」に求めている。

第一次世界大戦は、化学工業の発達によって戦われている。このような戦争の特徴に大阪の実業界の関心が向きつつあることを、関は的確に捉えていた。そして、19世紀の初めまで農業国であったドイツで化学工業が発達した理由として、①応用化学という学問の発達、②応用化学・応用化学者に対する信頼の存在、③カルテル（企業者連合）の組織を挙げている。これらを日本における化学工業振興の参考にしようとしたのである。

それから約4年後、化工博は開催された。依然として世界大戦は続いており、大戦景気

大阪化学工業博覧会の第一館（『大阪化学工業博覧会報告』）

＊4 『山岡順太郎傳』177～179ページ

＊5 関一日記研究会編『関一日記 大正・昭和初期の大阪市政』東京大学出版会（1986年2月）89ページ、関一「化学工業に就て」『工業之大日本』大正3年12月号

に伴って、日本でも化学工業はかなりの発達を遂げていた。もっとも、ここに山岡ら大阪商業会議所が化工博を開催した意図はあった。

化工博の記念誌のなかで、山岡は染料、塗料、各種薬品の製造、ゴム、ガラス、紙、皮革、煉瓦工業、油脂、曹達、窒素工業といった化学工業を挙げて、その種類の増加、技術の進歩、規模の拡大を率直に認める。そのうえで「我が化学工業今日の盛況は、果して自力に基くものなりや」と問いかけ、「今日の隆盛を致せる所以のもの、主として大戦の齎せる偶然の結果に過ぎず」と自ら答えている。そこで重要になるのが、「戦後の計」として「生産費其他の費用を低減し、技術を改善し、原料の供給を円滑にする」ことであった。[*6] 山岡ら大阪商業会議所は、化学工業界が大戦後も成長を続けるために真の実力を養うことを意図していた。そうした化学工業界の切磋琢磨の場が、化工博なのであった。

化工博の会場は第一館、第二館、第三館で構成された。第一館と第三館には既存の勧業館と美術館が充てられた。各館では化学工業に関する各種の出品が陳列されたが、第二館では機械館と特許館にフロアを分けて展示が行われた。各館の展示には、専門知識を有する化学工業関係者だけでなく、一般の来場者の興味を引くようなものも散りばめられていた。たとえば、第一館に設けられた「顕微鏡室」では、乳酸菌をはじめとする各種の菌を自由に見ることができた。また、第三館の「家庭化学」と題したコーナーでは、ミカンの皮からのミカン油の抽出といった、台所ゴミの活用方法などを学べるようになっていた。さらに第三館の参考室には、戦時を反映して陸軍技術審査部の毒ガス発射器も出品された。そのほか、余興場では奇術や演劇が披露され、週末などには花火も打ち上げられた。[*7]

各出品には審査が行われ、名誉賞牌、金牌、銀牌、銅牌などの褒賞が与えられた。名誉

大阪化学工業博覧会の広告ビラ『大阪化学工業博覧会報告』）

＊6　山岡順太郎「今後の化学工業に就て」『大阪化学工業博覧会誌』同編纂所（大正7年12月）1ページ

＊7　『大阪化学工業博覧会報告』大阪商業会議所内大阪化学工業博覧会（大正7年12月）22～25ページ・206ページ、『大阪化学工業博覧会の写真と説明』浪華化学工業会（大正7年5月）1ページ

賞牌32出品のうち、大阪市が11、大阪市以外の大阪府が5を占めた。また、観覧者は75日間の会期中、46万人に達した。[*8] ちなみに、関助役は4月15日の開会式に出席したあとも、5月5日の端午の節句に長男を伴って見物に訪れている。[*9]

それでは、財界人としての山岡が活躍した時代において、大阪の人々は都市化や工業化を享受するだけであったかというと、そうではない。周知のとおり、大戦景気のなかで物価、とりわけ米価が高騰し、シベリア出兵の影響も相俟って、全国で米騒動が発生するに至った。化工博から約2カ月後の1918（大正7）年8月9日には、大阪にも米騒動が波及した。[*10]

8月14日、大阪府庁で林市蔵府知事、池上四郎市長、商業会議所の山岡らによる協議が行われ、市内富豪の寄付金をもって米の廉価販売に充てることが決まった。[*11] 集まった160万円を資金として、山岡は大阪市選出の代議士（清和倶楽部所属）で、大阪堂島米穀取引所の理事でもある上田弥兵衛と連絡を取り合いながら対応にあたった。上田が朝鮮で買い付けた米が市内に配給されたところ、米価自体も徐々に下落していった。[*12]

この寄付金には、結果として約55万円の残余金が生じた。残余金は、大阪府と大阪市で折半して、それぞれ方面委員後援会の基金と市民館の創設費用として使用されることになった。方面委員は林府知事が主導して、1918（大正7）年10月に大阪府に設置された。現在の民生委員の前身にあたる制度である。委員は市町村吏員、警察官吏、学校関係者、有志者及び救済事業関係者から任命されて、生活困難者に対する調査とその救済、広く一般生活の改善向上に従事した。

方面委員の活動に対して、後援会は事務所の経費、専属書記の俸給などを負担した。後

＊8 『大阪化学工業博覧会報告』158～159、187ページ

＊9 『関一日記』200・202ページ

＊10 大阪での米騒動については『新修 大阪市史 第6巻』510～520ページを参照

＊11 『大阪毎日新聞』大正7年8月15日夕刊

＊12 『山岡順太郎傳』210～212ページ

援会の設置当初、後援の資金として基金の利子のみ、基金と利子のいずれも（元利）のどちらを用いるかをめぐって意見が分かれた。元利の投入を求めたのは山岡であった。山岡は、方面委員が社会に不可欠な制度であれば、資金が切れても補充がつくはずだと主張した。[*13] それは、山岡自身が「社会事業を根本から改造すべき時期に最も適応した方法」として、方面委員を高く評価していたからであった。[*14]

このように大阪市が「大大阪」に変貌する過渡期においては、都市化や工業化、社会政策の進展といった文脈が併存していた。その交錯するところに、財界人としての山岡の活躍は位置づけられるのである。

公人としての山岡

山岡の一周忌を期し、1929（昭和4）年11月26日に出版された『山岡順太郎傳』（鹿子木彦三郎著）に収録されている「年譜」には、山岡の職歴や公職歴が列記されている。これによると、山岡は全部で12社の会社取締役（社長ならびに会長）と21社の会社相談役・監事を務めるとともに、関西大学を含めて四つの教育関係の公職、それ以外に27の公職を委嘱されている。公人としての山岡は、誰もが認める大阪財界のトップリーダーであったことは、こうしたことからも窺える。

山岡が関係した会社の特徴としては、大きく海運・船舶関係、電力関係、住宅・土地関係、運輸（鉄道）関係の4部門を挙げることができる。

海運・船舶関係としては大阪商船株式会社や株式会社大阪鉄工所など、山岡の本業であった会社のほか、大阪海上火災保険株式会社をはじめとするいくつかの会社に相談役とし

*13 以上、方面委員については、大阪府編『大阪府民生委員制度四十年史』大阪府民生部社会課（1958年12月）40～43ページ、74～78ページを参照

*14 山岡順太郎「社会問題の解決は議論より実行」『実業之世界』大正8年8月号、57ページ

て関わっている。公職としては帝国水難救済会、日本海員掖済会、帝国海事協会、戦時船舶管理局、海事委員会、港湾協会などが山岡の知識と経験を求めて委嘱したと考えられる。

電力関係の企業は宇治川電気株式会社、日本電力株式会社、関西電力株式会社などである。山岡が日本電力株式会社を創設して社長となったのは1919（大正8）年12月15日のこと。当時、電力需要は増大する一方だったため、山岡は瀬戸、蟹寺、亀谷に水力発電所を作り、190マイルの送電線を設け、10数万キロワットの電力を大阪へ送った。火力発電を始めたのも山岡であり、尼崎に出力14万キロワットの大火力発電所を作った。さらに、水量が豊富な黒部峡谷に出力5万キロワットの柳河原発電所を設けて東京へも送電している。見果てぬ夢で終わってしまったが、黒部を中心とするアルプスの水系を開発し、日本の電力供給を一本化するというのが山岡の晩年の大構想であった。

住宅・土地関係の会社については、自ら大阪住宅経営株式会社、美章土地株式会社[*15]の社長を務めたほか、相談役として日本家禽土地株式会社や木津川土地運河株式会社、天王寺土地株式会社などと関係を有している。

山岡が住宅経営に取り組もうとした目的は、サラリーマンの住宅難を少しでも解消したいと考えたからである[*16]。第一次世界大戦末期、住宅難は世界的な現象となっており、日本でも借家生活を送っているサラリーマンは苦痛にあえいでいた。1920（大正9）年3月10日に資本金1000万円で創業した大阪住宅経営株式会社は、会社の主たる目的を「住宅を建築して之を賃貸すること」とし、大阪市の建築資金の貸付を得る一方で、「株主に対する毎期利益配当は年六朱を越ゆることを得ず」と会社に公益性の強い性格を持たせたのも、サラリーマン生活を少しでも楽にしようとしたからで、サラリーマン層の住宅を確保

*15 美章土地株式会社については巷間、山岡順太郎の父である山岡弥五郎（美章）が設立・経営し、それを順太郎が引き継いだようにしるしたものが散見されるが、実際のところは順太郎が設立し（会社創設時、父・弥五郎はすでに逝去している）、敬慕する父の名である「美章」を社名に用いたのが正しい。

*16 山岡順太郎の住宅経営については、和田康由・寺内信「山岡順太郎と大阪住宅経営株式会社」『日本建築学会計画系論文集』第486号（1996年8月）167～176ページ、同「山岡順太郎と住宅経営論」『同論文集』第488号（1996年10月）187～194ページ

することが結果的には企業を発展させ、ひいては大阪経済界の繁栄につながるというのが大阪商業会議所会頭でもある山岡の考えであった。

山岡自身は鉄道会社を直接経営したわけではないが、大阪鉄道株式会社や黒部鉄道株式会社、伊勢電気鉄道株式会社、阪堺電鉄株式会社などの相談役を務めている。なかでも黒部鉄道株式会社[*17]は、1921（大正10）年12月に設立され、翌1922（大正11）年11月1日に完成した電気鉄道で、当時の先端技術である電車架線を利用していた。もともとは黒部川の電源開発のための建設資材運搬用路線として計画されたが、沿線住民の強い要望や宇奈月温泉、黒部峡谷などの観光開発をするため、開通時に旅客・貨物兼用鉄道にされたという経緯がある。電源開発によって生まれた電気を利用して鉄道を運行すれば、人々の移動や物資の大量輸送が容易になり、産業の発展につながるという経済人らしい大所高所に立った山岡の構想であった。

山岡順太郎の人となり

『山岡順太郎傳』のなかで著者の鹿子木彦三郎は、山岡の人柄を（一）「翁は生まれつき至孝であった」、（二）「翁はまた多情多血の人であった」、（三）「翁は外貌頗る豪放闊達のように見えていたが、思慮は頗る稠密であった」、（四）「翁は非常に同情心に富んでいられた」と評しているが、この伝記以外にも山岡の人柄をしるしたものが残っている。

山岡順太郎の没後30年目にあたる1957（昭和32）年11月22日、大阪市中央区今橋の大阪倶楽部に故人と縁故の深かった人たち80余名が参集し、「故山岡順太郎追憶懇談会」が開催された。後日、この会で披露された回顧談がB6判54ページの小冊子『故 山岡順太郎

*17 現在の富山地方鉄道宇奈月温泉駅から電鉄黒部駅間と、すでに廃止された電鉄黒部駅からJR黒部駅（現・あいの風とやま鉄道黒部駅）間をあわせた鉄道である。

*18 『故 山岡順太郎翁追憶会の記』は、山岡に関する貴重な資料であるが、私家版で閲覧が難しいことから、山岡家の了解を得たうえで『関西大学年史紀要』第27号（2020年3月）に再録された。

翁追憶会の記』にまとめられ、刊行された。[*18] このなかにも山岡の人となりを知ることができるエピソードが数多くしるされている。特徴的な事柄をいくつか拾っておこう。

大阪商船株式会社の社長から政界に進出し、文部大臣を務めた中橋徳五郎と山岡との関係について語ったのは牧野良三（衆議院議員。以下、肩書はすべて追憶懇談会が開催された当

Column

山岡順太郎と宇奈月温泉

富山県黒部市の宇奈月温泉は、1923（大正12）年に開湯した温泉地で、黒部川水系の電源開発を背景に形成された。もともとアルミニウム精錬のための電源開発を行っていた東洋アルミナム株式会社の事業を1923（大正12）年に日本電力株式会社が引き継ぎ、山岡が日本電力と東洋アルミナム両社の社長に就任したことから、黒部地域は山岡の晩年の生活に大きな影響を与え、宇奈月温泉とも深い縁を持つようになる。

1927（昭和2）年6月、山岡は宇奈月に「独楽荘」という別荘を構えた。現在、その建物はなくなっており、敷地内に建てられていた石碑が残るのみであるが、[*19] 腎臓病を患った晩年の山岡にとって、独楽荘は心身ともに安らぐ静養の場と言えた。

温泉街の南東部に鎮座する宇奈月神社は、大正期末に温泉街が発展し、人口が増加していくなかで、在地企業賛同のもと、1927（昭和2）年10月2日に創建されたものである。ここに山岡が揮毫、奉納した「独楽荘主人」の銘が刻まれた石柱が立っている。石柱は神社創建時に奉納されており、こうしたところからも、黒部川の電源開発と宇奈月温泉街の建設を担っていた日本電力株式会社社長としての山岡の立場を推しはかることができる。

独楽荘

独楽荘の碑

時のもの）である。

牧野曰く、中橋は鋼鉄で作った大きな機械のような人物で、これをうまく操縦するのは容易ではなかったが、山岡が常に潤滑油となって中橋を動かしたという。中橋が原敬内閣に入閣し、文部大臣となるとき、中橋は困り果てたが、山岡は「受けるとか受けないという問題ではない。（私は）あなたが文部大臣としてやることに遺漏ない方法を講ずるよりほかにしようがない」と言って、西園寺公望の書記官をしていた南弘に文部次官となるよう承諾させた。「世の中に女房役という言葉があるが、中橋に対する山岡はまさにその最良の女房役であった」と牧野は述べている。

山岡がいくつもの会社の社長や相談役を務めていたことは、すでにしるしたとおりであるが、大所高所から物事を見る山岡の姿を語ったのは飯島幡司（朝日放送社長）である。

飯島が大阪鉄工所の専務をしていたとき、相談役であった山岡を訪ね、半期ごとの決算について意見を聞くことが数年に及んだ。最後のころ、山岡はすでに病床にあったが、バランスシートを前にした山岡は、小さい数字については何も言わず、大きな数字だけをきちんとつかまえて、はっきりとした意見を述べ、ときには、これはこう直すべきではないか、ということも語ったという。前期はこうであったから今期はこうなるべきである、といった大きな数字に基づく大綱をきちんと把握している会社の社長や重役が少なくなっていることを考えると、山岡は尊い人物であった、と飯島は振り返っている。また、山岡が晩年に最も力を入れていた黒部の電源開発は40万キロワットを発電する大きな計画であったが、「あんな馬鹿なことをして」という世間の声に対して山岡は「仕事を始める者は皆、世間から罵倒されるものだ」と言ったのみであったという。大きな数字をつかむことができ、

*19 西村 航「宇奈月温泉探訪―山岡順太郎の故地を訪ねて―」『関西大学博物館彙報 阡陵』№79（2019年9月）14～15ページ。1928（昭和3）年9月18日付で建立された碑によると、独楽荘の名が北宋の司馬光（1019～1086）「独楽園記」に由来することや、山岡を敬仰する人々が山岡の還暦を祝して記念碑を建立したことなどが分かる。この碑は、1976（昭和51）年10月に、もとあった場所から300メートルほど南東の地に移設、保存された。周辺は「独楽園」として整備され、隣には日本電力株式会社の宇奈月事務所を復元した黒部川電気記念館が建ち（1987年開館）、温泉と電源開発の歩みに触れられるエリアとなっている。

鋭く、大きな仕事を計画してやり抜いた人というのが山岡に対する飯島の人物評である。

同じく、社長としての器の大きさを紹介したのは高津啓一（豊醤油株式会社会長）である。

高津は、日本電力株式会社が創立された１９１９（大正８）年に入社し、山岡社長のもとで秘書課長として長く仕えた。稟議書類をまとめ、山岡の決裁を得るのが秘書課長の業務の一つであったため、書類をまとめて高津が社長室を訪ねると、山岡は「捺していってくれ」とポケットから大きな印鑑を取り出して高津に渡した。そして高津が何十という書類に社長の決裁印を押す日々が続くのであるが、２カ月に一度くらいの割合で山岡は机の上の書類を隅から隅まで克明に目を通す。書類に疑問があると責任者を呼び出し、非常に細かい点まで調査し、意見を述べた。それが終わると、翌日からはまた高津が社長代行で捺印し、書類を返す日々が続いた。あるとき、なぜそうしたやり方をするのか、高津が山岡に尋ねたことがあった。それに対して山岡は「社長というのは非常に多忙なので、毎日書類を隅から隅まで見るのは、どんなに精力的な人間でもできるものではない。だからこのように、２カ月に一度くらい目を通して注意をしておくと、それから２カ月くらいは間違いのない書類が出てくる。だからその間は見なくてもよいのだ。これは社長学の一つだからよく覚えておきなさい」と答えたという。山岡はある意味おおまかであるが細心、そして問題の結論だけをはっきりと示す偉大な頭脳の持ち主であったと高津は回顧している。

関西大学の総理事であった頃の山岡の様子を語ったのは岩崎卯一（関西大学学長）である。

岩崎は、35年前に関西大学を今ある千里山の地に定めたのが山岡であると紹介したうえで、千里山に作れば関西大学は大変良い大学になると山岡は語ったという。「大学令」による大学になったとき、新しく学歌を作ったのであるが、そのなかに山岡は「真理の討究、

『故 山岡順太郎翁追憶会の記』

学の実化」という言葉を象徴として入れ、それが大学のモットーになったと紹介した。関西大学の基礎の六割は実に山岡順太郎、倭の親子で作ったと言ってもよいだろうと岩崎は語り、山岡に対する追憶の情と感謝の気持ちを表した。

＊20 熊 博毅「関西大学中興の祖 山岡順太郎の洋行絵はがき」『関西大学年史紀要』第26号（2019年3月）19～42ページ

Column

山岡順太郎の洋行絵はがき

山岡は、大阪商船株式会社の内航部長を務めていた1913（大正2）年に約4カ月にわたって世界一周の旅に出ているが、山岡の事績をまとめた『山岡順太郎傳』は、1913（大正2）年7月19日に大阪駅を出発し、敦賀からウラジオストックへ渡り、シベリア鉄道経由でヨーロッパをめざしたのち、アメリカを横断して11月5日に横浜へ帰ってきた、と簡単に旅程をしるすだけで、ヨーロッパやアメリカでの具体的な足取りはよく分からない。ところが、その旅程を知る手がかりが現在の山岡家には残されている。山岡が旅先から家族に宛てて送った86枚の絵はがきである。それらに残っている消印や通信文のなかに記述された日付をもとに整理した結果、山岡の旅程の詳細が判明した。[*20]

7月19日に大阪を出発し、シベリア鉄道経由でヨーロッパに入った山岡は、8月中をほぼイギリスで過ごし、8月下旬からフランス、デンマーク、ドイツ、オーストリア、イタリア、スイスなどを歴訪、欧州各地で見聞を広めた。9月25日に一旦イギリスにもどり、10月上旬、大西洋航路でアメリカへ渡り、ニューヨークからワシントン、合間にナイアガラ瀑布を見物しながら西へ移動し、10月15日夜、シカゴをあとにして一気に大陸を横断、同18日にタコマへ至り、シアトルを経由して21日、カナダのバンクーバーに到着。翌22日にビクトリアを発ち、太平洋を渡って11月5日に帰国（横浜着）したのである。

この間、山岡は行く先々から家族全員に細やかな気配りをした愛情あふれる文面の絵はがきを届けており、それらからは（一）「山岡が何を見て、何に心を動かされたかが、通信文だけでなく、絵はがきの図柄などからも読み取ることができる」、（二）「妻と子どもたちに対する山岡の愛情の深さが窺える。相手の顔を思い

山岡順太郎が家族に送った洋行絵はがき

浮かべながら絵はがきを買い求め、それぞれにあわせた通信文を書いている様子が随所に感じられる」、(三)「山岡から送られた手紙を後のちまで大切に保存していることから、家族もまた山岡に対して尊敬の念を抱いていたことが想像される」、(四)「山岡は、かなり筆まめな人物であったが、絵はがきも好きだったと思われる。現在、山岡家には86枚の洋行絵はがき以外に、国内の各地から投函された山岡宛の絵はがきも多数残されている。現在と異なり、手軽に持ち運べるカメラが普及していない時代であったため、その土地の様子を知るのに絵はがきは最適のツールであった。山岡自身、そうした利便性を踏まえて利用するとともに、自分宛の絵はがきもその目的で保存したのかもしれない」といったことが分かってくる。

簡単に海外へ行くことができなかった時代、外国旅行は一部の人間にしか許されない特別なことであった。そして、洋行は本人だけでなく、周囲の人間にとっても特別な意味を持っていた。今に残る絵はがきからは、大阪財界のトップという公の顔とは異なる、家族に対してやさしい夫、父親であった家庭人としての素直な顔を垣間見ることができる。これらの絵はがきは、旅先からの近況報告であるとともに、遠い異国の地から家族に宛てた愛情あふれるメッセージ便であった。旅の思い出以上のものがそこには込められているのである。

第二節　昇格資金の調達

昇格資金調達の苦労

第二章第一節で見たごとく、1918（大正7）年12月6日に「大学令」が公布された

結果、東京の私立諸大学は相次いで昇格の方向へと舵を切った。「大学」へ昇格せず、専門学校の状態に甘んじることは事実上、高等教育機関として存続できないことを意味していたからである。関西大学でも、昇格の必須条件である社団法人から財団法人への組織変更を進め、1920（大正9）年3月11日付で認可を受けたことは同章第二節にしるしたとおりである。さらに、新校地の取得などに向けても努力を続けたが、大学設立認可申請書の提出までには至らなかった。

「大学昇格」に向け、越えなければならないハードルは数多くあったが、昇格をめざす「私立大学」にとって、最大の課題は資金の準備であった。文部省への供託金、大学予科の設置、施設設備の整備、専任教員の確保など、「大学令」に定められていた昇格の要件はいくつもあったが、基本財産の蓄積が少なく、一方で国家の助成もあまり望めない多くの「私立大学」にとって、寄付金の募集以外には資金を集める方法がなかった。

募金にあたっては「私立大学」それぞれの社会的な評価、卒業生数、社会での活動分野などの実績がカギを握ることになる。日本経済の好況を背景に、急激な発展期を迎えた経済界へリーダーとなる人材を数多く送っていた慶應義塾や早稲田大学は、設置認可に向けた資金調達のハードルをたやすく越えていくが、官界や法曹界とのつながりが強かった法学系私立大学はいずれも寄付金集めに苦労するのである。

募金関係帳簿

関西大学年史編纂室には、『寄附割當臺帳』『毎月拂寄附金明細帳』『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』『寄附金通計簿』『後援會寄附金明細帳』といった大学昇格の募金に関わる

帳簿が保存されており、それらから募金活動の実態をある程度知ることができる。

『寄附割當臺帳』『毎月拂寄附金明細帳』『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』の3冊の表紙にはいずれも「大正九年一月」という起算日がしるされている。『寄附金通計簿』の表紙には何も書かれていないが、帳簿の記載内容から他の3冊と同様、1920（大正9）年1月には準備されたと思われる。

1920（大正9）年1月といえば、1918（大正7）年12月6日に「大学令」が公布されたことを受け、大学昇格をめざすため、公布から1年後の1919（大正8）年12月27日に「社団法人解散届」「財団法人設立許可申請書」「財団法人関西大学寄附行為」を文部省へ提出した直後にあたる。

「大学令」公布から3カ月近く経った1919（大正8）年2月28日には昇格のための校舎敷地選定委員会が設けられているし、同年9月29日に開催された臨時社員総会では、同年7月7日に開かれた校友総会の決議に基づき、大学昇格に関わる建築費や基金募集に着手することが決議されていた。その後、同年12月8日開催の社員総会では、「大学令」に依る大学設立に要する資金募集については、校友会で調査・決議したことを承認するとともに、関西大学の名で発表して校友とともに尽力することが決議されている。近い将来、校地の購入費や校舎の建築費、さらには国への供託金などのために多額の資金が必要となることから、社団法人から財団法人への組織変更申請と同時に本格的な募金活動をスタートさせ、そのための関係帳簿が1920（大正9）年1月起算で準備されたと考えられる。

一方、『後援會寄附金明細帳』の表紙の起算日は「大正十年十月」となっているが、これはのちに述べるように、関西大学と関西大学拡張後援会の連名で「関西大学拡張新計画概

募金関係帳簿

要」という募金趣意書が1921（大正10）年10月に発行されたことに対応して明細帳が準備されたのであろう。

『寄附割當臺帳』

『寄附割當臺帳』という名称が示すように、誰にどれくらい寄付をしてもらうかを割り当てるために作られた名簿である。いろは順に氏名が列記されており、重複を省くと全部で2764人の氏名が確認できる。

台帳に記載された内容は、寄付割当（口数）、申込数（口数）、申込金額、払込方法（一時払いか、毎月もしくは6カ月ごと払いかの別）、備考、氏名であるが、台帳に残っている筆跡の違いから、台帳が作られた当初は寄付割当（口数）と氏名のみがしるされ、その後の募金活動によって実際に申し込まれた口数と、一口50円として計算した申込金額が別の人の手によって記録されている。

大学が割り当てた口数の総計は9427口（想定募金額47万1350円）であるが、実際に申し込まれた口数は2万7652・3口（申込総額138万2615円）で、口数、金額とも割り当てを大きく上回っている。

台帳に氏名が挙がっているが、申込状況がしるされていない人が多く見られる反面、当初は割り当てていない人からの申込状況も記録されている。また、割当口数を大幅に上回って申し込んでいる人（その多くは財団法人の理事など、大学の経営に携わっていた人たち）が複数名存在し、そうした大口の寄付申し込みが全体の申込口数を底上げし、結果的に実際の申込総口数が割当総口数を大きく上回ることになっている。

『寄附割當臺帳』の1ページ

この台帳には、実際に入金された金額は記載されていないことから、あくまでも寄付を依頼するために作成し、募金活動を行った結果、申し込まれた状況を記録した帳簿と考えられる。

『毎月拂寄附金明細帳』

『毎月拂寄附金明細帳』は、寄付金の払い込みを毎月払いで申し込んだ人の情報をまとめた帳簿である。1ページに1人、全部で183ページ、183人分の氏名、住所、申込金あろう。『寄附割當臺帳』によると、松山には10口500円の寄付が割り当てられたが、これに対して松山は、割り当てどおりの寄付を1921（大正10）年5月23日付で申し込んでいる。[*2]

松山藤雄への地方委員嘱託書

Column

募金委員の嘱託書

『寄附割當臺帳』の備考欄に「委員」と書かれている人の欄外上部には、すべてではないが、割印が残っているものが多い。委員宛に嘱託書を送付したとき、割印を取った証しで、関西大学年史編纂室には、この書状の現物が残っている。1897（明治30）年に関西法律学校を卒業したあとも母校にとどまり、事務職員として母校発展のために尽力した松山藤雄のものである。[*1] 松山は「社団法人の設立」や「関西普通学校の開校」などに貢献した。

関西大学理事学長法学博士織田萬の名において、1920（大正9）年2月28日付で松山に送られた嘱託書の文面は「本大學擴張ノ為メ貴下ヲ地方委員ニ推薦シ資金募集ニ關シ貴下ノ勞ニ俟ツコト多シ依テ嘱託書ヲ呈ス」となっている。この嘱託書が送られた当時、松山は東京在住であった。「地方委員ニ推薦」というのは居住地に関係してのことだったので

額および口数、払込方法（毎月払い）、申込年月日、送金方法、実際の払込状況（払込年月日、金額）が記載されている。

申込期日が最も早かったのは1920（大正9）年2月29日付で、最後の申し込みは1923（大正12）年1月11日付である。

183人の申込口数の総計は600口（申込総額3万円）であるが、実際に入金された金額の総額は7316円で、申込額の24・3％である。寄付金の払込状況を見てみると、一定額をコンスタントに入金している寄付者がいる一方で、入金と入金の間が数カ月、もしくはそれ以上あいている例も多数存在する。入金記録がないのも15例数えられる。

『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』

『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』は、寄付金を一括、もしくは6カ月ごとに払い込む方法で申し込んだ人の情報をまとめた帳簿で、1ページに2人ずつが記載されている。全部で522ページなので1044人分となるが、空欄や重複、理由があって削除されたものを除くと1032人分のデータが記録されている。記載項目は氏名、住所、申込口数及金額、払込方法（一時払いか、毎6カ月払いかの別）、申込年月日、送金方法、実際の払込状況（払込年月日、金額）である。

最も早い申込日は1920（大正9）年2月29日付で、これは『毎月拂寄附金明細帳』と同日である。最後の申込日は1923（大正12）年5月9日付である。

1032人の申込口数の総計は2万7346・5口で、申込総額は136万7325円になるが、実際に入金された金額の総額は2万4226円50銭で、申込額に対しては1・

＊1　横田健一「松山藤雄」『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）238～243ページ

＊2　『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』320ページ

『毎月拂寄附金明細帳』の1ページ

77％である。毎月払いと比べると、申込額に対する実際の入金額の割合はかなり低いが、毎月払いの入金額7316円に対しては3・3倍ほどの入金となっている。

寄付金の払込状況を見ると、一定額を定期的に入金している寄付者がいる一方で、入金と入金の間がかなりあいている例も数多く存在する。入金記録がないのは133例にのぼり、このあたりの状況も『毎月拂寄附金明細帳』に似ている。

『寄附金通計簿』

『寄附金通計簿』は、1ページに12人（右ページ）または13人（左ページ）の記載が可能となった帳簿で、全部で29ページにわたって寄付申込年月日、寄付者氏名、寄付申込金額、払込金額が記載されている。個人だけでなく、団体の寄付状況も載っており、すべてをあわせると245個人と19団体が確認できる（重複を省く）。

この帳簿のなかでの最も早い寄付申込日は1920（大正9）年3月2日付で、逆に1927（昭和2）年3月15日付が最後の申込日である。

帳簿では、不定期の月末締めで小計と、それまでの申込金額の累計がなされており、最終的には1927（昭和2）年3月15日締めで147万7345円の寄付申込金額を確認することができる。

寄付金の払い込みに関しては、個別の状況は記載せず、不定期の月末締めで小計および累計をまとめている。1922（大正11）年6月末締めの2万2980円30銭がこの帳簿における最後の払込金額の累計であるが、これ以降も1927（昭和2）年3月15日付まで申込者の記載は続いているため、最終的な払込金額がいくらになったかは不明である。

『時拂　毎六ケ月拂寄附金明細帳』の1ページ

申込累計額の147万円余りに比べ、払込累計額が2万3000円弱と、両者の間に大きな差がある。途中から払込金額の小計、累計がしるされなくなっていることからも、この帳簿は払い込みより申込状況を記録することに重点を置いていたのではないかと推測される。

寄付金の申し込み状況

1920（大正9）年1月に準備された『毎月拂寄附金明細帳』『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』『寄附金通計簿』における寄付申込状況を年別に見ると次のようになる。

『毎月拂寄附金明細帳』における年別の申込人数は、1920（大正9）年130人、1921（大正10）年23人、1922（大正11）年29人、1923（大正12）年1人である。一方、『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』における年別の申込人数は、1920（大正9）年400人、1921（大正10）年288人、1922（大正11）年340人、1923（大正12）年4人である。

『寄附金通計簿』の場合は個人だけでなく、団体の寄付状況も記録しているため、人数ではなく件数の表記になるが、年別で申込件数を見ると、1920（大正9）年22件、1921（大正10）年113件、1922（大正11）年113件、1923（大正12）年17件、1924（大正13）年6件、1925（大正14）年5件、1926（大正15・昭和元）年2件、1927（昭和2）年2件となっている。

これらを総合すると、大学昇格資金を調達するための募金活動は、開始初年度の1920（大正9）年は順調に寄付申し込みがあり、1921（大正10）年、1922（大正11）

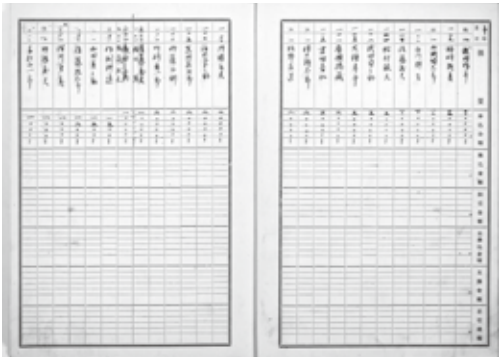

『寄附金通計簿』の1ページ

年もそのまま勢いを持続するが、1923（大正12）年以降は急激に申込数が減少していくことが分かる。こうした動きの背景にあったのは、「大学設立認可申請書」の提出と、実際の「設立認可」であろう。

1920（大正9）年に寄付申し込みが相次いだのは、1921（大正10）年2月5日に「大学設立認可申請書」が文部省へ提出されるのにあわせて卒業生をはじめとする関係者たちが寄付に協力したものと想像される。

逆に、1923（大正12）年を過ぎると急激に申込数が減少していくのは、1922（大正11）年6月5日付で大学の設立が認可され、大学昇格という所期の目的が達成されたからだと考えられる。

大学首脳陣たちの寄付申し込み

『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』と『寄附金通計簿』のなかで注目すべきなのは、財団法人の理事や監事、協議員といった人たちの申込金額が記載されていることである。いずれも1921（大正10）年1月から2月にかけて申し込まれている。

そして、これら首脳陣の寄付申込状況は、1921（大正10）年2月5日付で文部省に提出された「大学設立認可申請書」のなかにも「寄附申込者一覧」として収載されている。「一覧」に記載された申込者と金額は次のとおりである（理事、監事、協議員などの肩書は、理解を助けるために筆者が追記した）。

武内作平（監事・協議員）　30万円

柿崎欽吾（理事・協議員）　25万円
山岡順太郎　13万円
後藤武夫（協議員）　11万円
白川朋吉（監事・協議員）　10万円
大鐘彦市（監事・協議員）　5万円
武田貞之助（協議員）　5万円
松村敏夫（協議員）　5万円
廣瀬徳蔵（協議員）　3万円
吉田音松（協議員）　3万円
川勝武夫　2万1千円
横山鑛太郎（協議員）　2万円
川﨑齋一郎　2万円
内藤正剛（協議員）　2万円
渡邊菊之助（協議員）　2万円
板野友造（協議員）　2万円
黒田荘次郎（協議員）　2万円
織田　萬（理事・協議員）　1万円
赤松小一郎　1千円
稲葉静彦　500円
小野塵一　500円
木下重次郎　1千円
畑　勇吉　500円
小野村胤敏　500円

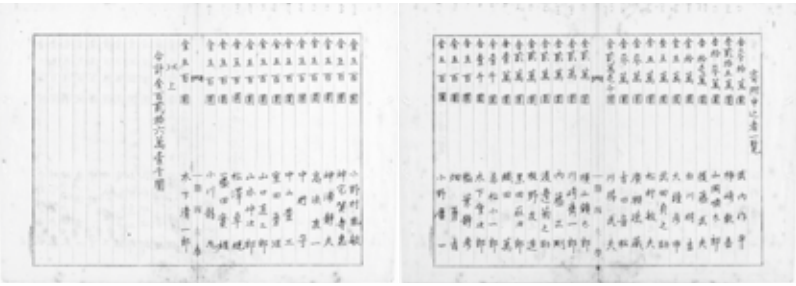

『大学設立認可申請書』に見える「寄附申込者一覧」

神宅賀壽惠　500円
高浜直一　500円
中山豊三　500円
山口直三郎　500円
松澤卓規　500円
小川龍丸　500円
神浦静夫　500円
中村　守　500円
室田勇治　500円
山本仲次郎　500円
藤田實雄　500円
木下清一郎　500円
合計126万1千円

この「一覧」には、武内作平以下織田萬までの18人と、赤松小一郎以下木下清一郎までの18人、あわせて36人の氏名が記載されているが、前の18人と後ろの18人とでは申込金額に大差がある。また、前者の申込日が1921（大正10）年1月と2月に集中しているのに対し、後者は1920（大正9）年中に申し込まれている（3月、4月、7月、8月、10月の申し込み）。申込金額が最も多いのは武内作平の30万円で、その次が柿崎欽吾の25万円、三番目が山岡順太郎の13万円である。[*3]

ちなみに、山岡の申込日は1921（大正10）年2月1日であるが、この時点で山岡は関西大学の評議員ではあるものの、まだ協議員にも理事にもなっておらず、大学経営に直接タッチする立場ではなかった。大阪商船株式会社取締役副社長や株式会社大阪鉄工所取締役会長、大阪商業会議所会頭などを兼任し、大阪財界のトップとして斯界を牽引しているときである。関西大学拡張後援会会長に就任するのも1921（大正10）年9月なので、それより半年以上も前に多額の寄付申込みをし、理事者たちと一緒に「寄附申込者一覧」

＊3　『一時拂　毎六ヶ月拂寄附金明細帳』ならびに『寄附金通計簿』と「大学設立認可申請書」の「寄附申込者一覧」を比較すると、申込金額の一致しない人が散見される。「寄附申込者一覧」では、武内作平は30万円であるが、のちに3000円を追加申し込みしているため、最終的には30万3000円。同じく柿崎欽吾と白川朋吉も2000円ずつ追加しているため、25万2000円と10万2000円となる。同様に廣瀬徳蔵、吉田音松、川崎齋一郎、内藤正剛、黒田荘次郎は1500円ずつ、松村敏夫、渡邊菊之助、板野友造も1000円ずつ追加申し込みをしている。追加申し込みがなされたのは、いずれも1922（大正11）年10月から12月にかけてで、大学の設立が認可されたのちのことである。

のなかに名前が記載されているのは、山岡がその後、総理事として関西大学運営の中心的存在になっていく歴史的事実と重ね合わせると、興味深いところである。

いずれにしても、理事、監事、協議員といった人たちが率先して寄付を申し込み、それが大学昇格のための財政的な裏付けとして「設立認可申請書」に収録されたことが確認できる。

第三節　関西大学拡張後援会会長への就任

柿崎欽吾と山岡順太郎

「大学令」の公布によって関西大学がその後の命運を左右しかねない局面に遭遇したとき、理事の一人であった柿崎欽吾[*1]は「僕は一生の思い出に、多くの青年と多くの関係者のために関西大学の急を救うべく背水の陣を布こう。成るか成らぬか、行く処までいって、たとえ中途で倒れてもつくすだけつくせば男子の本懐だ」と決意し、大阪実業界の重鎮であった山岡順太郎に、関西大学の経営に参画するよう要請した。

柿崎は１８８８（明治21）年７月に帝国大学法科大学（東京大学法学部の前身）英法学科

柿崎欽吾

を卒業し、同年12月に大阪始審裁判所判事補を命ぜられて大阪に赴任した。翌１８８９（明治22）年5月から招かれて関西法律学校の講師となり、国際法等を講じた。そのため、同年9月に卒業した第一回生の卒業証書にも「教師法学士　柿崎欽吾」の名が見える。

関西法律学校の創立者の多くが、司法省法学校でボアソナードの指導を受けたフランス法系の人々であったのに対し、柿崎はイギリス法を学んだ数少ない存在として、関西法律学校の学風に新たな彩りを加えることになった。そして、それ以後、１９２４（大正13）年12月30日に逝去するまで、柿崎は35年間にわたって理事や監事などの役職を果たしながら関西大学のために献身的に尽くした。なかでも、柿崎最大の功績は、大学昇格をめざす時期に山岡を関西大学の経営トップとして招聘したことであったと評されている。

関西法律学校では国際法等の講義を担当した柿崎であったが、本職の司法官としては船舶衝突事件に関する訴訟を最も得意とし、関西法曹界では柿崎の右に出るものはいないと言われた。しかし、１８９０（明治23）年10月、大阪始審裁判所判事に任ぜられた柿崎は裁判官の職を辞した。これは柿崎が司法官を嫌ったからではなく、海上法に精通している柿崎の学識を見込んで大阪商船株式会社（現・株式会社商船三井）が顧問弁護士になってもらいたいと懇望したからであった。のちに大阪商船の副社長となる山岡、ならびに大阪商船社長から文部大臣となる中橋徳五郎との交友はこうして始まった。

山岡順太郎の関西大学拡張後援会会長就任

山岡と柿崎の親交の度合いは年とともに深まっていった。千里山の住宅開発を目的の一つとした大阪住宅経営株式会社を、社長と専務取締役という関係でともに運営することや、

＊1　薗田香融「柿崎欽吾」『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）138～142ページ

卒業證書
山口縣士族
津島重成
本校所定全科規定修了業卒業試驗ニ及ヒ之ニ依リ証ス爾後永ク本校ヲ友ナル特權ヲ有スベシ
明治二十五年
關西法律學校
教師法學士　小倉久
教師法學士　柿崎欽吾
教師法學士　鶴見守義
教師法學士　井上源三郎
教師法學士　野村鈔吉
教師法學士　矢野茂
教師法學士　藤林忠良
教師法學士　手塚丸
教師法學士　水上定次郎
教師法學士　川崎忠一郎
教師法學士　遠藤忠次

第1回生の卒業証書

千里山の開発が関西大学の千里山校地の取得にも大きな影響を与えたことなどについては第三章で述べたとおりで、こうした人間関係があったからこそ、柿崎は大阪財界の重鎮であった盟友山岡を関西大学経営陣のトップとして引き出すことができたのである。

大阪商船株式会社や大阪鉄工所（現・日立造船株式会社）の取締役、大阪商業会議所会頭などを務めていた山岡が、関西大学と関係を持つようになるのは1920（大正9）年9月25日のことで、評議員に選出されてからである。第二章第二節でしるしたように、評議員は「学位を有する者、高等の官職にある者、知名の士」のいずれかで、財団法人の維持を賛助する者が協議員会の推薦を得てなると定められており、山岡の経歴からすれば、評議員への推薦は全く問題なく、むしろ当然とさえ言えた。

そして評議員となって1年後の1921（大正10）年9月、山岡は関西大学拡張後援会会長に就任した。以後、募金活動ならびに大学拡張に関する事業遂行の中心的な存在として大学を支援していくことになる。

「関西大学拡張新計画概要」

山岡が関西大学拡張後援会会長になった翌月の10月には、関西大学と関西大学拡張後援会の連名による「関西大学拡張新計画概要」という募金趣意書が発行された。冒頭には、財団法人関西大学理事（学長）織田萬と関西大学拡張後援会会長山岡順太郎の連名により「關西大学ノ規模ヲ擴張シ其内容ヲ充實シ　以テ我關西ニ於ケル私立最高學府トシテノ機能ヲ發揮セシメントスル趣旨」という文章が掲げられ、そのあとに「関西大学ノ拡張カ我大阪及関西ニ必要ナル特殊ノ理由」が9項目にわたって述べられた。「特殊ノ理由」に示され

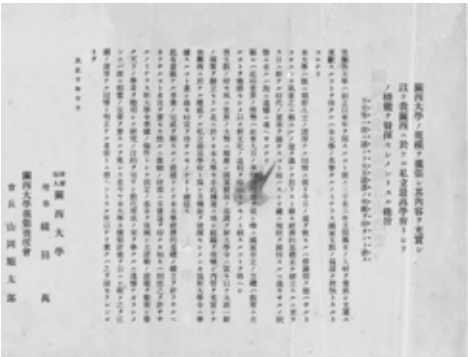

関西大学拡張新計画概要（1）

た要点は次のとおりである。

一　大阪や関西の高等専門学校はほとんどが官公立で、関西大学は唯一無二の私学である。学術の完全な進歩を図るためには官私両学が並立することが最も重要である。ことに学問の自由独立は私学の発展に俟つところが大きい。

二　関西大学は、大阪並びにそれ以西での唯一の私学であるので、他の官私大学に比べて遜色ないものにするのは関西人士の精華を保持するのに必要であるだけでなく、将来の関西の発展上、最も有意義な事業である。

三　東京には慶應義塾大学、早稲田大学をはじめ数校の私立大学が存在し、いずれも大きく発展して学問の進歩発達に貢献するところが少なくない。これらの諸学に対し、関西人の面目上、大阪に少なくとも完全な一大私立大学を有し、東西相呼応してわが国の学問の向上進展に資することが肝要である。

四　関西大学には模倣的な国民を養成させると同時に、地域的な事情を考慮して、その要求に応える人材を作り上げるという使命を果たさせなければならない。言い換えれば、商工業の中枢である大阪が要求する人材、並びに関西の地方的色彩に調化すべき人材を教育する場所にすべきである。

五　従来、官私立大学及び各種専門学校は、主として東京に集中する結果、高等専門教育を受けようとする者は東京へ行かざるを得なかった。しかし、学資が往年の数倍となっている今日の状態では、地方に在住する中産階級の子弟は近代大学教育の恩恵に浴することが極めて困難になっている。これがわが国の大都市である大阪に少なくとも一つの大学を必要とする理由である。しかし、ただちに官立大

関西大学拡張新計画概要（2）

学の設立を見ることができないのであれば、民力をもって一私立大学を完成させることが急務である。

六　関西大学は30数年の歴史を有し、卒業生も約３０００人を輩出しており、全国にわたって相当の地盤を有しているため、新しく一私立大学を建設するのに比べて、労力が少なく効果が大きいことは疑いない。

七　従来、東京で学校の設立、拡張その他、寄付金に依る事業が企画されると、常に関西の人たちはこれに力を尽くし、かえって関西それ自身では学術研究上の自足自給をなおざりにしてきた。そのため、従来完備した大学を一つも有しなかった。今や大阪が大大阪の建設を計画している時にあたって、大阪市の権威の最高表象として一つの大学を完成させることは時宜を得たものというべきである。

八　大阪の経済活動が盛んなことは全国でも比べ物にならない。そのため、学理を討究すると同時に、実際に応用されている状態を目撃する機会が多いだけでなく、生きた研究資料を集めることが極めて便利である。言い換えれば、学理と実際との交渉を最も適切に融合し得るのは大阪をおいて他にない。これが、大阪が学門の府に適している所以である。

九　関西甲種商業学校を拡張すると同時に、新しく付属中学校を併設し、なるべく多数の志望者を収容して現在の学校不足の欠陥を補充する。さらに高等予備学校を設置して高等専門学校入学志望者に対する準備教育を施し、本大学施設の守備を一貫させる。

「拡張新計画概要」は、このあとに昇格に必要な資金予算額を列記している。なかでも、

一番大きな金額は文部省への供託金であった。単科大学は基本財産とあわせて50万円を現金、国債証券、その他文部大臣の定める有価証券で国庫に供託しなければならず、総合大学として学部を増やす場合は、1学部ごとに10万円が加えられる。関西大学では法学部と商学部の2学部を計画していたから供託金は60万円となり、そのうえに敷地購入代金5万円や校舎新築費38万円、図書館新築費7万円、図書購入費5万円、大講堂新築費8万円ほかの費用をあわせると140万円余の巨額になる。一方、この時点での関西大学の資産は、現在敷地校舎売却代金25万円、校友寄付申込金20万円、現金5万5900円であり、これらをあわせたとしても50万円あまりにしかならず、差し引き90万円近くが不足していた。

関西大学を昇格させ、充実させることが、人材の育成という観点から大阪ならびに関西の発展にとっていかに必要で、かつ重要なことであるかを訴えつつ、不足している資金に対する援助を求めたのが、この「拡張新計画概要」であった。すでに1920（大正9）年初めころから校友たちに対する募金活動が始まっていることは前節でしるしたとおりであるが、卒業生や大学関係者だけでなく、広く大阪の財界や関西の企業に基金を募る狙いをこの「拡張新計画概要」は持っていたのである。

もう一点、注目すべき点をしるしておきたい。項目八では「（大阪では）学理を討究すると同時に、実際に応用されている状態を目撃する機会が多い」や「学理と実際との交渉を最も適切に融合し得るのは大阪をおいて他にない」という意味の記述が見られるが、これは後援会会長を務める山岡の考えを反映したものであろう。「学理の討究」や「学理と実際との交渉」という表現は、のちに山岡が主張する「学の実化」の根幹に通じるところであり、大阪が生きた研究資料を集めるのに極めて便利であるという考え方も、『千里山学報』

第2号に掲載された「学理と実際との調和」のなかで山岡は述べている。「学の実化」の精神は、『千里山学報』で繰り返し提唱されることによって周知されていくが、すでにこの募金趣意書の段階から示されていたと言えるのである。

『後援會寄附金明細帳』

関西大学年史編纂室に残る募金関係帳簿のうち、『後援會寄附金明細帳』は、その名称と表紙にしるされた帳簿の起算日「大正十年十月」が示すように、1921（大正10）年10月に発行された「関西大学拡張新計画概要」の募金趣意書に呼応して寄付を申し込み、払い込んだ記録で、基本的には卒業生以外の人・企業による寄付の情報を記載している。

帳簿は1ページに1人ずつ記録するようになっており、総ページ177ページで177個人・企業分の情報が残っているが、うち2人が追加申し込みをして前の申し込みと合算したため、実質は175個人・企業の記録となっている。記載事項は氏名、住所、申込金額、払込方法（一時払いか分割払いかの別）、申込年月日、送金方法、払込状況（払込年月日、金額）である。

この帳簿のなかで最も早い寄付申込日は1921（大正10）年10月10日付で、1923（大正12）年8月23日付が最後の申込日となっており、1年10カ月間の記録である。申込件数を年別で見ると、1921（大正10）年62件、1922（大正11）年97件、1923（大正12）年18件となっている（重複申込みを含む）。

175件の申込金額の総計は22万1947円55銭で、このうち、全額払込済の件数は70件、合計14万7円55銭である。残る105件の申込金の合計額は8万1940円で、この

『後援會寄附金明細帳』の1ページ（武藤山治の寄付状況記載ページ）

うち3万7240円が入金済みとなっている。これらを合計すると17万7247円55銭が入金済みの金額となる。

過去の募金活動

ところで、こうした募金活動は、それ以前には行われなかったのだろうか。

実は、江戸堀校舎建築のために募金が行われた前例がある。[*2] そして、そのときの状況が大学昇格時の募金活動と似ており、それを踏まえると、山岡が関西大学の経営トップに懇

＊2 『関西大学百年史　通史編上』（昭和61年11月）203～209ページ。なお、福島学舎における拡張校舎新築に伴い、1912（明治45）年から1914（大正3）年にかけても募金が行われているが、学校の存亡に関わるほどではなかったので除外する。

Column

募金のエピソード

寄付金募集については、次のようなエピソードが残っている。[*3]

早稲田大学教授から関西大学教授に転身し、その後専務理事を務めた宮島綱男が募金のために山岡の紹介状を持って武藤山治鐘淵紡績社長を訪れたときのことである。

宮島が社長室に通されると、武藤は机に向かったまま、顔もあげずに「何の用か」と聞く。「関西大学の寄付をお願いに上がりました」と答えると、これに対する武藤のあしらいは冷たかった。「金を貰いに来たのなら、お前はものごいか」。

宮島は、早稲田大学在学中から全学に知られた秀才で、その能力を高く評価した大学は宮島を在外研究員としてヨーロッパへ派遣した。イギリス、フランス、ベルギーで経済学を研究し、1912（大正元）年に帰国した宮島は翌年、母校の教授に就任した。人に頭を下げることのない誇り高い人物だっただけに、武藤のこの言葉を聞いて怒り心頭に発した。しかし、これをがまんして「私は自分のために寄付を頼みにきたのではありません。大学のためにお金をいただきに来たのです。お金を貰うのがものごいなら、おっしゃるとおり私はものごいです」と答えた。

「また来い」という返事でその場は引き下がったが、その報告を聞いた山岡は宮島を激賞した。「よく堪忍した。それでこそ、この寄付募集はきっと成功する」。

果たして山岡の言葉どおり、後日、武藤は個人として1000円[*4]を寄付したのである。

請された事情も少し想像できる気がする。

１８８６（明治19）年11月4日に創立した関西法律学校は、経済的な理由から自らの校舎を持てないまま年月を過ごしていた。関西法律学校にとって、その後の盛衰を左右しかねない資格上の問題となったのは「徴兵令第十三条」による認定を受けることであった。この認定を受けた学校には徴兵猶予の特典が与えられるため、入学志願者の増加と経営の安定をはかるためにも申請は避けられなかった。本校は１９０１（明治34）年8月15日に申請したものの校舎設備不十分の理由で却下された。その後、新校地の売買契約を進め、建築計画を示すなどした結果、翌年5月20日に認定を受けることができたが、このことによって計画を具体化させる必要に迫られた。校舎新築のための募金活動はこうして行われたのである。

申請の少し前には財政的な支援を期待して土居通夫、外山脩造、田中市兵衛、村山龍平、松本重太郎、藤田傳三郎、磯野小右衛門といった大阪財界の重鎮を評議員に選任している。そして、認定を受けた翌日の１９０２（明治35）年5月21日には新築校舎の敷地と建築資金調達のために一般篤志家の寄付を仰ぐことが臨時社員会で決議され、加太邦憲校長を筆頭に募金活動が開始された。

そうした状況のもと、翌１９０３（明治36）年3月27日には「専門学校令」が公布された。「専門学校令」に対しては、認可を申請しなければ廃校、申請しても不認可であれば同じく廃校となることから、本校は認可申請を選択し、存続に向けて努力することになった。公布から1カ月半後の5月6日に開かれた評議員会では募金方法を具体的に取り決め、同日、土居や田中、松本、藤田、村山らに募金活動に対する協力が依頼された。これを受け、

＊3　横田健一「宮島綱男」『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）480～487ページ

＊4　『後援會寄附金明細帳』のなかには武藤山治の寄付に関するデータが残されている。それによると、武藤が寄付の申し込みをしたのは１９２１（大正10）年11月22日で、翌１９２２（大正11）年2月1日には１０００円が一括で払い込まれている（帳面には2カ所に「全額払込済」のスタンプが押されている）。ちなみに、『関西大学百年史　人物編』４８３ページや『同　通史編　上』３５９ページは武藤の寄付額を３０００円としているが、武藤の住所をはじめ、申し込みや支払いの年月日が残っていることから『後援會寄附金明細帳』の方が正確な数字を示していると考えられる。

募金に協力を求める募金趣意書（書簡）がしたためられ、関係先に送られた。こうした呼びかけに応じて寄付を申し込んだ人の数は720人あまり、金額は1万5489円35銭に達した。

「徴兵令第十三条」や「専門学校令」に準拠するため、校舎や施設の拡充が求められ、積極的な募金活動を行うというのと、「大学令」による大学昇格を果たすために募金活動を展開するという状況は、いずれも自校の存亡と将来の発展のために避けて通れないという点でよく似ている。そして、ともに大阪財界の協力を得ようとするところも同様である。

募金を呼びかける発起人の筆頭に挙がっているのが、片や土居通夫、片や山岡順太郎で、ともに大阪商業会議所の会頭である。土居の亡きあと、会頭を継いだのが山岡であることを考えると、過去から大阪財界の理解と協力を得て募金活動を行ってきた経緯があり、山岡が関西大学の経営トップに懇請された理由の一つもそうした点にあったのだろう。

山岡順太郎への挨拶

1921（大正10）年12月21日付の『財団法人関西大学決議録』のなかには、評議員総会で決議された事項の一つに、関西大学拡張後援会会長である山岡順太郎のもとへ山口房五郎、松村敏夫、平田譲衛の3協議員を訪ねさせ、大学として感謝の意を表するとともに、将来にわたって尽力を依頼することを決議したという記載がある。発案したのは白川朋吉で、全出席者がこれに同意している。この決議が意味することを理解するために、この時期の山岡の動きを示すと次のようになる。

1920（大正9）年9月25日に関西大学の評議員に選ばれ、翌1921（大正10）年9

月に関西大学拡張後援会会長に就任したものの、この時点での山岡は、まだ関西大学の協議員でも、ましてや理事でもなかった。

一方、企業等との関係を見れば、本務であった大阪商船株式会社取締役副社長を山岡は1921（大正10）年11月21日付で退任している。また、大阪商業会議所の会頭も、その半年ほど前の3月31日に退任している。

1921（大正10）年12月21日と言えば、その2カ月前に「関西大学拡張新計画概要」が発行され、卒業生以外の個人や企業に対しても募金活動が開始されたころである。本章第二節で述べたように、山岡自身はそれより前、同年2月1日付で13万円の寄付申し込みをしており、拡張後援会会長として外部への募金活動の先頭に立つとともに、三番目に多い寄付申し込みをしている山岡に対し、当時の大学経営陣は改めて謝意を述べようとしたのであろう。

そして、山口、松村、平田の3協議員が山岡を訪問して挨拶した4カ月後の翌1922（大正11）年4月24日、臨時協議員総会は山岡を協議員に選出するとともに、満場一致で理事に選任、翌5月20日には山岡を総理事に選任する。

こうした流れを見ると、1921（大正10）年は、山岡の軸足が企業から関西大学へ向き始める年であったと言えよう。年末に3評議員が山岡を訪問して挨拶をしたのは、翌年以降の動きに対する布石であったとも考えられるのである。

第五章

「大学設立認可申請書」と大学昇格の実現

第一節 「大学設立認可申請書」の提出

大学設立認可申請への準備

「大学設立認可申請書」の提出についてしるす前に、1918（大正7）年12月6日の「大学令」公布以降、本学がどのように準備を進めていったのか、その経過を今一度、簡単に振り返っておこう。

「大学令」が公布された翌7日、本学は臨時社員総会で社員の増員を決議し、昇格への体制作りを行った。私立大学は財団法人であることが「大学令」で定められていることから、1919（大正8）年12月27日には「社団法人解散届」「財団法人設立許可申請書」「財団法人関西大学寄附行為」を文部省へ提出し、翌1920（大正9）年3月11日に社団法人解散と財団法人設立の認可を受けた。[*1]

校地に関しては、1919（大正8）年2月28日に校舎敷地選定委員会の設置を決議したあと、北大阪電気鉄道株式会社と折衝を進め、1921（大正10）年2月3日に三島郡千里村の土地1万5762坪3合5勺を購入する契約を同社と交わした。[*2]

また、昇格に必要な資金を集める募金に関しては、校友とともに募金活動に尽力することを1919（大正8）年12月8日の社員総会で決議し、翌1920（大正9）年1月には『寄附割當臺帳』をはじめとする募金関係帳簿を準備し、具体的な活動を開始した。その

＊1　大学昇格に備えての体制作りに関しては、第二章第二節で記述。

＊2　校地の取得に関しては、第三章第二節で記述。

後、翌1921（大正10）年9月には大阪財界の重鎮であった山岡順太郎を関西大学拡張後援会会長に招き、さらに積極的な活動を展開していった。[*3]

概ねこのような経過を経ながら「大学設立認可申請書」の作成が進められ、1921（大正10）年2月5日付で文部省へ提出されるのである。

関西大学に残る2冊の「大学設立認可申請書」副本

関西大学年史編纂室では、かつて東京の国立公文書館で関西大学関係の保存書類を調査したことがある。そのときに見つかった大学昇格期の文書で一番古いのは、大学昇格後の1923（大正12）年9月に申請された「関西大学校舎変更ノ件」という表題の書類で、福島学舎にある平屋建ての校舎を2階建てに変更するためのものであった。文部省へ提出された「大学設立認可申請書」は残念ながら見あたらず、具体的にどのようなものであったのかは不明なままである。

ところで現在、年史編纂室には「大学設立認可申請書」と表書きされた簿冊が2冊保存されている。もちろん「大学設立認可申請書」の正本は文部省へ提出されていることから、これらは大学に残された副本と言える。この2冊を仮に「A本」と「B本」とするが、一見したところ同じもののように見える2冊も、その中身を比較検証してみるといろいろと相違点がある。

「大学規程」への対応

A本とB本の異同や文部省とのやり取りをしるす前に、1919（大正8）年4月1日、

＊3　募金活動の開始に関しては、第四章第二節で記述。山岡順太郎の大学経営参画に関しては、第四章第三節で記述。

2冊の「大学設立認可申請書」副本（左・A本、右・B本）

「大学令」と同日に施行された「大学規程」が設立認可申請書に求めていたことを確認しておきたい。

「大学規程」は第一条で「一　大学ノ名称」「二　学部ノ種類及名称」「三　大学院及大学予科ノ設否」「四　学則」「五　位置及校地（校地ノ地質及面積並附近ノ状況ヲ記載シタル図面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付）」「六　校舎ノ図面及建設ノ設計」「七　各学部及大学予科在学者定数」「八　各学部専任教員数」「九　学部、学科又ハ大学予科開設ノ期日」「十　経費及維持ノ方法」の各事項を具して文部大臣に申請すべし、と定めている。

これに対して本学は、関西大学理事（学長）法学博士織田萬を代表者とする「大学設立認可申請書（文書番号一七三）」「専任教員ニ関スル申請書」「大学規程第四条ニ依ル認可申請書」「供託金分納願」といった文書に加え、「大学規程」が求める一から十までの各事項をしるした「記」（ちなみに「学則」「位置及校地」「校地ノ地質及面積並附近ノ状況ヲ記載シタル図面及飲用水ノ定性分析表」「校舎ノ図面及建設ノ設計」は別紙としている）などの書類を整えて文部省へ提出している。

なお、文部省で大学設立申請の審査が終わったのち、「大学令」により大学を設立する件について、中橋徳五郎文部大臣から高橋是清内閣総理大臣を経て裁可を仰ぐ文書[*4]のなかには「関西大学参考書」と表題のついた文書が添付されているが、その文面と、A本・B本に編綴されている書類を比較すると、「参考書」は本学が提出した「記」や「関西大学沿革」などをもとに作成されたことが分かる。

A本・B本の編綴・管理者

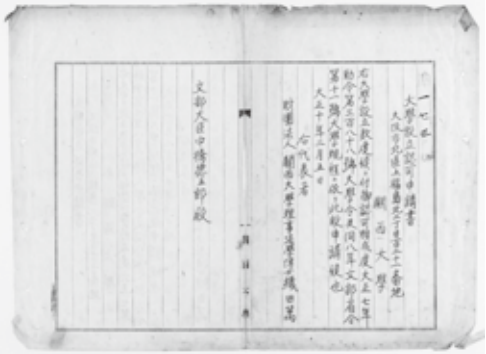

簿冊に綴じられた「大学設立認可申請書」

＊4　裁可を仰ぐ文書は現在、国立公文書館のデジタルアーカイブ中に「関西大学、東洋協会大学及立命館大学ヲ大学令ニ依リ設置ノ件ヲ裁可セラル」という件名で公開されている。

１９２１（大正10）年２月５日付で提出された「大学設立認可申請書」に対し、５月以降、文部省から内容の確認や修正を指示する書簡や照会文書が送られてくるようになる。文部省の係官は専門学務局第二課の野口明属。これに対し、本学では事務職員の野村吉蔵幹事が対応している。

ちなみに、Ｂ本にはＡ本と同じ申請関係書類のほかに、野口属直筆の野村幹事宛書簡や第二課からの照会文書、それらに対する本学の回答文書（カーボンコピー）が綴られていることから、Ｂ本を編綴・管理したのは実務担当者であった野村幹事で、自らの業務遂行上必要であった書簡や関係書類を一緒に綴じていったのだと想像される。さらに、Ｂ本には大学設立が認可されたあとの日付（１９２２（大正11）年７月14日）で文部省へ提出された申請書の写しなども綴られていて、大学昇格後も野村幹事が文部省との対応を継続していたことが窺える。

一方、Ａ本には、たとえば「供託金分納願」の欄外に「大正十年七月四日　野村幹事持参提出之分」と書き残された朱書きのメモがあることから、こちらは野村幹事の上席に位した垂水善太郎理事が管理した簿冊かもしれない（垂水の名前は、野口属から野村幹事に宛てた５月（日付不詳）付書簡のなかにも「先般、垂水氏ニモ申上シ通、申込書中捺印ナキモノハ印ヲトラレ、御ツイテ（ついで）ノ節御提示ヲ乞ウ」としるされており、野口属は垂水と野村の関係や垂水の学内的立場も承知していることが分かる）。

第七章第一節で述べるが、関西大学年史編纂室では、予科校舎の建築に関わる資料の一つとして「関西大學　豫科教室及同附属家　建築工事仕様概要書」を保存しており、表紙の表題そばに鉛筆と思われる筆記具で「橋本組設計豫科ノ分」と加筆され、その横に「垂

欄外に朱書きのメモが記された「供託金分納願」

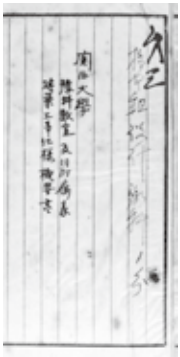

鉛筆による加筆と垂水の捺印がある「予科教室建築工事仕様概要書」

水」の捺印が見える。このことから、この鉛筆加筆は垂水理事が行い、この書類も垂水理事が管理したことが想像されるが、そこにしるされた「分」という字の筆跡が、「供託金分納願」の欄外に書き残された朱書きメモの「分」とよく似ている。

さらに、社団法人の社員会を開催したとき、議案書類や関係資料を綴じた『社員関係書類』という簿冊のなかにも垂水の捺印とともに朱書き、もしくは墨書きの書込みが散見され、特に「大正」という文字については「供託金分納願」に見える筆跡と類似している。A本を管理したのが垂水と考えるのは、これらの理由からである。

文部省とのやりとり

どのようなことが文部省との間でやりとりされたのか確認していこう。

野口属から届いた一番早い文書は、先に述べた5月（日付不明）のもので「現在校舎（福島学舎）での学部・予科の使用の別、予科教員の採用資格と人選、供託金充当方法、申請書予算中の教員平均給、寄附申込書に捺印のないものの扱い、新校舎の設計構造詳細図の添付、特定の予科教員予定者に対する取扱い（専任・兼任の別）の確認」といった事項について照会しており、項目によっては改めて文書で提出することを求めている。これに対して本学は、6月17日付で各項目に関する説明、ならびに間違いの指摘を認める「御質問ニ対スル回答」を提出している。

その次に書簡と照会文書が野口属から届いたのは6月26日付で、「学部開設時期を予科開設時期から1年遅らせる理由、供託金の充当方法」について説明を求めるものである。供託金に関しては、大正10年度の供託金分納を削除するかわりに16年度を追加する修正を行

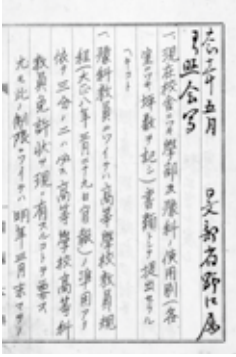

書込みメモが残る野口属からの照会文書（大正10年5月）

った「供託金分納願」を7月4日に野村幹事が文部省へ持参しているが、学部開設時期を遅らせる理由を示した文書はA本・B本ともに綴じられておらず、持参時に口頭で説明した可能性も考えられる。

日付が確認できるそのあとの文書としては「学則認可申請書」「大学規程第六条第三号ノ認可申請書」「大学予科合併教授認可申請書」「大学予科ノ教員数並ニ専任教員兼任教員ノ割合ニ対スル認可申請書」「教員採用認可申請書」があり、これらにはすべて「大正10年7月14日」の日付が書き入れられるとともに「関西大学印章」「関西大学理事学長印」が押印され、A本・B本ともに綴られている。

その後、専門学務局第二課から9月27日付で「沿革略」「最近調査ニカカル図書部数」「出身者総数」「出身者ノ活動セル主ナル方面」「出身者中社会ニ於テ相当地位ニアル者ノ職業及氏名」「現在生徒数」「大学設立後ノ現専門学校ノ処置及其存続期間」「教員予定中修正ヲ要スル向」の8項目についての書類を整えて至急提出されたいとの指示が届き、これに対しては10月7日付で回答書を返している。

さらに、10月25日付で届いた書簡のなかには「教員候補者の学位、出身学校等について至急通知されたい」との指示があり、11月9日付で調査結果を報告している。

文部省からの照会は多岐にわたったが、それに対して本学は迅速に対応していったのである。

校舎の新築工事に関して

校舎の建築に関することも、文部省とやりとりを交わした事柄の一つであった。

「新築工事の進捗状況について大体の模様を一報されたい」という野口属からの書簡が野村幹事宛に届いたのは9月13日付である。これに対して野村幹事は9月16日付で「基礎工事の完了予定日は10月中旬の予定であること。現在、校舎建築用資材を収集中で、土木工事が終わり次第着工し、大学予科教室は大正11年3月までに完成させ、全部の工事は大正11年度中に竣成する予定であること。高知大林区署からの校舎建築用木材払い下げに文部省の特別な配慮と協力を得たいこと」といった内容の回答を返信した。

これについて野口属からは3日後の9月19日付で「認可申請書は財団法人関西大学が専門学校の校舎として建築する意味で提出すること。（書類は）地方庁を経由しなければ受領できないため、地方庁の印をもらって至急届け出ること。付属書類は大学設立の際提出されたとおりならば、当方で流用する。専門学校としての建築なので、これで大学設立認可の前提と解しないよう含んでもらいたい。大林区署へも予め事情を話しておき、多少の猶予を乞うておくのがよいと思われる。締め切りは何月何日か」といった内容の書簡が届いた。

さらに、10月25日付で「建物の建築認可申請書が未着であること。建築材料の払い下げが明年春に延期となった場合、竣工期は何年何月の予定か」という照会書簡が野口属から届くが、これについて野村幹事は「建築認可申請書は現在大阪府庁で調査中のため、不日文部省へ回送されるはずである。建築材料払い下げの許否に関わらず、大学予科教室は明年3月までに建築する予定である。その他の教室は大正12年3月までに建築の予定である」という回答を10月29日付で返信している。

11月10日付で届いた野口属からの照会文書には「建築認可申請書が到着したので早速建

築課へ回付したが、構造詳細図が不足しており、ことに階段や柱等、必要な部分を欠いているため、それらをなるべく多く送ってもらいたい、との内申が来た。至急取り計らってほしい。また、建築認可申請書は市街地建築物法の適用を受けていないのか。東京の場合、郡部にも適用されているが、貴校の場合はどうなのか。もし適用範囲内であれば、府警察部の認可写しを添付されたい」としるされており、これに対して野村幹事は「大学令による認可を申請中であるが、この問題が解決するまで建築を延ばせば、大正11年4月までに一部分（大学予科教室）さえ完成することは不可能なので専門学校令の下で申請した。また、高知大林区署から材木の払い下げを受ける必要上、急いで願書を提出したため、図面等の一部に不備な点があるのは免れない。しかし、材木払い下げの手続きを急ぐと同時に、今回申請した構造の一部変更が必要であるため、さらに認可申請書を提出することとし、その際詳細な図面を添付する計画で目下準備中なので、今回の申請内容そのままで直ちに建築するのではない。また、以上のことは非公式に大阪府建築課の了解を経て願書を提出したものである。今回新築の土地（三島郡千里村）は市街地建築物法の適用範囲外なので、同法による手続きは要しない、と大阪府建築課で確認済みである」という「建築認可申請事情」を11月14日付で作成し、野口属へ送付している。

これに対して野口属からは2日後の11月16日付で「今回は大林区署からの払い下げ期日と校舎建築期日が切迫しているため、特別に認可したい。なお、建築着手の前に必ず構造詳細図を提出する旨を付記した申請書を直接送付すること。市街地建築物法の適用範囲外であることを府庁で明証してもらうこと。請負契約締結の際にはその原本を提示されるか、公正証書を提出されることを希望する」という書簡が届いた。

これらを踏まえて、校舎の新築に関する最終的な書類と考えられる「校地校舎変更認可追申書」（財団法人関西大学理事織田萬から中橋徳五郎文部大臣宛）が11月18日付で提出され、それには「特別ノ御詮議ヲ得度理由」と「証明願」が添えられていた。「特別ノ御詮議ヲ得度理由」としては「一、高知大林区署から木材の払い下げを受けるのに至急認可を得ないときは折角の機会を失してしまうこと。二、大正11年4月までに教室の一部を建築するのに至急認可を得ないときは竣工が不可能になること。三、構造詳細図は建築着手前に必ず提出すること。四、市街地建築物法の適用範囲外であることは別紙の証明のとおり」として、織田萬から大阪府警察部建築課長池田實に出された「証明願」がつけられていた。

そして、B本にはこれ以後の経過を示す書類が綴じられていないことから、校地や校舎に関するやりとりは、以上でひとまず落ち着いたようである。

本学に残る「大学設立認可申請書」の副本、特にB本に綴じられている照会文書と、それに対する回答文書の日付を検証して分かることは、文部省からの照会に対し、本学はほとんど日を置かずに回答しており、早いときは3日か4日、書類を整えるのに時間を要した場合でも10日ほどで求められたものを提出している。現代と異なり、交通機関がそれほど発達していなかった時代に大阪から上京し、文部省で直接説明するのはよほどの事態に限られたと思われる。このあたりが在京の大学に比べてより労力を要するところであるが、そうした事情にも関わらず、本学の事務職員たちは真摯に対応している。

今に残る「大学設立認可申請書」の副本からは、認可申請に関する書類を細部にわたって厳密に審査する文部省係官の存在と、それに即応していった本学事務職員の姿が垣間見える。あわせて大学昇格にかける熱意も改めて感じることができるのである。

三笠山血盟事件

1921（大正10）年2月5日付で文部省へ提出された「大学設立認可申請書」に対し、具体的な照会文書が届いて文部省とのやりとりがスタートし始めようとしていた頃、5月16日に予科生たちが奈良の三笠山に集合して予科生大会を開き、一刻も早い昇格の実現を要望するために血判の盟約状を作成して学校に提出する「三笠山血盟事件」が起こった。[*5] 学生たちの動きをしるした記事は5月19日付の『大阪毎日新聞』に掲載され、世間にも知られる事態となった。

5月18日午前9時、大学の学務課は学生委員を呼び、事情を聞くとともに「なるべく穏便に行動するよう」注意をうながした。これに対して学生たちは午後3時に大学の会議室で会合を開き、「昼間授業の実施を垂水善太郎常任理事に陳情すること。大学部学生委員に応援を依頼すること」を決議した。

23日には東京から帰ってきた垂水理事と学生委員との間で意見交換が行われ、「学校の方でも昼間授業にするよう運動中である」との返答があったため、委員はひとまず納得した。

25日正午からは垂水理事出席のもと、第2回予科生大会が講堂で開かれた。興奮のあまり一時険悪な雰囲気に包まれたときもあったが、文部当局との折衝経過や、それを踏まえた今後の予定を垂水理事が説明したため、学生たちも得心して閉会した。

事件の背景

早稲田、慶應をはじめとして、東京の諸大学が次々と昇格していくなかで、いつまでた

三笠山での血判後、奈良女高師を訪ねた運動の中心メンバーたち

＊5 『関西大学百年史　通史編　上』360〜365ページ、横田健一「大正十年の三笠山血盟事件」『関西大学年史紀要』第1号（昭和50年3月）

っても昇格できず、取り残されるのではないかという焦りが予科生たちを血盟という過激な行動に駆り立てた原因であったが、休講が多くて授業料に見あうだけの講義が受けられないという不満や、自分たちの大学は自分たちで良くしていかなければ、という当時の学生気質なども事件を起こすきっかけになったようである。

当時、「専門学校令」による大学予科生は、5年制の甲種中学校を卒業して入学し、1年間修学したのち、大学部本科へ入学する。一方、専門部正科生も大学予科生同様、甲種中学校を卒業して入学するが、専門科目の講義は大学部と専門部がともに机を並べて受講することになっていた。大学部生にすれば、内容は専門部と同じで名前が違うだけ。予科に1年余計に通う分、無駄ということになる。「専門学校令」の認可を受けて予科が設置されたものの、それ以降、大学昇格までの間、大学部の卒業生数が専門部の卒業生数と比べて圧倒的に少なかったのには、こういう理由があった。

また、卒業して「大学卒」の肩書を持ったとしても、帝国大学卒業生とは修業年限の点で大きな差があり、[*6]「専門学校令」による大学卒業生が社会に出たあと、給料や待遇その他で低い扱いを受けるのは、そこに由来する。しかし、「大学令」によって昇格すれば、卒業生に対する評価も変わってくる、と学生たちが大きな期待を寄せるのは無理がなかった。だが、昇格を果たせないまま時間が経過すると「専門学校令」による大学を卒業しなければならず、それでは我慢して2年[*7]も予科で学んだ意味がなくなる、と予科生たちは焦りを感じたのである。血盟という示威的な行動を取ってまでも昇格の早期実現を学校側に働きかけたのは、そうした理由からであった。

＊6　帝国大学へ入学する学生は中学校修了後、3年制の高等学校を卒業しているが、本学の大学予科は1年制だったため、高校―帝国大学コースに比べて修業年限が2年短かった。

＊7　「大学令」の公布が近いという予告に従い、大学予科の修業年限は1918（大正7）年4月から2年に延長された。

第二節　大学昇格の認可

大学設立の認可

文部省の野口明属から野村吉蔵幹事に届いた1921（大正10）年11月16日付照会文書の冒頭に「関西大学設立申請書調査大体行亘リ左記諸点ヲ明ニスレバ凡完了ノ豫定ナリ」としるされているように、文部省の係官による申請書の審査は11月末もしくは12月頃にはひとまず終了したようである。

そして、翌1922（大正11）年5月23日に開催された教育評議員会に上程され、満場一致で可決されると[*1]、同月26日から31日にかけて文部大臣中橋徳五郎から高橋是清内閣総理大臣を経て天皇の裁可を仰ぐ文書が提出された。国立公文書館には次のような一連の文書が残されている[*2]。

財團法人關西大學ニ於テ大學令ニ依ル關西大學ヲ設立スルノ件申請有之審査スル處規模設備大學トシテ適當ナリト認ム依テ之ヲ認可セントス

茲ニ謹テ

宸裁ヲ仰ク

大正十一年五月二十六日

文部大臣中橋徳五郎（文部大臣之印）

＊1　『千里山学報』創刊号（大正11年6月15日）10ページ、同第2号（大正11年7月15日）12ページ

＊2　国立公文書館デジタルアーカイブでは「関西大学、東洋協会大学及立命館大学ヲ大学令ニ依リ設置ノ件ヲ裁可セラル」という件名の書類が公開されている。

文部省大専六號
別紙關西大學ヲ大學令ニ依リ設立スルノ件上奏書進達ス
大正十一年五月二十六日
文部大臣中橋徳五郎（文部大臣之印）

文申第三八號　同三九、四〇合ス　起案十一年五月三十日　裁可十一年五月三十一日
別紙文部大臣上奏關西大學、東洋協會大学及立命館大学ヲ大學令ニ依リ設立スルノ件ハ孰レモ相當ノ儀ト被認ニ付上裁ヲ経テ左ノ通指令相成然ルヘシ
指令案
関西大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件上奏ノ通裁可ヲ経タリ
大正十一年五月三十一日
東洋協會大学　以下前同文
同　上
立命館大学　以下同文
同　上

関西大学外二大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク
大正十一年五月三十一日

Column

内閣総理大臣子爵高橋是清（内閣総理大臣之印）

山岡順太郎宛の電報

2021（令和3）年4月19日、関西大学年史編纂室が現・山岡家当主宅の蔵に保管されている山岡順太郎に関係する資料調査を行った際、書簡類のなかに関西大学関係者が山岡総理事に宛てて発信した電報が残されているのを発見した。一通は宮島綱男専務理事から、もう一通は垂水善太郎理事から、さらにもう一通は関西大学からである。宮島と垂水が電報を発信した日時はともに1922（大正11）年5月24日で、宮島からの電報は午前9時50分に、垂水からのものは午前10時50分に、それぞれ東京の京橋郵便局へ着信している。

山岡宛の宮島、垂水、関西大学からの電報

このとき、山岡は東京市京橋区木挽町二丁目のすいめい館という旅館に滞在中であった。宮島からの電文は「ご尽力を謝す」というものであるが、垂水からの電文は「電拝見　昇格案通過を祝しご配慮を謝す」（電文はいずれも片仮名書き）となっている。なお、ほかに大学関係者以外の者が山岡に宛てて送った電報も一緒に残っており、それらの着信日時から、山岡はすでに5月23日には東京にいたことが判明するため、上程された昇格案が23日開催の教育評議員会を無事通過したという情報を得ることは可能であり、事実、それを知った山岡は、すぐさま宮島や垂水に電報を打ったと思われる。

残るもう一通、大学からの電報は「明日お帰りか　返待つ」（電文は片仮名書き）と山岡の帰阪を確認する内容で、5月26日に届いている。先に見たとおり、文部大臣から内閣総理大臣宛に上奏文が進達されるのは5月26日である。山岡が上京した理由が何であったのかは不明であるが、少なくとも大学昇格案の審議経過を確認することも目的の一つであったのだろうと想像される。

ちなみに、山岡はこの上京の直前、5月20日に開催された関西大学役員会で寄附行為第九条により総理事に選出され、就任したばかりであった（宮島も同日、専務理事に就任）。

1921（大正10）年2月5日付で文部省に提出された「大学設立認可申請書」は、1年4カ月の審議期間を経たのち、1922（大正11）年6月5日付で認可書が交付された。[*3]

文部省大専六號

財團法人關西大學

大正十年二月五日付申請關西大學ヲ大學令ニ依リ設立スルノ件認可ス

大正十一年六月五日　　文部大臣中橋徳五郎　印

これまで募金活動や校地の選定・購入、校舎新築など、苦労を重ねてきただけに、念願であった大学昇格の認可を得て、関係者一同の喜びはこれ以上ないものであった。特に、その功績が大きかったとして、大学は柿崎欽吾専務理事と、柿崎とともに明治の末年から大正にかけて関西大学の運営の中核をになった砂川雄峻前理事の2名を表彰し、長年の労苦に報いた。[*4]

供託金の分納

大学昇格は認可されたものの、実行しなければならないことは数多く存在した。文部省への供託金もその一つであった。基本金の供託は「大学令」第七条により、私立の単科大学は50万円、1学部増えるごとに10万円を加えると義務づけられていた。私立学校の乱立を防ぎ、財政基盤を確立することがその趣旨であるが、財政状況がそれほど豊かでない私立大学にとって、多額の基本財産積み立ては厳しいものがあった。

本学の場合、2学部を設置するため、供託金は60万円であるが、年間総予算を上回る大

大正12年発行の「学則」に掲載された「大学設立認可書」

＊3　残念ながら認可書の原本は関西大学には残っておらず、本学では従来から翌1923（大正12）年2月に発行された「大學令ニ依ル關西大學學則」の表紙裏に印刷されたものを認可状の内容を伝えるものとしている。

きな負担となることから、1921（大正10）年2月5日付で提出された「大学設立認可申請書」のなかにもすでに「供託金分納願」が収められていた。「分納願」は当初、大正10年度から同15年度まで6回に分け、1年に10万円ずつ分割供託する予定にしていたが、1921（大正10）年7月4日に野村幹事が文部省へ持参した「分納願」では大正10年度を削除し、代わりに大正16年度を追加することになっていた。そして、その計画は翌1922（大正11）年7月4日付で認可された。

これに基づき供託金の分納が始められた。第1回分納は1922（大正11）年7月11日であるが、60万円全額を完納し終えたのは1936（昭和11）年11月16日で、初めの予定とは大きく異なり、14年がかりの長い道のりとなった。[*5]

また、1回あたり10万円を供託できたのはわずかに2回で、残りは3万円前後の供託が6回、8万6000円と6万円ほどと5万円弱が1回ずつ、1万円余りが2回と、分納回数は都合13回にのぼった。しかも、日本の公債によったのは2回だけで、残る11回はすべて仏貨四分利公債のフランス公債（フランスフラン建て日本の国債）で充当した。少しでも負担の軽減をはかろうとする涙ぐましい努力の結果であった。

『關西大學基本財産供託受領證』

＊4　「本大学昇格す」『千里山学報』第2号（大正11年7月15日）12ページ

＊5　供託金分納状況の記述は、関西大学年史編纂室に保存されている「大學令第七條第二項ニ依ル關西大學基本財産供託受領證　国庫補助金交付指令書」という簿冊に基づく。

第三節　新学則から見た法学部、商学部のカリキュラムや教員構成

実際のカリキュラム（教育課程）

学生が大学という学びの場で行う活動は、大学が提供する学習経験の機会であるカリキュラムとクラブ活動・サークル活動・自主ゼミ・自治活動といった正課外活動とに大別され、さらにカリキュラムは、正課カリキュラム（大学設置基準上での教育課程）と準正課活動から構成される。[*1] これらのうち準正課活動に関しては次章第三節において、正課外活動については第十章においてそれぞれ詳しく論じることとし、ここではカリキュラムのなかでも特に制度化・計画化された部分である教育課程の実際について見ていくこととする。

関西大学学則の第一章「総則」第一条には「本大学ハ法律、政治、商業及経済ニ関スル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と定められており、第二条において、法学、商学の2学部および大学院を設け、大学予科を附置することが明記されている。

まず、学則の第二章「学部」第六条において、新たに設置された学部の名称を法学部と商学部とし、法学部は法律学科と政治学科からなることが定められ、第七条により、いずれの学部も修業年限は3年とされた。さらに第八条は、各学部における必修科目、選択科

＊1　京都大学高等教育研究開発推進センター「カリキュラムのデザイン」（http://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/curriculum/）を参照。

目、随意科目およびその配当、毎週授業時間数を次のように定めている。

法学部

法律学科

学科目	第1学年	時間数	第2学年	時間数	第3学年	時間数
必修科目						
憲法		3				
民法	総則・物権	6	債権	6	親族・相続	4
刑法	総論	3	各論	2		
商法			総則・会社・商行為	6	手形・海商	5
刑事訴訟法		3				
民事訴訟法			第一編	2	第二編以下	6
行政法				2		3
経済学	4	4				
外国法	英法・独法の内1	4	英法・独法の内1	4	英法・独法の内1	4
法制史		2				
社会学		2				
財政学				4		
国際公法				4		
国際私法						2
法理学						2
破産法						2
選択科目						
合計		25		26		26
随意科目	英仏独語の内1	2	英仏独語の内1	2	英仏独語の内1	2

「◎選択科目ハ第一学年、第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ学年ノ始ニ於テ選定シ学長ノ承認ヲ経ベシ」

政治学科

学科目	第1学年	時間数	第2学年	時間数	第3学年	時間数
必修科目						
政治学		3				
憲法		3				
経済学		4				
社会学		2				
民法	総則・物権	6	債権	6		
外国政治書研究		4		2		
行政法				2		3
国際公法				4		
財政学				4		
社会政策				1		
地方自治				2		
政治史				2		
国際私法						2
経済政策						4
外交史						2
政治学史						2
選択科目						
刑法	総論	3	各論	2		
統計学		1				
法制史		2				
経済史		2				
簿記		3				
比較憲法				2		

商学部

学科目	第1学年	時間数	第2学年	時間数	第3学年	時間数
必修科目						
簿記	銀行簿記・工業簿記	3	銀行簿記・工業簿記	3		
地理		2				
商業数学		2				
商業史		2				
保険学	原論・生命保険	2				
経済学		4				
民法	総則・物権	6	債権	2		
商業英語		4		2		4
統計学				2		
商品学				2		
損害保険				2		
貨幣論				2		
財政学				4		
商法			総則・会社・商行為	6	手形・海商	5
選択科目						
商法			総則・会社・商行為	6	手形・海商	5
民法					親族・相続	4
法理学						2
社会政策						2
合計		25～28		25～29		25～28
随意科目	英仏独語の内1	2	英仏独語の内1	2	英仏独語の内1	2

「◎選択科目ハ第一学年ハ二科目、第二学年ハ一科目、第三学年ハ三科目ヲ学年ノ始ニ於テ選定シ学長ノ承認ヲ経ベシ」

学科目	第1学年	時間数	第2学年	時間数	第3学年	時間数
必修科目						
商業経営学						2
商業実務						2
保険政策						2
経済政策						4
会計学						2
交通論					鉄道及海運	3
選択科目						
倉庫論		2				
憲法		3				
外国経済書研究		2		2		
社会学		2				
市場論				1		
取引所論				1		
銀行論				2		
商事特別法制				2		
国際法				4		
破産法及手続法						2
社会政策						2
国際経済論						2
演習						2
合計		25～30		25～29		26
随意科目	英仏独語の内1	2	英仏独語の内1	2	英仏独語の内1	2

「◎選択科目ハ第一学年ハ三科目、第二学年ハ二科目、第三学年ハ一科目ヲ学年ノ始ニ於テ選定シ学長ノ承認ヲ経ベシ」

次に、学則第三章「大学院」第三十六条では新たに設置された大学院は法学部研究科と

商学部研究科から構成されると定められており、第三十七条において「法学部研究科ハ法律及政治、商学部研究科ハ商業及経済ニ関スル学理ノ蘊奥ヲ攻究スル」ことを目的とすると明記されており、第四十条は「大学院在学期ハ二ケ年以上トス」と定めている。また第四十一条から第四十三条では、大学院学生に対する研究指導体制が規定されている。すなわち、大学院学生の指導教師は当該学部教授会の議を経て学長が選定し、大学院学生は指導教師の承認を経て学部の講義および演習に出席することができ、また大学院学生は入学後1年ごとにその研究状況を、指導教師を経て学長に報告しなければならない。

最後に、学則第四章「大学予科」第四十九条では、「大学予科ハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ大学各学部ニ入ルニ必要ナル高等普通教育ヲ完成スル」ことを目的とすると明記されており、第五十条により大学予科の修業年限は3年とされた。第五十二条が定める大学予科の学科課程は次のとおりである。

大学予科

学科目	第1学年	時間数	第2学年	時間数	第3学年	時間数
修身	修身講話	1	修身講話	1	倫理学	1
国語及漢文	講読、文法、作文	6	講読、文法、作文、国文学史	5	講読、文法、作文、国文学史	5
英語		9		8		8
歴史	日本史	3	東洋史、西洋史	5	西洋史	4
地理	世界各国の現状	2				
数学		3				

学科目	第1学年	時間数	第2学年	時間数	第3学年	時間数
自然科学	生物及地質	2	物理及化学	3		
心理学				2		2
法制及経済				2		2
哲学概論						3
体操		3		3		3
合　計		29		29		28
随意科目・第二外国語	英仏独語の内1	3	英仏独語の内1	3	英仏独語の内1	3

学位規程と教授会規程

かねてより文部省に申請中であった関西大学学位規程ならびに教授会規程は、1924（大正13）年6月5日に認可された。まず、学位規程第一条により、本学において授与することのできる学位は、法学博士と商学博士の2種類であった。また第二条により、本学大学院において2年以上研究に従事した者は論文を本学学長に提出して学位を請求することができ、また前項に該当しない者が学位を請求する場合には自著の論文に履歴書を添えたうえで請求する学位の種類を指定してこれを本学学長に提出しなければならず、学長は受理した論文を当該学部教授会の審査に付すこととされた。かくして本学は、学術研究機関として独立した権限を持つこととなったのである。ただし、実際に大学院が開設されたのは1929（昭和4）年であった。

本学における学位授与の第1号は、当時東京在住で弁護士の武田宣英（1890（明治23）年関西法律学校出身）であった。武田の論文「日本陪審法論」は法学部教授会の審査

に合格したのち、1928（昭和3）年1月19日に文部省より学位授与の認可があり、かくして「法学博士」の学位が授与された。

次に、教授会規程第一条において本学各学部に教授会を置くことが定められ、第二条により教授会は当該学部教授または学長の委嘱した教員によって構成され、第三条により学長または学部長によって招集されると規定されている。また第五条には、教授会の議事は出席者の過半数を以てこれを決すると定められているが、ただし学位に関する件を審議するにあたっては、教授会構成員の3分の2以上が出席する教授会においてその3分の2以上の同意が必要であるとされた。最後に第六条では、学位に関する件を決議する際には無記名投票によることが明記されている。

教員採用認可申請書

新学則に規定された教育課程は上述のとおりであるが、実際にどのような教員が各学科目の教育を担うことになっていたのだろうか。大学設立に関わる申請書類を合綴した「大学設立認可申請書」に含まれる「教員採用認可申請書」その他の資料によってそれを見ておくことにしよう。

「教員採用認可申請書」は、大学設立認可申請に際して、「大学令」第十八条に基づき、採用する教員についての認可を文部大臣に求めたものであり、1921（大正10）年7月14日付で、設立者財団法人関西大学理事法学博士織田萬から文部大臣中橋徳五郎に宛てて提出された。この申請書には、「大学規程」第九条に基づき、資料として、学部学科ごとに担任学科目名、専任兼任の区別、現職または前職、氏名を示した一覧表（以下、「学部教員

一覧表」と呼ぶ）と、申請された全23教員の履歴書が添付されている。

ところで、文部省に提出された採用教員についての一覧表は学部教員一覧表が最初のものではなく、「設立当時学部及予科教員ノ氏名 専任兼任ノ別 担任学科目一覧表」（以下、「当初一覧表」と呼ぶ）が同年2月5日に提出されていた。そして、この当初一覧表に記載された予科教員について、文部省から、予科教員については高等学校教員規程の準用があること、専任と記載された1名の予科教員は兼任の誤りではないかとの指摘が、同年5月に、設立認可申請の内容に関わる他の幾つかの照会とともに本学に対してなされた（「大正十年五月日文部省野口属ヨリ照会写」）。学部教員一覧表は、こうした文部省からの指摘を受けて、また、担任教員を差し替える必要が生じるなど本学側の事情もあって、予科教員と学部教員を分離したうえで、改めて作成されたものである。

学部教員一覧表には、のちにさらに変更・追加がなされた。財団法人関西大学は、文部省に対し、1921（大正10）年11月7日付「各学部専任教員追伸書」（以下「追伸書」と呼ぶ）によって、すでに申請した兼任教員のうち3名を専任教員に変更し、また、履歴書4通を添付した同日付「教員採用認可申請書」（以下、「補正申請書」と呼ぶ）によって4名の学部専任教員を新たに追加している。

教員定員充足率

学部教員一覧表を「追伸書」と「補正申請書」で補完すると、専任と兼任を合わせて27名（専任10名、兼任17名）の学部教員の採用が申請されていたことが分かる。「大学設立認可申請書」では、学部教員の定員は35名（法学部23名、商学部12名）とされており、国立公

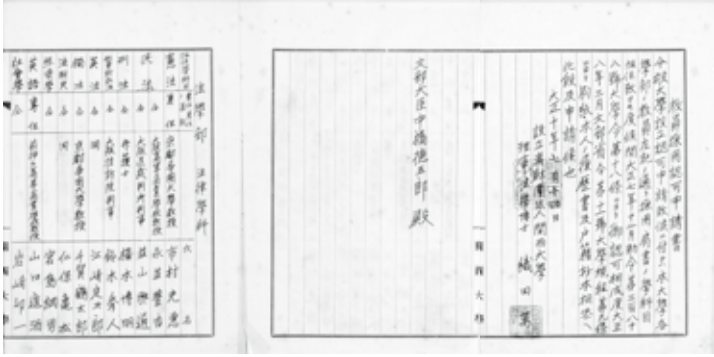

「教員採用認可申請書」

文書館に所蔵されている本学設立認可に関わる政府内文書に付された「関西大学参考書」でも、これを受けて、35名とされているので、設立時点における教員定員の充足率は77％ということになる。

教員構成

教員採用認可申請において申請された教員の氏名や所属、履歴を知りうる資料は、「学部教員一覧表」「追伸書」および「補正申請書」だけであるので、ここでは、「学部教員一覧表」を「追伸書」と「補正申請書」で補完した27名の教員を対象に、10名の専任教員についてはその前歴ないし前職に、17名の兼任教員についてはその現職に注目することによって再構成した採用教員一覧（表1）を用い、大学設立時点での学部教員の構成とその特徴について見てみることにしよう。

専任と兼任の比率

当初一覧表の段階では、学部教員の総数が23名で、専任教員が3名（うち専門教育科目担当は1名）であり、専任と兼任の比率は13％対87％であったが、「補正申請書」の段階では、学部教員の総数が27名で、専任教員が10名（うち専門教育科目担当は8名）となっているので、専任と兼任の比率は37％対63％となっている。

大学設立認可申請における専任教員の数について、「大学令」第十七条は、「公立及私立ノ大学ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ」とのみ規定するに止まるが、「大学設立認可内規（秘）」は、具体的に、「学部完成ノ年度迄ニ主要学科目ノ半数以上ノ専任教員ヲ置カシ

表1　大学設立時点で申請された学部教員（補正申請書段階）

教員種別	人数	氏名	前歴／前職／現職	担当学科目			
研究者教員							
大学教員	9	岩崎卯一	関西大学第1回海外留学生	法学部	法律学科	社会学	
						外国政治書研究	
		中村鄧次郎	関西大学教授		政治学科	独逸語	
		宮島綱男	前早稲田大学教授			経済学	
						経済史	
		市村光恵	京都帝国大学教授		商学部	憲法	
		千賀鶴太郎	京都帝国大学教授			独法	
						国際公法	
		仁保亀松	京都帝国大学教授			法制史	
		佐藤丑次郎	京都帝国大学教授			政治学	
		財部静治	京都帝国大学教授			統計学	
		藤田元春	京都帝国大学助手			地理及商品学	
高等商業学校教員	8	山口造酒	前神戸高等商業学校教授			英語	
		永並豊吉	大阪高等商業学校教授			民法	
		岡野正平	大阪高等商業学校教授			簿記	
		織田松太郎	大阪高等商業学校教授			地理及商品学	
		原口亮平	神戸高等商業学校教授			商業数学	
		坂西由蔵	神戸高等商業学校教授			商業史、外国経済書研究	
		瀧谷善一	神戸高等商業学校教授			商業英語	
		須藤文吉	神戸高等商業学校教授			倉庫論、市場論	

実務家教員				
財界人	法曹			
1	9			
増山忠次	大阪株式取引所理事			取引所論
並山興道	大阪区裁判所判事	民法		
江崎定次郎	大阪控訴院判事	英法		
鈴木秀人	大阪控訴院判事	刑事訴訟法		
高木益郎	弁護士		政治学	
原田鹿太郎	弁護士	商法		
武田蔵之助	弁護士	商法		
入江眞太郎	弁護士	民法		
神戸三郎	弁護士		民法	
橋本博明	弁護士	刑法		

＊氏名は、教員種別のカテゴリーごとに、「学部教員一覧表」および「補正申請書」の記載順としたが、専任（網掛）はまとめて先に挙げた。

ムルコト」と規定している。[*2] 当初一覧表では合計3名の専任教員が申請されているのみであったので、本学から「専任教員ニ関スル申請書」が文部省に提出され、「専任教員ハ向後六ヶ年間ニ漸次充足致度候間御認可相成度」と請願されていたが、その後、「追伸書」と「補正申請書」によって一挙に7名を増加させ、設立段階で10名の専任教員としているところをみると、完成年度までの年数の2倍となる「向後六ヶ年」という猶予は認められなかったのだろう。

教員種別

教員種別については、高等教育機関（帝国大学、専門学校令による大学、専門学校令による

＊2 「大学令」（勅令）による大学設立認可に関わる下位規定として「大学規程」（文部省令）があるが、文部省はさらに具体的な設立基準を「大学設立認可内規（秘）」で定めていた（倉沢剛『学校令の研究 続』講談社、1980年2月、74ページ）。

高等商業学校）を本務校または前任校もしくは前歴関係機関とする「研究者教員」が17名であり63％を占め、残りの10名つまり37％は「実務家教員」（法曹および財界人）である。研究者教員と実務家教員の割合がほぼ6対4であるという点をどのように考えるべきか。

関西法律学校（1886～1893年）の創立者12名のうち講師として名を連ねている7名（井上操、小倉久、堀田正忠、志方鍛、鶴見守義、手塚太郎、野村鈔吉）はすべて大阪控訴院および大阪始審裁判所の判事や検事であり、創立から10年ほどの間は、本学の講師陣のほぼすべてが、代言人を含む在阪法曹であった。

しかし、1897（明治30）年の京都帝国大学（法科大学は1899年）、1901（明治34）年の（市立）大阪高等商業学校、1902（明治35）年の（官立）神戸高等商業学校の設立に伴って、これら京阪神の高等教育機関が研究者兼任教員の供給源となった。また、本学自体も、司法省指定関西法律学校（1893～1901年）から私立関西法律学校（1901～1905年）へ、さらに「専門学校令」による私立関西大学（1905年～）へと組織や教育課程を充実発展させていくなかで、経済学科（1904年）や商業学科（1906年）を新設した。本学を取り巻く状況や本学自体のこうした変化によって、本学における研究者兼任教員の数は漸増していき、1906（明治39）年末に江戸堀から福島に学舎を移転する頃には、京阪神の官公立高等教育機関を本務校とする研究者兼任教員が本学における教員全体の過半を占めるようになっていた。

たとえば、『関西大学学制一覧』（発行年記載なし）の「明治四十一年度講師担任表」には、法律学科、商業学科、経済学科で合計39名の教員氏名が、現職と学位を示して掲載されているが、研究者教員は21名（京都帝国大学8、大阪高等商業学校1、神戸高等商業学校10、

本学専任2（英語および独逸語）であるのに対し、実務家教員は18名（大阪控訴院部長1、同判事2、同検事1、大阪地方裁判所部長3、同判事3、同検事1、神戸地方裁判所部長1、弁護士2、台湾銀行大阪支店員1、新田商会支配人1、日本生命保険会社員2）となっている。

大学設立時点で申請された学部教員の構成においては、昼間部での教育を主体とする、より専門化・体系化された新しい教育課程に呼応して、こうした研究者教員優勢の傾向がますます顕著になっていることが表1から分かる。だが、それでもなお、在阪法曹や財界人など、全体の4割弱を占める実務家教員が法律学や商学の教育にあたることになっている点が、関西法律学校以来、商都大阪において法曹界や財界との連携のもとに法律学・経済学・商学の教育を組織的に継続してきた本学の特徴であると考えることができよう。

岩崎卯一・原田鹿太郎

専任教員として申請されている岩崎卯一（社会学、外国政治書研究）と原田鹿太郎（商法）はともに本学卒業生で、原田は1910（明治43）年7月に、岩崎は1915（大正4）年7月に、関西大学専門部法律学科を卒業している。原田は卒業後、岩崎は在学中になるが、同じ1914（大正3）年12月に弁護士試験に合格し、翌年両者は、将来本学教授となることを条件に、ともに関西大学第1回海外留学生として渡米している。原田はハーバード大学などで法学を学んだのち、1919（大正8）年3月に帰国し、汽船会社に勤務しつつ弁護士活動を続けていたが、「補正申請書」で大学発足時の専任教授に加えられたのであった。他方、岩崎はコロンビア大学で社会学を学び、Ph.D.の学位を取得したのち、1921（大正10）年7月に帰国するや、当初一覧表以来常に専任教員の筆頭に置かれた。

明治41年度講師担任表

原田は１９４０（昭和15）年に神戸弁護士会会長に選ばれたのち、１９４２（昭和17）年に本学教員を辞めているが、１９４４（昭和19）年には財団法人関西大学の監事を、戦後には、学校法人関西大学の理事・顧問を務めた。また、岩崎は、大学設立時から一貫して本学において教育と研究に取り組み、本学で博士の学位も取得し（武田宣英に次ぐ第2号）、１９４７（昭和22）年には、本学出身者として初めて学長に公選され、１９５０年まで1期（第17代）、１９５３年から５８年まで2期（第19代、第20代）、都合3期学長を務めた。

中村鄧次郎・山口造酒

当初一覧表の段階から専任教員とされていたのは、岩崎卯一のほか、中村鄧次郎（独逸語）と山口造酒（英語）の2名である。

中村鄧次郎は、第一高等学校を経て、１９０３（明治36）年7月に東京帝国大学文科大学独逸文学科を卒業し、同年9月より１９０５（明治38）年3月まで日本大学および日本医学校の講師としてドイツ語を教授した。その後、同年9月より１９０８（明治41）年3月まで関西中学校教師としてドイツ語と英語を教え、次いで、同年4月より１９２０（大正9）年3月まで高野山大学兼高野山中学教諭として論理・英語・ドイツ語を教授し、同年4月より、関西大学教授となり、英語、ドイツ語、論理学を教授した。

山口造酒は、１８８３（明治16）年7月に東京外国語学校独逸学科を卒業し、翌年2月よりアメリカに留学、ピッツバーグ大学を経て、１８９０（明治23）年6月にウォバッシュ大学文学部を卒業、１８９２（明治25）年6月には修士の学位を取得した。帰国後、仙台東北学院教授、華族女学校欧語学教授、陸軍大学校教授、学習院教授等を歴任し、１９

０８（明治41）年９月、神戸高等商業学校教授に転じた。１９１０（明治43）年６月母校ウォバッシュ大学より文学博士の学位を贈られた。

弁護士教員

「補正申請書」によって新たに専任教員として追加された４名は、原田鹿太郎を含め、全員が弁護士である。これら弁護士教員は原田以外すべて帝国大学の出身であり、入江眞太郎は１９１６（大正５）年９月に東京帝国大学法科大学英法科卒業後、武田蔵之助は１９１２（明治45）年７月に同独逸法科を卒業後、同大学助手を経て、そして高木益郎は１９２１（大正10）年３月に京都帝国大学法学部法律学科を卒業後、同大学院へ進むが退学して、それぞれ弁護士登録ののち、本学の教授となっている。履歴書によれば、入江は、１９１９（大正８）年10月「関西大学講師嘱託目下教授トシテ民法講座担当」となっているのに対し、武田と高木は、「補正申請書」が提出される直前の１９２１（大正10）年10月「関西大学教授拝命」（武田は「商法講座担当」と続く）となっている。

これら弁護士教員は、本学の専任教授となったあとも弁護士としての活動を休止したわけではないことは、原田の例からも知られる。しかし、彼らは弁護士業務の片手間に教員を務めていたわけではない。たとえば、兄の貞之助（関西法律学校卒業、代言人、衆議院議員）の薦めもあって本学教授となった武田蔵之助は、単に講義をするだけではなく、弁論部の顧問として地方遊説にも同行するなど、熱心に学生を指導したことが知られている。武田は１９２９（昭和４）年には初代の専門部主事に、１９４３（昭和18）年には本学の協議員に選ばれ、１９４７（昭和22）年には顧問制度設置による最初の顧問に選任された。

宮島綱男

「追伸書」で兼任教員から専任教員に変更された宮島綱男（経済学、経済史）は、１９０８（明治41）年７月に早稲田大学商科を卒業し、翌年７月より、同大学海外留学生としてフランスに留学し、帰国した１９１２（大正元）年９月に母校の教授となった。しかし、１９１７（大正６）年９月に学長天野為之の後任をめぐるいわゆる早稲田騒動で辞職し、その後、大阪で山岡順太郎の個人秘書をしていた。

１９２０（大正９）年９月に山岡が関西大学評議員に選出され、翌年２月に大学設立認可申請が行われるが、当初一覧表およびその修正版である学部教員一覧表（１９２１年７月）の段階では、宮島は兼任教員として申請されていた。宮島が兼任から専任に変更されたのは、山岡の関西大学拡張後援会会長就任（１９２１年９月）後に文部省に提出された「追伸書」（１９２１年11月）においてであった。

宮島は、１９２２（大正11）年５月に専務理事に就任したが、１９２７（昭和２）年に辞職。第二次世界大戦後再び本学に迎えられ、１９４８（昭和23）年から１９５２（昭和27）年まで理事長を務めた。

増山忠次

教員採用認可申請書において申請された教員のうち、唯一財界人である大阪株式取引所理事の増山忠次（取引所論）は、法曹界から財界に転じた人物である。増山は１９０４（明治37）年７月に京都帝国大学法科大学を卒業し、同８月より司法官試補となり、１９０６

（明治39）年4月には神戸地方裁判所の判事となったが、翌月には依願免官、直ちに株式会社大阪株式取引所支配人となった。1927（昭和2）年に辞任した宮島専務理事の後任として、同年12月に専務理事に選任され、天六学舎の建設、昼間専門部の設置、文科廃止反対運動、創立五十周年式典の挙行等々、昭和初期の大学経営に敏腕を振るった。

京都帝国大学から出講した教員たち

教員採用認可申請において申請された教員の多くは、専任兼任を問わず、また、研究者教員たると実務家教員たるにかかわらず、すでに大学昇格以前から本学に出講していた講師たちであった。たとえば、1919（大正8）年2月発行の『関西大学学制一覧』に含まれる「大正八年度講師教師担任表」には、江崎定次郎（英法）、佐藤丑次郎（憲法）、入江眞太郎（民法）、武田蔵之助（商法）、千賀鶴太郎（国際法）、瀧谷善一（外国貿易論、保険法）、財部静治（経済政策）、増山忠次（取引所）、坂西由蔵（英文経済、商業歴史）、織田松太郎（商品）、山口造酒（英語）の名がすでに見える。

また、そこには、京都帝国大学から出講している教員として、佐藤、千賀、財部のほかに、末川博（民法）、織田萬（行政法）、勝本勘三郎（刑法）、宮本英脩（刑法）、瀧川幸辰（刑法）、神戸正雄（財政学）、田島錦治（経済学）らの名を確認することができる。

京都帝国大学から出講している千賀や財部の名は、先に見た「明治四十一年度講師担任表」において、井上密（憲法）、毛戸勝元（商法手形）、佐々木惣一（行政法総論）、織田萬（行政法各論）、勝本勘三郎（刑法各論）らとともに掲載されており、京都帝国大学から出講した教員たちが、すでに明治末から、本学の教育に深く関わっていたことが分かる。[*3]

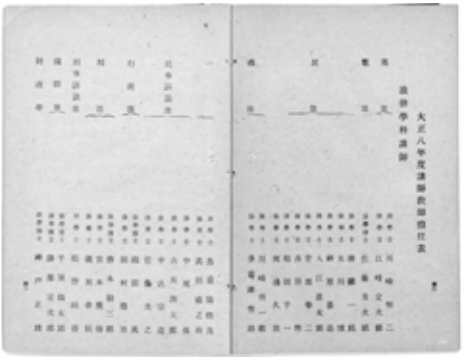

大正8年度講師教師担任表

以上に挙げた京都帝国大学から出講した教員たちを年齢・卒業大学順に整理してみると、年長者から、千賀（ベルリン大学卒業）、勝本、井上、田島、仁保、織田（以上、帝国大学卒業）、毛戸、市村、神戸（以上、東京帝国大学卒業）、佐藤、佐々木、藤田、財部（以上、京都帝国大学卒業）、宮本（東京帝国大学卒業）、瀧川、末川（以上、京都帝国大学卒業）ということになる。学部教員一覧表には挙げられていない者も含めて、年長者順にその略歴を紹介しておこう。

千賀鶴太郎は、慶應義塾の出身で、１８９７（明治30）年、ローマ法とカノン法を修めた者に授与される「両法博士」の学位をベルリン大学で取得し、１８９９（明治32）年９月、京都帝国大学法科大学設置と同時に羅馬法担当の教授となった。１９２３（大正12）年に同大学名誉教授、１９２９（昭和４）年死去。晩年に至るまで本学に出講し、独逸法や国際公法を担当した。

勝本勘三郎は、検事、東京帝国大学法科大学講師を経て、１９００（明治33）年に京都帝国大学法科大学助教授、１９０２（明治35）年に同教授となり、刑法講座を担当した。１９１４（大正３）年に退職して、大阪弁護士会所属の弁護士となり、１９２１（大正10）年にはその会長も務めた。勝本の名は「大正八年度講師教師担任表」にも記載されているが、そこでは実務家（法曹）教員ということになる。

井上密の専門分野は憲法・行政法で、１８９９（明治32）年に京都帝国大学法科大学教授、１９０６（明治39）年に同法科大学長、１９１３（大正２）年には京都市長となっている。

田島錦治は経済学者であり、１８９６（明治29）年に社会政策学会の創立に参加し、ドイツ留学後の１９００（明治33）年より京都帝国大学法科大学教授、１９２７（昭和２）年

＊３　創設間もない京都帝国大学法科大学の教授陣を本学講師に招聘するにあたっては、松村敏夫の斡旋によるところが大きいといわれる（『関西大学百年史 人物編』１６０ページ）。松村は、織田萬・若槻禮次郎・岡村司らと同じく、１８９２（明治25）年に帝国大学法科大学を卒業し、大阪で代言人を開業。１８９４（明治27）年より本学講師を務める傍ら、本学教務評議員として、本学にとって初めての自己所有校舎である江戸堀校舎（１９０３～１９０６年）の建設に尽力した。

には立命館大学長となっている。

仁保亀松は法理学の専攻で、ドイツ留学から帰国した１９００（明治33）年12月に京都帝国大学法科大学教授、１９１３（大正２）年の澤柳[*4]事件では、同法科大学長として、教官人事には教授会の同意が必要であるとの旨を主張した。１９２８（昭和３）年に退官すると直ちに本学に迎えられ、第13代の学長を務めた。

大学設立認可申請時の本学学長であった織田萬については後述する。

毛戸勝元は商法学者で、１９００（明治33）年に京都帝国大学法科大学助教授、商法研究のためヨーロッパに留学し、帰国後に教授となったが、１９１６（大正５）年に教授を辞して弁護士となり、安田信託会社取締役などを務めた。大阪商業会議所特別議員にもなっている。

市村光恵は、東京帝国大学講師を経て、１９０３（明治36）年12月に京都帝国大学法科大学助教授、１９０９（明治42）年10月から同教授となり、国法学と憲法の講座を担当した。１９２７（昭和２）年には京都市長に選任されている。

神戸正雄は財政学を専攻し、１９０７（明治40）年に京都帝国大学法科大学教授となり、１９１７（大正６）年には同法科大学長となったが、１９１９（大正８）年に分科大学制から学部制となり、さらに法学部から経済学部が独立すると、同学部の教授に転じ、翌年には経済学部長となった。１９３７（昭和12）年に京都帝国大学を退官すると、仁保学長の後任として本学の第14代学長となったが、１９４４（昭和19）年に本学学長を辞し、１９４７（昭和22）年京都市長選挙に立候補して当選した。

佐藤丑次郎は、１９２３（大正12）年には母校である京都帝国大学法学部教授から東北

＊4　京都帝国大学総長澤柳政太郎と同大学教授団との間に生じた、教官任免手続をめぐる抗争事件。

帝国大学法文学部の初代学部長に転じた。憲法学者として知られ、著書『帝国憲法講義』（1931年）は当時の高等文官試験受験の参考書として広く用いられた。

佐々木惣一は、1913（大正2）年に母校京都帝国大学法科大学教授となり、憲法・行政法を講じた。1933（昭和8）年の瀧川事件[*5]では政府に抗議して同僚とともに辞職し、のちに立命館大学学長に迎えられた。第二次世界大戦後、新憲法作成の審議に加わり、「佐々木私案」を起草した。『日本憲法要論』（1930年）、『日本国憲法論』（1949年）などの著書がある。

藤田元春は地理学者。京都府師範学校を経て、1920（大正9）年に京都帝国大学文学部史学科を卒業し、同年、母校の文学部助手となった。小川琢治・内藤湖南らに師事し、中国調査旅行を行って中国の歴史、地理関係の著作を多数執筆した。教員認可申請時の本学で地理および商品学を担当し、1925（大正14）年には第三高等学校兼大阪高等学校教授となり、戦後は山梨大学、立命館大学の教授を務めた。

宮本英脩は、1905（明治38）年に東京帝国大学法科大学を卒業し、まず司法官の途を歩み、1914（大正3）年に東京地方裁判所部長から大阪地方裁判所部長となったが、1916（大正5）年には京都帝国大学法科大学助教授に転じ、刑法を講じた。ヨーロッパ留学から帰国して、1921（大正10）年に同大学法学部教授となった。瀧川事件で辞表を提出し免官となったが、同年12月に復職した。著作に『刑法大綱』（1932年）などがある。

財部静治は、京都帝国大学法科大学政治学科（経済学専攻）を卒業後、ドイツ・イギリス・アメリカに留学し、1915（大正4）年3月に母校法科大学の教授となり、統計学

＊5　次ページの瀧川幸辰に関する記述を参照。

を担当した。のち経済学部長。教員認可申請期前後の本学においては経済政策や統計学を担当している。京都帝国大学では蜷川虎三ら多くの弟子を育てた。

瀧川幸辰は、1915（大正4）年に京都帝国大学法科大学を卒業し、同年司法省に入り判事を務めたあと、1918（大正7）年に母校に戻り助教授、1924（大正13）年には教授となり刑法を担当した。1933（昭和8）年、著書『刑法読本』などが危険思想を含むとして問題となり、文部省により休職処分を受けた。同大学法学部はこれに抵抗し、最終的に7教授が辞職する瀧川事件が生じた。第二次世界大戦後復職して、京都大学法学部長・総長を歴任。

末川博は民法学を専攻し、1925（大正14）年より母校京都帝国大学法学部の教授となった。瀧川事件では文部省と対立して辞任し、1940（昭和15）年より大阪商科大学（現・大阪市立大学）教授、1945（昭和20）年には立命館大学総長に就任した。著作に『権利侵害論』（1930年）や『権利濫用の研究』（1949年）などがある。

織田萬

1867（慶応4）年に佐賀県に生まれた織田は、1884（明治17）年10月、正則科第4期生として東京の司法省法学校（予科）に入学した。同期には、のちに内閣総理大臣となる若槻禮次郎や京都帝国大学法科大学で同僚となる岡村司、勝本勘三郎がいた。なお、司法省法学校は、本学の創立者12名のうち講師として名を連ねている7名中5名の母校であり、井上操、小倉久は正則科第1期生、志方鍛、鶴見守義、手塚太郎は第2期生である。

司法省法学校正則科は織田が入学してからわずか3カ月後の同年12月に廃止されたので、

織田は、東京法学校予科、東京大学予備門、第一高等中学校予科を経て、1889（明治22）年に帝国大学法科大学法律学科第二部（仏法科）に入学し、1892（明治25）年に卒業した。

卒業後、大学院で行政法を研究し、1895（明治28）年には最初の著書である『日本行政法論』を出版した。翌年、織田は、創設を予定されていた京都帝国大学法科大学の教官候補者としてヨーロッパ（主としてフランス）へ留学し、1899（明治32）年に帰国すると、創設されたばかりの同大学の教授に就任した。織田はほどなく京都法政学校（のちの立命館大学）や本学へも出講するようになり、すでに見たように、本学の「明治四十一年度講師担任表」には織田の名を確認することができる。

本学と関わりを持つようになった織田は、1917（大正6）年12月、関西大学の第10代学長に就任した。[*6] 大学昇格の前提となる財団法人設立許可申請は1919（大正8）年に設立者財団法人関西大学理事織田萬の名で行われ、大学設立認可申請および教員採用認可申請も、設立者財団法人関西大学理事法学博士織田萬の名で行われた。織田は、専門学校から大学への転換を果たそうとする本学の象徴であった。

織田は、1921（大正10）年2月5日の申請段階では、政治学担当の兼任教員としても申請されていたが、この申請直後に、創設されたばかりの常設国際司法裁判所判事に選出され、渡欧しなければならなくなった。同年7月14日の学部教員一覧表に織田の名がないのはこのためである。織田は1922（大正11）年5月、ハーグから一時帰国した際に本学学長を辞任したので、山岡総理事が学長事務を取り扱っていたが、翌年の2月、山岡が正式に第11代学長を兼任することになった。

＊6　関西法律学校及び私立関西大学の校長・学長は、初代小倉久以来、退役軍人であった第3代有田徳一を除き、すべて司法官であった。したがって織田萬は、学者としては最初の学長であった。

高等商業学校から出講した教員たち

商学部の科目担当者には、科目の性格上、高等商業学校から出講した教員たちがいた。[*7] 市立大阪高等商業学校と官立神戸高等商業学校に籍を置く教員たちである。「専門学校令」および「実業学校令」に基づき専門教育を行う高等商業学校（のち一橋大学）は、1887（明治20）年に設立され、その後、1902（明治35）年に官立第二高商として神戸高等商業学校（のち神戸大学）が開校するのを機に、東京高等商業学校と改称された。他方、「大阪商業講習所」をその前身とする大阪高等商業学校（のち大阪市立大学）は1901（明治34）年に開設されている。その後、これら3校はいずれも「大学令」による大学へと昇格した（旧三商大）。このような歴史的背景を持つ高等商業学校から出講した教員のなかで、まだ取り上げていない3名の教員を紹介しよう。

岡野正平は東京高等商業学校の出身であり、1918（大正7）年に大阪高等商業学校教授を拝命した。平井泰太郎著『経営学文献解説』（千倉書房、1932年）の「第四部 各論的文献Ⅶ 財務（1）資本の概念」に岡野の論文「自己資本の意義」『商業及経済研究』38が紹介されている。

原口亮平もまた高等商業学校（のち東京高等商業学校）の出身である。原口は兵庫県立神戸商業学校教諭を経て1908（明治41）年神戸高等商業学校教授となり、1913（大正2）年から1915（同4）年にかけて文部省留学生として英国、米国、スイスにおいて商業学を研究した。神戸高商着任までの原口の専門分野は商業計算であり、『商業算術』『高等利息算』などの著書がある。また、欧米留学から帰国してのちは簿記と会計学へ研究の

＊7　本項目を執筆するにあたり、日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』（平凡社、1971年）、ならびに、岡部孝好『神戸高商と神戸商大の会計学徒たち―その苦闘と栄光』（神戸新聞総合出版センター、2017年）を参考にした。

軸足を移し、『簿記学』『会計監査』の著書を著すなど精力的に研究を進めた。原口は１９３８（昭和13）年に神戸高商を停年退職し、兵庫県立神戸高等商業学校（のち兵庫県立神戸商科大学、兵庫県立大学）の校長に就任した。

須藤文吉は神戸高等商業学校の出身であり、県立金沢商業学校や市立長岡商業学校などで教鞭をとったのち、１９１９（大正８）年神戸高商教授となった。簿記・会計学では初の母校出身教授であった。『中小商業助成とその指導』『最新商業書簡文』『外國為替論』などの著書を残している。

第六章

「学の実化」の提唱と展開

第一節　山岡順太郎と「学の実化」

「学理と実際との調和」

大学昇格という「画竜」の業は成ったものの、「点睛」の業である大学の質的向上は、山岡順太郎総理事をはじめとする大学関係者にとって大きな課題であった。創立以来培われてきた本学の伝統は、良くも悪くも専門学校としてのもので、「大学令」による大学へと昇格した今は、それにふさわしい新たな成長が期待された。

1922（大正11）年5月20日に総理事となった山岡は立場上、卒業式や入学式、学期の始業式といった学内行事で式辞や告辞などを述べることが多く、それ以外にも折にふれて自分の考えを学生たちに示した。山岡総理事の挨拶や執筆原稿は『千里山学報』に掲載され、全部で19件を数える。そのなかで、山岡総理事が初めて持論を公にしたのは『千里山学報』第2号掲載の「学理と実際との調和」[*1]である。山岡総理事が提唱した「学の実化」の中心的な考えでもあることから、要点を整理しておきたい。

山岡総理事はまず、「大学令」による大学となった以上はすべての学生に普遍的な綱領、すなわち、関西大学全体としての特色を明示する必要があると説き、その上で学校教育の現状を次のように述べた。

現今の教育状況を見ると、中等学校にせよ、大学・専門学校にせよ、あまりにも実

『千里山学報』第2号掲載の「学理と実際との調和」

＊1　「学理と実際との調和」『千里山学報』第2号（大正11年7月15日）6ページ

社会とかけ離れた教育が施されているように思われる。学校が学問を研究する所であることに異論はないが、大学が研学の場で、学者の養成機関でのみあるという見解は、あまりにその社会的価値を没却した考え方であろう。確かに大学は学者を作る所ではあるが、大学を卒業して学者になる人は極めて少数で、学生の大部分は実社会に出て活動する人たちで占められている。

そして、このあとに学校教育の内容が続く。

中等学校から大学・専門学校に至るまで、学校で学ぶことが実際の社会現象と著しくかけ離れていることはやむを得ないとしても、両者の調和を計るべき方法手段が、いかになおざりにされてきたかというのは容易に理解できる。そのため、学理と実際との連絡に重点を置き、国家・社会のために有用な人材の養成に力を致すことが、真に時代が要求する教育を行う所以であり、それを本学の根本綱領にすべきではないか。

最後に、大阪という風土に関連して「本学は東洋第一の経済都市として、あらゆる活きた社会的研究の資料を不断、かつ豊富に提供している大阪の一角に存在しているわけであるから、学生にはこの環境を十分利用させ、真に時代に順応した大学となし、真に時代に適応する人材を作り出すよう努力したい」と述べて締めくくっている。

大阪で誕生し、東洋第一の経済都市である大阪に育まれて成長してきた関西大学がめざすべき大学教育の方向性としては、「学理と実際とを調和」させながら実社会で有用な人材を養成することであると山岡総理事は考えたのである。

「学の実化」

山岡総理事が、関西大学のあるべき姿、進むべき方向を「学の実化」という言葉で初めて表現したのは、1922（大正11）年度第2学期の始業式における式辞であった。

これより先、6月17日と18日に昇格後初の大学予科入学試験が実施され、志願者150名のうち、80名が合格し、6月22日の入学式に臨んだ。しかし、程なく夏休みに入ったため、授業はほとんど行われていなかった。その意味で、9月11日の始業式は実質的な入学式とも言え、山岡総理事の式辞は、新しい大学の建設に対し、大学当事者が初めて指導理念を直接学生たちに表明したものとして単なる始業式のことば以上の意味と重みを持っていた。

『千里山学報』第4号に掲載された式辞の摘録「本学の現状と将来の抱負」[*2]で山岡総理事は、大学教育の二大目的である「真理の討究」と「人格の向上」を実現するために「新たな理事の選任、顧問や評議員等の推薦」「専任教授の増員」「東洋第一の運動場建設による体育の奨励」「仮図書館の設置と図書の充実」「海外留学生の派遣」「「学の実化」講座の開催」など、関西大学が日々講じている具体的な方策を紹介したうえで、関西大学にさらなる特色を発揮する必要があると付け加え、それを端的に「学の実化」という言葉で表した。

「学の実化」というのは、決して深遠なる真理を離れて平凡な学問をすることではなく、深遠なる真理を平易に説き、学理を実際に調和させることにほかならない。

『千里山学報』第2号で示した「学理と実際との調和」が「学の実化」の根幹であることが、これによっても明らかとなる。

山岡総理事が揮毫した「真理の討究　学の実化」

＊2　「本学の現状と将来の抱負」『千里山学報』第4号（大正11年10月15日）2～3ページ

「学の実化」については、1923（大正12）年4月に発行された『千里山学報』第8号の巻頭言「新入学生諸子に一言す」[*3]でさらに詳しく述べている。

「大学教育本来の目的は「真理の討究」と「人格の向上」を完全に指導することであり、学生諸君はこの2点を常に念頭に置いて、研学は自修的に、修養は自主的に、人間としての完成に進まなければならない」と説いたのち、「真理の討究とは学術の蘊奥を極めることであるが、実際と懸け離れた空理空論をもてあそぶことではない。いやしくも学問である限り、実際から出発して一つの原理に到達する順序と、学問的思索から実際に帰る順序とは表裏一体のものとならなければならない」と、学問とはどういうものであるかを示した。そのうえで山岡総理事は、「学の実化」を別の言葉で表すと「大学教育の社会化」ということになると説明する。「大学の社会化とは、大学に社会を取り入れることであり、学問に社会的分子を加味することを意味する。大学教育に実社会の知識や経験を多分に取り入れるところに「学の実化」の意義がある」と学生たちに語りかけた。

「外国語の学習」

山岡総理事の考えのなかでは「外国語の学習」も大きな柱となっていた。外国語学習の必要性について語った記事は『千里山学報』の第6号と第22号に掲載されている。

1923（大正12）年1月1日付の新年号として発行された『千里山学報』第6号に掲載された「民族を単位とする自覚」[*4]と題する巻頭言で山岡総理事は、第一次世界大戦後の紛糾する世界情勢を踏まえ、人類全体の目標である世界恒久平和のために、学生には専門領域を研究するかたわら、国際的な知識の向上に努力することを求めている。「大学の教育

＊3　「新入学生諸子に一言す」『千里山学報』第8号（大正12年4月15日）2ページ

＊4　「民族を単位とする自覚」『千里山学報』第6号（大正12年1月15日）2ページ

方針としては特段、国際的精神の涵養ということを標榜していないが、それは当然のことであるからで、旧来の国民教育のほかに大学で国際教育を施すことは、新しい大学の新しい使命に他ならない」と説明し、常に海外研究に心がけることを切望すると述べた。そして、それは学生自らの将来のための準備であると同時に、わが国、わが民族の将来のための準備でもあると語って巻頭言を締めくくっている。

1924（大正13）年8月13日に開催された第2回夏期語学講習会修了式での式辞[*5]でも山岡総理事は外国語学習の必要性を説いている。席上、「多くの人は、外国語の活用を、外国語を手段にして外国の知識を吸収するだけのように考えているが、むしろ、わが国の事情を外国に正しく紹介する点にある。外国語は主として外国の知識や文物を取り入れるための道具として活用されてきたが、将来はわが国の知識や文物を外国に正しく紹介するための道具にすることの方が重要なのである[*6]。さらに、外国語を学習すると、その外国語を用いる国民に親しみを感じ、それが結果として世界平和を維持することに役立つことが少なくない」と主張している。

外国の知識を得るために語学を習得するという従来の考えに加え、日本の知識や情報を正しく外国に紹介するために外国語を学習するという、受動に能動を加えるところが山岡総理事らしい発想と言えよう。こうした国際的な視野に立った教育を推し進めようとする背景には、欧米の事情に通じた宮島綱男や岩崎卯一、水谷揆一といった教授たちが存在したことも大きかった。これらの人たちにより国際的精神は十分涵養されると山岡総理事は考えたに違いない。

＊5　「外国語学習の要」『千里山学報』第22号（大正13年9月15日）2ページ

＊6　わが国の文物制度を外国に正しく紹介するうえで外国語を学習する必要があるということは鹿子木彦三郎『山岡順太郎傳』（昭和4年11月26日）243ページにもしるされている。

「体育の奨励」

「外国語の学習」と並んで山岡総理事が強調したのは「体育の奨励」であった。『千里山学報』では第23号の「智育と体育との調和」と第44号の「体育と智育」から山岡総理事の考えを読み取ることができる。

第23号の「智育と体育との調和」[*7]は第2学期始業式の式辞を摘録したものであるが、そこで山岡総理事は、大学における体育の意義と注意点を次のように示している。

運動は、個人の肉体的完成を期すだけでなく、団体的精神の訓練や学校全体としての剛健闊達なる気風の助長、真剣みの発揮といった点からも必要欠くべからざるものであるから、本学は特に奨励する。しかし、条件となるのは、あくまでも学生としての立場にたってなされなければならないということである。学生によってなされる各種の運動競技が極めて有意義なものとして社会の注目をひくのは、諸君が学生であるからである。職業的や興業的な性質を帯びる場合には、自然と異なる見地に立って批評しなければならない。教育的見地からすれば、智育体育ともに等しく必要欠くべからざるものなので、一方に熱心であるあまり、他方をおろそかにすることは許されない。

と述べ、あくまで学生という立場を踏まえて運動に取り組むことと、智育と体育のバランスを取ることを求めている。

第44号掲載の「体育と智育」[*8]は、1926（大正15）年10月24日に挙行された関西大学大運動場開場式で述べた式辞の摘録である。そこでは「東洋第一」と称された大運動場新設の理由を次のように述べている。

関西大学・法政大学陸上競技大会で記念写真におさまる山岡総理事（中央和服、大正13年5月31日）

＊7 「智育と体育との調和」『千里山学報』第23号（大正13年10月15日）2ページ

＊8 「体育と智育」『千里山学報』第44号（大正15年11月15日）2ページ

大学は学問研究の場所であるが、体育に力を注ぐことも同様に重んじなければならない。なぜなら、古来体力に優れた国民は、一般文物のうえにおいても他の国民に勝っていることは、東西の歴史を見ても明白だからである。本学が将来、ますます学問研究を盛んにして、大学本来の目的を達するためには体育の設備も完全を期さなければならない。これが大運動場を新設し、全学を挙げて体力を増強する機会を与えようとする理由である。

山岡順太郎と「学の実化」

山岡総理事は折にふれて自らの考えを学生たちに示したが、それらをほぼ網羅しているのは1923（大正12）年3月17日に挙行された第35回卒業式における告辞で、摘録は『千里山学報』第8号に掲載されている。[*9]

告辞では（一）健康に留意すること、（二）人格の向上を期すること、（三）読書研究習慣を継続し、思想の鍛錬を怠らないこと、（四）学術研鑽の結果を実化し、社会的活動の能率促進に資すること、（五）国際的知識を涵養し、世界の大勢に通暁すること、の5項目を挙げ、卒業生へのはなむけとしている。

「真理の討究」「人格の向上」「学理と実際との調和」「外国語学習の必要」「体育の奨励」といった考えを一まとめにして端的に表したのが「学の実化」であるが、大学の教育研究においては、空理空論をもてあそぶことなく実社会の知識や経験を取り入れ、同時に社会は大学の学術研究成果を取り入れることによって「学理と実際」とが調和し、その結果、社会に有用な人材を養成できるというのが山岡総理事の考え方であった。

＊9 「山岡総理事卒業式告辞」『千里山学報』第8号（大正12年4月15日）9ページ

それは長年、複数企業の経営や、いくつもの分野の事業に携わり、さらには大阪商業会議所の会頭として実業界の舵取りを担った幅広い識見に基づいていた。社会が大学に何を求めており、それに対して大学はどう応えるべきかを山岡総理事は熟知しており、それを端的に「学の実化」ということばで表したのである。そして、山岡総理事が示したこの指針は、大学に昇格して100年が経った現在も、関西大学の進むべき方向を指し示す羅針盤として重要な役割を果たしている。

第二節　「学の実化」講座

大学の社会化と「学の実化」

山岡順太郎総理事をはじめとする大学関係者にとって、大学教育の二大目的の一つである「真理の討究」は、人間生活に関係のない空理空論をもてあそぶことではなく、現実の社会生活を基調として、大学の教育に実社会の知識や経験を取り入れること、すなわち、「大学の社会化」ということに意義があると考えたのは、前節でしるしたとおりである。そして、その具体的な方法として「学の実化」講座が実施された。[*1] こうした理由から、「学の

＊1　「学の実化講演会と日曜自由講座」『千里山学報』第15号（大正13年1月1日）2ページ、「新入学生諸子に一言す」『千里山学報』第8号（大正12年4月15日）2ページ

実化」講座は一部、一般の聴講も認めたが、基本的には関西大学の学生が主たる聴講者であり、この点が、次節で述べる一般社会人を対象としたユニバーシティー・エクステンション活動と異なる所であった。

各界の第一線で活躍している人たちから最新の世界情勢や政治、経済、教育、外交その他、さまざまな分野にわたって話を聞くため、「学の実化」講座には国内だけでなく、外国の著名人も講師として多数招かれた。

大学昇格の認可を受ける直前の1922（大正11）年5月27日、千里山の予科新校舎大講堂においてポール・クローデル駐日フランス大使を第1回の講師として以降、1927（昭和2）年11月11日まで、「学の実化」講座は5年半の間に33回にわたって開催された。講演内容は『千里山学報』に「摘録」という形で掲載されることが多かったが、分量に多寡があったり、「摘録」が掲載されなかった講座もあったりして、記録の形式が全体として統一されているわけではない。本節では、紙幅の都合上、すべての講演内容を要約できないため、第1回講座の講師を務めたクローデル大使のほか、歴史上有名な人物など、人数を限って講演内容を抄録することにしたい。その前に、講座の実施状況を一覧表にしておこう。

「学の実化」講座開催状況一覧表（『千里山学報』による）

年月日	演題	肩書	講師	場所	開始時間（講演時間）
1922（大正11）年5月27日	仏蘭西語に就て	駐日仏国大使	ポール・クローデル	大講堂（千里山新学舎）	午後2時（一）
1922（大正11）年9月26日	航空戦に就て	男爵	滋野清武	千里山新学舎	午後1時（3時間）

1922(大正11)年10月13日	教育問題雑観	関西大学評議員、法学博士	下村宏	千里山新学舎	午前10時(2時間)
1922(大正11)年10月20日	都市の交通政策に就て	関西大学理事、法学博士(大阪市電部長)	佐竹三吾	千里山新学舎	午前10時(2時間)
1922(大正11)年11月2日	常設国際司法裁判所に就て	関西大学顧問、法学博士	織田萬	千里山新学舎	午後2時(3時間)
1922(大正11)年11月9日	人口問題を中心として	関西大学評議員、法学博士	下村宏	千里山新学舎	午前10時(2時間)
1922(大正11)年11月17日	人口問題を中心として	関西大学評議員、法学博士	下村宏	千里山新学舎	午前10時(2時間)
1922(大正11)年12月13日	府市制大観	大阪府議会議長、関西大学協議員	廣瀬徳蔵	福島旧学舎	午後6時(2時間)
1923(大正12)年1月19日	最近の欧米経済事情	関西大学評議員、法学博士	下村宏	千里山新学舎	午前10時(2時間)
1923(大正12)年1月24日	ドイツ現在の経済状態に就て	神戸駐在ドイツ領事、博士	ゲー・スペッカ	千里山新学舎	午後2時(2時間30分)
1923(大正12)年2月8日	東西文明の融合	米国ワシントン大学東洋学教授、神学博士	ハーバート・H・ガウエン	中之島中央公会堂	午後2時(2時間)
1923(大正12)年4月25日	近代文明と建設工事	工学博士	片岡安	千里山新学舎第9教室	午後2時(1時間30分)
1923(大正12)年4月29日	確固不動の信念を樹立せよ	衆議院議員、逓信大臣	犬養毅	福島旧学舎第1講堂	午前11時(1時間)
1923(大正12)年5月10日	対露問題に就て	貴族院議員、法学博士	江木翼	千里山学舎	午後2時(2時間)
1923(大正12)年6月5日	教育制度と其の運用	前文部大臣	中橋徳五郎	千里山学舎	—(—)
1923(大正12)年6月17日	陪審法案に就て	司法省刑事局長、法学博士	林頼三郎	福島学舎	午後2時(2時間)
1923(大正12)年10月26日	法制・経済研究の基調	大阪毎日新聞社顧問、法学博士	岡実	福島学舎第1講堂	午後5時(1時間30分)
1923(大正12)年10月30日	ジャーナリズムに就て	米国合同通信社長	カール・A・ビッケル	福島学舎第1講堂	午後5時(40分)
1923(大正12)年11月5日	音楽について	本学学歌作曲者	山田耕作	千里山学舎第9教室	午前10時(1時間30分)

年月日	演題	肩書	講師	場所	開始時間（講演時間）
1923（大正12）年11月15日	南洋に於ける猛獣狩回顧	侯爵	徳川義親	千里山学舎講堂	午前11時（2時間）
1923（大正12）年11月15日	学生運動競技会の過去、現在及び未来	—	吉岡信敬	千里山学舎講堂	—（1時間）
1924（大正12）年12月5日	英米最近の経済事情	三菱銀行大阪支店長	山室宗文	千里山学舎	午後2時（2時間）
1924（大正13）年1月18日	ス井スと日本	駐日ス井ス公使	シャルル・ラルディー	福島学舎	午後6時（1時間30分）
1924（大正13）年6月19日	国民精神と産業の振興米国及び欧州問題に就て	枢密顧問官、男爵	九鬼隆一	千里山学舎第9教室	午後2時（3時間30分）
1926（大正15）年5月15日	我国対外為替の現状と金輸出解禁問題	元大蔵大臣、元日本銀行総裁、貴族院議員	井上準之助	千里山学舎	午後2時（2時間）
1926（大正15）年5月28日	自治に就て	子爵	後藤新平	千里山学舎	午前10時（1時間30分）
1926（大正15）年10月5日	社会現象としての文芸	—	片上伸	千里山学舎	午後1時（2時間）
1926（大正15）年10月28日	現代欧洲に於ける思想的転回に就て	フライブルグ大学教授、文学博士	エンゲルベルト・クレープス	千里山学舎	午後2時（1時間）
1927（昭和2）年1月24日	現代の英文学	ケンブリッジ大学教授	I・A・リチャーヅ	千里山学舎	午前11時30分（1時間）
1927（昭和2）年5月30日	市営事業に就て	大阪市長、関西大学評議員、法学博士	関一	千里山学舎本館講堂	午前11時
1927（昭和2）年6月21日	所感	駐日フランス大使	ロベール・ド・ビイー	千里山学舎	—
1927（昭和2）年7月23日	企業危険とその対策	ペンシルバニア大学教授	S・S・ヒューブナー	大阪毎日新聞社講堂	午後7時30分（1時間30分）
1927（昭和2）年10月18日	支那の現状	大阪商業会議所書記長、法学博士	高柳松一郎	千里山学舎本館講堂	午後2時（2時間）
1927（昭和2）年11月11日	所感	駐日ベルギー大使	バッソン・ピェール	千里山学舎	30分

第1回「学の実化」講演会

ポール・クローデルは20世紀前半のフランス文壇を代表する劇作家の一人であったが、フランスの大使として日本に赴任していた。この講演会は、大学昇格を記念し、また、この後に続く「学の実化」連続講演会の1回目として開催されたものであった。講演会を企画したのは当時専務理事であった宮島綱男である。[*2] 講演はフランス語で行われたが、フランス留学の経験があり、フランス語に堪能であった宮島自身が講演会の通訳を務めた。講演会は、学生と来賓を合わせて数百人を集め、午後2時から山岡総理事の歓迎の辞をもって始まった。

ポール・クローデルの講演と宮島綱男

クローデルの講演「仏蘭西語に就て」の内容は、宮島が『千里山学報』第2号にその全文の翻訳を「講演会摘録」と題して残している。[*3] また、講演原稿のフランス語の原文も残っているが、両方を読み比べてみるとかなりニュアンスの違いがある。その違いには大きく2点あって、宮島の翻訳では「正義」という言葉が何カ所も付け加えられて強調されていることと、フランス語を学ぶ実利性が強調されていることである。

宮島が「正義」を強調したのは、法律が絶対的な正義を具現したものであるという考え方が、おそらく今より遥かに一般的であったであろう戦前の軍国主義の時代にあって、これから新しく生まれる法科大学においては日本の正義の法律を学びなさい、と学生たちを激励しようとしたからかもしれない。また、あとで紹介するようにクローデルの講演は、

＊2　ポール・クローデルの来学が宮島専務理事の紹介によることは『千里山学報』創刊号（大正11年6月15日）19ページの「編輯余録」と第2号（同年7月15日）12ページの「仏国大使来校」にしるされている。

＊3　『千里山学報』第2号（大正11年7月15日）7ページ～11ページ

正義を学べと言うことではなく、むしろ議論することが大切であるとするリベラルな内容であったため、宮島が、大学昇格を記念する講演の内容としては適切であるかどうか疑わしいと考え、認可をもらった文部省と国に配慮して、講演内容に手を加えたと考えることもできる。

次に、宮島の摘録において、フランス語を学ぶ実利性が強調されていることについては、宮島とクローデルの両者にその原因があると思われる。確かにクローデルも講演のなかで実利性について簡単に述べてはいるのだが、その主旨を宮島が強調しているのである。クローデルは大作家であったが、当然フランス大使としての任務も担っていた。関西大学で講演を行ったのも、外交官としての活動の一環として関西地方の調査を行った途中のことであり、後日、クローデルは詳細な調査報告をフランス本国に送っている。しかし、クローデルはあからさまな宣伝は好みではなかったようで、講演ではフランス語を学ぶ実利的な問題については長くは述べない、と言って話を端折ってしまっている。そこを宮島は、フランスがどれほど大きな工業国であるか、フランス語がどれほど多くの人に話されているかなど、わざわざ5項目にもわたる箇条書きに変えてフランス語を学ぶ実利性を強調しているのである。宮島はなぜ、そのようなことをしたのだろうか。他に思惑はあったのかもしれないが、宮島のクローデルの立場に対する配慮がその大きな理由の一つであったのではないだろうか。クローデルは講演原稿の同じ段落のなかで、当時の「仏領インドシナ」のことに触れている。当時のフランスの極東戦略を考えてみれば、遠慮がちに述べるクローデルの言葉を強調してフランスの国威発揚に協力しておくことが、宮島としては、講演に来てもらった大使一行に対する礼儀であったであろうことは容易に想像できる。つまり、

予科新校舎で講演するポール・クローデル大使

以上に述べた宮島の翻訳に関する原文との違和感に見るべきものは、おそらく時代の刻印であると思われるのである。すべてのものは時と共に古びてゆく。しかし、優れたものは必ず時代を超えて意味を持ち続ける。ここからは、クローデルの講演が今も生きているその意味を考えてみることにしよう。

ポール・クローデルの思い

では、ポール・クローデル自身の思いとはどのようなものであっただろうか。クローデルは、関西大学法学部の学生になろうとしている若者たちに、冒頭次のように語りかける。

> この学校において、皆さまは、適切な表現を用いれば「法を説く」ことを学ばれているのですが、実は、フランス語ほど法を説くのに適した言語はないのであります。と言うのも、フランス語においては、表現の正しさと言うものがほとんど正義の同義語になっているとも言えるからであります。

宮島の摘録では、ここは「正義法律を学ぶ場所」となっているのだが、クローデルはここは「法を説く」ことを学ぶ場所であると言っているのであって、正義を学ぶ場所とは言っていない。もっとも、ローマ時代から法廷では常に正義について議論がなされてきたわけだから、「法を説く」ことに正義の意味がないわけではないが、少なくとも直接に正義を学ぶ場所とは言っていない。実際、敬虔なカトリック信者であったクローデルにとって、絶対的な正義など神のみぞ知るものであり、人間には、どのあたりが妥当な判断か、常に考え、議論を尽くさなければならないものであったと思われる。したがって、クローデルが言っているのは、むしろ正義について議論することを学ぶ場所という意味に近く、つま

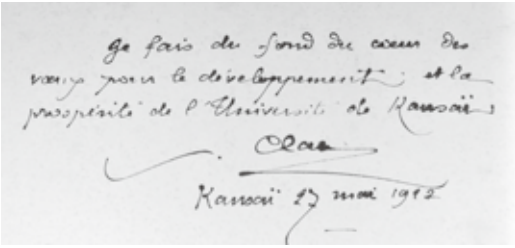
Je fais de fond du cœur des vœux pour le développement et la prospérité de l'Université de Kansai.
Claudel
Kansai 27 mai 1912

ポール・クローデル大使の来学記念揮毫

り、ここは法科大学であると言っているに過ぎないのである。そして、その大学で法律を学び正義について議論をするためには、特に表現の正しさが要求される、とクローデルは述べている。ただ、そのためにフランス語を学ぶのが良いと述べるクローデルの言葉には多少疑問を感じる人もいることだろう。

先に述べたように、クローデルは、宣伝はあまり好きではなかったようだが、ことフランス語については別である。クローデルはフランスの大作家であり、フランス語に深い愛着を持っているので、人にフランス語の習得を勧めるのはごく当然の成り行きであったと思われる。駐日大使在任中、京都に関西日仏学館の設立をフランス本国に提言するなど、クローデルは日本におけるフランス語フランス文化の普及に精力的に取り組んでいるが、クローデルにとって、言語文化の普及を目的とした活動は、大使として最も素直に自信を持って取り組むことのできる活動であったと思われる。したがって、聴衆の中でフランス語に興味のない人がおれば、クローデルのフランス語贔屓の分は割り引いて聞いてもらって構わないのである。クローデル自身、講演の最後の方で、思考能力を高めるためにはフランス語を学ぶべきだ、と言いたいところを少し抑えて、「フランス語が不可欠とは言わないが」と遠慮がちに述べており、勧めが強引にならないように気を遣っている。そうであれば、フランス語を学べということよりも、何のために学んでほしいのか、その理由に耳を傾けるべきではないか。

つまり、先に挙げたクローデルの言葉からは、正確な言葉遣いを心がけなさい、という主たるメッセージを読み取ればそれでよく、もし、それができれば別に何語を使っても構わないのである。フランス語は明晰な言葉だとは昔からよく言われてきたことであるが、

それは古来、偉大な文学者や思想家たちを輩出してきたフランスの実績によるのであって、言語自体が明晰かどうかを実証的に検証する手立てはない。実際、使う人の頭の中が明晰でなければ、使う言葉が明晰になるはずもないのである。それでもなおフランス語が最適だと言うクローデルの主張については、自国の言語と文化を深く愛するクローデルの熱い心を想い、敬意を持って拝聴しておくべきであろう。講演をこのような読み取り方で理解するなら、クローデルが学生たちに伝えたかったメッセージは、実はごくシンプルなものであったことがわかるのである。

ポール・クローデルが伝えたかったこと

クローデルは述べる。

今日、各国は孤立して存在しているのではなく、大きな全体の一部を成していて、そこから様々な見解が発せられて世界を導く多くの力が現れてくる。世界の大きな討論に参加できなければ、重要で名誉ある役割を担い続けることはできないことを理解せざるを得なくなっています。

つまり、言語の壁を超えてさまざまな立場の人々と議論する習慣を身につけなさい、ということである。また、このメッセージは、創造的な仕事をするためには自国の文化の理解と国際理解が必要であると述べている部分からも読み取ることができる。

さらに、クローデルは次のようにも述べる。

フランス語では、観念を見えるもののように表現できるのであります。〔中略〕昔から、フランスにおいて良い書物の理想とは、いわばその書物が自動的に語り、

作者は忘れ去られてそこには語られた思想しか聞こえてこないような書物でした。

ここでクローデルは19世紀の大作家フローベールの文学論を想起していると思われる。つまり、自分の考えを語る場合には、主観、つまり予断や偏見を排して、誰もがそう思えるほどの客観性を心がけなさいと述べているのである。また、クローデルは、別の箇所で「フランス人は議論を自然な態度にしている」と述べているように、このような言語習慣は一朝一夕に身に付くものではなく、長い歴史に基づいた文化的背景から生まれてくるものであるので、常に自由に議論を行う習慣を身に付けることが大切である、とクローデルは述べているのである。

次に、クローデルは、フランス語は複雑な文法構造を持っているので習得するには努力が必要であると述べながら、その効用について次のように言う。

フランス語はそれを学ぶ人それぞれにとって、言葉の構成の実地訓練でもあります。私どもの言葉で自分の言いたいことを正しく表現しようとする人が必ずしなければならないことは、文を構成することを学ぶことです。

もちろん、このことは、別にフランス語に限らず、程度の差はあっても一般にどんな外国語についても学ばなければならないことであろう。また、クローデルは「弁論を行うには、主たるテーマと、それを支える副次的なテーマ群を構成する優れた編集能力を磨きなさい」とも述べているが、文を構成することや弁論を構成する能力を磨くということは、取りも直さず思考能力を鍛えるということに他ならない。そういうわけで、クローデルは、フランス語学習の勧めを終えるにあたって、次のように述べているのである。

フランス語は構成することを教えてくれます。と言うのも、思考を構成することを

大学関係者と記念撮影におさまるポール・クローデル大使（前列左から5人目。左側は山岡総理事）

学ばずして文章を構成することは学べないからです。

思考能力を磨くこと。おそらく、これこそが、学生たちに向けたクローデルの最も重要なメッセージであり、法律専門学校から大学へと昇格し、これから大学生として学ぶことになる当時の学生たちにぜひ聞き届けておいてもらいたかったメッセージであると思われるのである。

クローデルは述べる。だから、世界の偉大な文明がすべて基礎教養教育と、そのなかでも特に表現力を重視してきたのは当然のことなのだ。専門知識はもちろん必要だが、その有効範囲はその領域内に留まり、また時代とともに廃れてゆく。専門領域の枠組みを超え、廃れた専門領域を常に更新できる思考力こそ重要なのであって、大学教育の根幹はその思考力の養成にあるのだ。君たちは、指示されたことを行うだけの歯車であってはならない。自ら主体的に考える人になってほしい。このようにクローデルは言っているのである。

宮島が講演原稿に手を加えた理由として、時代の影響が考えられることは先に述べたが、フランス語に堪能であった宮島が敢えて原稿に手を加えたということは、取りも直さず宮島がクローデルの講演の主旨をよく理解していたからに他ならない。この講演でクローデルは、結局、人文学の必要性を説いているのだが、この提言を受けて、このあとすぐに関西大学に文学科が創設された。そして、これを契機に以後、多数の学部が創設され、現在の一大総合大学が形成されることになったわけである。また、思考能力の養成を根幹に置く大学教育の理念は、今も学内で行われている導入教育としてのアカデミックスキル養成を目的としたカリキュラムや、上位年次のゼミにおける専門教育の展開のなかなどに脈々と生き続けている。そう考えてみると、この講演会は「学の実化」連続講演会の1回目を

飾るのに誠に相応しいものだったわけであり、この講演会を企画した宮島の功績は多大なものであったことがわかる。「学の実化」連続講演会は、今も学内のさまざまな授業のなかで、ますます盛んに継続しているのである。

外国人の講師たち

33回にわたって開催された「学の実化」講座のうち、外国人の講師はポール・クローデルを含めて全部で10名にのぼる。このうち大使は、ポール・クローデル（フランス大使・第1回）とロベール・ド・ビイー（フランス大使・第30回）、バッソン・ピェール（ベルギー大使・第33回）の3名。公使はシャルル・ラルディー（スイス公使・第22回）。領事はゲー・スペッカ（ドイツ領事・第10回）である。フランス、ベルギー、スイス、ドイツと、ヨーロッパの国々が網羅されている。

大学教授は、ハーバート・H・ガウエン（ワシントン大学・第11回）、エンゲルベルト・クレープス（フライブルグ大学・第27回）、I・A・リチャーズ（ケンブリッジ大学・第28回）、S・S・ヒューブナー（ペンシルベニア大学・第31回）の4名である。残る外国人講師はカール・A・ビッケル（第18回）で、アメリカ合同通信社の社長である。内訳としてはアメリカ3名、ドイツ1名、イギリス1名で、アメリカの割合が若干高いが、先の大使や公使を入れると、欧米各国の人たちがバランスよく組み込まれていると言えるだろう。

ゲー・スペッカ領事の講演「ドイツ現在の経済状態に就て」

1923（大正12）年1月24日、千里山学舎で講演したゲー・スペッカ神戸駐在ドイツ

領事の講演摘録は『千里山学報』第7号と第9号の2回にわたって詳細に記録されている。当初は、宮島専務理事がツラウトマン神戸駐在ドイツ総領事に講演を依頼していたが、ツラウトマン総領事がドイツ大使館参事官になったため、スペッカ領事が代わって講演したという経緯がある。

スペッカ領事は、第一次世界大戦の敗戦により極度に疲弊したドイツの経済状況を詳しく紹介した。植民地と各種財産の喪失による農業や工業などへの悪影響、賠償支払いが輸出入に与えた影響（大幅な輸入超過）、マルクの下落と物価の高騰による食糧不足と生活水準の低下、労働者の悲惨な生活状態など、いずれの内容も学生たちに大きな驚きを与えた。そのため、こうしたドイツの現状に対して同情の念をいだいた学生の有志は、同国の教育事業に提供する目的で募金活動を行うことを決議した。それを聞いたスペッカ領事は、学生たちの厚意に改めて深謝の意を表している。

ハーバート・H・ガウエン教授の講演「東西文明の融合」

スペッカ領事の講演会から2週間後の1923（大正12）年2月8日にはアメリカ・ワシントン大学のハーバート・H・ガウエン教授が学賓として来学し、第11回「学の実化」特別講座で「東西文明の融合」と題する講演を行った。会場の中之島中央公会堂には本学の学生1000余人のほかに、新聞社の宣伝によって集まった一般聴衆、さらには市内の専門・中等諸学校の学生、生徒、教職員、第四師団の将校その他、あわせて2000人以上が会場を埋めつくした。ちなみに、33回に及ぶ「学の実化」講座のうち、学外で開かれたのはガウエン教授と、第31回のS・S・ヒューブナーペンシルベニア大学教授の2回だ

ゲー・スペッカ領事を囲んでの記念撮影

けである。

ガウエン教授は、人類の文化は世界の全民族の相互諧調によって成ったものであること。そして、歴史の原動力は人類の意志力にあることを説いたうえで、叡智に導かれた新国際主義が築かれなければならないと語った。19世紀後半から東洋と西洋との「競争時代」が始まったが、これからは東西の「調和」「協働」時代に変わらなければならず、全人類の福利増進を目的とした新国際主義を提唱した。そして、太平洋をはさんで勃興しているアメリカと日本は、その理想のもとに協力し、世界文明の中枢にならなければならない。新興二大国家が相提携するときこそ太平洋は真に「平和の洋（パシフィック）」になると述べて講演を締めくくった。

ガウエン教授の講演を通訳したのは岩崎卯一教授であったが、ガウエン教授の真意を的確に伝え、聴衆に大きな感動を与えた。

政治家の講師たち

犬養毅（衆議院議員・第13回）、江木翼（貴族院議員・第14回）、中橋徳五郎（前文部大臣・第15回）、井上準之助（元大蔵大臣・第24回）、後藤新平（元内務大臣・第25回）、関一（大阪市長・第29回）といった大臣級、もしくは地元の首長政治家が多数招かれているのも「学の実化」講座の特徴の一つである。

このうち、犬養毅や中橋徳五郎の招聘については、山岡総理事が主な役割を果たしたのだろうと思われる。山岡が中橋のもとで大阪商船の経営にあたったことはすでに別の章で述べたとおりであるが、中橋が大阪商船を辞し、中央政界へ進出して文部大臣となるにあた

ガウエン教授夫妻を囲んでの記念撮影

＊4　牧野良三（衆議院議員）が語る中橋と山岡のエピソードは『故　山岡順太郎翁追憶会の記』に収録されている。この冊子は、山岡に関する貴重な資料であるが、私家版で閲覧が難しいことから、山岡家の了解を得た上で『関西大学年史紀要』第27号（2020年3月）に再録された。

り、山岡が陰で中橋を支えたエピソードが残っていることなどからも、両者の絆は単なる郷里の先輩と後輩、職場の上司と部下という間柄以上に強くて太いものがあったのである。[*4]

犬養は中橋と同じ立憲政友会に所属していたことから、犬養への講演依頼は中橋を通じてなされたと想像される。

犬養毅の講演「確固不動の信念を樹立せよ」

犬養毅衆議院議員（のち逓信大臣・総理大臣）が第13回「学の実化」講座の講師として関西大学を訪れたのは1923（大正12）年4月29日である。神戸から来阪し、福島学舎に到着後、記念の揮毫として「無所畏（畏るる所無し）」としたためたあと、第一講堂の演壇に立った。

犬養毅は、知識を磨くとともに、確固たる信念を養え、と学生たちに処世訓を述べた。自分が何をすべきかを確固と定め、それに向かって一意専心に進む時は、逆境や苦労は何でもなくなる。不遇や逆境は目的貫通のための一手段であり、その状態を打ち越せば一段と目的に近づく。順境とか逆境とかは、志さえ確かであれば当人には何らの問題ではない。人生の出発点における立志の強弱は、将来の成否に大いに関係し、その人の運命を左右する。各自にふさわしい確信を持って世に立つことは絶対的に必要で、信念を持って世界的な活動をしてほしい。

70歳近い年齢ながら、かくしゃくとした犬養毅が、過去の経験から得た貴重な信念を諄々と説くさまは、若い学生だけでなく一般の参加者にも深い感動を与えた。講演が終わったあと犬養毅は、山岡総理事や故郷を同じくする岡山県人会の学生とともに校庭で記念撮影

犬養毅の揮毫「無所畏」

講演する犬養毅

におさまった。

それから9年後の1932（昭和7）年5月15日、犬養は総理大臣官邸に乱入した海軍の武装青年将校たちによって殺害される。世に言う「5・15事件」である。

中橋徳五郎前文部大臣の講演「教育制度と其の運用」

中橋徳五郎は、関西大学が「大学令」に依る大学へ昇格したときの文部大臣で、第15回「学の実化」講座の講師として千里山に来学した1923（大正12）年6月5日は昇格一周年の記念日であった。千里山に到着した中橋前文部大臣は、自身が以前に揮毫した門標が掲出された正門門柱の前で大学関係者とともに記念撮影をしたあと、「教育制度と其の運用」と題して次のような内容の講演を行った。

現下の学校制度において不足しているのは上級学校で、そのために入学難の状態が生じている。それを解消するためには学校を増設し、優良な教員を養成すればよく、前内閣は中等・高等の学校を増設し、望む者は全員就学できるよう施設を改善した。また、官公私立の区別を廃し、私立でも一定の条件を整えておれば官立と同様に扱い、できるだけ多くの設立を認可した。さらに、教職員の待遇も改善した。先般の高等教育機関の拡張や新大学令の発布等はそうした主旨から出たものである。現在、わが国の大学数は官立11、公立4、私立13で、総数28校であるが、6年後には33の大学ができる予定である。

教育問題について忘れていけないのは、数の拡張とともに質を改善することである。教育の完全を期するためには、（一）義務教育年限の延長、（二）補習教育の普及、（三）教員に対する待遇の改善、の3点を実施すべきであると考える。特に、（一）と（二）について

大学の正門前で大学関係者と記念撮影する中橋徳五郎前文部大臣（左から5人目。左側は山岡総理事）

は地方財政だけではなく、半額くらいは国庫から補助する覚悟が必要であろう。

最後に中橋前大臣は、この関西大学のような私立大学が、独特の長所を発揮して有為の青年を集め、良教員を養成し、独立自恃、官学に劣らない好結果を収めることを希望してやまない、と述べて講演を締めくくった。

「学の実化」講座運営の中心的人物

「学の実化」講座の運営に中心的な役割を果たしたのが宮島綱男専務理事であることは、この節のはじめの方でしるしたとおりである。自身がヨーロッパへ留学した経験を持ち、フランス語をはじめとする外国語に堪能であったことから、ポール・クローデルやゲー・スペッカ、シャルル・ラルディーなど、外国高官の招聘にあたり、自ら大使館や領事館を訪ねたり、文書を交わしたりして講演を依頼したことが『学報』の記録として残っている。

ところで、「学の実化」講座は１９２７（昭和２）年11月11日に開催されたバッソン・ピエール駐日ベルギー大使による第33回講演会を最後として開催されなくなる。１９２７（昭和２）年11月と言えば、第２回大学祭をきっかけに起こった「昭和２年の紛擾事件」、いわゆる「宮島事件」が急速に拡大している時である。事件は、宮島綱男が専務理事と教授を辞任することで収束していくが、この事件と「学の実化」講座の不開講とは無関係ではないだろう。

また、同時期、山岡総理事も体調を崩し、富山県の宇奈月にある別荘（独楽荘）で療養し、帰阪後には若干体調が持ち直した時期もあったが、それでも大学へ出向くことは叶わない状態が続いていた。そして翌１９２８（昭和３）年11月26日、山岡総理事はついに帰

らぬ人となる。

講座の運営に中心的役割を果たしてきた宮島専務理事と、それを高所から見守ってきた山岡総理事を失ったことで「学の実化」講座も大きな転機を迎えることになったのである。

第三節　さまざまなエクステンション活動

ユニバーシティー・エクステンション

大学本来の使命は優秀な人材を育成して社会に送り出し、社会文化の進展に貢献することであるが、それは大学の内的使命に過ぎず、同時に、大学そのものが直接社会教育に力をつくす外的使命も果たさなければならない[*1]、と山岡総理事をはじめとする大学関係者は考えた。そうした目的のために開催されたのが「夏期語学講習会」や「日曜自由講座」、「関西大学学外講演会」、エデュケーション・ウィークにおける「講演会」などである。

「学の実化」講座が、社会の知識を大学に取り入れることを目的に、在学生を主たる対象として開催されたのに対し、「夏期語学講習会」をはじめとする講座・講演会は、教室における講義をそのまま学外の市民に開放し、成人教育の一環として社会発展の一助となるこ

＊1　「学の実化講演会と日曜自由講座」『千里山学報』第15号（大正13年1月1日）2ページ

＊2　「二つの経験」『千里山学報』第12号（大正12年9月15日）2ページ

とをめざしていた。[*2] 私立学校は一般社会の支援があってこそ発展できるため、そうした協力に報いるためにもユニバーシティー・エクステンション活動を行う必要があると考えたのである。

夏期語学講習会の開催

第1回夏期語学講習会は、1923（大正12）年7月20日から8月10日まで福島学舎で開かれた。講座は英語科、仏語科、独語科の3科目で、受講者の能力に応じて英語科は初等科、中等科、高等科に、仏語科と独語科は初等科と中等科に分けられた。講師は岩崎卯一、服部嘉香、村上喜貞、水谷揆一、桜井匡、樋口純（以上英語科）、宮島綱男、賀來俊一（以上仏語科）、中村鄧次郎、福田宗延（以上独語科）らが務めた。

会費は、入会申込金が1円（関西大学の学生と関西甲種商業学校の生徒は免除）、聴講料は1科目につき3円50銭（英語科を昼夜とも兼修する場合は6円50銭）で、所定の学科を修了し、希望する者には修了証書が付与された。

「男女ヲ問ハズ入会ヲ許ス、女子聴講者ニハ特別席ヲ設ケ且其数多キトキハ別ニ女子部ヲ置ク」と広く女性の受講生を募ったことや、仕事がある人の便宜をはかるために各科目とも授業を午後7時から9時までの夜間に開催したこと、さらに英語科に限っては、夜間のほかに午前6時半から8時半までの昼間（早朝）にも講義時間を設定したことなどが好評を博する原因となり、開催前日の7月19日に受付を締め切ったあとも申し込みが殺到し、やむなく断りを出すほどであった。

受講生は全部で539名にのぼり、うち女性は54名であった。その顔ぶれを見ると、社

第1回夏期語学講習会参加者（仏語科）

会で働いている青年が最も多く、ついで学生、さらに年配者と続いた。女性の聴講生も各科に数名は存在し、多い科目では十数名にも及んだ。受講生数の内訳は次のとおりである。

	昼間部			夜間部		
	初等科	中等科	高等科	初等科	中等科	高等科
英語科	43	67	61	56	82	69
仏語科				47	11	
独語科				73	30	

男女共学への願い

夏期語学講習会がもたらしたものに、男女共学に対する関心の高まりがあった。

関西大学学歌の作詞者で、講習会で英語の講師を務めた服部嘉香は、第1回講習会終了1カ月後に発行された『千里山学報』第12号に掲載された「夏期語学講習会雑感」という記事のなかに、女性の参加を非常に有意義なものととらえた「講習会礼讃」と題する原稿を寄せ、学問上の男女共学は互いに無形の好結果をもたらしながら進んでいくものだということを的確に知ることができたため、大学本体の教育においても、一日も早く男女共学制が取られることを希望すると述べた。

講習会に女性が参加したことに対し、独語科の講義に出席した松江高等学校の生徒は、教室の雰囲気が明るくなったのと、まじめに聴講する姿勢に敬意を表したという感想を残している。また、本学の学生も、夏期講習会にありがちな道楽半分、慰み半分といった気

分は全くなく、初めての試みだという男女共学の実行が一層新鮮な感じを与えたとしるしている。さらに、仏語科の講義に出席した女子受講者は、大学がもっと長期間女性のために向上の道を開くとともに、他の一般の学科についてもせめて聴講だけでも許してもらえたら、と女性に対して大学が広く門戸を開くことを望んでいる。

「大学令」などの規制で、女性の正式な大学入学が許されていない時代に、受講生だけでなく教師からも男女共学の声が上がったのは注目に値する。こうした要望を受けて文部省へ申請を行った結果、１９２４（大正13）年3月11日付で「学部に聴講生の制度を設け男女を問はず聴講を許可する件」が認可されることになる。

継続して開催された夏期語学講習会

第1回夏期語学講習会が好評だったため、翌年以降も講習会は継続して開催され、『千里山（のち関西大学）学報』（以下『学報』）を確認する限りでは、１９４１（昭和16）年開催の第19回講習会まで続けられた。それ以降は、戦時色を反映して、外国語の講習会を開催することが難しくなったために中止されたと考えられる。

時代の移り変わりとともに講習会の中身は少しずつ変化していった。まず科目であるが、第1回から開講された英語科、仏語科、独語科の3科目のうち、１９３２（昭和7）年の第10回を最後に仏語科がなくなり、第11回からは英語科と独語科の2科目となった。その独語科も１９３７（昭和12）年の第15回で廃止され、翌年の第16回からは英語と支那（中国）語の2科目となり、最終の第19回までその状態で実施された。

講師に関しては、第1回が総勢10名、第2回が15名と、大学を挙げての体制でスタート

したが、第3回からは夜間部のみの開催となったこともあり、担当講師の数は減少した。第3回から第6回までは「関西大学教授（もしくは専任教授）並びに講師」が講義を行うと予告されるのみで具体的な講師の氏名は分からないが、第7回以降第19回までは『学報』に明記されている。英語科、仏語科、独語科の3科目開講時は3名から5名、英語科と独語科の2科目時は3名、英語と支那（中国）語の2科目時は4名から6名が毎年講師を務めている。

第3回から第6回までと第9回、第18回、第19回については受講生数の記録が残されていないが、それ以外の回は受講生数が『学報』に記載されており、最も少ない年（第10回）で432名、最も多い年（第17回）は748名となっており、平均すると570名弱であった。

会場は第1回から第7回までは福島学舎であったが、1929（昭和4）年9月15日に天六学舎が完成した翌年の第8回からは天六学舎で開催されるようになる。

男女を問わず入会を許し、女性の受講数が多い場合は女子部を設けるという女性への対応は第1回から第12回まで明示されている。また、英語科の修了者には関西大学専門部の入学試験で語学を免除するという特典も長く続けられた。

このように、大学昇格をきっかけに開催されるようになった夏期語学講習会は、回を重ねて連続19回を数え、関西大学における夏の恒例行事として定着した。山岡総理事や宮島専務理事らが考えた「大学の講義を社会へ」という当初の目的は十分達成されたと言えるだろう。

日曜自由講座の開催

夏期語学講習会に加え、一般市民を対象とした日曜自由講座も、昇格をきっかけに新しくスタートした事業であった。

1923（大正12）年10月7日の第1回講座開催にあたり、挨拶に立った宮島専務理事は「大学の講義を社会に公開して世人の批評を仰ぐことができれば、大学教育の目的をよりよく達成するうえで効果があると同時に、その講義が多少とも社会を益するに足るのであれば、大学の対外的使命を遂行する一助にもなる」と講座開設の趣旨を述べた。[*3]

日曜自由講座は、第一日曜を千里山学舎で、第三日曜を福島学舎で、ともに午後1時から4時まで開催した。聴講料は無料。夏期語学講習会同様、「男女を問はず自由に聴講することを得」として女性にも開放された。『千里山学報』第14号と第15号にしるされた第1回から第4回までの演題と講師は次のとおりである。

第1回（1923（大正12）年10月7日、千里山学舎第九教室）
　我国の現状と移民問題　講師　平松憲夫
　近松とその恋愛観　教授　服部嘉香
第2回（1923（大正12）年10月21日、福島学舎第一講堂）
　交通問題に就いて　理事　佐竹三吾
　証券取引と金融関係について　講師　増山忠次
第3回（1923（大正12）年11月4日、千里山学舎講堂）
　史学上より見たる社会　教授　小泉幸治
　生糸貿易に就いて　講師　岸田幸雄
第4回（1923（大正12）年11月18日、福島学舎講堂）

好評を博した日曜自由講座

＊3 「第一回日曜自由講座」『千里山学報』第14号（大正12年11月15日）6ページ

普通選挙に就いて　講師　木下孫一
宗教の発達と崇拝対象の変遷　教授　桜井匡

この日曜自由講座も一般市民に好評で、千里山や吹田付近だけでなく、大阪市内からも多数の参加者がつめかけた。『千里山学報』第14号は、聴講者のなかに多数の女性聴講者が交じっていたことが、この企画をより有意義なものにしたとしるしている。

エデュケーション・ウィークの実施

1924（大正13）年に実施した皇太子殿下御成婚記念事業も一般市民の関心を集めた。「皇太子殿下御成婚記念文庫の設置」と「エデュケーション・ウィークの実施」の二つからなる記念事業のうち、「記念文庫」は、一口5円の寄付を募ったうえで、主として憲法、国家学等に関する内外の書籍を収集し、図書館内に記念文庫を設置するというものであった。

一方、1月26日から31日までの「エデュケーション・ウィーク」では、「奉祝式典および記念植樹（26日）」「学術講演会（27日）」「本学近郊史蹟探査会（28日）」「欧米学者肖像画および著書展覧会（29日・30日）」「広告印刷物展覧会（30日）」「文芸講演会（31日）」といった催しが開催された。

特に、最後の文芸講演会では、坪内士行や小山内薫といった、当時、劇団や文壇で華々しく活躍していた人たちを講師に迎えたことから、会場の大阪朝日新聞社ホールは男女多数の聴衆で満員の大盛況となった。

夏期自由講座と学外講演会

エデュケーション・ウィーク行事の「広告印刷物展覧会」

1923（大正12）年から1924（大正13）年にかけては一般市民を対象とした講演会が盛んに開催されている。

1924（大正13）年の夏期休暇中、7月20日から同23日まで夏期自由講座が大阪朝日新聞社楼上（ホール）で開催された。これは前年秋に実施された日曜自由講座が好評だったことを受けて計画されたもので、連日200名を超える聴講者が午後7時30分から10時30分までの講演に熱心に耳を傾けた。

同じ時期、本学の教授や講師たちは、関西大学夏期学外講演と銘打って各地へ出向き、講演を行った。7月14日に専門部の学生有志が主催した夏期地方講演会に辰巳経世講師が同行して講演したのをはじめ、7月中旬には服部嘉香、小泉幸治両教授が千里山学友会文芸部主催の夏期地方講演会の指導を兼ねて四国の丸亀、高松、松山等で講演した。8月上旬には岩崎卯一教授と武田蔵之介講師が福島学友会文芸部主催の夏期地方講演会の指導を兼ねて北陸の福井、富山、金沢等で講演。さらに、8月14日から18日にかけては桜井匡、小泉幸治両教授と沖中恒幸、佐々穆両講師の4名が淡路浦村で開催された夏期講演会に出講した。淡路浦村での講演会では5日間、毎日午前と午後の2回ずつ約400名の聴講者を前に、それぞれの講師が専門とする話をして好評を得た。

その後も本学は、創立三十八周年記念自由講座（1925（大正14）年1月17日）や新聞講演会（1927（昭和2）年8月17日）などを開催し、ユニバーシティー・エクステンション活動を継続した。大学の講義を公開し、社会教育の普及をはかろうとするこうした「社会の大学化」は「大学の社会化」と表裏一体の関係を持ち、「学の実化」を具現化するものであった。

エデュケーション・ウィーク行事の「文芸講演会」

ウオーター・ウイリアムズ博士による新聞講演会

第四節 『千里山学報』の発行

『千里山学報』の創刊

1922（大正11）年6月5日の大学昇格を記念する事業として計画されたものの一つに『千里山学報』の発行がある。理事会で『千里山学報』を出すことが決定したのは6月4日で、12日に印刷、15日に発行と、わずか10日ほどで完成させているが、短期間で編集する必要があったため、非常に苦労したことが創刊号巻末の「編集余録」にはしるされている。[*1]

創刊号の本文は、巻頭の「発刊の辞」のあとに「山岡総理事を迎ふ」という紹介記事と岩崎卯一教授執筆の「人類争闘則の社会学的考察」と題する学説（論文）が続き、「校報」「学友会報」「校友会報」「関西甲種商業学校報」「本大学拡張後援会に就て」「雑録」のあと「編集余録」で締めくくり、その後5ページにわたって広告を掲載しており、菊倍判の『千里山学報』創刊号は全部で24ページを数えた。

巻頭の「発刊の辞」は、「『学報』は大学に欠かせられない機関の一つであり、大学と校友、学生と先輩間の愛着の糸を集め、渾然とした諧調を作り出すことを使命として誕生した」と、発行の経緯をしるしている。学術誌と情報誌両方の役割を併せ持ちながら、教職員、学生だけでなく、大学と校友をつなぐ冊子としても計画、発行されたのである。

『千里山学報』創刊号表紙

＊1　第五章第二節で見たように、大学昇格案が通過したことに対し、垂水善太郎と宮島綱男が5月24日の発信で東京の旅館に滞在する山岡順太郎宛に謝意を表する電報を打っていることから、昇格の内定は5月下旬には大阪へ届いており、『学報』発行の準備もその前後から始まっていたのではないかと想像されるが、仮にそうであったとしても、発行日までに1カ月もなく、編集作業が大変であったのには変わりがない。

学報局

創刊号巻末の「編集余録」は、宮島綱男専務理事と岩崎教授が『千里山学報』の生みの親であり、育ての親であったとしるしている。なかでも宮島専務理事が継続発行と発展に力を注ぎ、掲載事項の提供と厳選をはじめ、用字用語の校正にいたるまで毎号隅々まで目を配り、陣頭指揮を執ったという。[*2] そして、宮島専務理事の下で具体的な作業を担ったのが学報局の人びとであった。学報局には複数の局員が存在したが、その中心的立場であったのが『学報』編集兼発行人である。初代の辰巳経世（大正11年6月～昭和2年6月）から第2代・宮島綱男（昭和2年7月～同年11月）、第3代・森川太郎（昭和3年1月～同年6月）、第4代・霜村盛郷（昭和3年7月～昭和4年7月）、第5代・遠藤鋹（敏雄、昭和4年9月～昭和9年6月）、第6代・神屋敷民蔵（昭和9年7月～昭和19年3月）、第7代・安井章吾（昭和19年5月～昭和20年2月）と、時代とともに責任者は交代していったが、8月と12月を除いて毎月1回、年10回の定期刊行に努力した。

『学報』と山岡順太郎

宮島専務理事とともに、『千里山学報』の刊行に大きな影響を与えたのは山岡順太郎総理事であった。学報局主任の辰巳経世は、『千里山学報』が創刊五周年を迎え、1927（昭和2）年6月15日に発行された第50号のなかで『学報』と山岡にまつわるエピソードを次のように綴っている。[*3]

毎月、『学報』の発行日が近づくと、山岡総理事は、まだできないのか、と学報局関係

学報局の人びと

＊2　『千里山学報』第50号（昭和2年6月15日）21ページ

＊3　注（2）21ページ

者の顔を見るたびに待ちかねている気持ちを示され、本誌の内容が充実していく様子に心から喜びを表された。総理事宅の応接室には常に『学報』が備え付けられ、来訪者へは自ら『学報』を示し、大学の状況を話すことを楽しみにされていると伺っている。

創刊以来、親しく山岡総理事の謦咳に接してきた辰巳は、山岡の『学報』に対する関心の強さを知るだけに、体調が芳しくなく転地療養のために黒部の別荘・独楽荘へ赴いた山岡から五周年記念号の感想を直接聞けないことを心から残念がってもいる。

『千里山学報』から『関西大学学報』へ

『学報』は、1922（大正11）年6月15日発行の創刊号から1929（昭和4）年6月発行の第70号までは『千里山学報』と称したが、翌7月発行の第71号から『関西大学学報』と改めた。改称のきっかけになったのは、1929（昭和4）年に建築された天六学舎の完成であったようである。

第6代『学報』編集兼発行人の神屋敷民蔵は、「『千里山学報』が創刊された当時は、千里山が新天地で新鮮味にあふれており、その地名を周知させようとする意味合いも強かったが、この名称だと学部と予科だけの機関誌ではないか、という意見が次第に出てきて、天六学舎の建築を機会に改称したのである。1927（昭和2）年の紛擾事件で宮島専務理事が引退したこともその背景として挙げられるだろう」と当時の事情を振り返っている。[*4]

『千里山学報』の題字は創刊号以来、山岡総理事の手によるものが使用されてきたが、[*5]改称にあたっては喜多村桂一郎専務理事が揮毫した。創刊以来、編集の中心的存在であった宮島専務理事が1927（昭和2）年11月30日に辞表を提出して大学を去り、翌1928

『関西大学学報』と改称された第71号の表紙

＊4 『関西大学百年史 通史編 上』（昭和61年11月）415ページ

＊5 『学報』創刊2周年を記念する会合が開かれた際、内容の進歩にあわせて『学報』の題字も変えないといけないのではないか、という提案が山岡自身から出されたが、学報局主任の辰巳経世が、歴史的な特殊性もあるので、ぜひこのまま使わせてほしいと頼んだことが注（2）のなかにしるされている。

（昭和3）年11月26日には山岡総理事が亡くなって、昇格以来の経営組織が大きく変わろうとしたことから、誌名とともに表紙の題字も一新したのである。

Column

広告が載る『学報』

教職員や学生、校友などに配付された『学報』には、教員の論文などが掲載され、学術誌としての性格が付与されていたが、その一方で巻末には広告も掲載されていた。刊行経費捻出の方策として行われたのであろう。刊行を維持するための拠金を校友に依頼する文章は創刊号から掲載されている。

初期の広告は書店や洋服店、靴店など、学生生活に関連するものを取り扱う商店のものが多かったが、それらに混じって大阪住宅経営株式会社の広告も見られた。千里山住宅地の広告は、1923（大正12）年3月15日発行の第7号から同年10月15日発行の第13号までは毎号掲載されており、「理想的の郊外簡易住宅」「ちょっと西洋にでも行ったやうな感じのする田園都市です」といったキャッチフレーズが目を引く。

第三章で見たように、大阪住宅経営株式会社の山岡社長と柿崎専務取締役は、関西大学の総理事と専務理事でもあり、そうした関係から見れば、『千里山学報』への広告掲載は何ら不思議なことではなかった。大阪住宅経営株式会社の広告が狙いとしたのは関西大学の教職員や校友であり、そうしたなかには実際、千里山に住まいを求めた人も複数名存在した。大阪住宅経営株式会社が千里山住宅地に関西大学と結びついた、いわば文教地区の雰囲気を持たせようとしたことは確かであり、[*6] その一端を『学報』が担ったとも言えるのである。

『学報』に掲載された千里山住宅地の広告

＊6　第三章第二節の注（5）

第五節　学歌の制定

学歌制定の機運

大学昇格を契機に学歌を新しく制定することになった。本学にはそれ以前、京都帝国大学講師で国文学者の池邊義象が作詞し、「鯉のぼり」や「春よ来い」などの楽曲で知られる弘田龍太郎が作曲した「遥に高き生駒山　溶々尽きぬ淀の水」で始まる校歌が存在したが、新時代にふさわしい新たな学歌を求める機運が高まり、宮島綱男専務理事の紹介で本学講師（のち教授）となった服部嘉香[*1]に学歌の作詞が依頼された。

最初の歌詞案は、大学昇格から1カ月後の1922（大正11）年7月15日に発行された『千里山学報』第2号に掲載された[*2]（二句一聯ごとの改行はスラッシュで区切って表記する）。

（一）自然の秀麗　人の親和／たぐひなき　この學園。／われら立つ　人生の曙に／遠き理想を　仰ぎつつ／學ぶは一途　純正の／若き心に　讃へなん／關西大學　長き歴史。

（二）自學の修練　自治の發揮／たぐひなき　この學園。／われら持つ　博大の精神に／正義の奉仕　世に爲すと／期するは一途　研學の／日日を樂しみ　忘れまじ／關西大學　重き使命。

学歌作詞者　服部嘉香

＊1　飯田正一「服部嘉香」『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）342～347ページ

＊2　『千里山学報』第2号（大正11年7月15日）20～21ページ

（三）眞理の熱愛　學の權威／たぐひなき　この學園。／われら爲す　潑溂の躍進に／高き文化を　創らんと／勵むは一途　洋洋の／榮えの時代に　先駈くる／關西大學　高き譽

山岡順太郎宛服部嘉香書簡

2021（令和3）年4月19日、関西大学年史編纂室は現・山岡家当主宅の蔵に保管されている山岡順太郎や倭に関係する資料の調査を行った。その結果、これまで知られていなかった数多くの資料を発見した。学歌に関しては、服部が山岡総理事に宛てた1922（大正11）年8月2日付の書簡が存在することを確認した。

服部はこの書簡で「過日、初めて山岡邸を訪れ、意外に長座し、種々お話を伺うことができたのはありがたいことでした。学歌については一両日考え、別紙のような案を作りました。本日、宮島君に持参し、公式に内意を伺うよう手続きをお願いしたいと思っていますが、歌詞の写しをあらかじめご高覧に供したいと思います」といった内容の手紙をしたため、同時に次のような修正案を同封した（『千里山学報』第2号掲載の原案と比較するため、異なるところに傍線を付した）。原案と比べると、三節の歌詞が大きく手直しされている。

（一）自然の秀麗　人の親和／たぐひなき　この學園。／われら立てる　人生の曙に／理想をかなた　仰ぎつつ／學ぶは一途　純正の／若き心に　讃へなん／關西大學　長き歴史。

（二）自學の修練　自治の發揮／たぐひなき　この學園。／われら持てる　博大の精神

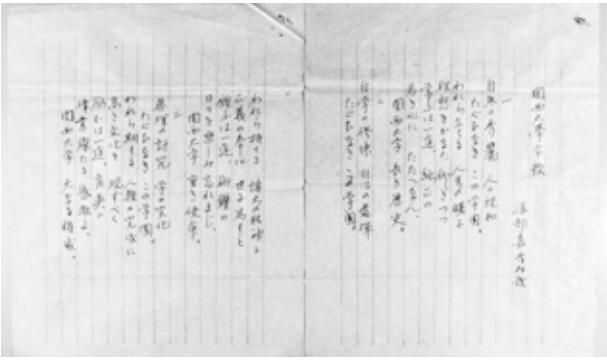

服部から山岡へ送られた歌詞の修正案

に／正義の奉仕　世に為すと／願ふは一途　研鑽の／日日を樂しみ　忘れまじ／
關西大學　重き使命。
（三）眞理の討究　學の実化／たぐひなき　この學園。／われら期する　人類の完成に
／高き文化を　現ずべく／勵むは一途　育英の／偉業燦たる　感激よ／關西大學
大なる権威。

その後も歌詞見直しの検討は続けられ、服部、山岡、宮島3人による山岡邸での協議は都合3回に及んだという。このことから服部は、学歌は3人の合作とも言えると書き残し、あわせて作詞にまつわる経緯を次のようにしるしている。[*3]

関西大学の歌という意味から「校歌」ではなく「学歌」という呼び方にすべきだと主張したのは山岡総理事である。学歌は歌詞の荘重明快を旨とし、本学の歴史や使命、学問的権威に関してある概念を含ませたい。そこで歌われる理念は「真理の討究」と「人格の陶冶」を二本立てとし、「学問の実際化」や「自由の訓練」「自治の発揮」といったキーワードも織り込みたいというのが山岡総理事や宮島、柿崎欽吾両専務理事、白川朋吉理事ら大学首脳陣からの注文であった。

学歌の選定

推敲が重ねられて完成した歌詞は1922（大正11）年9月11日開催の理事会に諮られて承認された。同時に、山田耕作[*4]に作曲を依頼することも決議された。

山田に作曲を頼んだのは、かねてから親交のあった服部のようで、山田が来阪した折に

＊3　服部嘉香「本學學歌に就て」『千里山学報』第6号（大正12年1月1日）26ページ、同「学歌制定のころ」『関大』第127号（昭和40年10月25日）5ページ

＊4　山田が「耕作」から「耕筰」に改名するのは1930（昭和5）年である。関西大学の学歌を作曲し、その後、歌唱指導などを行った時期はまだ改名する前であったため、本節では「耕作」の表記に従った。

歌詞を渡すと、山田は大学首脳陣の前で「法学博士が二、三人寄り合って作ったような歌ですね」と感想を述べた。それに対して服部が「僕が作ったのですよ」と言うと「何、君か」と驚いたというエピソードが残っている。[*5]「学歌は大学の憲法的表象だから語句の生硬は免れないため、作曲によって生かしてもらう外はない」と服部は考えたが、完成した学歌はそうした服部の思いを補ってあまりあるもので、早稲田大学、明治大学の校歌と並び、大学校歌の三大名曲と称された。

服部の歌詞に山田が曲をつけた「関西大学学歌」は9月中旬以降10月上旬までには完成したようで、同年10月15日発行の『千里山学報』第4号に歌詞と楽譜が掲載され、[*6]教職員や学生、校友に周知された。

服部が山岡宛に送った修正案がどのように変わったのかを理解するため、改変されたところに二重傍線を付した。修正案の二節「自學の修練　自治の發揮」を「自由の訓練　自治の發揮」と変えたうえで三節の「眞理の討究　學の実化」と入れ替えたり、同じく修正案三節の「勵むは一途」を二節に移したりするなど、よりすばらしい歌詞になるよう語句や表現が改められている。服部がしるすように、3人が鳩首協議する様子が目に見えるようである。

（一）自然の秀麗　人の親和／たぐひなき　此の學園／我等立つ　人生の曙に／燦たる理想　仰ぎつゝ／學ぶは一途　純正の／若き心に　讃へなん／關西大學　長き歴史

（二）眞理の討究　學の實化／たぐひなき　此の學園／我等有つ（も）　潑剌の精神に／榮あ（はえ）

学歌作曲者　山田耕作

＊5　注（3）『関大』第127号

＊6　『千里山学報』第4号（大正11年10月15日）10ページならびに附録

る文化　創(つく)るべく／勵むは一途　研鑽の／日日を樂しみ　忘れまじ／關西大學
重き使命
（三）自由の訓練　自治の發揮／たぐひなき　此の學園／我等期す　人格の向上に／正
義の奉仕　世に為すと／希(ねが)ふは一途　先進の／歩みさだかに　傳へばや／關西大
學　高き權威

山岡順太郎の学歌揮毫

山岡家の資料調査では、山岡総理事が揮毫した学歌の掛軸も全部で4本発見された。このうちの1本には一節から三節まですべての歌詞が書かれている（写真内右端）。残る3本のうちの2本は一節のみの揮毫であるが、そのうちの1本には「大正十二年二月学報局の依嘱ニより書之　山岡順太郎」と経緯がしるされている（写真内右から2本目）。山岡が揮毫した歌詞は『千里山学報』第8号（大正12年4月15日発行）と第30号（大正14年6月15日発行）、第35号（大正15年1月1日発行）に掲載されており、筆跡はすべて同じであることから、年月を隔てて再利用されたと思われる。時期的なことを考えると、『学報』第8号へ掲載するために書かれたうちの1枚が学報局へ、残ったものが経緯をしるしたうえで表装されたのであろう。もう1本の掛軸には「大正十二年三月　山岡順太郎」と揮毫した年月が残されている（写真内左から2本目）。残る1本には「驕者不久（驕れる者は久しからず）」といった学歌の歌詞とはあまり関係のない文言が含まれていることから、習書として書かれた可能性がある。

1925（大正14）年の卒業アルバムには山岡が揮毫した学歌が掲載されている。こち

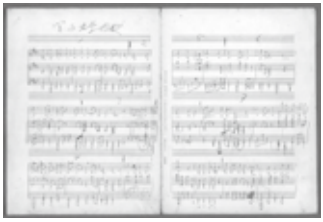

山田耕作手書きの学歌楽譜（明治学院大学図書館付属遠山一行記念日本近代音楽館所蔵）

山岡順太郎揮毫の学歌掛軸

らは二節のみであるが、歌詞に「真理の討究　學の実化」が含まれていることからアルバムへ掲載するのにふさわしいと考えられたのかもしれない。揮毫の最後には「大正十四年三月　順太郎」としるされている。さらに、1928（昭和3）年をはじめ、山岡が亡くなったあとに発行されたいくつかの卒業アルバムにも山岡の手による学歌歌詞の揮毫が載せられているが、これは上述の『学報』に掲載されたのと同じものである。山岡は求めに応じて学歌歌詞を複数枚揮毫したり、いろいろな所へ掲載するのを許したりしていることが分かる。以前から年史編纂室には服部が揮毫した学歌の扁額が保存されているが、山岡が揮毫する学歌掛軸の存在が明らかになったのは初めてのことであり、まるで学歌制定100年にあわせて姿を現したかのようである。

次にしるすように、学歌の歌詞は山田耕作によって一部が改められているが、山岡が揮毫した歌詞はいずれも山田による改変が行われる前のもので、服部と山岡、宮島の3人が協議しながら練り上げていった歌詞である。それを揮毫して掛軸として残すあたりに、学歌に対する山岡の関心の高さと思い入れの強さを感じることができる。

山田耕作による歌詞の一部改変

『千里山学報』によると、学歌完成後、作曲者の山田耕作は学歌の指導と講演、さらにレコード製作のためと都合3回、本学と関わりを持っている。1回目は1923（大正12年）2月22日、今橋ホテルで行った本学音楽部員への学歌指導である。[*7] 2回目は同年11月5日に第19回「学の実化」講座で「音楽について」という講演を行ったあと、1時間半にわたって全学生に学歌の歌唱を指導している。[*8] 3回目は、翌1924（大正13）年に学歌のレ

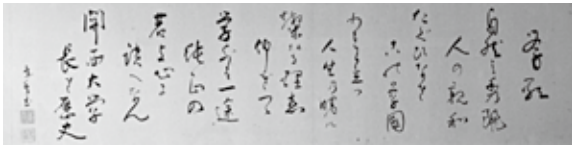

服部嘉香揮毫の学歌扁額

＊7 『千里山学報』第8号（大正12年4月15日）15ページならびに24～26ページ

＊8 『千里山学報』第15号（大正13年1月1日）7～9ページならびに12ページ

コードを製作するため本学を再訪し、その際、声楽に適合するよう、二節の「學の實化」を「學のジツゲ」と発声することに決め、さらに三節の「自由の訓練」を「自由の尊重」に、同じく三節の「自治の發揮」を「自治の訓練」に改変した。[*9] そして、これが現在に至るまで「関西大学学歌」の歌詞として歌い続けられているのである。

（一）自然の秀麗　人の親和／たぐひなき　此の學園／我等立つ　人生の曙に／
燦たる理想　仰ぎつゝ／學ぶは一途　純正の／若き心に　讃へなん／
關西大學　長き歴史

（二）眞理の討究　學の實化／たぐひなき　此の學園／我等有つ　潑溂の精神に／
榮ある文化　創るべく／勵むは一途　研鑽の／日々を樂しみ　忘れまじ／
關西大學　重き使命

（三）自由の尊重　自治の訓練／たぐひなき　此の學園／我等期す　人格の向上に／
正義の奉仕　世に爲すと／希ふは一途　先進の／歩みさだかに　傳へばや／
關西大學　高き權威

＊9　『千里山学報』第22号（大正13年9月15日）8ページ

＊10　学園歌の歌詞やテンポについての調査結果は、石田健一「学園歌の沿革と現状をみる―その正しい継承と高揚を願って―」『関西大学年史紀要』第18号（2009年3月）と、その「続編」『同』第19号（2010年3月）に詳しい。

＊11　関西大学年史編纂委員会「学歌の正誤訂正について」『関西大学年史紀要』第20号（2011年3月）

＊12　年史編纂室（伊藤信明）「山田耕筰歌唱関西大学学歌音源の収蔵について」『関西大学年史紀要』第23号（2014年3月）

Column

学歌の正誤訂正と山田耕作歌唱の学歌音源

1922（大正11）年9月11日の理事会で学歌制定が承認され、1924（大正13）年に山田耕作によって歌詞の一部が変更されて一応の完成を見た学歌は、歌い継がれていくうちに歌詞やテンポなどにばらつきを生じるようになった。そのことに対し、年史編纂委員会は原資料をもとに調査をして訂正を加え、印刷用原版の「定本」を「学園歌集」として作成、2003（平成15）年3月に広く配付した。さらに、2013（平成25）年1月には併設校の校歌なども加え、追加

の解説を施した「関西大学学園歌集」を発行した。[*10]

その後も年史編纂委員会は継続的に学歌と原資料との照合を進めたが、その過程で学歌楽譜の主旋律の音程が1カ所、誤ったまま伝えられてきていることを発見した。[*11] 主旋律譜第23小節（冒頭の不完全小節を含む）第3音節にある、本来は「ソ」であるべきところが「ラ」になっている点である。この誤りについて調査を重ねた結果、誤りの初出は1952（昭和27）年に大学が発行した『関西大学学報』付録であったことが判明した。そして、学歌の音程変化の訂正について2010（平成22）年10月1日開催の年史編纂委員会で協議したが、学内外に及ぼす影響が大きいため、慎重に取り扱うべきであるとの結論に達し、学長をトップとする教学に判断を仰ぐことになった。後日、教学からは、学歌の音程が変わってすでに60年近い年月が流れ、それが広く流布して歌唱されていることから、学歌の音程は現行のままにし、作曲されたときの状態にはもどさないとの判断が下された。

山岡総理事が所蔵していた「山田耕作歌唱の学歌レコード」のレーベル

2010年代には、学歌に関してもう一つの発見があった。山田耕作歌唱の学歌音源が見つかったのである。

山田耕作が学歌をレコードに吹き込んだことは『千里山学報』第22号（大正13年9月15日発行）に掲載されており、第23号と第24号にはレコード購入のための申込書が添付されている。山田の歌唱が録音された具体的な日にちは不明であるが、関西大学の日々の金銭出納をしるした「日計簿」では、1924（大正13）年7月31日に「給与費　山田耕作謝礼」として20円が支払われた記録が残っていることから、この時までには録音が終わっていたと考えられる。

山田が吹き込んだSPレコードの存在は知られていたものの、本学には現物が残されておらず、言わば幻のレコードであったが、2013（平成25）年10月下旬、東京の加藤龍一氏から混声合唱団ひびきOB会のブログに山田耕作が歌う学歌レコードを所有していることの書き込みがあり、OB会から年史編纂室へ問い合わせがなされた。これを受けて年史編纂室は、加藤氏に山田耕作が歌う学歌レコードのデジタル音源を作製できないか尋ねたところ快諾され、2013（平成25）年11月下旬に東京のスタジオで収録が行われた。そして、このデジタル音源は、著作権に関わる問題を処理したうえで、2014（平成26）年4月に年史編纂室のホームページで公開された。[*12] なお、2021（令和3）年4月19日の山岡家調査においても、山岡総理事がこのSPレコードを所有していたことが確認されている。

昭和初期の千里山学舎

大運動場（画面中央左側）から時計回りに、画面左上の十字路が運動場通用門（現在の大学正門）、そこから右へ進み、道路がクランク状になっている所の左側にクラブ・ハウス（学生集会場）、右側に予科校舎（片仮名の「ヨ」の字の建物）が建っている。予科校舎の右端下にあるのが大学本館（「ロ」の字の建物）。さらに、その下に図書館が見える。また、画面右上には3面のテニスコートと、その下の方に相撲道場がある。主な建築物の竣工年月は以下のとおりである。

大運動場	1926（大正15）年8月
クラブ・ハウス	1926（大正15）年10月
予科校舎	1922（大正11）年4月
大学本館	1927（昭和2）年3月
図書館	1928（昭和3）年4月

画面に写っている建物のなかで最後に建ったのが図書館である一方、1931（昭和6）年7月に起工される威徳館（大礼記念館、大学本館の右側に見える空き地に建つ）の姿が見えないことから、この写真は1928（昭和3）年4月以降、1931（昭和6）年7月までの間に撮影されたことが分かる。現在と違い、簡単には航空写真が撮影できない時代であることから、この1枚は貴重な写真と言える。

第七章

学舎の充実

第一節　予科校舎の建設

「新校舎設計図」

予科校舎は、1922（大正11）年の千里山への移転時に、唯一完成していた校舎であり、その外観写真は、千里山での関西大学の新たな門出を表す画像として親しまれている。建設中のものも含め、外観写真は複数存在するのだが、この建物の設計図は本学には残っておらず、これまで建物に関しては、詳細には述べられてこなかった。この機会に関連資料を再検討し、出来る限り千里山最初の建物・予科校舎について探っていきたい。

1922（大正11）年の専門部卒業アルバムに、「大阪府三島郡千里山王境に工事を急ぎつつある関西大学新校舎設計図」と題されたページがあり、千里山での校舎の建設計画図が掲載されている。配置図には、予科校舎だけでなく、大学本館、講堂、図書館、学生控所、演武場、甲種商業本館、雨天体操場など、多くの建物が描かれている。主な建物は軸が揃えられ、整然とした配置である。中庭や前庭が広く取られ、欧米の大学施設のレイアウトに倣ったと思える。予科校舎と本館、講堂の3棟は、正面の立面図が描かれているが、これらの姿は実際に建設されたものとはかなり異なる。卒業アルバムへの掲載は予科校舎が竣工するのと同年であり、予科校舎はすでに建設が進み、3月であれば、その姿もかなり見えてきていた時期だ。ここに描かれた千里山学舎の姿は、計画の最初期のものを転載

千里山で最初に完成した予科校舎

したのか、あるいは、近い将来ぜひ実現させたい全体計画を描いたものと考えられる。

かなり異なると述べたが、予科校舎の位置や平面の形状、規模は、実現されたものにかなり近い。予科校舎は木造で、掲載の立面図では下見板張りと思われる外壁と縦長のガラス窓で構成されている。中央の少し南よりに正面入口が設けられ、屋根には玄関上部に小さな塔楼が配され、ドーマー窓がアクセントになっている。入口上部の破風の部分はハーフティンバー風の壁面のようにも見える。大学本館は、予科校舎とほぼ同規模の計画で正面は南面し、予科校舎も面する前面の空地にはテニスコートが計画されている。本館の立面図は予科校舎とは異なり、壁面は白く、平滑でモダンな印象を与える。正面入口上部にはバルコニー、アーチの開口部が配されている。テニスコートの東には講堂と図書館が配され、講堂の立面図には中央上部に三連アーチがあり、垂直線を強調したゴシック風の会堂に見える。

今回改めて関西大学管財局保管資料を調査した。予科校舎の実施設計図一式は発見できなかったが、卒業アルバム掲載の図面と同じ設計図が綴られたものが残されていた。[*1] それぞれの図面には「関西大学新築設計図」と記され、予科校舎や大学本館、講堂等、主に200分の1の縮尺で平面図と立面図が描かれ、それぞれの建物の断面詳細図もある。図面には設計者、製図者、設計年月日等の記載がなく、詳しいことは分からないが、記載内容から考えると、施工のための図面とは言い難く、将来計画も含めて作成された初期案と思える。図のように、長大な校舎を整然と配置するのは千里山の実際の地形を考えるとなかなか難しいが、昇格を目指し、「大学」にふさわしい理想の施設群が千里山に構想されていたことが窺える。

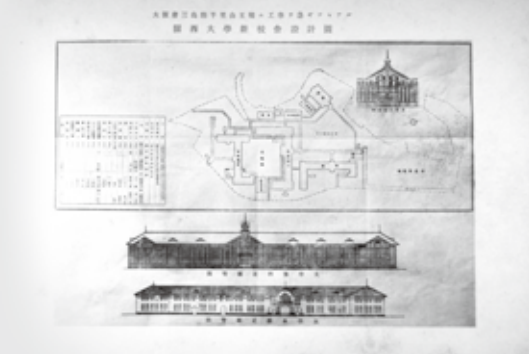

関西大学新校舎設計図（大正11年専門部卒業アルバム）

＊1　この綴りには表に文書名が記されず、各図面の番号も順不同、図面タイトルの表記の仕方にも2種類あり、違う時期に描かれた図面が、のちに合わせて綴られたと考えられる。

千里山最初の校舎の実現

『関西大学百年史』でも述べられているとおり、待望の予科校舎は1921（大正10）年7月に起工し、翌1922（大正11）年4月に竣工した。丘陵地の地形に合わせ、木造二階建に地下室があり、延べ面積は1226坪（4045・8㎡）とある。

今回、予算関係資料の綴り中に、「関西大學　豫科教室及同附属家　建築工事仕様概要書」が発見された。図面は伴っていないが、予科教室と付属便所、渡廊下の各建物の仕様の概要が列記されている。日付や作成者名の記載はないが、表紙に鉛筆と思われる筆記具で、「橋本組設計豫科ノ分」と加筆されている。[*2] 橋本組とは、戦前期、大阪に本店があった請負会社、合名会社大阪橋本組である。同社は現存せず、不明な部分が多いが、『近代建築画譜』巻末資料によれば、1878（明治11）年創業の大阪では歴史ある請負業社である。大阪発祥の紡績会社の関連施設を多く手がけ、同資料には施工実績として「関西大学千里山校舎」をあげている。予科校舎の設計者は不明だが、少なくとも施工は橋本組によるものであった。理事会議事録においても、1923（大正12）年4月まで、数回にわたって橋本組への支払いに関する議決が見られる。

竣工時の写真と「関西大学新築設計図」の図を比較すると、先述のとおり、配置や形状は似ているが、実現案の屋根や壁面の意匠は、計画時の立面図よりも簡素化されているように思える。仕様書によれば、予科校舎は木造で、外壁はセメントモルタル塗、腰回りは擬石塗、部分的にタイル貼付である。小屋組は洋式トラス構造で、屋根はスレート葺、外部出入口は開き戸、窓は上げ下げ窓である。簡素だが、必要な施設を整えた誇らしい校舎

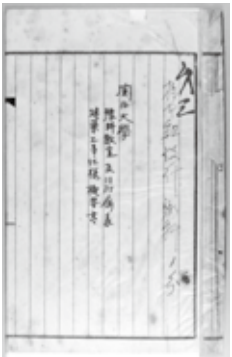

建築工事仕様概要書

＊2　鉛筆書きの横に「垂水」の捺印が見えることから、この鉛筆加筆は垂水善太郎理事が行い、この書類も垂水理事が管理したことが想像される。

の完成だった。

予科校舎　焼失

予科校舎は、千里山最初の建物として、また授業に不可欠な教室を多く備えた建物として記念的な意味を担っていたが、１９３４（昭和９）年12月12日、東北隅の教室から出火し、全焼した。失火の原因は不明で、損害は30万円と算定、延１１２６坪（３７１６㎡）の施設を一夜にして失った。間もなく12月20日には臨時協議会が開催され、鉄筋コンクリート造の新校舎の建設が決まったが、新築されるまでの仮校舎として木造校舎が建設されることになった。

仮校舎は木造二階建、延坪２５０坪（８２５㎡）で、大林組によって建設された。当初から、新校舎完成後は学友会の部室に使用する計画で、予科新校舎完成後の１９３６（昭和11）年10月には「千里山学友会館」として開館した。その後「尚志館」と改称され、食堂や課外活動の場として利用された。

モダニズム建築　予科新校舎

新予科校舎は、現在の第２学舎１号館周辺の敷地を京阪電鉄株式会社から買収し、計画された。仮校舎と同じく、大林組の設計施工で、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）三階建、延坪１２１８坪あまり（４万２１７㎡）の見違えるような校舎が建設された。１９３５（昭和10）年６月起工、１９３６（昭和11）年４月に落成した。新校舎は白いタイル張りで、装飾的要素が少なく、矩形の立体を左右非対称に組み合わせた外観が特徴的である。三階

燃える予科校舎（昭和９年12月12日）

完成した仮校舎

には1000人収容可能な大講堂や階段教室が配され、それらの室のボリュームが外観でもオーバハングして表現されている。大きな開口部によって、明るくモダンな内部空間が創出され、1930年代のモダニズムの時代、機能的建築が最先端だった時代をよく表している。この建物は、戦後は経済・商学部の学舎として長く使われた。

第二節　大運動場の建設

「東洋第一」の栄光の大運動場

現在、関西大学千里山キャンパスのなかで、総合図書館や尚文館（大学院棟）が建っている場所には、かつて400メートルトラックをはじめ、複数の施設を有する総合大運動場（グラウンド）が存在した。1926（大正15）年8月に建設工事が完了し、10月23日と24日に運動場の開場式などを兼ねて第1回大学祭が開催された折、当時の新聞は「関大スタヂアム　六千六百坪の運動場　十三段のコンクリート・スタンド」という見出しをつけ、その威容を報じた。[*1]

この大運動場が完成したことで、大正末から昭和初期にかけて関西大学の運動各部は黄

新築成った予科新校舎

完成した大運動場

金時代を築いた。1932（昭和7）年のロサンゼルスオリンピック陸上三段跳びで銅メダルを獲得した大島鎌吉をはじめ、数多くのオリンピック選手や名選手がこのグラウンドから育っていった。同じころ、野球部やサッカー部、ラグビー部なども、当時としては珍しい海外遠征を行い、好成績を残した。これらは大運動場で練習を積んだ成果と言える。

用地取得交渉記録「京阪土地に関する文書」

この「栄光のグラウンド」の建設計画は、千里山学舎の敷地が取得されるのとほぼ同じ時期から始まっているが、運動場用地は簡単には入手できなかった。

関西大学年史編纂室には「京阪土地に関する文書」という簿冊が所蔵されており、重複するものをまとめて整理をすると、綴じられている文書は全部で35種類にのぼる。[*2] 用地の取得に関して文書を取り交わした相手は、北大阪電気鉄道株式会社と京阪土地株式会社である。第三章で見たように、北大阪電気鉄道は1921（大正10）年4月1日に十三駅と豊津駅間で開業し、半年後の10月26日には千里山駅まで延伸して、千里山に住む人たちの通勤や関西大学生の通学、さらには千里山花壇への行楽客の輸送などを行ったが、開業から2年後の1923（大正12）年4月1日に運輸事業部門を新京阪鉄道株式会社に譲渡し、土地住宅部門を独立させて京阪土地株式会社と社名を変え、新展開を図った。しかし、その京阪土地株式会社も1928（昭和3）年3月には新京阪鉄道株式会社に合併されていく。年史編纂室が所蔵する「京阪土地に関する文書」という簿冊に綴じられている書類は、まさしくこうした時期に関西大学と北大阪電気鉄道ならびに京阪土地株式会社との間で重ねられた運動場用地の取得交渉記録なのである。

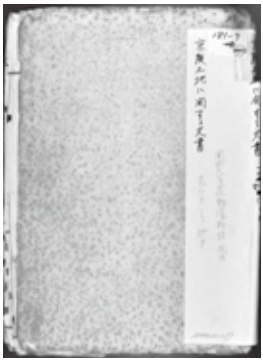

「京阪土地に関する文書」

＊1　『大阪毎日新聞』大正15年10月13日

＊2　熊　博毅「大学昇格前後の関西大学運動場用地の取得と建設経過」『関西大学年史紀要』第28号（2021年3月）

運動場建設計画関係書類

簿冊のなかで最も古いと思われる文書は、運動場予定地の所有者を示した地図と関西大学運動場設計書、北大阪電気鉄道宛回答書の3点である。地図と運動場設計書には日付がしるされていないが、回答書とセットになっていることから、同時期に作成されたと考えられる。

地図には面積の書き込みとともに、関西大学のほかに北大阪電気鉄道株式会社と土井伊三郎、阪本熊蔵両氏がどのように土地を所有しているかが示されている。運動場計画地で大きな面積を占めるのは、北大阪電気鉄道株式会社の所有地（約2565坪）と土井氏の所有地（約2222坪）である。阪本氏の所有地は、運動場予定地の北側に大きく広がっているが、この計画の場合では該当面積が約340坪と少ない。それに引き換え、土井氏の所有地は運動場の中央部に位置することから、土井氏所有地を入手できるか否かが、運動場の建設を左右する決め手になった。しかし、土井氏との交渉は難航し、最終的には土地収用法を適用する事態にまで発展する。

関西大学運動場設計書には、土砂の切り取りや盛り土、観覧席階段の基礎や設置に関する工事など、総額6万3000円の施工内容がしるされている。

3点目の北大阪電気鉄道株式会社宛回答書は、1922（大正11）年3月4日付で関西大学が同社に提出した書類で、4項目の内容からなっている。項目1は、運動場設置に必要な場所や面積、予算等を把握しておいてほしいと願う内容であり、項目の2から4にかけては、乗車人数が大きな関心事である北大阪電気鉄道に対し、学生の乗客数を前提とし

運動場建設計画地図

た大学の将来構想を示している。具体的には学部や専門部、商業学校（関西甲種商業学校、関西大学第二商業学校）の千里山移転と将来的な中学校の開設などを計画する内容になっている。しかし、歴史の事実が示すように、商業学校や専門部は結果的に福島から千里山へは移転せず、1929（昭和4）年9月15日に竣工した天六学舎へ集約されることになる。この書類からは、大学昇格の認可を受ける前には、学部だけでなく、すべての設置学校を千里山に統合する構想が存在したことが分かり、その点で興味深い記述である。いずれにせよ、この3点の書類から、1926（大正15）年に完成する運動場は、1922（大正11）年3月時点で基本設計が終わっていたと考えられる。[*3]

北大阪電気鉄道の提案と関西大学の選択

1922（大正11）年4月1日付で北大阪電気鉄道株式会社が関西大学に宛てて出した文書は、運動場の設置に関してA・B両案のうちから、いずれかを採択してほしいと述べるもので、その後の設置場所を決定する重要な提案となっている。

A案の運動場設置場所は、関西大学と北大阪電気鉄道株式会社、土井伊三郎氏、阪本熊蔵氏の所有地にまたがっており、具体的にはすでに関西大学が北大阪電気鉄道株式会社に提出している地図に描かれているとおりである。

一方、B案は、A案の奥に接続した阪本氏所有地内にA案と同じ大きさの運動場を設置することを提案しており、北大阪電気鉄道株式会社としてはB案が採択されることを希望している。

A案とB案が決定的に異なるのは、複数の所有者の土地で運動場を作るのか（A案）、単

＊3　運動場設計書の用箋は、北大阪電気鉄道のものであることから、北大阪電気鉄道は用地の取得交渉だけでなく、運動場の設計にも関係していたと考えられる。

独の所有者（阪本氏）の土地で運動場を作るのか（B案）の違いである。そして、この北大阪電気鉄道株式会社の提案に対し、関西大学は、A案が妥当と考えるという回答を約2週間後の1922（大正11）年4月17日付で返し、3カ月後の7月5日には北大阪電気鉄道株式会社宛に覚書の交換を願う文書を送り、同日付で覚書を交わしている。

A案を選択した理由

関西大学はなぜ、北大阪電気鉄道株式会社が提案するB案ではなく、あえて所有権が複数にわたるA案を選択したのであろうか。それを説明する前に、この時期の用地や校舎に関する事項の流れを簡単に振り返っておきたい。

1921（大正10）年2月3日　北大阪電気鉄道株式会社との間で千里山校地の売買契約を締結
1921（大正10）年2月5日　「大学設立認可申請書」を文部省へ提出
1921（大正10）年7月　千里山校地で予科校舎の建築に着工
1922（大正11）年3月4日　運動場の地割、完成設計図を添えてグラウンド設置に必要な地域と面積を北大阪電気鉄道株式会社に回答
1922（大正11）年4月下旬　予科校舎が竣工
1922（大正11）年5月1日　予科校舎で授業開始
1922（大正11）年5月3日　運動場敷設を北大阪電気鉄道株式会社にA案での速やかな契約を照会することを財団法人の役員会で決議

1922（大正11）年6月5日　「大学令」に依る関西大学設立の認可
1922（大正11）年7月5日　基本的にA案に基づく覚書を締結

千里山の学舎用敷地を入手したのが1921（大正10）年2月3日で、その2日後に「大学設立認可申請書」を文部省に提出し、それから5カ月後の同年7月には千里山で最初の建物となる予科校舎の建築に着工している。そして、その8カ月後の1922（大正11）年3月4日時点で運動場の設計図が完成しているという流れである。学舎用の敷地を入手してから1年後には運動場の地割と設計図ができあがっているわけで、かなりスピーディに準備が進んでいる。校舎や運動場といった学びの場に欠かすことのできない施設を配置するキャンパスデザインが、校地の取得交渉と並行して進行していたことが窺える。

A案の運動場は予科校舎の東側に位置し、一段下がったところに400メートルトラックを中心としたグラウンドがあるという配置で、勉強をする建物と運動をするエリアが近い所に存在し、双方を利用する学生の立場から見て動線に無理がないプランであった。かつ、校舎からフィールドに下りていく斜面を利用して観覧席を設けるというデザインは、自然の地形を活かすメリットもあった。

この点については、大学がイメージした運動場のデザインに関する資料が残っている。『千里山学報』第3号に掲載された「運動場新設」というタイトルのついた記事である。そこでは「本学は、近く範を欧米各大學に採り一大グリーク、シエターを建設せんと企畫しつゝあり。即ち附近の大窪地を利用して圖の如き圓場を築造して露天の大演説会場若くは大演奏會場となし得るのみならず、内部の長椅子を取り除く時は廣大なる半圓形の運動場

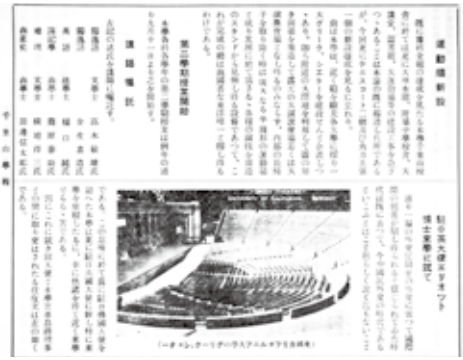
運動場新設

千里山學報

運動場のモデルとなったカリフォルニア大学のグリーク・シアター

と成り其所に於て爲さるゝ各種の演技を周邊のスタンドから見物し得る設備であつて、これが完成の暁は我國否な東洋一と稱し得るわけである」と記述され[*4]、その下に「米国カリフォルニア大学のグリーク、シエター」とキャプションのついた写真が掲載されている。つまり、半円形のスタンドから各種の演技や競技を見ることができる施設を大学関係者は想定しており、それが完成した暁には、日本は言うに及ばず、東洋でも第一と称することができると考えていたのである。

一方、B案の場合、阪本氏が所有する土地に運動場を設置するということは、予科校舎からは少し離れたエリアになるのと、A案のように、もとからある地形を活かしてすり鉢状のスタンドを作れない可能性があり、その場合は新たに土地を造成する必要が生じる。用地買収や建設費用の多寡だけでなく、グリーク・シアターを模した運動場のデザインや、観覧席の建設にあたって、もとからの地形を利用できる点などからもA案の方が勝っていると大学関係者は考えたのであろう。

進展しない所有地買収交渉

土井、阪本両氏の所有地買収交渉は、その後も北大阪電気鉄道株式会社のもとで進められたが、色よい返事は得られなかった。1922（大正11）年8月2日付で鎌田樟次郎北大阪電気鉄道地所課長が宮島綱男専務理事に宛てた文書では「土井、阪本両氏の所有地買収の件については折衝を重ねてきたが協議がまとまらないため、誠に遺憾ではあるが、関西大学から交渉されるよう」願う文書が届き、それに対して約1カ月後には「運動場の敷地に必要な土井氏所有地に関しては、すでに二回直接交渉を試みたが、相変わらず要領を

＊4 『千里山学報』第3号（大正11年9月15日）7ページ

得ず、時間だけが経過しているのは遺憾であるため、不本意ではあるがこの際、土地収用法によることもやむを得ないと考える。ついては、運動場の設計に関する材料を貴社で配慮してもらったことから、土地収用法適用の手続きについても然るべく貴社で手配してくれるようお願いしたい」という内容の文書が関西大学から北大阪電気鉄道株式会社に返されている。所有地買収交渉はデッドロックに乗り上げ、いよいよ土地収用法を適用せざるを得ない局面にまで至ったのである。

土地収用法の適用

その後、関西大学と北大阪電気鉄道株式会社は1922（大正11）9月16日付で承諾書を取り交わす。2カ月前の7月5日付「覚書」に対し、その後の経過を踏まえて条文を整備し直したものである。そして、この書類が北大阪電気鉄道と交わした最後の文書となった。そのあとには1924（大正13年）9月3日付で山岡順太郎関西大学総理事から秋岡義一京阪土地株式会社社長に宛てて出された願い書が続くが、この間には2年ほどの年月が流れている。2年間文書が綴られていないのは、1923年（大正12）年4月1日に北大阪電気鉄道株式会社が運輸事業部門を新京阪鉄道株式会社へ譲渡し、土地住宅部門を独立させて京阪土地株式会社になったことが影響していると考えられる。ただし、その間も土地の買収交渉は継続していたようである。

1924（大正13年）9月3日付の願い書は、「グラウンドの一部として寄付していただける他人所有地の土地収用価格が今般、大阪府審査会で別紙裁決書のとおり決定したので、ご承知おき願いたい。このグラウンド建設は関西大学の施設のなかでも最も緊急を要する

ものなので、格別のご理解を賜ると同時に、このグラウンド建設は地域の開発とも重大な関係を有していることから敷地の寄付については至急ご高配を賜るべく、お願いするものである」という内容である。この文書から長年懸案であった土地収用法の適用が大阪府審査会で決定したことが分かる。

ところで、関西大学年史編纂室には「京阪土地に関する文書」と題する簿冊以外にも土地取得に関する資料が保存されている。関西大学施設課が作成した「資産台帳」である。このなかには、大正から昭和にかけて購入した土地の記録がしるされているが、このうち、大正時代に取得したのは次の5件である。

	代表所在地	取得日	登記日	面積	買い入れ先	取得価格	備考
1	三島郡千里村大字千里山818他	大正10年2月3日	大正10年5月24日	3町2反8畝8歩	北大阪電気鉄道	5万2685円38銭	
2	大字片山1705他	大正13年8月26日	大正13年10月14日	2反9畝19歩	土井伊三郎（豊能郡豊津村垂水1176）	5万4795円31銭	土地収用法により収容したるものにて、土地代金は京阪電気鉄道株式会社より支出を受けたるものなり
3	大字片山1713他	大正14年9月1日	大正14年10月5日	1反5畝12歩	阪本熊蔵（三島郡千里村大字佐井寺）	6906円90銭	
4	大字片山1800	大正15年4月22日	大正15年4月27日	9畝11歩	阪本熊蔵（三島郡千里村大字佐井寺）	4200円95銭	
5	大字片山1802の1他	大正15年4月22日	大正15年4月27日	4畝25歩	岸田久蔵（三島郡千里村大字片山）	2167円75銭	

第1項目は、運動場用地ではなく、学舎用地として北大阪電気鉄道株式会社から購入した土地である。

この表のなかで注目すべきは第2項目で、1924（大正13）年8月26日に土井伊三郎氏の所有地2反9畝19歩を5万4795円31銭で取得している箇所である。備考欄には「土地収用法により収容したるものにて、土地代金は京阪電気鉄道株式会社より支出を受けたるものなり」という注意書きが残されている。[*5]

先の願い書に「他人所有地の土地収用価格が今般、大阪府審査会で別紙裁決書のとおり決定した」とあるのは、土井伊三郎氏所有地を8月26日に土地収用価格によって取得したことを知らせ、そのうえで早急に敷地の寄付を依頼するものであった。

これに関連するのは『千里山学報』第15号[*6]に掲載されている「新設運動場の土地収用認可」という記事で、そこには「本學千里山學舎に新設すべき運動場用敷地買収の件に關し、土地収用法適用の件政府當局に出願中のところ過般無事認可せられた」と綴られている。

なお、1923（大正12）年8月7日付の政府『官報』では、財団法人関西大学が学校敷地拡張のため、大阪府三島郡千里村地内の土地を土地収用法に従って収用できると認定しており、これを受けて同年8月29日付の『官報』は、大阪府知事土岐嘉平の名前で「千里村大字片山字十八谷1705畑」の収用を公告した。さらに、続く11月2日にも「千里村大字片山字十八谷27畑」の追加収用を公告している。

これらを総合すると、土地収用法の適用が認定されたことで、それに基づいて土井氏との交渉が続けられた結果、1924（大正13）年8月26日に土地収用価格に基づいて所有地が京阪土地株式会社に買収され、その後、関西大学へ提供されて10月14日付で登記が行

＊5　土地代金を出したのは、厳密に言うと京阪電気鉄道株式会社ではなく、京阪土地株式会社であるが、京阪土地株式会社も最終的には京阪電気鉄道株式会社に吸収されていくため、後世の人間からは京阪電気鉄道株式会社からの支出と理解されたのであろう。

＊6　『千里山学報』第15号（大正13年1月1日）13ページ

われたという流れが見えてくる。

関西大学と京阪土地株式会社との仮契約書

1922（大正11）年3月ごろから始まった運動場の建設に関する取り組みは、土井伊三郎氏の土地を取得したことで大きな山を越えた。そこで、関西大学と京阪土地株式会社は1924（大正13）年9月26日付で「京阪土地株式会社は、運動場区域内にある会社所有地（約2565坪）を大学に提供し、無償で使用に供する。また会社は、運動場区域内にある他人所有地（約2562坪）を買収の上、大学に提供し、無償で使用に供する。上記の土地は、運動場完成後3年を経過したとき無償で大学に譲渡する」といったことを主たる内容とする全11条にのぼる仮契約書を取り交わす。

なお、簿冊では、この仮契約書のあとに、それから3年半が経過した1928（昭和3）年2月29日付の文書が一緒に綴じられている。京阪土地株式会社が新京阪鉄道株式会社と合併するため、仮契約で取り交わした権利や義務を新京阪鉄道に継承させることになった旨を知らせる内容である。

ようやく完了した運動場用地取得交渉

土井伊三郎氏の土地が買収でき、残るは阪本熊蔵氏の所有地が残るだけとなったが、これについても、先の「資産台帳」の第3項目から1925（大正14）年9月1日に690 6円90銭で取得し、10月5日に登記を済ませたことが分かる。こうして、1922（大正11）年3月ごろから始まった運動場用地の取得交渉は、足かけ3年半あまりの年月をかけ、

1925（大正14）10月にようやく終了した。

この運動場用地の取得に関して特筆すべきなのは、訴訟費用も含め、必要な経費を京阪土地株式会社が負担（寄付）したことである。運動場の建設に必要な土地を買収したうえで、それを無償で提供するというのは、北大阪電気鉄道株式会社時代からの約束に基づくものではあるが、土井氏所有地の取得額5万4795円31銭、阪本氏所有地の取得額6906円90銭、あわせて6万1702円21銭を大学へ寄付するという京阪土地株式会社の協力は、山岡総理事を先頭に活発な募金活動を展開し、千里山学舎の建設に努力していた大学昇格前後の関西大学にとって計り知れないほど大きな援助となった。

Column

簿冊の作成・管理者

「京阪土地に関する文書」という簿冊を編綴、管理した人物について触れておこう。

この簿冊に特徴的なことは、財団法人関西大学や北大阪電気鉄道株式会社、京阪土地株式会社の公印、ならびにそれぞれの役職者印（関西大学総理事印、北大阪電気鉄道株式会社常務取締役印、京阪土地株式会社取締役社長印など）が捺された、いわば公的な文書の本書がいくつか綴じられている点である。このことは、この簿冊が事務文書として日常的に利活用するものではないということになる。万一、破損や紛失した場合は大変なことになるからである。言い換えれば、それなりの役職にある者が、その立場上の責任において編綴、管理、利用したことになる。では、そうした人物とは一体誰であったのか。結論を先に述べると、この簿冊を編綴、管理したのは専務理事の宮島綱男であったと考えられる。

宮島は、早稲田大学在学中から全学に鳴り響いた秀才で、その有能を高く評価した大学は、在外研究員として宮島をヨーロッパへ派遣した。1912（大正元）

宮島綱男専務理事

年に帰国し、翌1913（大正2）年、母校早稲田大学の教授になったが、1917（大正6）年におきた早稲田騒動で恩賜館組の一人として連袂辞職したのをきっかけに大阪へ移り、大阪商業会議所会頭であった山岡順太郎のブレインの一人になった。

1921（大正10）年、関西大学拡張後援会長に推され、その後、総理事となる山岡は、自身が大学教育にあまり知識を有していなかったため、1921（大正10）年に関西大学教授に就任し、経済学を教えることになった宮島を相談役として事をはかるようになる。

関西大学では1922（大正11）年5月20日に理事の改選が行われ、山岡が総理事に就任、同じ日に池尾芳蔵、佐竹三吾、宮島の3名が理事に選ばれている。なかでも宮島は理事就任と同時に専務理事となり、それまでただ一人専務理事であった柿崎欽吾とともに関西大学運営の中枢を担うようになった。

専務理事に就いた宮島は学務を、もう一人の専務理事である柿崎は財務を管掌し、昇格前後で多忙を極めた関西大学を巧みに運営していったが、柿崎が1924（大正13）年12月30日に逝去したため、その後、宮島は財務まで見ることになった。1922（大正11）年から1925（同14）年にかけて進められた運動場用地の取得交渉は、宮島が関西大学経営陣の中核的存在になっていくのと時期を同じくしていた。

この簿冊に綴じられている文書は、1922（大正11）年3月から1925（大正14）年11月にかけて作成されている。差出人の名前が明確で、最も古いのは1922（大正11）年3月4日付の文書で、垂水善太郎関西大学理事から鷲野米太郎北大阪電気鉄道株式会社常務取締役宛に提出されたものであるが、これは宮島が専務理事に就任する前のものであり、宮島が就任したのちは、契約の締結など、総理事の名による重要かつ最終的な文書を除けば、基本的には宮島専務理事の名前で多くの文書が取り交わされている。

ところで、簿冊のなかには異質とも思えるものが混じっている。1924（大正13）年9月18日に鎌田樟次郎が宮島に宛てた書簡である。この手紙のなかで鎌田は「豫々懸案之グラウント用地も審査會ニて決定致し過般来より野村幹事長より御交渉之趣拝参期日一週間前迄ニ準備致し御手悶不致候間御安神被成下度候」と、懸案であった運動場用地の収用に関する件が審査会で決定し、少し前から野村幹事長と当社が交渉を進めており、拝参期日の一週間前までには準備を整えるので安心してほしいと述べている。ちなみに、ここにしるされた野村幹事長というのは、大学設立認可申請時に文部省と対応した野村吉蔵のことである。

それに続けて、「御令閨ニ次いで貴下も御不例之よし其後の御経過奈何ニ御座候哉次第ニ御良好とは存じ候共充分の御療養切ニ祷上候」と、宮島の体調不良を心

配する文面がつづられている。

手紙をしたためた鎌田は、北大阪電気鉄道時代には技師長を務めており、その後、地所課長となった人物である。運動場用地取得交渉が北大阪電気鉄道株式会社から京阪土地株式会社に変わったあとの鎌田の待遇は不明であるが、宮島宛書簡のなかの「準備を進めるので安心してほしい」という文面からすると、京阪土地株式会社で引き続き用地取得業務を担当していたと思われる。北大阪電気鉄道時代には宮島と鎌田の間で交わされた文書も存在することから、二人の関係は以前から親密であったと想像される。

専務理事という立場であれば、宮島が公印の捺された文書の本書を手にするのはそれほど難しくはないし、管理するのはむしろ当然のことであっただろう。そうした公的な文書と一緒に、宮島以外手にすることのできない個人的な事情に触れた私信が綴じられていることこそが、この簿冊を編綴、保管したのが宮島であったと考える理由である。

体育の奨励

山岡総理事は、かねてより教育における運動の重要性を説いていた。そのことは『千里山学報』に収められている山岡の言葉からも読み取ることができる。

１９２２（大正11）年9月に挙行された第2学期始業式の式辞のなかで山岡は、真理の討究と人格の陶冶という二大目的を達成するため、大学はさまざまな点で内容の充実をはかり、その一つに体育の奨励に重点を置いて「東洋第一」の運動場を建設するために理事者たちが少なからず努力していることを紹介している。[*7] その2年後、１９２４（大正13）年9月の第2学期始業式式辞においても山岡は知育と体育の調和を保ったうえで学生たちが運動に励むことを説いている。[*8]「東洋第一」と呼ばれた大運動場が建設された背景には、学生スポーツに対する山岡の深い理解があったと言えよう。

＊7　『千里山学報』第4号（大正11年10月15日）2ページ

＊8　『千里山学報』第23号（大正13年10月15日）2ページ

グラウンド設置委員規定の制定と建設工事の進行

3年以上の年月をかけ、1924（大正13）年10月にようやく運動場用地が取得できたことから、建設工事の準備が進められた。

1924（大正13）年10月15日に発行された『千里山学報』第23号には、本学の教授や講師、関係者および土木や運動に関する専門家にグラウンド設置委員を委嘱した記事が掲載されている。すでに取り上げた「京阪土地に関する文書」という簿冊でいうと、9月26日付で土地の買収や提供などについて、関西大学と京阪土地株式会社の間で「仮契約書」が取り交わされた頃にあたる。近い将来に始まる建設工事に備え、「グラウンド設置委員規定」を整えて専門家の英知を集めようとしたのであろう。

その次に『千里山学報』が運動場に関する記事を掲載するのは、1926（大正15）年2月15日発行の第36号である。この号は、表紙に建設工事中の運動場の写真を掲げ、本文中にも「運動場工事進行」というタイトルで、前年の1925（大正14）年秋に建設工事に着手し、この9月にはスタンドその他の設備も完成するはずであると報じている。

「關西大學スティディアムの設計に就て」

同号には運動場の設計者が執筆したと思われる「關西大學スティディアムの設計に就て」と題する記事も掲載されており、この運動場がどのような意図で設計されたのかが分かる。

「総説」の部分では、「運動競技の向上には規則正しい練習と適切な指導が大切であるが、練習するにはきちんとした計画に基づいて作られたスタジアムが必要である。世界で最も

運動場建設工事中の写真を掲げた『千里山学報』第36号

優秀な選手を一番多く擁しているアメリカでは、ほとんどすべての州立大学が数万人を収容できる立派なスタジアムを有しているが、わが国では少数の例を除けばスタジアムはほとんどないに等しく、それらもいつでも自由に使用できるわけではない。このたび関西大学でスタジアムを作ることになったので、折角ならば野球、サッカー、陸上競技その他、何種類もの競技ができる完全なものを作ろうと考えた」と、関西大学にスタジアムを作ろうとした経緯と目的がしるされている。

「設計の大要」では、まず運動場の中心施設である陸上４００メートルトラックの形状（両端に半径１００フィートの円弧を有する楕円形）や位置、設計にあたって注意した点（選手と審判員等を日光に相対させないため、全体の方向を東北に向けた）などが説明され、その後、フィールドのなかに配置したサッカー場や野球場などとの位置関係や規模などが記述されている。

運動施設とともに多くの字数が費やされているのは観覧席のことである。「スタジアムは、すり鉢状の周囲に観覧席を設け、その底部に競技場を作るのが理想であるが、関西大学の場合、二方向は十分その形態を尽くせるものの、他の二方向は土地の事情でそれが許されない。ただ、小高い丘が前面にあるため、少しはまとまりがつくと思われる。見物人の収容人員は、５千人クラスにするのが最も策を得たものになるだろう」と、先に見たように、当初から地形を利用したグリーク・シアター形式の施設が想定されていたことが、この文章からも理解できる。

２０２１（令和３）年４月19日、関西大学年史編纂室は山岡家の蔵に残されている山岡旧蔵資料を調査したが、その際、『学報』に掲載されている記事のもとになったと思われる

運動場計画平面図

完成した運動場のメインスタンド

「關西大學スタヂアム設計ノ説明」という報告書を発見した。『学報』の記事が「である調」なのに対し、報告書は「ですます調」であるのが大きな違いであるが、それ以外は文章の構成も記述内容も同一である。総理事として山岡がこの報告書を受け取るのは当然であるが、それを自宅へ持ち帰り、保管するあたりに、運動場に対する山岡の意識の高さと関心の強さを垣間見ることができる。[*9]

大運動場の竣成とクラブ・ハウスの建設

待望の運動場完成を報じるのは、1926（大正15）年9月15日発行の『千里山学報』第42号である。第36号同様、表紙には「竣成せる本学運動場」というキャプションがついた運動場の写真を掲げ、本文でも「本学大運動場竣成」と報じている。大学昇格以前からの懸案であった大運動場は、1926（大正15）年8月中旬にようやく完成した。用地の取得交渉に3年半あまりを要したため、1922（大正11）年初めの計画開始から完成までには4年半以上の歳月が流れたことになる。

運動場の建設工事と並行してクラブ・ハウス（学生集会場）の建築も進められた。『千里山学報』第42号の「本学学生控所新築」と題する記事と、第44号の「クラブ・ハウスの竣成」という記事を総合すると「クラブ・ハウスは運動場メインスタンド上方の高地に新築され、1926（大正15）年8月初旬に着工し、2カ月後の10月上旬に完成した。総坪数は150坪、木造瓦葺き二階建地下一階付き（地階は鉄筋コンクリート造）でバルコニーがあり、歓迎室や合宿室、各クラブの部長室、マネージャー室ほかを備え、全部で11室を数えた。運動後には入浴ができるよう浴場や脱衣場も完備していた」ことが分かる。クラブ・

＊9　報告書の『学報』への掲載であるが、指示したのは宮島専務理事であった可能性が考えられる。既述のコラムで見たように、運動場用地の取得交渉で大学側の中心的存在となったのは宮島であった。同時に宮島は『学報』の編集・発行にも深く関わっていた。完成する「東洋第一」の大運動場の規模と内容を広く校友や学生その他関係者に知らせたいと宮島が思うのは当然のことだったのかもしれない。

建築中のクラブ・ハウス

ハウス東側のバルコニーからは、運動場とそれに続く美しい風景を見下ろせ、天気の良い日には遥か生駒山地まで見通すことができた。この建物の完成により、学生生活は課外活動その他の面でもより充実することになった。

大運動場開場式

1926（大正15）年10月23日と24日には大運動場の開場式と創立四十周年記念式、大学令に依る大学昇格記念式（四周年）を兼ねた大学祭が挙行された。

大運動場の開場式は24日午前9時から開始され、松本烝治学長が「山岡順太郎氏、京阪土地株式会社、新京阪鉄道株式会社等の寄付ならびに山岡倭氏の尽力により本学大運動場が竣成し、その開場式を挙行することは同慶の極みで、先ほどの各位に深く感謝の意を表したい。この運動場は、設備においても広さにおいても学校が有するものとしては正に日本一である。本学の学生諸君は、今後十分にこの大運動場を利用して技を練り、体育に努め、日本一の強い学生になると同時に、健全な体で一層研学に精進し、日本一の善良な学生になることを切望する」と式辞を述べた。[*10]

続いて山岡総理事は「言うまでもなく、大学は学問研究の場であるが、体育に力を注ぐことも同様に重んじなければならない。古来、体力に優れた国民が他の国民に秀でていることは、東西の歴史を見ても明らかである。本学が将来、ますます学問の研究を盛んにして、大学本来の目的を達するためには、他方で、体育用の施設も完璧を期さなくてはならない。これが大運動場を新設し、全学を挙げて体力を鍛錬する場を設けようとした理由なのである」と述べ、運動場が完成した喜びを披露するとともに、体育の必要性を説いた。

大運動場開場式

＊10　大運動場開場式における松本烝治学長と山岡順太郎総理事の式辞は『千里山学報』第44号（大正15年11月15日）2ページ

そして、残るは図書館の建設が急務であると語った。山岡の理想は、あくまでも知育と体育の調和だったのである。

最後に、運動場建設に力を尽くした山岡倭から工事報告があり、万歳を三唱して式は終了した。

完成当時、「東洋第一」と称された大運動場で練習したアスリートたちは、国内だけでなく、世界へと羽ばたいていった。キャンパスの中央に位置し、関西大学の発展とともにあった大運動場は、学生をはじめとする大学関係者にとって、関西大学のシンボルとして長く心に刻まれていく。

Column

山岡倭と関西大学

大運動場開場式の最後に建設工事について報告をした山岡倭は、山岡順太郎の長男である。倭がどのような立場で建設工事に関係し、どのように尽力したかを示す資料は残念ながら伝わっていないが、総理事であった父・順太郎の指示を受けて注力したであろうことは想像に難くない。また、倭自身も学生たちのクラブ活動に大きな理解を示した。藤井寺の自宅には常に運動部の学生を書生として住まわせていたし、漕艇部にボートを寄贈したり、軽音楽部に楽器を寄付したりするなど、物心両面からの援助を惜しまなかった。[*11]

山岡 倭

なかでも倭が好んだのは野球であった。のちに「ミスタータイガース」として勇名をはせる藤村富美男選手（広島・呉港中学出身）を関西大学に入学させようと、自らスカウトに出向いたが、願いは叶わず、帰ってきて「阪神にやられた」と悔しがったエピソードも残っている。しかし、釣常雄や本田竹蔵といった名投手をはじめとする有力選手が入部してきたことで、野球部は第一期黄金時代を迎えることになる。

さらに、大正末から昭和初期にかけて

＊11 倭の長男である山岡康氏が祖父・順太郎と父・倭についての思い出を語った記録は、熊 博毅「「学の実化」の時代―山岡順太郎・倭 父子展―をふりかえって」『関西大学年史紀要』第19号（平成22年3月）

＊12 登尾源一「世評を超越し猪突的信念に生きる 山岡倭君 大阪製鎖造機専務」『財界の前線に躍る人々』新興實業社（昭和10年10月）

野球部やサッカー部、ラグビー部などの運動各部は中国や朝鮮、台湾、ハワイなど、諸外国へ頻繁に遠征を行っている。海外渡航が今ほど簡単ではなかった時代に、そうしたことが実現したのは、倭が資金面での援助を行ったことが想像される。それを明確に示す資料は残っていないが、当時の関係者が口をそろえて語る倭の思い出話から容易に推測できる。1932（昭和7）年8月のロサンゼルスオリンピック陸上・三段跳びで銅メダルを獲得した大島鎌吉選手も倭の自宅をよく訪れていたという。

倭は慶應義塾大学卒業後、防犯用の網ガラスを日本で初めて作った極東硝子株式会社の重役となったが、残念ながら経営は芳しくなく、結局、会社から退くことになる。[*12] 1921（大正10）年には大阪天王寺土地株式会社を設立し、大阪鉄道（現在の近鉄南大阪線や長野線などの前身）の天王寺駅周辺部を開発する事業に乗り出した。取締役として大阪鉄道の経営に関与するが、第一次世界大戦後の不況とデフレ進行の波を受けて大阪鉄道は多額の負債を抱えることになり、主要経営陣は辞任に追い込まれた。倭は取締役に留任したが、1932（昭和7）年に就任した新社長のもとで再建事業に従事する。会社は住宅地経営の拡大による沿線開発を進めていったが、そのなかの一つに藤井寺経営地があった。

藤井寺経営地では、すでに1928（昭和3）年に藤井寺球場と教材園の開園が実現しており、大阪ではまれに見る田園都市として発展を遂げていた。倭は、藤井寺で学生野球の振興を通じてスポーツによる体育の重要性を説き、球場の建設と運営にも熱心に提案を行ったようである。関西大学大運動場の建設で得た知識と経験を生かしたものと思われる。

藤井寺球場では関西六大学リーグ戦が開催されたほか、この球場で冬期合宿の練習を行った早稲田大学野球部と関西大学野球部の定期戦を実施するなど、藤井寺は野球愛好家の集まる町としてにぎわった。藤井寺住宅地のなかに居を構えた倭は、関西大学野球部を支援するとともに、学生野球を奨励することで藤井寺でのスポーツ振興による郊外住宅地の建設を試みたのである。[*13]

倭は北陽商業学校（現・関西大学北陽高等学校）の創立にも深く関わった。[*14] 北陽商業学校は1925（大正14）年3月に倭が設立者となって文部大臣の認可を受け、翌4月に開校した。しかし、発足直後の学校は施設設備の整備が十分とは言えず、数年にわたって倭が相当な資金援助を行い、初代校長で学校経営の実務に尽力していた糸島実太郎校長の要望に応えていった。

1939（昭和14）年5月30日、倭は腎臓病を患い、50歳の若さで亡くなる。6月1日、阿倍野斎場で執行された葬儀には、北陽商業学校の教職員全員と生徒代表が参列し、学校設立者に最後の別れを告げた。

第三節　大学本館と図書館の建設

大学本館の計画

1922（大正11）年6月の千里山移転時に存在した学舎は、先述のとおり、予科校舎一棟のみであったが、講堂や学生控室など必要性の高い関連施設や、学校運営の中枢となる大学本館は、予科校舎の計画と同時に計画されていた。大学本館に関しては、大阪住宅経営株式会社の協力を得て、資材購入が進められ、建設計画は進められていた。だが、1923（大正12）年8月5日夜、材木の保管場所において不慮の火災が起こり、材木の大半を焼失、本館の建設は頓挫した。[*1] 徐々に学生数が増え、校舎の増設が求められる事態となり、多くの本学関係者の努力によって、住友総本店の社屋を譲り受け、新校舎を建設することが決まった。

『関西大学百年史』では、「建物の寄付にあたっては、山岡総理事の並々ならぬ斡旋のあったことはいうまでもないが、住友の顧問弁護士だった新理事喜多村桂一郎の尽力も少なくなかった」[*2]とある。また、『北浜五丁目十三番地まで　日建設計の系譜』では、「関西大学の命名者であり、同大学の前身関西法律学校時代からその発展に尽力して大阪地方裁判所長に兼ねて同大学学長となり、このころ理事となっていた河村善益は、住友総本店総理事鈴木馬左也とは法科大学以来の親交があった。また、住友合資会社常務理事小倉正恒の

大学本館

*13　山田雄久「戦前期大阪における鉄道企業と鉄道関連事業――山岡順太郎・山岡倭による企業者活動を中心に――」『都市と公共交通』№42（2018年6月）

*14　鈴木清士「関西大学と北陽との縁について」『関西大学年史紀要』第19号（平成22年3月）

岳父であった縁故により、住友本店の旧建物が望まれ、これを寄付したのであった[*3]」と述べられている。1927（昭和2）年6月5日に、昇格五周年記念式典と合わせて挙行された本館竣成式に、小倉正恒は寄贈者を代表して参列し、祝辞を述べている。

住友総本店仮建物について

大阪を代表する商家である住友家は、明治期にはさまざまな新しい事業に着手し、それに応じて本店も数回移転している。日露戦争後、拡大した会社の規模に応じた本店を建設するため、土地を探し求め、現在の大阪市中央区北浜四丁目六の一街区の土地を取得した。現在、敷地の西側は阪神高速道路の高架道路だが、当時は西横堀川が流れていた。取得した土地の南側半分に社屋新築工事が進められ、1908（明治41）年11月に竣工した。「建坪六四〇坪の木造二階建洋館で、南西隅の部分は八角形搭状として、ドームを持つ三階をつけた。およそ一階を銀行、二階を本店に当て、二階の西側には家長室、総理事室、理事室が並んでいた。この建物は、いずれ本格的な建物を建てるまでの仮本店であったが、ルネサンス風の見事なものであった[*4]」と、『北浜五丁目十三番地まで　日建設計の系譜』では表現されている。この「本格的な建物」とは住友ビルディング（現・三井住友銀行大阪本店ビル）のことで、1926（大正15）年4月に北側半分が一期工事として竣工した。続いて1927（昭和2）年9月に南側の二期工事が着工されることになり、仮本店は取り壊されることになったのである。1924（大正13）年発行の『大阪パノラマ地図』では、広い空き地の住友本店建設予定地の南西部に、仮本店が建っている様子が描かれている。

＊1　『関西大学百年史　通史編　上』（昭和61年11月）470ページ。今回、山岡順太郎の関連資料を調査するなかで、大阪住宅経営株式会社の書類綴に、「関西大学ノ焼失セル木材ニ関スル件　住宅会社ガ関大ノ製材ヲ引受ケ焼失ニ至レル顛末」と題した文書があり、焼失の日時や状況が明らかになった。

＊2　『関西大学百年史　通史編　上』467ページ

＊3　小西隆夫『北浜五丁目十三番地　日建設計の系譜』（創元社、1991年）25ページ

＊4　注3掲出書、24ページ

住友合資会社からの建物の寄贈の経緯

寄付に関わり住友本店で稟議された際の起案書が住友史料館に残されていた。「関西大学ニ本社建物寄附ノ件」（大正十五年四月十九日決裁）と「関西大学ニ旧本館建物寄附申込書差出ノ件」（大正十五年六月一日決裁）の2点である。

前者は、同年4月15日に山岡順太郎が来社し、本社建物を寄付してほしいとの依頼があったことをまず述べ、寄付物件の詳細や条件を明らかにするものである。後者は、住友合資会社から関西大学への「寄附申込書」の案で、参考資料として、関西大学からの「寄附御受書」が添付されている。この二点の書類に記述された内容は、多少表現に差異はあるが、寄付物件の点数や建築面積等に相違はない。「寄附申込書」案によると、寄付物件は次のとおりである。

一、　大阪市東区北浜五丁目二十二番地上木造立瓦張スレート葺二階建（一部三階建）洋館一棟、此建坪三百七拾五坪二合六勺四
一、　木造亜鉛引鉄板葺二階建洋館一棟、此建坪三拾四坪壱合壱勺弐
一、　煉瓦造スレート葺二階建倉庫一棟、此建坪弐拾参坪九合八勺
一、　煉瓦造瓦葺平屋建暖房用汽罐室一棟、此建坪八坪九合壱勺
一、　鉄製煙突一基
一、　ロコモティーブ型汽罐一基

「関西大学ニ本社建物寄附ノ件」には、「寄附後ハ大学に於て是を教室及大学本部として使用する趣に付不要建物の処分としては当を得たるものと云ふへく加之同大学に対しては

住友合資会社仮本店

従来左の通り尽力せられ候関係も有之本寄付の価値甚だ大なるものと被存候　同大学に対しては大正十一年拡張後援会に金参千円也、同年講堂建築費として金壱万円也寄付相成尚小倉理事は其評議員御受託相成居候」とあり、住友合資会社は、本館建物の寄付だけでなく、それに先立ち、折にふれ関西大学を経済的にも人的にも支援していたことが窺える。

寄付する建物は、本格的な本店の建物が建つまでの仮建物ではあったが、設計は住友家が大阪府に寄付した大阪図書館（現・大阪府立中島図書館）の設計も手がけた住友本店臨時建築部の野口孫市であり、本格的な洋風建築であった。１９２７（昭和２）年、住友ビルディングの二期工事の着工が決まり、「そこで旧建物、つまり従来の仮本店の建物をとり壊すことになったが、八角形の塔屋を頂いた風格のあるこの木造建築は取り壊すのを惜しまれていた」[*5]と言う。書類では「不要建物」と記されているものの、愛着がある建物であり、大学において学舎として再利用されることは、住友にとっても適切な処分方法と判断されていることが窺える。

同文書の備考には「曩に別紙切抜の如き新聞記事現はれたるに対し過日大学側より教授来社し小倉理事、大屋部長迄陳謝する所ありたり」と付記されている。別紙切抜の新聞記事とは、１９２６（大正15）年４月７日の『大阪毎日新聞』に掲載された「住友家寄贈の建物を千里山に移築　面目全く一変する昇格後の関大」と題された記事である。この記事では、観覧席を有する一万坪のスタジアムが工事中であること、隣接して三階建のクラブハウスが建設される計画があること、そして住友仮本店を移築すること、さらに鉄筋コンクリート造で図書館を建設する計画を報じている。見出しに、住友家から関西大学へ建物がすでに寄贈されたように大きく書かれ、また「住友合資会社から同大学に寄贈された大

＊5　注3掲出書、24～25ページ

阪市北浜五丁目の元同社本部事務所の建物（約千坪）を千里山に移転増築することゝなり、来る十月頃には移築出来上るはずである。同建物は二三の大教室に充つるほか大学本部とし学長室、理事室、事務室、会議室、貴賓室等とする」[*6]とある。1926（大正15）年4月の段階では寄付はなされていないにもかかわらず、報道内容はかなり詳細で、また実現したものに近い内容である。寄付の依頼から正式な寄付申込を経て、大学本館の工事が完成するまで1年足らずで、非常に短期間である。仮本店を譲り、大学本館に充てることは、手続きが正式に進められる前から内々には了承されており、移築のための計画は、手続き以前にある程度進められていたと推測できる。

大学本館の建築概要

関西大学管財局に「大正十五年九月　千里山学舎本館建築設計図　関西大学」と「法文学舎（木造）認可申請書（写）」の2冊の綴りが保管されており、そこには大学本館建設の申請に伴って提出された仕様書と図面が含まれている。この綴りから、大学本館の建築概要を見ていきたい。

大学本館は、木造二階建一部三階建で、屋根は石盤（スレート）葺、建坪496坪、延坪1000坪の規模である。建築工事は合資会社清水組大阪支店による。「工事設計書」によれば、本体は木造だが、隅の塔部分は鉄骨で骨組みを成し、木造壁を付ける。各階平面図で教室や講堂等の配置が示されている。『千里山学報』第48号掲載の簡略な間取り図と大差ないが、立面図は古写真で見慣れたものとはかなり異なる図が添付されている。外観は、住友仮本店時代の姿をほぼそのまま引き写したものとなっている。

＊6　「住友家寄贈の建物を千里山に移築　面目全く一変する昇格後の関大」『大阪毎日新聞』大正15年4月7日

二階
一階（二階は平面図）
食堂
教室
講堂
ステージ
学生控室
教室
教室
教

住友仮本店が建設されたのは明治末期で、西洋建築は何らかの「様式」を選択し、それに基づいて装飾するのが基本だった。仮本店時代の写真を見ると、仮建築で木造とは言え、隅部の塔や出入口付近を中心に装飾がなされ、壁面は簡素だが石造建築風の仕上げに見える。[*7] 規則正しく並ぶ縦長の上げ下げ窓上部には一階はアーチ型の、二階は矩形の装飾があり、屋根にはドーマー・ウィンドウが並ぶ。南西隅の塔部分はデザインの要であり、三階の窓は両脇に装飾柱がありドーム形の屋根とともに華やかな印象を与えている。南東端の出入口の脇にはもう一つ、三階建の小ぶりな四角い塔が付属されている。

大学本館としての竣工は1927（昭和2）年で、「セセッション」や「アール・デコ」と呼ばれる直線や幾何学形態を用いるモダンなデザインが出現した時期である。移築の場合、木造の骨組は再利用するが、仕上げ材等は更新されることが多い。大学本館の古写真を見ると、細部意匠はかなり変更されている。まず屋根にはドーマー・ウィンドウがなく、南東部の小さな塔もない。窓周りは、一階の窓にアーチはあるが、装飾は簡略化されている。八角形の塔部分も同様で、階ごとに異なる装飾の多様性はなくなり、垂直線で窓を挟んだシンプルな壁面構成になっている。仕様書によれば、外壁はモルタル仕上げで、添付の立面図とはかなり異なる。外観意匠の変更は、短期間での工事が必要だったことや建設費の節約、あるいは時代のデザイン傾向への対応など、さまざまな理由があったと推測される。

内部の室に注目すると、一階は教室が主で、北側には比較的広い学生控室が設けられている。二階は、西側に学長室、総理事室、研究室等の比較的小規模な室が並び、南西隅の八角形の部分は貴賓室である。北東部には読書室や書庫が設けられ、南側には講堂がある。建物の竣成を報じる新聞記事では、「特色は五間に六間のステージの設備ある大講堂を含む

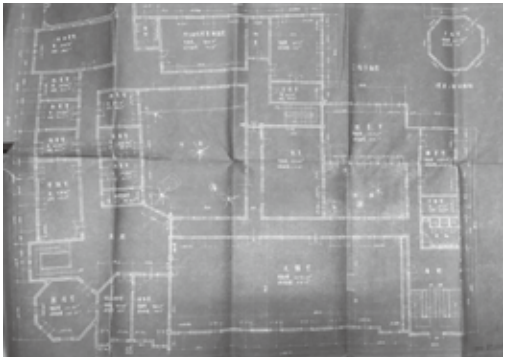

大学本館設計図（南立面図）

＊7 「寄附申込書」では、壁面は「立瓦張」と表現されている。あまり見ない表現だが、瓦と記されていることから、石材ではなく、テラコッタのような焼き物の外装材と推察できる。

点でおそらく全国大学中唯一無二のものであらう[*8]」、「本館二階に七百名を容れる講堂がありこれに約三十坪のステージを設け、学生等が劇や音楽会を行ふやうにしたのが変つてゐる[*9]」と伝えている。住友仮本店時代の間取りと比較すると、室の規模や構成にはほとんど変更が加えられていない。住友仮本店の建物は、構造的には大きな変更を加えられることなくそのまま千里山に移され、それぞれの室の規模や位置に合う用途に改修された。

1927（昭和2）年3月には移転工事が完了し、3月24日に主要新聞社を招き館内の公開を行い[*10]、翌25日には名士・校友に広くお披露目した。大学本館は4月の新年度から本格的に使用されたと考えられるが、竣成式は1927（昭和2）年6月5日に挙行された昇格五周年記念式典と合わせて執り行われた。住友合資会社常務理事・小倉正恒は、祝辞において「本日竣工の式を挙行せらるる本館は之元住友合資会社の館舎にして曩に住友合資会社より本学に寄贈せられ今茲に移築工事完成し其面目全く一新せるを見る。而も舊時の面影依然として尚存す。往時を懐ひ轉感慨に堪へざるものあり[*11]」と述べている。

大学本館は、千里山における二棟目の本格的な学舎で、本部機能を有すると同時に、施設の充実を図るうえで欠かせない建物だった。戦後の法文学舎1号館（1955（昭和30）年竣工）の建設に伴って解体されるまで約30年間、大きな改造もなく使われた。

図書館の建設

図書館は、大学には必要不可欠な施設だが、学を究める場所としての象徴的な意味も持つ。千里山においても、当初から独立した図書館を建設する計画だったが、なかなか建てられず、大学本館が竣工した際には、一階の一角に図書室が設けられた。

＊8 「舞台附きの学舎　我邦では唯一無二の新型　関西大学の新建築物」『昭和日日新聞』昭和2年3月25日

＊9 「住友寄贈の関大本館竣成」『大阪朝日新聞』昭和2年3月25日

＊10 「本学本館の竣成」、『千里山学報』第48号（昭和2年4月15日）7ページ

＊11 「本館竣工式に於ける住友合資会社の祝辞」『千里山学報』第51号（昭和2年7月15日）9～10ページ

念願の図書館の建設は、昇格五周年を記念して、本館の竣工式と同日の1927（昭和2）年6月5日に起工式を行った。建築認可申請書によると、延坪661坪、本館は地下一階地上三階、書庫は地上五階建で、設計施工は清水組、千里山では初めての鉄骨鉄筋コンクリート造の建物である。大運動場の北側の丘に、大学本館と並んで建つ姿は、まさに大学の象徴となっている。

平面図を見ると、南西角に玄関を設け、その北に書庫が配されている。玄関から東側には、一階に事務室や館長室や研究室、二階に閲覧室が広く設けられ、全体に合理的で簡素な計画となっている。外観は、白色モルタルで、柱部分には尖塔型のピラスターが配され、その間に縦長の3連の窓が規則正しく並ぶ。華美ではないが、垂直性を強調したゴシック様式の要素を用いた装飾が施されている。玄関の庇は水平で、歯状飾りが施されているように見える。玄関部分は1955（昭和30）年の円形図書館増築時に失われ、詳細な意匠は不明だが、設計図では柱頭や庇部分に細かな装飾が施されている。玄関から続く階段周りや廊下の壁面は、下半分はタイル張り、上部は漆喰塗りで、出入口には上部を半円アーチとした建具が設けられ、アーチ部分には電灯や控えめなオーナメントを配している。

『千里山学報』第59号（昭和3年5月15日）に「図書館竣成」の記事が掲載され、「クリーム色の外壁鮮やかに聳え立つた」と伝えている。「什器その他内部の備付け完成次第開館の予定」とあり、1928（昭和3）年4月に竣工したが、開館は少し遅れたようである。

『関西大学百年史』によると、大学昇格当初の蔵書数は和洋合わせて1万冊、新図書館開館時点でも1万5821冊だった。その後、記念文庫の設置や篤志家からの寄贈も受け、蔵書の充実に努めた。

グラウンドから見た大学本館と図書館

第四節　威徳館（大礼記念館）の建設

饗宴場の下賜を願い出る

1922（大正11）年の予科校舎建設以来、さまざまな困難はあったものの、クラブハウス（1926（大正15）年）、本館（1927（昭和2）年）、図書館（1928（昭和3）年）と順次整備され、大グラウンドの南から眺める丘の上の校舎群は壮観である。1932（昭和7）年、新たに「大礼記念館」が竣工した。

1928（昭和3）年、昭和天皇の即位の大礼が京都で行われた。式典のため京都御所に建てられた建物は、終了後、希望に応じて下賜されることになり、関西大学は、天六に「雨天体操場　一五〇坪」、千里山には「道場　一〇二坪」の下賜を願い出ていた。1929（昭和4）年7月に、饗宴場の一部の下賜[*1]が決定し、喜多村桂一郎理事は島田良馨技師[*2]を伴い、京都御所へ出向き、実際に建物を確認し、天井に3個のシャンデリアがあることを記録している。同年10月に拝受し、もともと京都御所での建設にも携わった大林組の設計施工で、1931（昭和6）年7月起工、翌年2月に竣工、2月28日に落成式が挙行された。

威徳館（大礼記念館）の建築概要

威徳館（大礼記念館）

喜多村桂一郎理事が記した「関西大学威徳館新築工事報告」によると、「本建築ハ昭和即位大典ニ際シ饗宴場ノ一部即チ弐百弐十坪ヲ下賜セラレシヲ移転改造築セシモノニシテソノ設計ニ当ツテモ当時ノ威容ヲ尊重シ変更セサル様内容外観共ニ充分意ヲ用ヒタリ」、「講堂トシ全学学生ヲ入ルヲ目的トス収容人数千名平素ハ柔剣道場トシテ使用ス」とある。

建坪は本館184坪（約600㎡）、付属家20坪で、本館は木造平屋建入母屋造銅板葺、様式は「藤原時代折衷の近世式」とある。

『関西大学学報』第96号（1932（昭和7）年2月）の表紙には竣工した大礼記念館の写真が掲載され、2月28日に落成式が挙行されることを知らせている。翌月発刊された第97号では落成式の様子を詳しく伝えている。この号より「威徳館」の名称を用いており、落成と同時に正式に威徳館と名付けられたと考えられる。来賓各位の祝辞を掲載している。「由来関西大学は創立已に久しく校風年と共に隆く校模月を追ふて揚り今や関西に於ける学府の一大殿堂として重きを為せり　而して茲に本館の建設を見たるは今後学生訓育の上に一段の効果を齎すべきを信して疑はず」（大阪府知事　斎藤宗宜）、「当大学は風光絶佳の地に位し校運隆々長き歴史を有し〔中略〕学生諸君朝夕此館に出入して聖徳を仰ぎ研鑽を励む所あらば校風益々振作し更張して我が文運を助くること更に大なるものあるや必せり」（大阪市長　関一）など、威徳館の竣工にあたり、下賜の栄誉を寿ぐと同時に、関西大学の歴史や千里山の教育環境に言及するものが見られる。

威徳館は、柔道・剣道の道場として使われる平場が主で、一方に演壇と控室、反対側に玄関を配置している。講堂として利用する際、演壇等を除けば約150坪であり、1000人を超える収容は今日の感覚では難しいが、本館二階にあった講堂は約100坪の広さ

＊1　饗宴場の建物は、関西大学のほか、大阪府大日本楠公会会長（観心寺・恩賜講堂）、奈良県知事（橿原神宮・建国会館）、大阪市神道婦人会大阪支部、同志社（醇化館）に下賜された。（原戸喜代里他「昭和大礼における下賜建物の宗教施設における転用過程」『日本建築学会計画系論文集』第74巻第646号（2009年12月）2709～2715ページ

＊2　島田良馨は、島田建築事務所所長で、関西大学天六学舎（1929（昭和4）年竣工）の設計者である。天六学舎と大礼記念館の計画はほぼ同時期で、島田は関西大学の建築工事の相談を広く引き受けていたと考えられる。

しかなかったので、皆が一同に介すことができる空間であった。1932（昭和7）年以降、学部の卒業式は威徳館で実施されている。

威徳館の建築的特徴

威徳館に関しては、竣工記念絵はがきの写真や略平面図、卒業式等の式典や柔剣道の試合の様子を伝える写真のほか、管財局に『関西大学千里山学舎内武徳殿増築認可申請書』、『関西大学大礼記念恩賜武徳殿及附属家新築工事請負契約書』と記した2冊の綴りがあり、「関西大学武徳殿及附属家設計書」（仕様書）や契約書、設計図面（青図）などが保管されている。仕様書によると、建坪等は前述のとおり、武徳殿184坪で、高さは軒高21尺2寸、最高高さは42尺とある。屋根は入母屋造り銅板葺で、緩やかな反りを描く。正面、側面とも中央に出入口が設けられ、内部中央は広い柔剣道場として使用可能で、正面入口両側には師範席が設けられている。長手側面は観覧席、奥には舞台と控室が配され、各種式典に利用できる。小屋組は洋小屋（トラス）である。仕様書に「本工事ハ御大典ノ下賜材ヲ小屋組、附属家廻リ其他適当ナル箇所ニ使用スルモノニシテ不足分ハ適宜補足スルモノトス」とあるが、具体的には下賜材の位置等は示されていない。写真で印象的な、着彩された折り上げ格天井やシャンデリア等についても記述はないが、下賜された特徴的な部材を活かして設計したと考えられる。写真を見ると、シャンデリアは3基、3灯のブラケットが各柱の上部に、外部にも出入口上部に3箇所設置されている。建物本体は、どちらかといえば簡素な意匠だが、大礼記念という象徴的なイメージは、華やかな天井や照明器具、舞台上部の控えめな蛙股の意匠などに集約されている。

折り上げ格天井やシャンデリアが印象的な威徳館内部

千里寺本堂への移築

威徳館は長くさまざまな用途に使われたが、創立七十周年事業として、第1学舎の改築工事が進むなかで、1953（昭和28）年に解体・撤去された。同年、吹田市千里山西一丁目の千里寺が購入し、現在も本堂として使われている。[*3]

第五節　天六学舎の開設

福島から天六へ

1922（大正11）年に予科と学部が千里山へ移転したのち、福島学舎には専門部、関西甲種商業学校、第二商業学校が残っていた。福島学舎の敷地面積は1379坪（約4500㎡）ほどで、千里山との環境の差は大きかった。1925（大正14）年に鉄道省から東海道線の拡幅高架化のために200坪を収用する方針が大阪市を通じて伝えられ、学舎の移転が急ぎ検討された。最終的に、大阪市から大淀区長柄中通二丁目の市有地2214坪の払い下げを受けることに決まり、1926（昭和元）年の年末には在阪の新聞で福島学

＊3　千里寺本堂の建築については、吹田市立博物館編『登録有形文化財千里寺本堂　平成13年度文化財年報』（平成14年3月）に詳しい。

解体中の威徳館

舎が天六へ移転することが報じられた。

新校地の周辺はすでに人家や工場が密集し、教育環境として理想的とは言えなかったが、福島学舎より広い敷地が得られ、新京阪の天神橋（現・天神橋筋六丁目）駅に近く、千里山学舎と鉄道での連絡が容易な位置にあった。なにより、専門部は夜間の学校であり、昼間働く学生たちにとって、市中の交通至便な所に立地していることは重要な条件だった。

天六学舎の地鎮祭は1928（昭和3）年8月13日で、移転計画の発表から2年半ほど経っていた。千里山では本館や図書館が連続して建設されていた時期で、専門部ほかの施設の充実は後回しになっていた。天六学舎は1929（昭和4）年9月15日に竣工し、鉄筋コンクリート造地下一階地上四階建、延べ面積7000㎡で、福島学舎と比べると敷地は2倍、建物は約4倍の広さとなった。翌16日には、早速、専門部、関西甲種商業学校、第二商業学校が移転した。西側には木造の別館があり、武道場および雨天体操場であった。[*1]

天六新校舎

竣工した校舎は、敷地東部にL字型に建設された。管財局に残されている1929（昭和4）年の図面には設計者等の記名がないが、『建築と社会』1929年11月号には、「設計者島田建築事務所、施工者大林組」と記され、平面図、外観と講堂の内観写真、新築工事概要が掲載されている。また、天六学舎全景の透視図も掲載されているが、実際に完成した部分だけでなく、敷地全体を計画した図になっている。[*2] 9月22日に挙行された落成式の式辞で、仁保亀松学長が「此度竣成した本学舎は予定計画の約三分の一に当るのみでありまして、今後必要に応じますます拡築することになつて居ります」[*3]と述べているとおり、

竣工した天六学舎

天六学舎全景の透視図

将来、増築予定であったと考えられる。

校舎は、最小限の職員室・事務室、図書室以外は全て教室で、東部の三・四階は、ヴォールト形の梁が天井にそのまま表れたダイナミックな大講堂になっており、二階席も含めると2000人を収容することができた。外壁は五色の玉砂利洗出し仕上げで、水平線が強調され、合理的なデザインに出入り口や窓周りには控えめな装飾が施されている。正門は敷地の南東部に設けられ、門柱や門扉の幾何学的なデザインは、当時流行していたアール・デコ様式のデザインに見える。

大学本部の建設と大教室の増築

1930（昭和5）年4月、校舎を有効に昼間も活用することを企図し、昼間専門部が開設された。関西甲種商業学校や第二商業学校も人数が増え、教室は再び不足した。混雑解消のため、増築が決定され、1935（昭和10）年3月に既存校舎の西側に「大学本部」が竣成した。鉄筋コンクリート造で地下一階地上四階、延べ面積は約2300㎡で、大林組の設計施工である。法人の本部機能が集約され、事務室や会議室等も計画された。千里山に関西大学会館が建設される1965（昭和40）年まで、法人本部の所在地は、この天六学舎がある「大阪市大淀区長柄中通二丁目」であった。

外観を見ると、中央の少し左寄りに時計台がそびえ、最上階四階には大ぶりのアーチが連なり、二階から四階の東寄り六間には角に丸みのあるバルコニーが付され、水平線を強調したデザインとなっている。南壁面は「薬掛長手タイル張り」で、既存校舎より、モダンさが増した外観と思える。

＊1 『関西大学学報』第72号、12～13ページに概要と各階平面図が掲載されている。

＊2 『建築と社会』1929年11月号付録　京阪神新建築集55～56ページ。関西大学が所蔵する「関西大学天六学舎建築概要」では、「建築請負大林組、監督技師島田良馨」とある。島田良馨は大阪市西区長堀北通に島田建築事務所を構えていた。なお、『千里山学報』第58号（昭和3年4月15日）表紙には、「設計成れる本学専門部学舎配景図」と添えられ、同じ透視図が掲載されている。

＊3 『関西大学学報』第73号（昭和4年10月15日）の巻頭に仁保学長の式辞摘録が掲載されている。

学生数はさらに増え、教室は常に不足し、混雑する状態だったが、隣接地の買収が難航、校舎の増築は難しかった。1937（昭和12）年3月、窮余の策として最初に建設した校舎の屋上に大教室二室を増築した。この設計施工も大林組による。鉄骨造で南北両側に元の校舎から張り出すように床を設け、幅約15メートルの大教室二室を確保した。張り出した床を支えるため、三階の壁にはバットレスが表れ、従前の意匠とは全く雰囲気の異なるものがかぶさったように見える。見栄えはあまり良くないかもしれないが、力強さが感じられる。

戦中・戦後の天六学舎

昭和戦前期、戦局が悪化するにつれ、学生数の減少や統制、修業年限の短縮など、さまざまな苦難があった。関西大学の生き残りをかけ、理工系学科の設置が模索された。学部の設置は見送られたが、1944（昭和19）年4月、技術者養成のため、関西工業専門学校が天六学舎に開設された。機械科一年で、一般機械、舶用機械、航空機械の三専攻、修業年限三年と定められた。実地教育を重視し、学生は長期実習を発動機製造会社などの工場で受けることとした。この考えは、戦後の工学部設置に継承されることになる。

1945（昭和20）年3月から大阪市内は空襲が激しくなり、6月7日の爆撃で天六学舎周辺も焼失したが、職員の消火活動のおかげで、校舎の被害は木造の学生控所の一部が焼けただけだった。天六学舎は大阪市の避難場所に指定され、罹災者であふれ、終戦後すぐには授業再開の目処が立たなかったという。

戦後、1947（昭和22）年に新学制が実施された。関西大学は大学院、大学、高等学校、中学校を経営することに決定し、大学予科と専門部は解消され、関西甲種商業学校は

昭和10年頃の天六学舎

旧館4階の増築部分

新制高等学校へ改編されることになった。同年4月、関西大学第一中学校が、翌年には第一高等学校が発足し、両校は天六学舎でスタートを切った。もともと天六学舎にあった専門部と関西工業専門学校は、しばらく新たに設けられた学校と併存したが、1951（昭和26）年3月、最後の卒業生を送り出した。

1948（昭和23）年4月、関西大学は新制大学として認可された。当初は第1部（昼間）も第2部（夜間）も千里山で講義を行ったが、勤労学生には千里山への通学は難しかった。専門部と工業専門学校の廃止で天六学舎に余裕ができたことから、1952（昭和27）年4月に第2部一年次の授業が、翌年には第2部の全てが天六学舎へ移った。

新館の建設

戦中から戦後にかけて、天六学舎はさまざまな学校が利用し、施設にもさまざまな変更が加えられたと推測されるが、詳細な記録は残っていない。1953（昭和28）年の第2部の全面移転と同時に、大学本部の西側に新館が建設された。本格的な校舎としては、天六では三棟目の建設である。鉄筋コンクリート造で地下一階地上四階、竹中工務店の設計施工で、一階から三階には教室、四階には九室の研究室と事務室、地階は食堂となっている。外観は特に凝った装飾等は見られず、戦後の典型的なモダニズムの建築と言えるが、開口部のサッシュの割付やプロポーションは端正である。

工学部の設置と移転

1950年代中頃には、天六学舎は第2部のみが使用、つまり夜間のみ使用される学舎

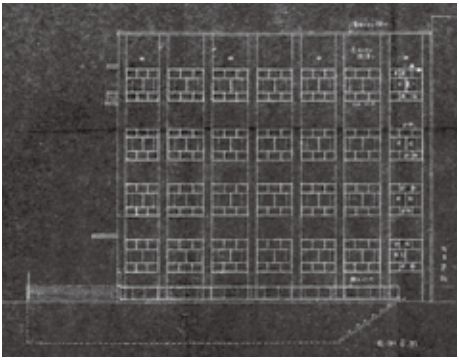

新館南立面図

になっていた。昼間の有効利用を企図し、また、工業専門学校の経験を生かし、１９５８（昭和33）年４月、工学部（機械工学、電気工学、化学工学、金属工学の４学科）を設置して、天六学舎で授業が始まった。関西大学工学部の特色の一つは、一般企業の工場に協力をあおぐ「協力実習場制」で、学生が実際の現場で実習を経験する構想があった。しかし、実際の運用は難しく、最小限必要な実験室が天六学舎の地下に作られたが、設備が不十分で臭気等の問題も起こり、１９５９（昭和34）年に千里山に実験実習場が建設された。講義は天六で、実験は千里山で行われ、バスで移動をした。近接地の買収はかなわず、天六学舎での工学部の経営は難しいという判断に至り、１９６０（昭和35）年９月に千里山に工学部本館（第４学舎１号館）が完成し、工学部は千里山へ集約された。

天六学舎は再び第２部の学舎として利用され、天六といえば夜間というイメージが定着した。１９６７（昭和42）年には、大学本部の屋上に研究室が増築された。外壁の意匠は本部最上階の連続アーチに倣い、突出する時計台を取り込むよう研究室４室が鉄骨造で増築された。１９５６（昭和31）年には体育館が建設されていたが、厚生施設として有鄰館が１９６３（昭和38）年に建設され、施設を充実させた。

増改築を繰り返した天六学舎の校舎は、統一された意匠ではなかったが、それぞれ建設された時代の特徴を見せ、大学のあゆみが表れていたとも言える。夜間部の役割は時代とともに変化し、１９９４（平成６）年、第２部は千里山へ移転した。１９９７（平成９）年にはエクステンション・リードセンターが天六で発足し、多様な学びの場として使われたが、２０１４（平成26）年天六キャンパスは閉鎖され、現在は記念碑が設置されている。

１９７０年頃の天六学舎

第八章

教育の新展開

第一節　授業内容

「関大オン・パレード」

1922（大正11）年6月22日、大学昇格後初めてとなる予科第一学年の入学式が千里山の新学舎で挙行された。以後、どのような授業が行われたかについては、昭和期に入ってからの資料ではあるが、『大阪時事新報』にジャーナリストの山上千里が連載した「関大オン・パレード」が参考になる。この記事では、関西法律学校の創立から大学昇格までの本学の歴史を振り返ったうえで、昇格後の教授たちと彼らの授業風景を素描している。[*1]

まず取り上げられているのは、社会学・社会政策・哲学演習などを担当した岩崎卯一である。岩崎は本学卒業後、アメリカに留学、コロンビア大学でギディングス教授に師事し、社会学を研究した。ドクター・オブ・フィロソフィーの学位を得て帰国を果たすと、本学最初の専任教授に任じられ、大学昇格後は法学部教授となった。のちに初代法文学部長、学長も歴任している。社会結合の要としての「同類意識」を重視するギディングスの社会学に感銘を受けていた岩崎は、授業においてもギディングスの学説にたびたび触れていた。[*2] そのため、学生は「今日はギヂングスが三十四回」などと数えていたという。もっとも、この連載のころには岩崎の関心はドイツ社会学・哲学へと移り、授業にもドイツ語とともに難解なハイデッガー説が登場するようになった。それでも学生は岩崎の授業の緻密さ、

岩崎卯一

＊1　山上千里「関大オン・パレード」4～6『大阪時事新報』昭和6年2月14～16日朝刊

＊2　岩崎卯一「ギディングス社会学の発展」『社会学の人と文献』刀江書院（大正15年7月）

哲学の面白さ、彼が自分たちの大先輩であることに「言ひ知れぬ信望と親しみを感じて」熱心に聴講していた。

また、イギリスとアメリカに留学経験のある水谷揆一（英語・商業英語）は、流暢な英語で知られた。地方出身の新入生のなかには、彼のスマートさに魅せられた者も少なくなかったらしい。木村健助（親族法、相続法、仏法）は実際的な問題を手際よく説明し、学生に理解させた。本荘鉄次郎（英法、信託法、民法総則）は、若々しい講義ぶりで学生を惹きつけた。彼の試験問題は、出題範囲が区切られているようでいて、実際にはすべてに及んでいるというユニークな特徴をもっていた。村上喜貞（英文学・英語）は、政治家・外交官として著名な幣原喜重郎に似ているとされ、無口で地味な性格も手伝ってか、学生の信望を集めた。大勢の学生が詰めかけた教室からは、彼の甲高い声が聞こえてきた。英語のアクセントの正確さは無類であったという。小泉幸治（歴史・国史）は、ナポレオンについて精通しており、一年中講義しつづけられるとも目された。新町徳之（国文学、東洋哲学思想史など）は「エンサイクロペヂア」、つまり百科事典的授業を展開した。一つの事象に対して社会学、心理学、国文学などの多角的な視点から解説が加えられるといった具合である。一方で、彼は適当な教材がないときには、自らテキストを編集して講義で使用した。これを山上千里は「中々商売上手」と評している。

大学昇格後の学則

大学昇格後、1923（大正12）年2月に大学令による関西大学学則が制定された。ここでは昇格後の学則の改正をとおして、本学が新しい教育を展開するなかで現実にどのよ

水谷揆一

うに対応していたかを検証しよう。[*3] なお、学科の新設などについては別に述べる。

まず大学記念日である。1925（大正14）年2月の学則で、大学記念日は「十二月十三日」から「六月五日及十二月十三日」に改正された。従来の12月13日は、開校間もない関西法律学校が西区京町堀上通の願宗寺から、東区淡路町に校舎を移転させた日であった。一方で6月5日は、中橋徳五郎文部大臣が大学令による関西大学の設立を認可した日である。こうして本学は二つの大学記念日をもつことになった。

この1925（大正14）年2月の学則においては、学部の入学資格にも重要な改正が加えられた。学則第十条は、本学各学部の第一学年に入学できる者を本学大学予科の修了者と規定しつつも、但し書きとして、欠員がある場合に限り入学を許可することがある資格者を列挙していた。そこに、二号として「大正十四年三月以降ノ専門学校令ニ拠ル関西大学専門部卒業者」が追加されたのである。

その背景には専門部の「向上運動」があった。大学令は従来の私立大学に対して官立大学と同じ枠組みに入る道を開いた。しかし、それは大学部に限ったことであり、専門部の待遇は変わっていなかった。官立の専門学校と私立の専門部の間はいうまでもなく、私立大学の内部であっても大学部と専門部の間に格差が存在していた。このような状況を変えるため、本学を含む各私立大学の専門部学生たちは、資格の向上を求めて運動を繰り広げた。その要求のなかに、予科生と同様に大学部への編入を認めることが含まれていたのである。1923（大正12）年中には本学で学生大会が開催され、関西大学専門部昇格期成同盟会も結成された。同年11月には、本学と中央大学、明治大学、専修大学、法政大学、日本大学によって全国私立大学専門部学生連盟が結成された（のちに早稲田大学と立命館大

差別撤廃の
関大專門部學生起つ
學校當局も大賛成

12月11日の学生大会の様子を伝える新聞記事（『大阪毎日新聞』大正12年12月12日朝刊）

＊3　学則については関西大学年史編纂室のホームページで確認できる。1924（大正13）年2月の学則は、「関西大学学部学則中改正認可」大正13年7月24日（国立公文書館所蔵「学則、規則に関する許認可文書・大学」昭47文部00125100）所収

学も参加）。

このような思いは学校側も共有するところであった。同年6月15日には、宮島綱男専務理事が上京したことをきっかけとして全国私立大学連合会が開催され、各大学が協力して文部省と交渉していくことが決議された。その結果、翌年5月の文部省告示によって専門部正科卒業生の学部入学などが認められたのである。[*4] これを受けて学則第十条も改正されたのであった。

1925（大正14）年2月の学則においては、聴講生に関する規程が新設されたことも見逃せない。その規程は第八章で、第八十三条「各学部ノ学科目中一科目若クハ数科目ヲ選ヒ聴講セントスル者アルトキハ男女ヲ問ハス聴講生トシテ収容スルコトアルヘシ」、第八十四条「聴講生ハ各学部ニ於テ別ニ定メル所ノ資格アル者ニ限ル」など3条から成る。

この新設については、前年2月の文部省に対する「学則改正理由」のなかで「相当学力アル者ニシテ学部ノ講義ヲ聴講セントスル志望者アルヲ以テ各学部学生ノ学修ニ妨ナキ範囲ニ於テ之ヲ許サンガ為メナリ」と説明されている。[*5] 次に述べる北村兼子が本学最初の女子学生（聴講生）となったのは、1923（大正12）年10月のことであった。わざわざ第八十三条で「男女ヲ問ハス」と断っていることからも、「相当学力アル者ニシテ学部ノ講義ヲ聴講セントスル志望者」は北村を指しているのではないだろうか。そうであるなら、大学当局は北村を学部学生としては受け入れなかったものの、彼女の能力を高く評価していたことになる。聴講生制度を学則上に位置づけることで、北村の熱意に応えたといえるかもしれない。

＊4　以上の経緯については、関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史　通史編　上』（昭和61年11月）454～457ページを参照

＊5　「関西大学専門部専門部及学部学則中変更認可」大正13年3月13日（国立公文書館所蔵「学則、規則に関する許認可文書・専門学校」昭47文部00153100）

第二節　開かれた女性の勉学

学部

北村兼子は、1903（明治36）年11月に大阪市で生まれた。梅田高等女学校（現・大手前高等学校）を経て、大阪外国語学校（のちの大阪外国語大学、現・大阪大学）の別科英語科に入学、1924（大正13）年3月に修了した。その間、1923（大正12）年10月から本学法学部の聴講生となった。翌年4月からは選科生として専門部でも学んだようであるが、1926（大正15）年3月に法文学部法律学科所定の全科目の聴講を修了した。在学中の1925（大正14）年2月、全関西婦人連合会発行の『婦人』に「法律を学ぶ私」を発表して認められ、大阪朝日新聞社に入社し、記者としても活躍した。1927（昭和2）年7月に同社を退職し、翌年8月には汎太平洋婦人会に出席した。その後、飛行機の操縦技術も身に付け、訪欧飛行に旅立とうとしていた矢先の1931（昭和6）年7月に亡くなった。27歳の若さであった。[*6]

北村が聴講生となったことは、学報でも論評の対象となっている。[*7]

今回本学ではいよいよ男女共学制を実施することとしたところが、早速聴講生として一人の婦人がはいつて来た。我国でも既に一二の大学では、この男女共学制を実施してゐるが併し未だ物珍しがられてゐる。こんなことを若し西洋人が聞いたら定めし嗤

北村兼子

＊6　最も充実した北村の評伝として、大谷渡『北村兼子　炎のジャーナリスト』東方出版（1999年12月）がある。

＊7　「男女共学制の実施に因んで」『千里山学報』第13号（大正12年10月15日）21ページ

ふであらう。〔中略〕本学最初の女子聴講生は、法律の講義を選択して聴いている。そしてそれが又不思議がられてゐる

そもそも、この場合の「男女共学制」は、女子を聴講生としている時点で本当の意味での共学制ではない。ここでは、そうした共学制さえも珍しいという状況が、欧米と比べて遅れていると率直に認められている。さらに女性の北村が法律を学んでいることは、好奇の目で見られていたようである。

なぜ法律なのかは、北村自身が新聞の取材を受けて答えている。[*8]

婦人参政権獲得で騒ぐのも結構ですが法治国に生れて法律を知らず新聞を見て政府の予算が一つ分らないやうなもの、普選のほんたうの意義が分らず、足許も固めないで空騒ぎをやつても何になります、その点からいつてもどうしても法律学をやる必要があります

大正期において婦人参政権運動は普選運動とともに活発化していたが、北村は運動のあり方に物足りなさを感じていた。北村にとって法律学の知識は、女性が参政権の獲得を目指すうえで対抗勢力と戦うときに武器となるものであった。つづいて北村は、法律学のなかで憲法と刑法が一番好きだとも述べている。それは「民法など特に親族篇などは科学的理論よりも我国古来の慣習を多分に参酌して出来たものが多いやう」だが、「刑法などはさうぢやなくてどこまでも科学的理論から出発してゐる」と感じていたからである。ところが、彼女が2年に進級したときの憲法と刑法の点数は各60点であった。その一方で、ドイツ法とドイツ語が各100点であったことから、男子学生に驚かれたという。

聴講生時代の北村は、「法律を学ぶ私」をはじめとする随筆や評論を精力的に発表してい

＊8 「名物先生と名物女学生（五）」『大阪毎日新聞』大正14年1月16日夕刊

った。それらをまとめて1926（大正15）年2月に改善社から出版したのが、『ひげ』である。表題は、書き出しで電車の乗客たちの髭を観察する作品からとられた。この出版を受けて、本学の学生たちは2月22日に大阪市役所地下食堂で祝賀会を開催した。司会の西村晃は、北村が『ひげ』を出版したことで自分たちは力をもらったと挨拶した。[*9] 不充分な共学制のもとではあったが、学生たちは机を並べて学ぶなかで、交流を深めていったのである。

専門部

専門部の女子学生としては、1924（大正13）年4月に北村とともに永井美枝という女性も最初の選科生となった。この2名に続いて、1927（昭和2）年には、伊藤（神屋敷）アヤ、小西（広内）千代寿の2名が専門部文学科に選科生として入学した。

伊藤と小西が専門部で学ぶ様子は、当時の新聞でも紹介されている。二人は1920（大正9）年に高等小学校の高等科を卒業したが、家庭の事情で進学することがかなわなかった。事務員として働く傍ら、独学で勉強しながら女子専門学校検定試験に合格し、本学に入学したのであった。入学後も昼間は会社で働き、帰宅後に休む間もなく大学に向かって、懸命に学ぶ生活が続いた。取材に対して二人は、「どうかして一日も早く中学教員検定試験をパスして将来自分達と同じ境遇にある貧しい女性の教育に微力をつくしたいと考へて居ます」と答えている。[*10]

翌年には、脇屋（高木）亮子が高等女学校を卒業後に専門部に入学した。脇屋も卒業後の進学を家族から反対されていた。そうしたなかで中之島図書館に通っていたところ、伊

関西日報
名花二輪
高等の女丈夫

伊藤と小西の入学を伝える新聞記事（『関西日報』昭和2年6月6日、関西大学年史編纂室所蔵「桂忠雄氏収集新聞記事スクラップブック」）

＊9 「北村聴講生『ひげ』出版祝賀会」『千里山学報』第37号（大正15年3月15日）15ページ

藤に出会い、専門部を勧められたのだった。脇屋は自らも直面する貧しさの研究を志して経済学科で学んだ。入学の際、職場を選ぶにあたっては、学校に通うことを優先して、賃金よりも勤務時間を重視した。残業になりそうなときは昼休みも仕事に充てた。休講の日や授業のない日など、時間があれば中之島図書館に通ったという。脇屋はマルクス主義経済学者の辰巳経世の講義などを受けながら、社会運動にも関わるようになった。

とはいえ、昼に働いて夜に学ぶ生活を続けることは、容易ではなかった。伊藤は1930（昭和5）年3月に専門部を修了したが体をこわしてしまい、検定試験を受けることはできなかった。脇屋も結核を患い、退学を余儀なくされた。なお、伊藤は専門部修了後、辰巳の紹介により、大阪市天王寺区の大原社会問題研究所（現・法政大学大原社会問題研究所、以下、大原社研）に勤めた。大原社研は、米騒動を契機として実業家の大原孫三郎によって1919（大正8）年に創立された。1932（昭和7）年には東京に移転している。伊藤が短期間にせよ大原社研に関わったのは、当時の社会が抱えていた貧困に対する関心を、入学以来、変わらずもち続けていたからだろう。[*11]

*10 「関大の学窓に咲いた名花二輪」（『関西日報』昭和2年6月6日、「新聞資料集成　関西大学」『関西大学年史紀要』第25号、2018年3月、120～121ページ）

*11 以上、伊藤と脇屋については、文珠正子「関西大学に於ける女子学生の軌跡―大正末から昭和にかけて―」『関西大学年史紀要』第6号（1984年11月）を参照

第三節　文学科の開設、学科の増設と学部の改称

文学科から法文学部へ

文学科設置のきっかけは、駐日フランス大使で詩人のポール・クローデルの来学であったとされる。1922（大正11）年5月、クローデルは「学の実化」講座の第一回講師として招かれた。当時、クローデルは本学訪問の様子を「まもなく文学部が開設されるのでフランス人教師を招きたいとの意思表示があ」ったと本国に報告している。[*12] のちに山岡順太郎がクローデルから文学科の増設を「極力奨励せられた」と振り返っている[*13]ことも考慮に入れると、本学の経営陣は文学科・文学部の設置を検討していたところ、クローデルの推奨を受けて意を強くしたといえるだろう。

問題は、なぜ文学科・文学部が必要かということである。宮島綱男専務理事は学報に「文学部の増設に就て」という一文を寄せている。[*14] 宮島によると、今日の法科大学あるいは商科大学は、実質的に職業教育を施す場となっている。その結果、残念ながら、学生は哲学や文学を深く研究する時間をもてないでいる。しかし文科大学が併設されれば、法学や経済学を専攻する者であっても文科大学から直接・間接の感化を受けることになる。この感化が、学生の人間性を完成するうえできわめて重要であることはいうまでもない。総合大学によってこそ真の人間はつくられる、のであった。このように宮島は、人間性を重視し

＊12　ポール・クローデル／奈良道子訳『孤独な帝国　日本の一九二〇年代　ポール・クローデル外交書簡一九二一－二七』草思社（2018年4月）147～148ページ

＊13　「文学科開講式挙行」『千里山学報』第19号（大正13年5月15日）7ページ

＊14　宮島綱男「文学部の増設に就て」『千里山学報』第7号（大正12年3月15日）2ページ

た教育を展開する文脈において、文学部の設置による本学の総合大学化を構想していたのである。さらに宮島は本学の外に目を転じて、大阪にとっても文科大学が必要であると訴えている。そもそも現在、日本固有の文学の発祥の地である大阪には文科大学が存在していない。しかも当の大阪は、商工都市として異常な発達を遂げるなかで、精神的に貧しくなりつつある。そのような大阪を救う意味でも、文科大学が不可欠なのであった。

こうして理事会・協議員会などで文学部併設問題が議論された。しかし、専任教授その他の関係もあり、ただちに文学部を併設することは見送られ、1924（大正13）年4月から専門部に文学科を増設することになった。[*15]

4月26日、専門部文学科の開講式が千里山学舎で挙行された。[*16] 山岡総理事の式辞に次いで、中川望大阪府知事、関一大阪市長の祝辞が読み上げられた。つづいて、アンドレー神戸駐在フランス総領事の祝辞が賀來俊一講師の通訳によって披露された。さらにファヴェリアル在日フランス商業会議所副会頭が流暢な日本語で挨拶したのち、本山彦一大阪毎日新聞社社長、村山龍平大阪朝日新聞社社長の祝辞が代読されるなどした。

このうち、通り一遍ではない挨拶として、大阪毎日新聞社の本山彦一のものがある。彼は評議員を長く務めるなど、本学との関わりも深かった。本山は、大阪が日本文学史に一時代を画したにもかかわらず、文学に関する系統的な教育機関を有していないことは遺憾であった。この点が文学科の増設によって解消されたことは、新聞事業に携わる者にとっても喜ばしい、と述べている。ここであえて新聞人としての立場が強調されているのは、彼が新聞と文学に密接な関係があると考えていたからであった。本山は『日本新聞発達史』に寄せた序文のなかで、「新聞紙も一種の商品なり」と看破したことでも知られる。そこで

＊15 「文学科の新設」『千里山学報』第16号（大正13年2月15日）9ページ

＊16 前掲「文学科開講式挙行」7ページ

は、新聞には読者の共感を得ることでその教育を行う機能があることにも触れていた。[*17] このような新聞の機能は、通常の記事だけでなく、新聞に掲載される小説や文芸評論などによっても担われるはずである。そうした新聞の読者（国民）の教育にも有効な文学を研究・教育する機関として、本山は文学科に期待していたのではないだろうか。

学部の文学科については、1924（大正13）年10月22日付で申請書を文部省に提出し、翌年2月2日付で認可されていた。これにより法学部は法文学部に改称され、同年2月の学則上で文学科も存在してはいたが、実際の文学科の開設は時期尚早として見送られていた。[*18] 文学科の開講は、1928（昭和3）年4月のことである。

文学科の教育を語るうえで、泊園書院との関係を欠かすことはできない。泊園書院は、1825（文政8）年に藤沢東畡が淡路町で開いた漢学塾である。1948（昭和23）年に閉じられるまでの約120年間に多くの門人を輩出した。[*19]

その四代院主である藤沢章次郎（黄坡）は、1922（大正11）年に大学予科の講師となり、翌年からは専門部文学科で講義を行った。彼の授業は「眠っていたらあきまへんでえ」調の大阪弁で、上方落語を聞かせるように老子や荘子の難解な書をわかりやすく説くものであった。また、二代院主・南岳に学び、黄坡の義弟でもあった石浜純太郎は、1926（大正15）年に専門部の講師となった。石浜は東洋史学者として著名な内藤湖南のヨーロッパ旅行に随行した経験ももつ。講義ではテキストをメモ代わりに使い、一つの話題で2時間も話すことができた。戦後、石浜は文学部の教授となり、藤沢家から本学図書館への「泊園文庫」の寄贈にも力を尽くした。泊園書院の学統は、文学科・文学部の教育に豊かな恵みをもたらしたのである。[*20]

泊園書院

*17 小野秀雄『日本新聞発達史』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社（大正11年8月）序文。そうした新聞の質を高めるために、本山は「新聞学校」の創立や「新聞学科」の創設も提唱している。

*18 前掲『関西大学百年史　通史編　上』440～441ページ

*19 泊園書院については、吾妻重二編『泊園記念会　創立50周年　記念論文集』関西大学東西学術研究所（2011年10月）を参照

経済学科から経済学部へ

1924（大正13）年4月には、専門部文学科が設置されたのと同時に、商学部経済学科も増設された。商学部に商業学科だけでなく経済学科が必要な理由について、本学は文部省に次のように説明している。

昨今、経済学の研究を志す者が増えている。それにもかかわらず、現在の制度では商業学関係の学科目がきわめて多く、経済学の志望者を満足させることができない。大阪市や神戸市においては、主に商業学を教授する専門学校がすでに数校存在しているが、主に経済学を教授する専門学校や大学は存在していない。そのため、そうした教育機関の地域的な偏りを補うこともできる。学生のなかには商業学を修めて実業界に出ようとする者もいるが、商業学や経済学を究めて母校の教授になろうとする者もいる。商業学の教授になる場合も、経済学を修めることは欠かせない。これらに対応するためには、学内に経済学の研究を主とする学科を設置しなければならない。[*21]

経済学に対する関心の高まりは、第一次世界大戦を契機として急速に進んだ都市化や工業化と無関係ではないだろう。さらに1923（大正12）年9月の関東大震災後には、東京と大阪の機能を分化し、大阪を「経済都市」化せよとする言説も見られるようになっていた。[*22] 本学は社会や入学志願者の変化をすくい取ろうとしていたのである。また、本学の教育を充実させるために、独自に研究者を養成することも強く意識していた。こうして増設された経済学科の特徴的な学科目としては、「経済原論」「経済史」「英語経済」「経済地理」（以上、第一学年）、「金融論」「経済政策（商業、農業、工業）」「特殊経済問題」（以上、

*20 藤沢と石浜については、関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）を参照

*21 前掲「関西大学専門部専門部及学部学則中変更認可」大正13年3月13日

*22 たとえば、久宗董「財界は何うなる？」『東京朝日新聞』大正12年10月11日朝刊。『千里山学報』第17号（大正13年3月15日）の記事も経済学科の増設を報じるなかで、「大阪と云ふ大経済都市」と表現している（8ページ）。

第二学年)、「交通政策」「経済学史」「殖民政策」(以上、第三学年)などが挙げられる。

それから1年後の1925(大正14)年4月には、商学部が経済学部に改称された。ここでも本学による文部省への説明をみてみよう。

経済学と商学を比較すると、両者の発達や本質上、経済学の研究を商業学の研究の根底として重視する必要がある。そのため総合大学を建設する過程においては、商学部よりも経済学部を先に有することが適切である。現在、本学の商学部で経済学科を選択する学生の数は商業学科を志望する学生よりも多い。しかも、経済学科を選択する学生のほうに探求心が強い者も多いようである。こうした理由から、優秀な学生を受け入れるには経済学を主とするに越したことはない。商学部を経済学部に改称して、経済学部を経済学科と商業学科の二つに分けても、実質的には現在の制度とまったく同じである。したがって、商業学科を選択する学生も従来どおり満足できるだろう。[*23]

経済学と商業学の比較に関しては、文書の作成者の主観が色濃く表れているように思われる。また、文部省への申請書のなかで、看板の掛け替えが学生の募集に好都合といってしまっては身も蓋もない。とはいえ、1924(大正13)年度(経済学科増設初年度)の入学者数は商業学科21名、経済学科45名であり、たしかに経済学科は多くの学生を集めていた。これは前年度末に大学予科修了学生に対して、すでに学部希望学科を選択・決定していても、変更を希望する場合は学務課に申し出るよう伝えたことが影響していた。[*24] このように経済学科の増設や商学部から経済学部への改称は、当時の経済学に対する人気に対応したものであったといえるだろう。

＊23 「関西大学学則中変更認可」大正13年8月26日(国立公文書館所蔵「学則、規則に関する許認可文書・大学」昭47文部00125100)

＊24 『千里山学報』第17号(大正13年3月15日)15ページ、同第19号(大正13年5月15日)6ページ

第九章

昭和2年の紛擾事件

第一節　事件の発端

事件の概要と新出の「関大盟休事件関係」資料

1927（昭和2）年10月26日、宮島綱男専務理事兼教授（以下適宜、宮島専務理事、宮島教授、宮島と記す）の辞職など全11カ条の要求を掲げて、福島学舎に学ぶ専門部の学生が同盟休校に入った。[*1] 福島学舎は、敷地や建物がともに狭く、また学舎敷地のすぐ南側を東海道線が通っているため、汽車が走行する時の振動や騒音の影響が大きかった。北摂の自然豊かな千里山学舎と比べて、福島学舎は非常に劣悪な環境にあるにもかかわらず、専門部学生の授業料が千里山学舎建設の資金となって、経済的な負担をさせられているといった不満が、事件発生の大きな原因であった。

当時の学生数を見ると、大学に昇格した1922（大正11）年入学の学生が進級し、学部の第1回卒業式が挙行された1925（大正14）年は、学部257名、予科415名、専門部1376名であった。紛擾事件が起こった1927（昭和2）年の学生数は、学部377名、予科879名、専門部2163名であった。[*2] 学部の学費は88円、予科・専門部の学費は77円であるから、[*3] 1927（昭和2）年の学費収入は、千里山の学部・予科が10万859円、福島の専門部は16万6551円となる。専門部は学生数が多いため学費収入も大きく、専門部の授業料が関西大学の経営を支えている実態があった。

東海道線が南側を通る福島学舎

＊1　この事件に関しては、特に註記した以外は関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史　通史編上』（昭和61年11月）の「昭和二年の紛擾事件」（476～499ページ）による。また『関西大学年史紀要』第22号（2013年3月）、『同』第25号（2018年3月）に掲載の「新聞資料集成　関西大学」には関連する新聞記事を集成している。

この事件は、11月に入って専門部学生が同盟休校を解除し、いったんは落ち着きを見せた。しかし、専任教員21名が連名で突如、山岡順太郎総理事の辞職を求める決議文を公表したことで、千里山学舎の大学学部生や予科生も巻き込む全学的な混乱を招き、旧制大学期の関西大学で最大規模の紛争となった。最終的には11月30日に、宮島専務理事が辞表を提出したことで終息を見た。

山岡総理事は自身の手元に集まった関係資料を「関大盟休事件関係」と上書きした封筒に一括して保管しており、この事件に関わる書状も何通か残されていた。新聞紙上に報道されなかった、大学首脳陣の意向や対応を山岡が残した資料により補いつつ、一連の経過を追うこととしたい。

第2回大学祭

10月22日と23日の二日間にわたって第2回大学祭が開催された。紛擾事件は、大学祭二日目の23日に行われた陸上競技大会がきっかけとなった。[*4] 陸上競技大会は千里山のグラウンドを会場に、学部、予科、専門部に別れ優勝旗を争う対抗競技を始め、ムカデ競争やドジョウ掴み競争、専門部と予科の学生による風俗行列等、観客の笑いを誘う競技もあった。

最終プログラムである800メートルリレーの決勝が終了し、その後の優勝旗授与式で、予科と専門部がともに48点の同点で一位となり、優勝旗は今年度に限り大学の預かりとすることが発表された。それを聞いた専門部学生は、一斉に不満の声をあげ始めた。800メートルリレーと綱引きで、審判が専門部に不利な判定をしたというのがその理由であった。専門部学生は、大学祭終了後もグラウンドに集結し、深更まで気勢を上げ続けた。

山岡総理事が残した関大盟休事件関係資料

＊2　1925年と1928年の「卒業証書授与式順序」による（年史編纂室所蔵）。

＊3　1927年の「関西大学学則」、1928年の「専門部学則」による（年史編纂室所蔵）。

＊4　「大学祭彙報」『千里山学報』第54号（昭和2年10月15日）10ページ

専門部学生の主張

優勝旗授与を巡り発生した騒動は、急速に拡大した。大学運営や宮島専務理事本人に対する底流していた不信や不満が、一挙に噴出したのである。

大学祭が終わった10月25日、専門部各学科の幹事学生が協議を開始した。翌26日、専門部学生は夕方から福島学舎の運動場で緊急学生大会を開催し、10月26日から11月1日まで一週間の同盟休校を決定し、ストに突入した。学生大会では、宮島専務理事の辞任を求める決議文のほかに、宮島を含む7教員の辞職や専門部の待遇改善を求める全11カ条の要求書と、教員の辞職を求める12項目の理由を書き上げた理由書のほか、宣言と声明書が作られ、山岡総理事、松本学長、宮島専務理事に宛てて発送された。東京に在住の松本学長は、大学からの電文でこの事件の第一報を受け取った。

山岡総理事宛の封書は、専門部学生大会の名前で10月27日に発送され、決議文・要求書・理由書・宣言・声明書の5通が同封されていた。[*5] 宣言はガリ版刷り、声明書は墨書で、二つとも半紙サイズの紙を用い、宮島の独断専制により学園の自由が奪われ、有名な教師が去ったこと等を指摘し、学園改革に立ち上がったことを述べている。決議文は、これらとは違って大型の用紙（縦53・3×横51・8センチメートル）に、宮島の専制的な行為を糾弾し辞任を期すことが次のように墨書してあった。紙の大きさや文字の大きさからも、学生の強い意志を感じさせる文書となっている。

決議

吾人ハ関西大学専門部ノ権威ノ確立ヲ期シ、現関西大学専務理事兼教授宮島綱男氏ノ専制的非人格ノ行為ヲ糺弾スルト共ニ、本大学ヲ辞任セラレン事ヲ期ス

福島学舎での学生大会

＊5　10月27日付専門部学生大会名の書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

右決議ス

昭和二年十月二十六日

関西大学専門部

学生大会

山岡総理事の元に届いた11カ条の要求書は、11月1日までの回答が求められていた。この要求書の内容はすでに知られたものであるが、全文は次のとおりである。

要求書

×一、宮島専務理事兼教授ノ辞職ヲ要求ス

×一、今山、笹々（佐々）、桜井、松田、小泉、田辺各教授及講師ノ辞職ヲ要求ス

○一、専任教授増員ヲ要求ス

○一、各科、各部長設置ヲ要求ス

○一、学界ニ権威アル教授講師ノ招聘ヲ要求ス

×一、元沖中教授、服部教授ノ辞任理由発表ヲ要求ス

○一、専門部卒業生ニ対シ学部本科無試験編入ヲ要求ス

○一、専門部図書室ノ設置ヲ要求ス

○一、専門部学舎ノ移転促進ヲ要求ス

×一、授業料六円ニ改正セラレンコトヲ要求ス

○一、卒業生ニ対シ職業紹介ノ労ヲ取ラレンコトヲ要求ス

右ニ対シ昭和弐年拾壱月壱日迄ニ御回答セラレンコトヲ要求ス

以上

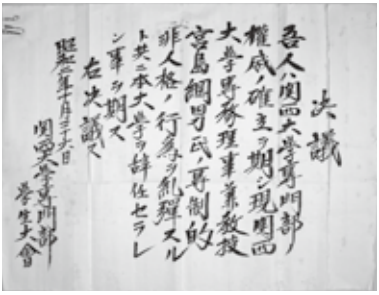
決議
吾人関西大学専門部
權威ノ確立ヲ期シ現関西
大学専務理事兼教授
宮島綱男氏ノ專制的
非人格ノ行為ヲ糾弾スル
ト共ニ本大学ヲ辞任セラレ
ン事ヲ期ス
右決議ス
昭和二年十月二十六日
関西大学専門部
学生大会

専門部学生の決議書

11カ条の要求書

要求書は罫紙にカーボン複写したもので、欄外に鉛筆で「○」と「×」が書き込んであった。この要求書は山岡総理事の手元にあった資料であるから、「○」と「×」は山岡本人が書き記したものである。当然のことであるが、要求書に掲げられた内容のうち、「×」は要求を受け入れることができないものである。その反対に、「○」は要求を受け入れることができそうなものや、検討の余地があるということであろう。この「○」と「×」には、専門部学生からの要求に対する山岡の考えが示されており、大変興味深い。

詳細を見てみると、11カ条のうち「×」は4件あり、個人名（宮島綱男・今山実・佐々穆・桜井匡・松田一・小泉幸治・田辺信太郎・沖中恒幸・服部嘉香）を挙げた教員人事に関わる3件の要求にはことごとく「×」が付され、すべて認めない意向である。もう1件「×」となった事項は授業料に関するものである。当時の「関西大学専門部学則」では、専門部の授業料は1年間77円で、8月を除く11ヶ月で毎月7円の分納ができることになっていた。学生が要求する授業料6円への改正は、1ヶ月6円で11ヶ月の分納になるので、1年間66円に減額改正せよとのことである。現行の77円からは1割以上の減額となるから、大学の経営者側からすれば、当然認められる要求ではなかった。

「○」を付された残りの7件は、教員の増員、権威ある教員の招聘、学部長の設置、卒業生に対する職業紹介など、教育環境の向上や大学組織の改善につながる内容で、認めたい意向を示している。専門部卒業生の大学学部本科無試験編入については、1927（昭和2）年の「関西大学学則」では1925（大正14）年3月以降の専門学校令による関西大学専門部卒業者は、欠員があるときに限り、大学への入学を許可することがあると定め、編入試験が実施されていた。学生の要求は、その撤廃を求め、希望者はだれでも大学へ進む

ことができるようにしてほしいとのことであった。また専門部の図書室設置や学舎の移転促進に関する要求は、福島学舎の敷地の一部が鉄道用地として収用されることになったため、1926（大正15）年12月に天六学舎敷地の入手と新学舎建設が決まっており、遠からず解消するはずであった。山岡にとっては、これらの要求を認めることはそう難しくなかったと考えられる。

新出の理由書

この要求書の内容を補完する資料が理由書である。理由書がまとめられて提出されていたことは、新聞紙上に報道されていた。[*6] しかし、原資料がなくその詳細は分からなかったのだが、山岡総理事が残した資料で初めてその内容を確認することができた。理由書は、「関西大学専門部学生大会ノ名ノモトニ関西大学専務理事兼教授宮島綱夫(男)、同教授佐々、今山氏辞職要求ノ理由ヲ明ラカニスルコト左記ノ如シ」との書き出しで、12項目にわたって、辞職を要求するにいたった理由を書き連ねている。欄外には桜井匡・小泉幸治・田辺信太郎・松田一の名前が書き加えてある。罫紙3枚を超す長文の理由書であるが、その内容は次のとおりである。

① 宮島氏らは専門部の維持発展、学術向上に全く誠意がなく、かえって廃絶を希望するような言動がある

② 宮島氏らは千里山の学生と専門部の学生の離間策に腐心している

③ 宮島氏と同様の態度は、宮島氏に追従し歓心を得ようとする二、三の教授や講師の言動に現れている

＊6 「関大専門部の同盟休校」『大阪朝日新聞』昭和2年10月27日朝刊

④ 専制横暴の権力を永久に支持しようとする願望から、山岡総理事と松本学長の存在を嫌うような言葉をあらゆる機会に公言する

⑤ 同じ目的により、宮島氏の専制的行動の妨げになると考えられる、学識があり学生に人気のある教授・講師に対して、圧迫や冷遇、中傷により本学に在職しがたくし、また理由なく辞任させた

⑥ 宮島氏の専制的支配を維持するために好都合な人を招用し、そのため学生からはその教授等にとくに批判が集中している事実がある

⑦ 教授会に関する規定を設けず、学部長・専門部長・予科部長の設置に努力することなく、かえってそれを阻止しようとしている

⑧ 右に述べたような専制的支配の弊害は、本学会計における背任的行為の可能性として現れ、疑いの目で見られている

⑨ 本学出入り商人との醜聞が暴露され、書籍購入に関しては公私混同が見受けられ、フランスより輸入したジード博士胸像の購入費の出所があいまいである

⑩ 右に述べたことは仮にはうわさに過ぎないとしても、このようなことが語られることは、宮島氏の専制支配の悪い結果である

⑪ 自著『経済学原理』は全く別人の執筆によるものであり、宮島氏の翻訳として出版の『マーシャル経済学論集』は元教授である沖中氏ほか数名の翻訳によるものである

⑫ 『千里山学報』は、全く宮島氏の売名機関となりつつある

①から④までは、宮島とそれに追随する教員の行動や発言に関する内容であるので、本当にそのようなことがあったのかどうか確認することは困難である。⑤は、要求書にある

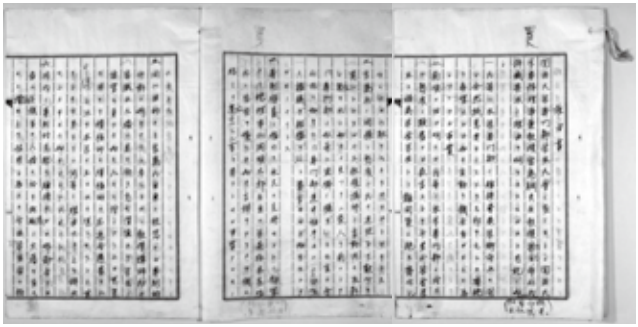

新出の理由書

沖中恒幸や服部嘉香が辞職したことと思われる。⑥は、要求書に名前のあがっている今山、佐々、桜井、松田、小泉、田辺の教員を指しているのであろう。⑦は、学校制度の問題であるが、教授会規程は1924（大正13）年6月に文部大臣の認可を受けており、すでに制定済みであった。しかし、学部長・専門部長・予科部長は置かれておらず、これらの長が置かれるのは1934（昭和9）年になってからである。

⑧と⑨は金銭関係の内容であるが、⑧では、会計に関する背任行為の可能性が取り沙汰されていることを記す。⑨のうち、前段の醜聞の暴露や公私の混同については確認できない。後段のジード博士胸像の購入の件に関しては、この胸像が日本に到着し宮島のもとに届いたことは、新聞記事にまでなっていた。[*7] この胸像の購入にあたっては、当時イギリスへ留学中であった戸田省三が関わっていた。戸田は1926（大正15）年3月、本学法学部法律学科の卒業と同時に留学生として、関西大学がロンドン大学へ派遣した逸材であった。[*8] しかし、学業途中の1927（昭和2）年1月28日に宿泊先で客死したので、亡くなる以前に、胸像のほか拡大鏡と経済書を購入し宮島専務理事へ発送していたらしい。また戸田は、大学図書館の蔵書とするための書籍も購入しており、その書籍を含んだ遺品は、同年5月10日に戸田の妻である敏子のもとに届いていた。敏子は、山岡総理事に宛てた書簡で、宮島氏からはジード博士胸像ほか2点の代金300円をのぞく200円分の書籍を大学図書館へ収蔵するため送るよう指示があり、一方、大学の会計課からは500円分の書籍を返送するような話を聞かされ困惑している旨を記していた。山岡はこの書簡と一緒に、「購入したジード胸像ほか2点が学校のものか、または宮島氏個人のものかを調べること、それにより返事を要する」と書き付けたメモを残している。[*9] 結局、ジード博士胸像の

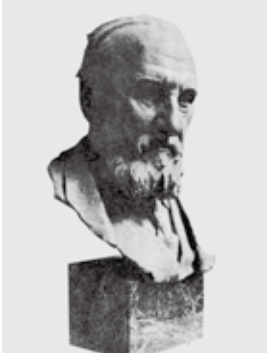

『千里山学報』第50号に掲載されたジード博士胸像

＊7 「関大に着いたジード氏の胸像」『大阪朝日新聞』昭和2年1月30日朝刊

＊8 「ロンドンで客死した戸田省三」前掲『関西大学百年史　通史編上』410ページ

＊9 6月23日付戸田敏子書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

代金がどのように処理されたか分からないのだが、宮島が戸田に託された書籍購入費用500円から、ジード博士胸像等の代金を捻出しようとしていたことが、⑨での主張を招く原因になったようである。もっとも、胸像の購入に関わった戸田省三が亡くなってしまったことや、日本に送り返された戸田の遺品のなかに支払いに関する明細が見つからなかったこともあり、宮島にとっても思いがけない事態が起こってしまった面もあるだろう。

⑪は、紛擾事件が起こる以前に関西大学を辞職し、学生から復職を望まれた元教授の沖中恒幸が、後年同じことを本学関係者の聞き取り調査で語っている。[*10] ⑫は、『千里山学報』の編輯兼発行人の変更があったことを意味していると思われる。『千里山学報』は1922（大正11）年6月発行の第1号から、専門部を卒業し関西大学や第二商業学校の講師でもあった辰巳経世が編輯兼発行人であった。しかし、辰巳は1927（昭和2）年6月発行の第50号「創刊五周年記念号」を最後に編輯兼発行人からはずれ、同年7月発行の第51号から、編輯兼発行人が宮島綱男に代わっている。宮島は同年11月に辞職するため、第55号（1928年1月）からは、本学経済学部に学ぶ森川太郎（後に経済学部教授、第24代学長）に編輯兼発行人は引き継がれた。

*10 「沖中恒幸先生に聴く」『経済学会報』創刊号（1980年12月）18～20ページ

第二節　学生・校友・教員の動向

専門部学生と少壮校友団の動向

10月26日の緊急学生大会により、専門部学生が同盟休校に入ったため、26日の専門部の授業は休校となった。翌27日からは通常通り授業を再開したが、専門部の在学生約２１６０名のうち１００名程度が出席しただけであった。

学生たちは、10月28日の夕方、大阪市東区内本町（当時）の実業会館で学生大会を開催した。約１０００名の専門部学生が集まり、東京に在住の松本学長に来阪を求める電文を発することを可決し、「吾人は結束して最後まで戦う」との決議をした。

10月29日、急遽来阪した松本学長は、まず校友の法曹団と面談するが、不調に終わった。ついで、午後6時から福島学舎内で専門部の学生代表と会見を行った。学生からの11カ条の要求に対して、松本学長は、「期日は定めがたいが、徐々に解決策も実現したいと思っている。不幸にして法曹団とは物別れになったが、究極においては解決できると思うから、休校だけは中止したほうがよいと信じる。私は白紙の態度で無条件に解決したいと思っている。もしできないとすれば、自分自身を考えなければならない」と自身の辞職を前提とする回答をした。この会見の結果はただちに港区で開催中であった宮島専務理事糾弾演説会のなかで報告されたが、さらに目的貫徹のため最後まで戦うこと、11月1日からさらに

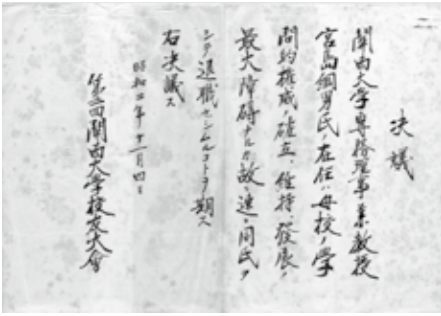
決議
関西大学専務理事糾弾
宮島綱男氏在任ハ母校ノ学
問的発展ヲ確立、維持、発展ノ
最大障碍タルヲ故ニ速ニ同氏ヲ
シテ退職セシムルコトヲ期ス
右決議ス
昭和四年十一月四日
関西大学校友大会

校友大会の決議書

一週間同盟休校を続けることを決議した。松本学長の来阪も、事件の解決にはつながらず、専門部学生のスト活動は継続した。

このような専門部学生の動きを受けて、卒業生もその対応に奔走し始めるが、中心となったのは、若手の卒業生による少壮校友団であった。10月31日、少壮校友団が発起人となって第1回校友大会を開催した。この大会では、各年度の卒業生から5名を選び、合計40名の調査委員会を構成し、さらに三つの小委員会を編成して、宮島専務理事に関して、①専断的行為があるか、②金銭関係の不正行為があるか、③教師としてふさわしくない私行上の問題があるか、を調査することが取り決められた。

調査委員に選ばれた卒業生は、11月1日から3日までの間、実態調査を行った。そして、その結果を持ち寄り協議した結果、宮島に関して、学生の主張が事実であるとの確証を得る事になった。これを受けて、11月4日に天王寺公会堂で開催された第2回校友大会では、「関西大学専務理事兼教授宮島綱男氏ノ在任ハ母校ノ学問的権威ノ確立、維持、発展ノ最大障碍ナルガ故ニ速ニ同氏ヲシテ退職セシムルコトヲ期ス」こと、さらに専門部学生に対しては校友大会においても宮島の退職を求めたことから、「本大会ノ決議存スル以上最早盟休継続ハ其ノ根本意義ヲ失フベキモノナルガ故ニ速ニ復校センコトヲ勧告ス」と、同盟休校を解除し授業に出席するよう決議した。[*1]

11月6日午後1時、少壮校友団の代表者が山岡総理事のもとを訪ね、第2回校友大会の結果と、その結果を受けて、6日午後7時から学生大会が開催されることを報告している。面談のなかで、学校の面目上、公権の発動以前にことを終えたいこと、福島警察署がすでに調査に着手しつつあること、学生の再騒動を恐れていることを述べ、できる限り至急に

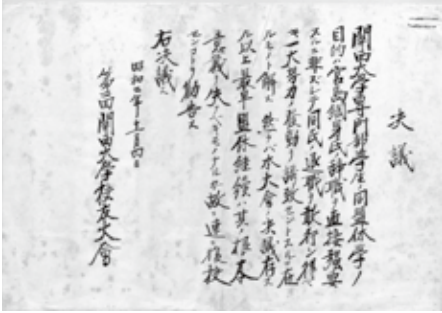
決議

右決議

昭和四年十一月四日

於天王寺公会堂 関西大学校友大会

校友大会の勧告決議書

＊1 「校友大会決議書」「勧告決議書」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

理事会を開催してほしいこと、つまりは宮島の辞職を決することを求めている。[*2]

その夜、天王寺公会堂で開かれた学生大会では、専門部学生らによる討論の結果、11月7日から授業に出席すること、学校当局の対応によっては再び同盟休校に入ること、宮島ほか7名の授業には出席しないこと、校友団には宮島排斥のみを委任し、その他の要求事項は学生にて貫徹することを決議して同盟休校を解除し、紛擾事件はひとまず落ち着きを見せた。

千里山の動向

専門部の運動に対して、千里山学舎に学ぶ大学学部と予科の学生は、原則として中立の立場をとっていた。11月4日になって盟休事件対策学生大会を開き、①厳正中立、②速やかに復校することを望む、③学校当局の円満解決を望む、の3項目を大学部学生一同・予科学生一同で決議し、決議書と声明書を発表している。[*3]

また、大学卒業生からなる千里山学士会では、同じく11月4日に、同盟休校に同調しないが、学内の不正を除くことは従来から標榜してきたことであり、その努力は惜しまないとして、①学部長、予科長をおくこと、②学生処分に関する教授会に学生代表を参加させること、③権威ある教授の招聘、④某三教授の勇退、⑤沖中教授の復職を期すことを決議している。[*4] この資料では、勇退を求める教授を明記せず「某三教授」とだけ記しているが、第1節で詳細を見た専門部学生の理由書に当初から記載のあった宮島、佐々、今山の三者を指しているのだろう。

＊2 「関西大学校友来訪記録」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊3 「盟休事件対策学生大会決議」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊4 「千里山学士会決議」（年史編纂室所蔵）

専任教員の動向

関西大学の専任教員は、10月26日から始まった専門部学生の同盟休校を受けて、10月27日午後から千里山学舎で教授会を開催している。教授会として明確な方針を示すわけでもなく、今後の様子をみて態度を決定することになった。事件以降、宮島は教授会に出席していなかったとの証言もあり[*5]、教授会としての意見をまとめることが難しかったとも思われる。

同盟休校を解除した11月7日以降は、宮島ほか一部教員の授業を除いて、専門部の学生は授業に出席し、福島学舎はひとまず落ち着いたようである。また、千里山学舎でも、11月11日に第33回学の実化講座が予定通り開催され、講師のベルギー大使パッソン・ピエール氏を迎え、宮島が登壇し歓迎の辞を述べている[*6]。

ところが、11月23日の教授会において専任教授・講師たちが、専門部紛擾の禍根が山岡総理事にあること、喜多村桂一郎専務理事が専門部紛擾事件に善処していないことを理由に、山岡・喜多村両氏の辞任を勧告するという決議文を作成し、宮島擁護の態度を表明したため、事態は再び紛糾することになった。「今回の事件は、山岡総理事が、子息倭氏を本学専務理事に任じようとし、宮島専務理事に反対されたため、同専務理事を追い出そうとしたことにある」というのが教授会の主張だった。

山岡に提出された決議書本文には「吾等専任教員一同ハ、本学専門部紛擾ノ禍根ガ総理事山岡順太郎氏ニ存スルモノト認メ、同氏ノ辞任ヲ勧告スルコトヲ決議ス」とあって、山岡の辞任を要求して次の21名の教員が署名していた（記載は署名順）[*7]。

＊5 「桜井匡教授を訪ねて」『関西大学年史紀要』4号（1983年11月）316ページ

＊6 「ベルギー大使来学」『千里山学報』第55号（昭和3年1月15日）6ページ

＊7 「専任教員団決議」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

今山　実・桜井　匡・河盛好蔵・河村信一・武内省三・新町徳之・田辺信太郎
野村次夫・松田　一・加藤金次郎・小泉幸治・佐々　穆・中村良之助・岩崎卯一
森下政一・堀　正人・中村鄧次郎・松崎義盛・木下孫一・樋口　純・大立目重虎

さらに決議文と同時に「専門部学生ノ紛擾ノ真因ハ全ク本学ノ根本制度ニ欠陥アリ、時代ノ要求ニ応ジ得ザルモノアルガタメ」であるとし、本学の教員が「相倚リ相扶ケテ本学改革ノ実ヲ挙ゲ以テ学問ノ独立ト本学百年ノ基礎ヲ確立センガタメニ茲ニ蹶起スル」ことを述べた「宣誓書」も記された。翌24日には、その宣誓書に基づく次のような「学制改革案」を作成し[*8]、その実現を求めて「寄附行為」の改正を要求している。

① 総理事・学長を廃して、総長が財団法人関西大学を統理する
② 大学部、専門部に専務理事各一名を置き、総長を補佐し庶務、財務の一般を掌理する
③ 法文学部長、経済学部長、予科々長、専門部長を置き、総長を補佐し教務を処理する
④ 大学部・専門部に学生監各一名を置く
⑤ 学部・大学予科・専門部に教員会を置き、教員の任免は、教員会の決議を経て、総長がこれを決す
⑥ 監事のうち一名を常任監事とする

このように、学生は宮島専務理事を排斥し、専任教員らは反対に擁護して山岡総理事、喜多村専務理事を排斥するという全く対立した事態が出現したのである。

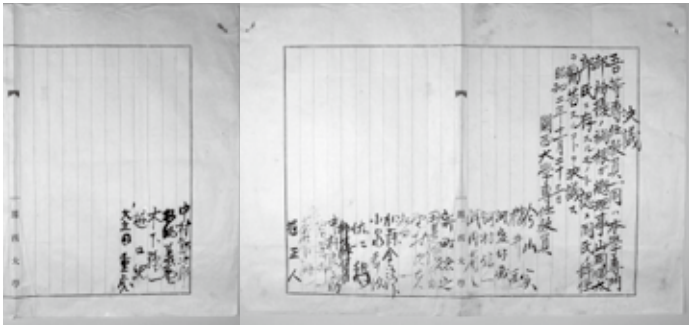

教員団の決議書

＊8 「宣誓書」「学制改革案」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

第三節　紛争の再拡大から終息へ

学生の対応

教員のこうした動きは専門部や千里山の学部学生たちの態度を硬化させた。専門部学生は11月25日、福島学舎で緊急学生大会を開催し宮島教授らの更迭、専任教授会の決議撤回、千里山学舎学生の共同戦線への勧誘の3カ条を決議し、山岡総理事のもとへ、あらためて該当する教員の辞任を要求する次のような決議書を郵送した。[*1]

決議

曩ニ吾人等ガ宮島教授外七氏ノ教授及ビ講師ノ辞任ヲ要求シ、ソノ貫徹ヲ期スル為メ該諸教授及ビ講師ノ講義ニハ出席セザルコトヲ期シテ以来三週間ヲ経過セル今日、該諸氏ハ辞任ヲ潔トセズ、依ツテ吾人等ハ当該諸氏ヲ速ニ更迭セシメラレ権威アル教授ヲ招聘シ補講セラレンコトヲ期ス

右決議ス

昭和二年十一月二十五日

関西大学専門部

学生大会

厳正中立の立場を守ってきた千里山の学生たちも、専任教授会が宮島擁護の意思を表明

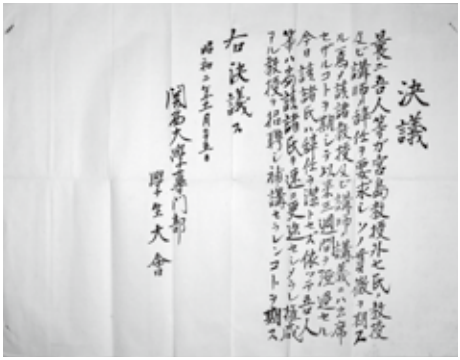

専門部学生の決議書

＊1　「専門部学生大会決議書」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

したことで、11月26日に学級委員会を開催する。「宮島教授を排斥して他にこれ以上の人物を得ることは至難である。同教授辞任の後の関大は現在以上に悪くなる」と主張する学部一年生と三年生の反対にあい、学生大会の開催は否決された。そのため学部二年生と予科生だけで決議と声明書を発表し、次のような決議書が山岡のもとへ届けられた。[*2]

決議

関西大学専務理事兼教授宮島綱男氏ヲ排斥シ即刻辞職ヲ要求ス

右決議ス

昭和二年十一月二十六日

千里山関西大学学部第二学年一同
同　予科第三学年一同
同　予科第二学年一同
同　予科第一学年一同

さらに、学部二年生と予科生は、29日までに「吾等此度の挙に就て満天下の諸彦に声明す!!」や「第三回声明書」を次々に発して、[*3]宮島の辞職を要求し続けた。千里山キャンパスも学部一年生、三年生の宮島擁護派と、学部二年生・予科生の改革派とに分かれて対立するようになった。

教員の辞表提出

第二節で取り上げた山岡総理事の辞任を勧告する決議書には、先述のとおり21名の教員が署名をしていた。ところが、同時にまとめられた宣誓書は、1名少ない20名の教員の名

吾等此度の挙に就て
滿天下の諸彦に聲明す!!

声明書「吾等此度の挙に就て満天下の諸彦に声明す!!」

＊2　「学部・予科生決議書」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊3　2点とも山岡家文書「関大盟休事件関係」に原資料がある

前で出されていて、宣誓書にはドイツ語を担当していた大立目重虎の名前がない。その大立目が11月25日に、山岡氏邸を訪ねている。大立目は、姓名を自筆した名刺を差し出し[*4]「専任教員の決議中に自分の記名がある様子だが、自分の関知しない事で署名したものではない」と、山岡へ申し出ている。この偽署名の申し出は、決議書が不明朗な手順でまとめられていて、教員の真意ではなかったことを示している。そしてこのことが、事件の流れを大きく変える、11月28日の武内省三教授と森下政一講師の辞表提出につながるのである。両氏が新聞に語ったことをまとめると次のようになる。

先に自分たちは山岡、喜多村両氏への辞職勧告の決議に加わり署名したが、あれは全く宮島派の一部教授たちの芝居に乗せられたものだ。しかも彼らは吾々が協議したことと全然違った行動をとった。二十六日夜の教員会なども、教師の大部分が宮島氏に辞職勧告の形勢を示すと、佐々議長は解散を命じてしまったほどだ。あの勧告のために、千里山の大学部学生たちが立ち上がってしまったことについては深く責任を感じている。今後なお学校にとどまり、宮島派の策動する教授会に出席してこれに挑戦し、紛擾をますます大きくするのは忍びない。自分たちの辞職が宮島派の教職員を反省させることになれば幸せだ。

こうした状況のなかで、11月28日夜から29日にかけて宮島を擁護していた佐々穆、松田一、木下孫一、今山実、樋口純、桜井匡、田辺信太郎の7教員が相ついで辞表を提出した。

宮島専務理事の辞職

11月28日午後7時から、福島学舎で専門部学生大会が開かれたが、すでに問題が解決に

大立目重虎の自筆署名のある名刺

＊4 「大立目重虎名刺」（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

近づいていたため、専門部の待遇改善に関する追加要求を決議して散会した。翌11月29日午前11時半からは、千里山学舎でも学部、予科合同の学生大会が開かれ、学生の絶対多数をもって宮島専務理事の即時辞職を要求することが決議された。

宮島は、ついに大学の最長老である協議員砂川雄峻に辞表を託すことになった。11月29日、砂川は山岡総理事の元へ宮島の辞表を持参し、翌11月30日に正式に提出することを報告した。山岡からは、理事と専務理事の辞表は喜多村専務理事へ、教授の辞表は松本学長へ提出するよう指示があった。11月30日になって、喜多村から山岡の元へ改めて辞表は届けられた。その後、山岡の自宅で臨時理事会を開催し辞表を受理した。[*5] 宮島の辞職は、12月7日に開催された臨時協議会でも報告、了承された。

第四節　山岡総理事の対応と意向

事件前後の山岡総理事

1925（大正14）年3月、東京在住で商法の権威である松本烝治が学長に就任し、それ以降、松本学長と山岡総理事の体制で大学運営が行われていた。1926（大正15）年

＊5　11月30日付松本烝治宛山岡順太郎書簡控（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

10月頃から山岡は体調を崩し、11月には病床につくまで悪化する。その後小康を得たことから、1927（昭和2）年6月4日に富山県宇奈月へ静養に出かけた。宇奈月は、山岡が社長であった日本電力株式会社が電源開発を進めていた黒部渓谷の入り口にあたる。そこに新築された別荘独楽荘で山岡はひと夏を過ごし、その間には山岡の子や孫らが訪れ、にぎやかな日々を過ごしたようである。静養を終えた山岡は9月21日に帰阪し、関西大学の総理事職や日本電力株式会社の社長職などの仕事に復帰した。[*1] 紛擾事件は、山岡が静養直後に体調への不安を抱えながら対処した大事件であり、山岡が残した「関大盟休事件関係」資料から、山岡の対応と意向を見ておきたい。

紛擾事件の遠因

山岡総理事は、「関大盟休事件関係」資料として、まず、4月25日に卒業生が持参した出典不明の記事「唯一の私学　関西大学の表裏（一）」を残している。この記事では、関西大学が今日の地盤と名声を勝ち得るまでには、「宮島綱男の血の出るような努力と奮闘を特筆大書せねばならない」と記すが、その一方で、卒業生が「校風の粛清、内部の刷新、常務理事（宮島のこと）私行上の非難攻撃等々の問題を議し、着々実行運動に掛かろうとしている」と報じている。のちに学部卒業生からなる千里山学士会が宮島の排斥運動を実行に移していたことは、7月12日付の山岡総理事宛書簡で山岡の子息である山岡倭が言及している。[*2] 専門部学生による同盟休校が勃発する約半年前には、宮島に対する批判的な声と運動があり、山岡がそれを知っていて、事件の遠因として考えたようである。

独楽荘で静養する山岡順太郎

＊1　この間の山岡の動向は、鹿子木彦三郎『山岡順太郎伝』（1929年11月）247～248ページによる。

＊2　7月12日付山岡倭書簡（山岡家文書）

山岡倭の専務理事就任問題

1927（昭和2）年5月2日、宮島専務理事は東京在住の松本学長のもとを訪ねた。松本学長は同日付の書簡で、宮島との対談の結果を山岡総理事に知らせている。そこで松本学長は、「千里山の件について詳細に報告を受け、ご同様に遺憾と思うので、善後策として子息の倭君を煩わし、宮島君の責任を分担する者として大学のために奮起を願いたい」と述べ、「その実行については、理事や協議員、特に校友の十分の諒解をあらかじめ得ておいて間違いの無いように進めていきたい」と記している。また宮島も、「明朝、倭君推薦の手続き等について相談したい」と、5月4日付の山岡総理事宛の書簡に記している。[*3] このころ、山岡倭を専務理事とする話が、山岡総理事、松本学長、宮島専務理事の間で話題になっていたようである。この山岡倭の専務理事就任問題は、教員による山岡総理事の辞任勧告を決議する理由となった一件である。

関西大学の専務理事職は1922（大正11）年5月20日開催の理事会で、柿崎欽吾と宮島綱男が選任され業務を担っていたが、1924（大正13）年12月30日に柿崎が没して以降は、宮島一人となり、業務多忙となっていた。また、7月8日付の山岡倭書簡では、[*4] 山岡倭のそもそもの推薦者は池尾芳蔵理事で、池尾自身も本業である日本電力株式会社の業務が忙しく、東京在住が多くなり辞意を漏らしていたというような事情があったらしい。さらに同書簡では、6月24日に開催の理事会では、山岡倭の理事就任問題について、山岡倭の推薦者である池尾理事が欠席であったため、池尾理事本人から会議の席上で話を聞いたうえで、次回理事会で改めて協議することに決している。

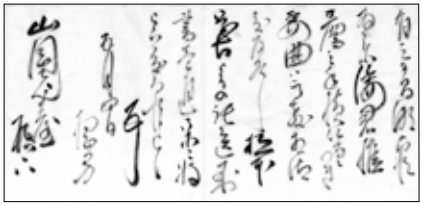

宮島綱男書簡（部分）

＊3　5月2日付松本烝治書簡、5月4日付宮島綱男書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊4　7月8日付山岡倭書簡（山岡家文書）

また、山岡倭の弟である山岡敷は、父である山岡順太郎に宛てた7月10日付書簡で、[*5]「関西大学協議会の事、兄上（倭のこと）にお話申し上げましたが、宮島氏の事を極度にご立腹のご様子」と伝えている。「財団法人関西大学寄附行為」では、理事は協議員から選任し（第八条）、協議員は、現職と元職の評議員・教授・講師と関西大学の卒業生である校友にその資格があった（第十三条）。山岡倭は関西大学の卒業生ではなく、また教員でもないので、理事に就任するためには、山岡総理事が関西大学の経営に関わるようになった時と同様に、まず評議員に選ばれる必要があった。その評議員は協議員会で推薦することになっていたから（第十五条）、山岡倭が協議会（協議員会）に関することで立腹したとは、おそらく評議員への推薦に関する内容であろう。理事会においても、協議員会においても、山岡倭を理事に推薦する話がなかなか進まなかったらしい。

結局この件に関して、山岡総理事は8月1日付の山岡倭宛の書簡で、[*6]「関大の件は、今は暑中休暇の時であり、進んで取り組むべきではない、かつ誤解の生じやすい問題であり、先便で申し伝えた通り、この際は機が熟していないので諦観（不熟停観）が最も適当である」と意見し、この段階で山岡倭を専務理事とすることを断念したようである。

一連の経過を見ると、山岡倭の理事就任については、「寄附行為」に定められた理事就任の要件が厳しかったこともあり、松本学長と山岡総理事の慎重な態度が分かる。また、理事会でも事案を丁寧に進めようとしていたことが窺える。

第二節で見たように、教員団はこの一件を取り上げ、専門部の同盟休校事件で宮島の辞任決議が出た真因は、山岡倭の専務理事就任に反対した宮島専務理事を、山岡総理事が追い出そうとしたことにあると主張したが、残された資料からはそこまでを読み取ることが

＊5　7月10日付山岡敷書簡（山岡家文書）

＊6　8月1日付山岡倭宛山岡順太郎書簡（山岡家文書）

難しい。山岡総理事は、教員団の主張に対して「倭を専務理事に勧めたのは、宮島専務理事だった」と弁明したが、5月4日付の宮島書簡はこのことを裏付けているようである。

10月24日の理事会

残された書簡によると、8月から10月にかけて、山岡総理事と松本学長が宇奈月と大阪で面談をしていたことが分かる。この時に、山岡倭に代わる、新たな専務理事の選任に関することを話し合ったと思われる。最終的には、10月9日に2人は大阪で面談し、喜多村桂一郎に専務理事就任を要請することを決めたようである。そして、その説得のために松本学長が喜多村氏邸を訪ね、喜多村の専務理事就任についてはいくらかの手ごたえがあったことを、10月10日付の書簡で山岡総理事に知らせている。[*7]

このような下準備があって、同盟休校直前の10月24日に開催の理事会では、次の事項が決議された。[*8]

① 専務理事の互選
② 専務理事の執務分担
③ 総理事の代理委嘱
④ 理事会の開催日
⑤ 理事・監事の報酬と交際費
⑥ この際、理事・監事に提出すべき書類
⑦ この際、知っておきたいもの
1、学校の警備に関すること

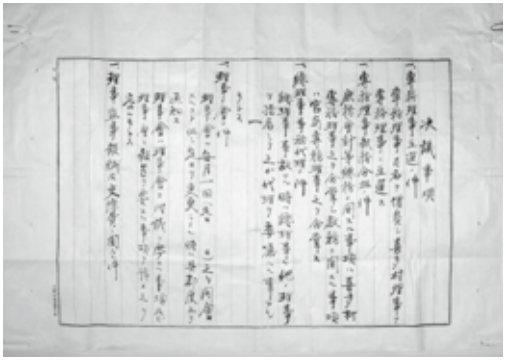

10月24日の理事会決議

＊7　9月15日付山岡倭書簡（山岡家文書）、10月10日付松本烝治書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊8　「理事会決議書ほか一括資料」（山岡家文書）

2、学校の宿直および守衛をなす人、時間およびその事務取扱方のこと
3、図書の購入および保管の手続
4、物品の出納並に管理
5、図書館規定
6、庶務規定
7、教授その他教員の任免手続
8、事務分担の範囲およびその決定

①と②では、喜多村桂一郎が専務理事に選出され、喜多村専務理事が庶務会計等総務、宮島専務理事が教務に関する事項を分掌することになった。③では、山岡総理事の病気療養があったことから、総理事の代理を委嘱することについて、また④では、理事会を毎月1回定日に開催することなどを決議した。さらに、⑤の役員の報酬と交際費に関すること、⑥の理事・監事への提出書類について決議されたが、⑦の「この際、知っておきたいもの（この際知らんと欲するもの）」の内容が興味深い。この項目は、この機会に知っておきたい関西大学の事項について書きあげているのだが、これは、この時期、山岡が総理事として関西大学を経営するにあたり、何に関心を持っていたかを示しているとも言えるものである。さらに、この決議書と一緒に山岡のメモが2通残されていて、このメモには、決議書の⑦の項目と共通する内容を含む、より多くの事項が書きあげてある。そのうちの1通には、次の11項目が書きあげられている。

寄附金品表、交際費予算額及支払額並に支払内訳、職員の慰労及賞与及其内訳、会計規定のこと、運動場残務、図書館残務、市役所納付金、福島土地、京阪土地との交渉、

専務理事に選ばれた喜多村桂一郎

専門部建築、事務員の件

もう1通には、次の22項目が書きあげられている。

学生の服制、学生の心得、学校の警備 警備方法、学校の宿直及守衛 当直をなすべき人時間及当直員の事務、学校の図書（購入手続）、学校物品の出納並に管理 右出納整理に関する帳簿の種類、図書閲覧規定 校外員共、図書館規定、学校庶務規定、教授会規定、教務課学生課事務、試験及進級、入学規定、評議員会、協議員会、理事会、学則、職員制、金銭出納規定、教職員其他の待遇、給料表及教員分担、諸報告

2つのメモに書きあげられた項目の大部分が、学校の組織や規定、事務や教務に関する事項である。関西大学は1922（大正11）年6月5日に大学に昇格するが、その直前の4月下旬に予科校舎が竣工する。その後、1926（大正15）年にはグラウンドとクラブハウスが竣工、1926（大正15）年12月には福島学舎から天六学舎への移転が決定、1927（昭和2）年6月5日には昇格五周年記念式典、大学本館竣工式、図書館起工式が同時に挙行されているから、関西大学の教育施設の整備に関しては、ほぼ見通しがついていた。このことから、山岡はハード面からソフト面に関心を移し、ソフト面の充実を考えるようになっていったようである。そのため、10月24日の理事会では、宮島のほかに喜多村を専務理事に選任し、総務と教務を分担させることになったのである。おそらく、決議書の⑦項目のような内容を取り扱うには、5月以降名前のあがった企業人の山岡倭よりも、関西法律学校の時代から本学の経営に携わり関西大学の実情に詳しい喜多村桂一郎のほうが、総務担当の専務理事としてふさわしいと判断したのであろう。

第一節で見た専門部学生からの11カ条の要求書のなかで、教育環境の向上や大学組織の

改善につながる事項について、山岡総理事が丸印をつけ、前向きであったことには、10月24日の理事会での審議内容が大きく関係しているようである。

紛擾事件の収拾に向けて

松本学長は当初から、専門部学生の同盟休校に対しては、「学生はもとの平和な状態になって登校し、お互いが次第にもう一度親しくするなかで改善を考えることが、学生としても学校としても第一の要件であり、これ以外現在は何事も意中にない」と訴え、[*9] 学生が同盟休校を中止して授業に出席し、そのうえで話し合いをすることが必要と考えていた。専門部学生は11月6日に同盟休校の解除を決めるが、11月7日の授業再開に立ち会った喜多村専務理事は、11月8日付の山岡総理事宛の書簡で「学生は排斥教諭の講義を聴講しない噂がある」と報告し、[*10] 実際、学生たちは、宮島ほか7名の教員の授業ボイコットを決議していた。同盟休校の解除は、松本学長の意向に完全に沿った内容ではなかったが、山岡は松本学長に対して、11月11日付の書簡で、次のような提案を行っていた。[*11]

事件は、10月29日に松本学長が来阪した時の声明のとおり、同盟休校を止め復校することで終了したが、宮島氏に対する反感は消えていない。同盟休校の問題とはなれて、関西大学と宮島氏自身のためにも、宮島氏が自発的に退職を申し出ることが万全の策と考えるが、本人が自覚していないので、松本学長からの勧告をお願いしたい。宮島氏の態度に対しては、同情する者は少なく、退職に関しては少なくとも理事者等の直接関係者でも異議のあるものはいないと想像する。

山岡は、松本学長に宮島への辞職の説得を頼んでいるのだが、松本学長は慎重で、「刑事

松本烝治学長

＊9　10月30日付の檄文「母校関西大学の緊急事態に際会して敢えて賢明公直なる校友に檄せん」（年史編纂室所蔵）に掲載された松本学長の弁明による。

＊10　11月8日付喜多村桂一郎書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊11　11月11日付松本烝治宛山岡順太郎書簡控（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

告発のうわさがあるので、このような時に辞任を勧告するのはどうかと考える。むしろ、本人の判断に任すよりほかはないのではないか。」と11月13日付の山岡総理事宛の返書に記している。[*12] 事件がひとまず落ち着きを見せた段階で、山岡は宮島の辞職を前提に、最終的な事態の収拾を図ろうとしていたようである。

しかし、11月23日になって、突如、山岡総理事と喜多村専務理事に対する専任教員らの辞任勧告決議が行われ、再び事態が混迷した。東京在住の松本学長は、11月25日に千里山の学部学生の訪問を受け、この間の経過を聞かされたようである。11月26日付の山岡総理事宛の書簡で、[*13] 松本学長は、「25日夕方に学生が来訪し、事態がすこぶる不穏なことを知り遺憾な事である。こうなっては協議員会の議による外はなく、それまでの間は適宜ご処置をお願いしたい」と述べ、さらに、法制審議会総会に出席が必要なため、協議員会の日まで寸暇が無いことを知らせている。

山岡は11月28日付の返書で、[*14] 松本学長と上京した学生の面談が、自身の辞任勧告決議についてであると推察し、決議書については「この内容についてはなんら取り立てて申し上げる程のものではなく、少しも気にしていない」と記している。さらに推敲前の文言では、山岡は大立目重虎の偽署名の件を念頭に、「内容に関係していない者の氏名まで列記があり、ほとんどお遊びで他愛ない（児戯に類し居り）」とまで記し、気にかける様子は皆無である。それよりも、千里山の学部学生にまで問題が波及したことに触れ、「千里山の学生間の空気も既にお聞きになったように、解決は早いのが適切と考えますが、松本学長のご意志もあるので、ともかく7日のご判断をお待ちします」と、迅速な解決が当然だが、あくまで12月7日の来阪を待つとしている。そして、書簡の末文では、政府の用件で「連日ご

＊12　11月13日付松本烝治書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊13　11月26日付松本烝治書簡（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

＊14　11月28日付松本烝治宛山岡順太郎書簡控（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

多忙の様子は、関大の問題とは違い最重要の問題ですので、なにとぞご自愛のうえ、時局救済にご貢献ください」と、山岡総理事は松本学長に余計な心配をかけないような配慮を示している。

この書簡の後、11月28日から30日にかけて、宮島専務理事ほか教員の辞表提出が続き、紛擾事件は一気に解決に向かった。山岡は、11月30日の宮島の辞表提出を受け、同日付の書簡で、今後の方針を次のように松本学長へ伝えた。[*15]

日常の執務円滑をはかるため、垂水善太郎理事に専務理事職を兼務させ、喜多村専務理事を補佐することになったので承知下さい。辞職を申し出た教員は、種々の内情を含んでいると認められる点もあるので、各人について調査をしたうえで退職を認めて、教員の補充をし、あるいは留任を勧告したいと考えている。この件は、7日来阪の節に善後策についてのご高配を期待しているが、宮島専務理事が辞職したからには、教務や当面の事務は理事にて適宜措置し、急速に元の状態以上への回復を図りたい。

また、合わせて12月3日頃には、監事立ち合いのもと、喜多村専務理事と宮島氏の間で事務引継ぎを行うことを記している。

関係者の処遇

学校の正常化に向けた措置が進むと、残された問題は関係者の処遇であった。この事件では、学生から辞職を要求され、また事件の過程で辞表を提出するなど、多くの教員の名前があがったが、宮島専務理事以外の教員の進退は次のとおりである。

学生が辞職を要求した教員

＊15　11月30日付松本烝治宛山岡順太郎書簡控（山岡家文書「関大盟休事件関係」）

今山実、小泉幸治、桜井匡、佐々穆、田辺信太郎、松田一

辞表を提出した教員

武内省三、森下政一、今山実、木下孫一、桜井匡、佐々穆、田辺信太郎、樋口純、松田一

辞職した教員（1928年1月発行『千里山学報』第55号の「学内報」掲載）

今山実、木下孫一、桜井匡、佐々穆、松田一

辞表を提出した教員のうち、武内省三、森下政一、田辺信太郎は引き続き関西大学で教鞭をとることになった。これは、11月30日付の書簡で山岡総理事が松本学長へ提案したとおり留任の措置がとられたもので、留任を求められた武内と森下は山岡へ礼状を送っている。[*16]

小泉幸治は辞表を提出しなかったが、中村鄧次郎・河村信一・新町徳之・中村良之助・松崎義盛との連名で「我らは本学のために自重していますので、何卒ご了承ください」と謹慎している旨を記した12月5日付の詫び状が、山岡のもとに残されている。[*17]

この事件の解決に尽力した松本学長は、事件後の1928（昭和3）年3月に辞職する。弁護士業が忙しくなったとの理由であるが、この事件の責任を取る意味もあったのだろう。後任の学長には京都帝国大学を退官したばかりの仁保亀松が迎えられ、1928（昭和3）年4月18日に入学式とかねて就任式が挙行された。

仁保学長の在任中に、事務の取り扱いに関する「職務章程」（1928年9月20日実施）、「理事会規程」（1929年5月16日決議）、「基本財産規則」（1934年4月1日実施）などが制定され、関西大学の制度・機構が整備されていった。また1934（昭和9）年4月

*16 12月14日付武内省三書簡（山岡家文書）、12月20日付森下政一書簡（山岡家文書）。樋口純は、辞表提出後に事故で負傷するという事件が起こった（前掲『関西大学百年史 通史編上』489～490ページ）。

*17 12月5日付小泉幸治ほか連名書簡（山岡家文書）

仁保亀松学長

からは新しい学制により、学部長（岩崎卯一・水谷揆一）・予科長（村上喜貞）・専門部長（仁保亀松兼任）が任命された。山岡総理事は1928（昭和3）年11月26日に62歳で死去し、これらの新制度が実施された関西大学を見ることはできなかったが、1927（昭和2）年10月24日の理事会で、山岡総理事が課題として考えていたソフト面での充実が、ようやく実現したと言えるだろう。

最後にこの事件の中心人物であった宮島綱男であるが、1927（昭和2）年11月30日に辞表を提出し、関西大学の教授・理事・専務理事を辞職する。その後、松本学長の推薦で国際労働会議の政府顧問となり、[*18] 1934（昭和9）年までフランスに滞在した。帰国後は、神戸日仏協会長、神戸仏語学校長などを歴任した。しかし、関西大学との関係が完全に断たれたわけではなく、辞職後も協議員の資格は継続していた。当時の大学文書を見ると、辞職後も協議員会の開催案内が届けられていて、また『関西大学一覧』[*19] には協議員として宮島の名前が掲載され続けている。協議員の資格があったからこそ、1947（昭和22）年5月、宮島は再び理事に任命され、さらに1948（昭和23）年1月には理事長に就任することになる。そして宮島理事長のもとで、関西大学は1948（昭和23）年4月に全国の大学に先駆けて新制大学への転換を果たす。1922（大正11）年6月5日の専門学校から旧制大学への昇格と、1948（昭和23）年4月の旧制大学から新制大学への転換と、宮島は関西大学の二つの大きな節目に足跡を残している。

渡欧する宮島綱男の送別会。前列右から2人目が宮島、後列右側に立つのは森川太郎

＊18　横田健一「森川太郎」『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）730ページ

＊19　1936（昭和11）年、1941（昭和16）年の『関西大学一覧』（年史編纂室所蔵）による

第十章

千里山黎明期の課外活動

第一節　大学祭

日本初の「大学祭」

大運動場の竣成を機として、1926（大正15）年10月23、24日両日にわたり、大運動場の開場式を兼ね、創立四十周年記念、大学令による大学新設（昇格）四周年などを祝賀するために、記念式、運動競技大会、講演会、展覧会などが開催されることになった。この行事を「大学祭」と呼び、毎年10月下旬に適当な日を選んで行われることが制定された。[*1] なお、「大学祭」の名称を使用したのは、本学が最初とされている。

第1回大学祭

10月15日発行『千里山学報』第43号には、当時の学内の様子について「学部予科、専門部等各部の学生は、何れも委員を選び分担を定めその準備に忙殺されつつある」とあり、当時の学生の思い出として、毎日午後10時過ぎまで準備に熱中していたと語られている。大学祭の雰囲気を盛り上げるために入口には赤字で「大学祭」と書かれた緑門を設置したり、校内は旗や提灯で飾り立てたりして、多くの人びとを迎えた。大学祭の概要を『千里山学報』第44号などによってまとめると、以下のとおりである。

10月23日【土曜日】

大運動場（グラウンド）入口付近

＊1　『千里山学報』第43号（大正15年10月15日）12ページ

日本晴の好天気で、早朝より教職員、学生がそれぞれ担当の部署に就いた。午前9時、展覧会場が開場となった。各学会（千里山学会、地理研究会、皇陵崇敬会、学生蒐集趣味会、学生短歌会、学生広告研究会、仏蘭西研究会、学生映画研究会、国際連盟協会関西大学学生支部）と学友会各部（運動部、山岳部、馬術部、射撃部、端艇部）などが各教室でさまざまな物品を陳列した。

午前10時頃から、各種の記念撮影、大運動場での松本烝治学長による試球式、開技式が執り行われ、午後1時からは創立四十周年記念式及び昇格記念式が挙行された。君が代の合奏により式が始まり、松本学長の式辞、来賓の祝辞と進み、学歌の合唱によって閉会となった。

引き続いて学術講演会にうつり、①琉球に於ける現行土地共有制度（田辺信太郎講師）、②大学祭と報恩主義（小泉幸治教授）、③大学の本領（松本学長）などの講演が催された。午後4時からは、音楽部の演奏会が行われた。

10月24日【日曜日】

前夜半の雷雨から一転して、秋晴となった。午前9時から大運動場の開場式が行われ、神官の修祓の後、松本学長の挨拶、山岡順太郎総理事の式辞と続いた。最後に山岡倭の運動場建設工事報告があり、万歳三唱をして、閉式となった。

続いて選手入場式が行われ、運動部の各選手はそれぞれユニフォームを着用し、各部長が先頭に立って入場した。スタンドに向かいあう形で応援団席が設けられ、予科の各学年、専門部、学部の応援団が、白、青、赤、紫、黄色の小旗をかざし、あるいはメガホンを挙げて気勢をあげた。陸上大運動会のプログラムは、次のような順番であった。

千里山学会　図書類展覧会

学術講演会　演壇の人物が松本学長

午前

①100メートル競走　②鉄弾投げ　③スペリング競走　④1500メートル競走　⑤二人三脚競走　⑥100メートル競走　⑦盲唖競走　⑧400メートル競走　⑨走幅跳び　⑩円盤投げ　⑪400メートル競走　⑫走高跳び　⑬パン喰競走　⑭1500メートル競走　⑮百足競走　⑯中等学校800メートルリレー予選　⑰専門学校1600メートルリレー予選

午後

⑱仮装行列（予科）　⑲100メートル競走　⑳鉄弾投げ　㉑パン喰競走　㉒1500メートル競走　㉓円盤投げ　㉔走幅跳び　㉕二人三脚競走　㉖走高跳び　㉗スペリング競走　㉘100メートル競走　㉙パン喰競走　㉚盲唖競走　㉛学友会各部対抗競走　㉜百足競走　㉝中等学校800メートルリレー決勝　㉞専門学校1600メートルリレー決勝　㉟来賓競走　㊱職員競走　㊲槍投げ　㊳対組800メートルリレー

全学生を予科の各学年及び専門部、学部の5組に分けて、各種目の得点を1等3点、2等2点、3等1点とし、各組が争い、最多得点の組に宮島綱男専務理事の筆になる「親和」の金文字の輝く優勝旗を授与することとした。結果、学部が優勝した。なおプログラムには、学生だけではなく、来賓や職員も参加する競技があり、多くの人が楽しめるように工夫がなされている。

人気を博した「仮装行列」

陸上大運動会のなかで注目を集めたのが、予科生たちの仮装行列であった。仮装行列は、

新設大運動場開場式

仮装行列

3年生の陪審法廷をあらわした仮装行列から始まり、2年生の書生風俗変遷の絵巻物式行列が続いた。最後は1年生70名による南洋の原住民に扮した踊りであった。その様子は「真先に蕃旗を押し立て左手に髑髏を白く染めぬいた楯右手に槍を持つた半裸体の一隊が酋長の号令一下、蛮声を挙げて踊躍する様勇猛とも奇妙とも形容の辞がない」とされ、「斯く三隊の行列が蜿蜿として広いトラックを一周すれば真黒にグラウンドを取巻いた観衆はヤンヤと拍手喝采して暫しは鳴り止まぬ」ほどであった。[*2]

南洋の原住民に扮した踊りは第2回大学祭のプログラムには「土人踊り」と見える。土人踊りは、旧制高校などの祭において集客力のある催しものとして構想されたのが起源の一つとされる。[*3] 本学の土人踊りは、高橋ダルマと春原源太郎の両名が中心になって始められたもので、[*4] のちには本学名物までに成長していった。なお講堂では大学祭記念音楽会が開催され、多くの聴衆を集めた。

大学祭実施の目的

大学祭を始めてから10年目の1935（昭和10）年10月15日発行『関西大学学報』第133号に「大学祭の思ひ出」として特集が組まれ、第1回大学祭の関係者が寄稿している。宮島綱男と岩崎卯一が大学祭の実施目的について述べており、[*5] 宮島は当時専務理事で大学祭執行委員長をつとめた人物である。宮島は、次のようにしるしている。

現在の関西大学は私学の一権威として堂々たるものであるが、当時はまだあまり知られて居なかつたし、卒業生も関西大学出身である事を誇とするに至らなかつた。新聞は与論を作ると云ふが私は「真個の与論は大学より」と云ふ信念と抱負を以てゐる、

土人踊り

＊2 『千里山学報』第44号（大正15年11月15日）12～16ページ

＊3 丹羽典生「異国装考」（『月刊みんぱく』第41巻第7号（2017年7月）2～3ページ

そして私は大学祭を創めた抑々の所以は関西大学の名を揚げよう喧伝しようと云ふ意図にあつた。運動会や講演会を催すのみでなく或は馬鹿騒ぎとの評はあつたかも知れぬが大いに宣伝に力めたものである。

また、宮島は「今一つには学内の統制が大眼目で、教授、職員、学生を総動員して打つて一丸となり協力一致有機的に活動すると云ふ事にあつた」とも述べており、学内の統制をはかり、一つにまとめることにあったともする。

岩崎は、以下のように書いている。

学部及び予科を収容する千里山学舎に現在見る如き広大なる運動場完成され、従来より福島に存したる専門部は三十年来のボロ校舎に取残され、其処に後者に不平不満横溢、この空気を緩和する為め、学部、予科、専門部の大懇親会の意味で『大学祭』が開催されたのである。

千里山学舎が整備されていくなかで、福島学舎にあった専門部の学生の間に千里山学舎建設の負担をさせられているといった不満が高まっていたという。宮島が指摘する学内の統制をはかるというのも、このことと関わるのだろう。その空気を緩和するために学部、予科、専門部の大懇親会として大学祭を実施したとする。

大学祭実施の目的として共通しているのは、大学祭を通して学園を一つにまとめることであり、その強い思いが大学祭の礎となったことは間違いない。

＊4　横田健一「昭和二年の紛争・同盟休講に関する座談会の史料的価値」（『関西大学年史紀要』第3号（昭和53年12月）272ページ。なお、「土人」は差別的な意味を含み、現在ではその使用は不適切であるが、歴史的事実を説明する上で使用する。

＊5　「大学祭の思ひ出」『関西大学学報』第133号（昭和10年10月15日）、22～23ページ

第二節　スポーツ関大黄金時代

本学と近代スポーツ

外国から導入された近代スポーツは、はじめ外国人教師たちがさまざまな競技を学生に紹介、指導したことによって広まり、「部活動」や「運動会」の誕生へとつながった。本学においては江戸堀学舎の頃から運動会は開催されていたが、授業は夜間に行われており、学生には課外活動をするほどの余裕はなく、まだスポーツへの熱も高まってはいなかった。

ところが、１９０６（明治39）年の福島学舎移転以降、学生が課外活動を行うようになっている。前年の１９０５（明治38）年に昼間に授業を行う予科が開設されると、学校を行動の中心とする予科学生の存在が全校に影響を与えたものと見られる。とくに同じ学舎で勉強する勤労学生たちの学校に対する関心も高まり、新しい学校生活への機運が熟し、しだいに課外活動を行う学生たちが増えていった。時間的な余裕を持つ学生が課外活動を行うようになると、そのような場所が必要となる。江戸堀学舎にはなかった運動場が福島学舎にはあり、相撲の土俵やテニスコートが設置されていた。施設の面から見ても、学校が勉強だけをする場所から勉強をし、課外活動を行う場所へと変化していったことが分かる。

庭球部（１９１０年頃）

学友会と運動部の誕生

学友会は、それまで寄付により賄われていた運動会経費を学生の拠出とすることを直接的な契機として、1906（明治39）年に創設された。学友会は、学友会討論会、学生茶話会、秋季陸上大運動会、庭球大会、相撲大会などを開催し、[*1] 1910（明治43）年度学友会収支概況に相撲部、庭球部、運動部への支出が見えることから、[*2] 学友会に属す部があり、活動していたことが知られる。なかでも相撲部は、住吉の旧競馬場で開かれた1910（明治43）年の第1回、第2回関西学生相撲大会で谷口（のち戸部に改姓）照永が優勝し、1913（大正2）年の第4回同大会では山本倉一郎が優勝するなど、好成績をおさめた。

学友会は積極的な活動を行いながらも、その運営は学校当局の厳しい管理下に置かれていたが、1914（大正3）年10月の母校改革運動に伴い、学友会の自治が確立した。新生学友会は引き続きさまざまな会を運営し、1919（大正8）年5月18日に阪神電車西野田停留所近くの広場で開催した第1回陸上大運動会には多くの聴衆が集まった。

1915（大正4）年には、弁論部、雑誌部、野球部、武術部（剣道と柔道）の4部が新たに誕生した。野球部の創設時の様子を見てみよう。1915（大正4）年1月、結成準備会が開かれた。3月下旬に用具を購入し、4月には豊中に合宿所を設け、合宿練習を開始した。5月の春日倶楽部、桃山中学との試合に勝利し、同月30日の発会記念野球大会の始球式によって野球部は正式に創設された。順風満帆と思われた野球部であったが、同年12月の早稲田大学との試合に大敗を喫し、1917（大正6）年には金銭問題が原因で解散してしまった。しかし、1920（大正9）年に三谷一二と禱隆一の2人が有志を集め

第1回陸上大運動会（1919年）

＊1 「学友会沿革状況」『関西学報』第1号（明治43年12月15日）32～33ページ

＊2 「雑報」『関西学報』第2号（明治44年12月15日）46ページ。

て練習しはじめると、野球部は活動を再開した。以後、野球部は順調に発展していき、1932（昭和7）年頃の黄金時代を生みだした。

相撲部の躍進

1915（大正4）年に創設された野球部は沈滞期を経て復活しているが、この動きは他の運動部全体に見える。相撲部も同様に沈滞していた時期があるものの、むしろ1921（大正10）年頃には早くも黄金時代の幕が上がった。1921（大正10）年の第3回全国学生相撲大会では、団体戦2位となり、個人戦では福井清吉が優勝し、第3代学生横綱となった。1922（大正11）年の第4回同大会では団体戦3位となり、1923（大正12）年の第5回同大会では、竹田繁七が個人戦で優勝し、第5代学生横綱となった。

1924（大正13）年11月11日の第6回同大会では、念願の団体戦初優勝を果たし、応援団も優秀として表彰された。同日午後11時に戦勝報告のために相撲部部長賀來俊一教授と岩崎卯一教授の両名が山岡総理事を訪問した。紅白2本の葡萄酒を飲み干した後に、山岡総理事が「如何にして歓喜せる学生の気分に応酬すべきものなりや」と語ったという。また、山岡総理事は優勝旗と表彰旗があることを大いに喜んだとも伝わっている。山岡総理事の細やかな心配りもあり、大阪ホテルでの祝勝会や提灯行列などの祝賀行事は盛大なものとなった。[*3]

大学昇格と運動部の充実

スポーツが本学の学生に浸透していくなかで、転換点を迎える。1922（大正11）年

提灯行列する竹田繁七

＊3　賀來俊一「山岡翁に接して」『千里山学報』第66号（昭和4年2月15日）26ページ。関西大学百年史　通史編上』（昭和61年11月）498ページ

の大学昇格である。学部や予科では授業が朝から行われ、学生がより豊かな学生生活を送られるようになった。大学昇格に伴い、学友会は千里山の学部、予科と福島の専門部とにそれぞれ置かれた。1923（大正12）年の設立当初の千里山学友会運動部は、角力部（相撲部）、野球部、庭球部、陸上競技部、ア式蹴球部（サッカー部）、ラ式蹴球部（ラグビー部）、武術部、拳闘部（ボクシング部）の8部であるが、5年後の1928（昭和3）年の運動部は、相撲部、陸上競技部、野球部、ア式蹴球部、ラ式蹴球部、剣道部、柔道部、ボクシング部、庭球部、水泳部、馬術部、射撃部、漕艇部、山岳部の14部である。[*4] 5年の間に次々と運動部が誕生していった。

運動部は日々練習に励み、より実力を高めるために他校と練習試合を行い、全国大会などに参加していった。しだいに他校に実力が認められるようになると、強豪校との定期戦を開始したり、海外遠征を行ったりするようになっていく。まず他校との定期戦から取り上げよう。本学の定期戦のなかで最も伝統を有するのが、法政大学との定期戦（関法戦）である。法政大学からの挑戦状をうける形で、1924（大正13）年5月に第1回定期戦が大阪市立築港運動場で開催された。翌年には陸上競技・ラ式蹴球・庭球の3競技による定期戦となり、その後は文化部（弁論部、新聞部）も交流を行うようになった。

海外遠征へ

チーム力強化のための国内遠征は盛んに行われたが、海外遠征が行われることはほとんどなく、そもそも当時は海外旅行自体が珍しい時代であった。それだけに当時の学生にとって、海外旅行（遠征）がいかに魅力的なものであったかを物語る逸話が伝わっている。

第1回関法定期戦（1924年）　中央は山岡総理事

＊4　「学生彙報」『千里山学報』第13号（大正12年10月15日）17ページ。関西大学学友会編『会員名簿』（昭和3年12月）377～378ページ。

ア式蹴球部の津田弘は、有力校から勧誘が来るような名が知られた選手であった。本学からの勧誘の際に「関大へ入ったら外国へ遠征させたるさかい」と言われたから、本学への進学を決めたとのちに語っている。[*5]

本学の運動部の遠征が始まる前に、1925（大正14）年夏には相撲部の竹田繁七が日本学生相撲選手渡米団の一員としてアメリカ（ロサンゼルス）へ遠征しているが、しだいに海外遠征を行う部が出てくる。1934（昭和9）年までに運動部が行った海外遠征をまとめると、次のとおりである。

ア式蹴球部（サッカー部）は3回（①1925年 上海遠征②1928年 中国遠征③1932年 ジャワ遠征）、野球部は7回（①1926年 朝鮮遠征②1929年 朝鮮、満州遠征③1930年 アメリカ遠征④1932年 朝鮮遠征⑤1933年 ハワイ遠征⑥1933年 上海遠征[*6]⑦1934年 満州遠征）、ラ式蹴球部（ラグビー部）は2回（①1931年 台湾遠征②1934年 台湾遠征）である。

本学の運動部としての初の海外遠征となったのが、1925（大正14）年のア式蹴球部による上海遠征である。なお本遠征には、部員の他に10名ばかりの上海見学団が同行している。その理由は、本遠征の目的を親善と見学としたためであり、これは部長の水谷揆一教授の考えであった。[*7]

水谷と蹴球とのつながりは、角田好太郎らが水谷に部長就任を懇請し、水谷が快諾したことからはじまった。水谷は蹴球のことを会得する努力を惜しまず、他校との試合には必ず応援に行き、試合に勝てば選手と握手をかわし、ともに喜んだ。水谷の熱心さは他校の選手にも伝わり、多くの選手から「あれは関大の水谷部長か」と親しまれるまでになり、

サッカー部　上海遠征（1925年）

＊5　梶原太郎らほか「水谷揆一先生と関大蹴球部―水谷先生追悼座談会」神屋敷民蔵ほか編『水谷揆一先生の追憶』同書出版会（昭和52年3月）169ページ

＊6　「学生彙報」『関西大学学報』第112号（昭和8年9月15日）42ページ。「学生」『関西大学学報』第113号（昭和8年10月15日）34ページ

部員にとって誇りであった。そして、水谷は「勝負は最後の五分間にあり」、「倒れてなおやまず」の言葉を部員に与え、現在もサッカー部に受け継がれている。

最も多くの海外遠征を行った野球部にも重要な人物がいる。部長の岩崎卯一教授である。最初の海外遠征となった1926（大正15）年の朝鮮遠征の際には、岩崎が現地の新聞社と交渉し、招聘とともに費用の捻出に成功している。岩崎は試合や遠征の際には選手に同行し、部員とともに喜びを分かち合うような人であった。とくに岩崎は野球部の強化のためには千里山野球部と天六野球部との合併が第一と主張し、1931（昭和6）年の千里山野球部と天六野球部の合併に中心的な役割を果たした。念願が叶った際には、岩崎は「全関大が一丸となった」と喜んだという。[*8]

合併の前年の1930（昭和5）年に野球部はアメリカ遠征を行っている。この時点でアメリカ遠征を行った大学野球部は、関東の強豪校の早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学の3校のみで、関西の大学野球部としては初めてのことであった。西海岸地域での試合成績は6勝4敗であり、戦績は先の3校を凌ぐものであった。1933（昭和8）年、1936（昭和11）年の2度のハワイ遠征とあわせて本遠征は、野球部の名声をより高めることにつながった。

ラ式蹴球部（ラグビー部）が行った1931（昭和6）年の台湾遠征は、現地の西部ラグビー蹴球協会の招聘をうけたもので、3戦3勝の好成績をおさめた。遠征時の日本はかつてないほどの不況に陥っており、就職難の頃であった。上級生は、台湾総督府が3名ぐらいの採用の見込みとの話に期待したという。[*9]

野球部　朝鮮遠征（1926年）

＊7　前掲「水谷揆一先生と関大蹴球部―水谷先生追悼座談会」153～154ページ

＊8　西田二郎『関西大学野球部史』関西大学野球倶楽部（2005年5月）31ページ

＊9　前掲『関西大学百年史　通史編上』732ページ

国際大会での活躍

この頃、国際競技大会に出場した選手をまとめると次のとおりである。

1923（大正12）年　第6回極東選手権競技大会（大阪）
金田格　〔陸上競技部　110メートルハードル〕
1925（大正14）年　第7回極東選手権競技大会（マニラ）
岸源左衛門　〔陸上競技部　1500メートル4位〕
三宅二郎　〔ア式蹴球部　3位〕
1927（昭和2）年　第8回極東選手権競技大会（上海）
矢柴春雄　〔陸上競技部　800メートル2位〕
岸源左衛門　〔陸上競技部　800メートル4位〕
津田晴一郎　〔陸上競技部　1500メートル1位〕
1932（昭和7）年　第10回ロサンゼルスオリンピック（ロサンゼルス）
大島鎌吉　〔陸上競技部　三段跳び3位〕
長尾三郎　〔陸上競技部　槍投げ10位〕
1934（昭和9）年　第10回極東選手権競技大会（マニラ）
谷口睦生　〔陸上競技部　100メートル4位、200メートル2位〕
長尾三郎　〔陸上競技部　槍投げ1位〕
戎肇　〔庭球部　団体1位〕

国際大会で活躍した選手の多くが陸上競技部である。とくにオリンピックに出場してい

野球部　第1次ハワイ遠征ポスター（1933年）

るのは注目される。1932（昭和7）年の第10回ロサンゼルスオリンピック大会には、大島鎌吉と長尾三郎が出場し、大島は不慮のケガを負いながらも三段跳びで3位となった。1位の南部忠平は、早稲田大学卒業後、美津野運動具店に就職し、千里山に移り住んだ。南部は千里山に住んでいた大島鎌吉や同窓の織田幹雄とともに大運動場で汗を流し、3名揃ってロサンゼルスオリンピック大会に出場した。

続いて1936（昭和11）年の第11回ベルリンオリンピック大会には、谷口睦生、福田時雄、戸上研之、長尾三郎、古田康治に加えてコーチ兼選手の大島鎌吉の計6名が出場した。陸上男子40選手のうち15％を関西大学陸上部出身者が占めており、まさに当時の陸上競技部の実力を示すものであった。

山岡順太郎・倭父子の理解と支援

運動部の活躍は本学の名を世間に知らしめすうえで大きな役割を果たしたが、スポーツ関大黄金時代の現出の要因に、施設の充実と支援がある。施設の充実としては、大運動場（グラウンド）があげられる。大運動場は400メートルトラックと野球やサッカー、ラグビーなどの施設を併置した約1万坪の「東洋第一」の大運動場であった。

山岡総理事は大運動場の建設時に2万5千円の私財を投じ、子息の倭はその建設に関わり完成時には建設工事報告を行っている。[*10] 山岡総理事は『千里山学報』第23号に寄せた「知育と体育との調和」のなかで「運動は個人の肉体的完成だけでなく、団体的精神を養うためにも必要なものである」[*11]として知育と体育の均衡がとれた教育の実施を求め、運動部の活動を理解し、支援を惜しまなかった。各部が編纂した部誌には山岡総理事と倭による部

ロサンゼルスオリンピック三段跳び　大島鎌吉（1932年）

山岡倭

への支援にかかわる逸話が散見する。そのなかから倭の野球部への支援を取り上げよう。

先述した1930（昭和5）年の野球部のアメリカ遠征は、倭と大阪商船の後援によって実現したものであったが、倭の支援は物質的なものにとどまらなかった。倭は自ら有力選手のもとを訪れ、野球部への勧誘を熱心に行った。のちに「ミスタータイガース」と呼ばれた藤村富美男をスカウトしに出かけている。[*12] 倭が熱心に野球部を支援していたことは学外にも知られており、野球評論家小野三千麿の「偉なる哉、関西大学野球部」のなかで、野球部が強い理由の一つとして部長の岩崎の努力とともに「隠れたる後援者としての大鉄重役山岡倭は叱咤激励してチームの強み増加を計ってきたのである」と紹介されるほどであった。[*13]

応援団

このように山岡順太郎・倭父子は、運動部にとって頼もしい存在であったが、試合会場にかけつけ一致団結して選手に声援を届け、ある時は鼓舞する応援団も運動部部員にとって力強い存在であった。応援団は、1922（大正11）年に創設された。[*14] 団の中核を担ったのは予科生で、3年生が総指揮をとり、学部生も予科卒業生として自主参加した。団員は総勢200名を数えたが、予科生を強制的に応援団員としたため、数が多い反面、まとまりを欠いた。規律のある応援を行うために予科生は試合の1週間前から時間を振り分けて予科校舎第9教室に集まり、練習を行った。ただその練習はなかなか厳しいものであったという。

1931（昭和6）年に総指揮をとった吉田三七雄は、スクールカラーの紺地の中央に

＊10　前掲『関西大学百年史　通史編上』444、447ページ

＊11　『千里山学報』第23号（大正13年10月15日）2ページ

＊12　熊博毅「「学の実化」の時代―山岡順太郎・倭　父子―展をふりかえって」（『関西大学年史紀要』第19号（平成22年3月）42～43ページ

＊13　『サンデー毎日』（昭和7年12月11日）。『関西大学学報』第105号（昭和8年1月1日）52～53ページの「東都大学を風靡し堂々、覇を称へる本学野球部」は、小野三千麿の「偉なる哉　関西大学野球部」を摘録したものである。

＊14　「応援団団歌」。関西大学応援団『関西大学応援団70周年記念』（1992年9月）17ページ

大学予科の紋章をあしらい、左には波頭が立ち、右には緋鯉が勢いよく跳ねている構図の団旗を新しく作り、あわせて全員の乱拍子の合図をとる際に用いる黒い鉾も作られた。1933（昭和8）年頃には、応援団の旗印として豊臣秀吉の馬印に倣った「千成瓢箪」が作られている。好成績を重ねる運動部とともにあった応援団も運動部の活躍に歩調をあわせるように体制を整え、応援を通してスポーツ関大黄金時代を支えた。[*15]

本学スポーツの第一期黄金時代は1935（昭和10）年前後とされているが、運動部部員のたゆまぬ努力、大学当局による施設の充実、よき理解者の存在、惜しみない支援などのさまざまな要素が見事にかみ合って現れたものといえよう。

応援団と千成瓢箪

＊15　前掲『関西大学百年史　通史編上』448～449ページ

第三節　多種多様な文化会活動

文化会の創設

本学開校の頃、昼は法律事務所などで働き、夜は勉学に勤しむ質実な生活を送る学生たちにとって、週に一度の擬律擬判（模擬裁判）が何よりも楽しみであった。あたかも実際の法廷に立っているかのように気合十分に弁舌を振るい、議論に熱中したのである。また、憲法が発布され、国会が開設された時期である。学生たちの意気も揚がり、演説会や討論会がしばしば催された。[*1]

１９０６（明治39）年、学生団体である学友会が発足し、母校改革運動を経て学生による自治が確立されると、１９１５（大正４）年には、学友会の活動に弁論部と雑誌部が加わる。そして、学友会の再出発を象徴するように、雑誌部は「自治記念号」を冠する『関西大学学友会雑誌』第１号を同年７月に刊行する。ここでは従前の学校機関紙では見られなかった学生の論文が講師のものと並んで掲載され、巻末には和歌、俳句等の文芸欄を設けるなどの新機軸を打ち出した。また、弁論部の活躍はめざましく、創部早々、校内で演説大会や擬国会を開催するだけでなく、他校や新聞社主催の演説会に弁士を派遣している。演説大会では、各科各学年を代表する弁士たちの挑戦的な熱弁に聴衆は熱い声援を送り、擬国会では、当代大阪の法曹界、政界、学界における一流人士を網羅した模擬内閣に対し、

『関西大学学友会雑誌』自治記念号

＊1　「学生たちの楽しみは模擬裁判と討論会」『関西大学百年史　通史編上』（昭和61年11月）１１８～１１９ページ

学生たちが堂々の論陣を張って肉薄した。創部の翌年からは夏期の地方遊説を開始し、各地で熱烈な歓迎を受ける。さらに、近畿圏だけでなく、東京の大学からの参加も得て全国学生雄弁大会を定期開催するようになると、当時東洋一と称された大阪市中央公会堂のような大会場が立錐の余地なく聴衆で埋まる盛況を呈したのであった。[*2]

千里山への移転と文化会活動の活況

1922（大正11）年5月1日、千里山に竣成した新校舎で授業が始まり、6月5日には大学令による大学の設立（昇格）が認可された。狭隘な福島学舎から、「自然の秀麗」を誇る景勝の地である千里山に移り、また、念願の大学昇格を得て、名実ともに大学としての新しい一歩を踏み出したのである。そして、学業を送る環境の充実とともに、学生の課外活動もより活発に、そして多彩なものとなっていく。千里山学友会は文化会として弁論部と雑誌部の2部を擁したが、学生たちは学友会における活動だけにとどまらず、次々と新しい課外活動の分野を切り拓いていった。[*3]

学生の弁論活動

学友会弁論部は、学内外での弁論大会や地方遊説を実施するなど活発な活動を続けていたが、「昇格記念夏期地方文化講演会」と題された1922（大正11）年夏の地方遊説は、遊説隊員を増員し、山陽方面と四国方面の二手に分けて編成を行う盛大なものとなった。学生たちの熱烈な弁論は各地で市民の人気を博し、すこぶる成功裏に遊説を終えたのである。[*4]

＊2 「新生学友会のスタート」「学友会雑誌の発刊」「弁論部発会式と第一回演説会」「盛観だった第一回擬国会」前掲書 330～340ページ、「自治確立以後の学友会」「『雄弁関大』の名を高めた地方遊説」「全国学生雄弁大会の活況」同書 372～378ページ

＊3 「関西大学千里山学友会会則」『千里山学報』第13号（大正12年10月15日）17ページ

＊4 「夏期地方遊説」『千里山学報』第2号（大正11年7月15日）16ページ、「昇格記念夏期地方文化講演会」同第3号（同年9月15日）11ページ

＊5 「活発な弁論部の活動」「雄弁大会と擬国会」前掲書 548～550ページ

学友会の分離とともに弁論部も千里山と福島に分かれたが、千里山弁論部は学内での雄弁大会、他大学等への弁士派遣、夏期地方遊説、各地での文化講演会を実施し、また、福島弁論部との共催で全国学生雄弁大会も継続された。[*5] 1933（昭和8）年の夏には、「日満視察親善大遊説」として、前年に建国を宣言した満州の各地を遊説している。[*6]

弁論部以外にも、京都、岡山、山口、高知、香川、福岡、佐賀など各地の出身学生により組織された県人会が、故郷の地に赴いて文化講演会を開催した。当地では地元出身学生を大いに歓迎し、その雄姿に沸き立ったのである。[*7]

雑誌部から新聞部へ

一方、千里山雑誌部は、創部以来、雑誌あるいは新聞の発刊を計画していたものの、千里山学友会員名簿を一冊出すだけにとどまっていた。しかし、1926（大正15）年2月、念願がかない学友会機関紙『千里山』の発刊に至る。創刊号は菊判100ページの小冊子で、教授陣だけでなく学生たちの論文・詩歌・創作等を多数掲載した。表紙、口絵とカットは当時在学中の洋画家鳥海青児の絵筆による。同年7月にはタブロイド判の形をとった『千里山』第1号が刊行される。これに促されるように1927（昭和2）年4月に関西大学新聞学会が発足すると、1928（昭和3）年春の学友会組織には、雑誌部にかわって新聞部の名が登場した。同年夏、新聞部は『大阪毎日新聞』の「六大学新聞部学生記者通信」への参加を経て、秋の大学祭には初めての刊行となる『関西大学新聞』号外を発行する。以後、大学祭当日の号外発行が恒例化した。1934（昭和9）年5月に50号を迎え、翌年10月には法政大学新聞学会との間で提携協定が結ばれると、11月16日発行の61号に

弁論部の地方遊説隊

＊6 「『臨監』を意識」前掲書 751～753ページ、「千里山弁論部日満視察親善大遊説」『関西大学学報』第113号（昭和8年10月15日）36～37ページ

＊7 「岡山県人会文化講演会」『千里山学報』第4号（大正11年10月15日）20ページ、「京都府同人会第二回地方遊説」同 第5号（同年11月15日）16ページ

「法・関両新聞提携紙上交歓」として法政大学教授の論文を掲載、同日付の『法政大学新聞』には本学教授の論文が掲載されて、交歓が始まった。また、1936（昭和11）年5月には本学創立五十周年記念臨時号（64号）と特集号『背光』（四六倍判、170ページ）を発行する。特集号は、卒業生の思い出や、教授、講師、その他著名学者の学術論文、詩歌、随筆などを満載した意欲的な編集であった。[*8]

音楽部の活躍

大学の定期機関紙『千里山学報』には学生彙報の欄があり、学生の課外活動に関する記事が掲載されたが、創刊当初からその盛んな活動を伝えたのが音楽部である。学生有志による音楽活動は1919（大正8）年頃から見られたが、部として組織化されたものではなかった。しかし、大学昇格を契機に「関西大学音楽部規則」を定め、部としての体制を整えた。音楽部としての初の演奏会は、1922（大正11）年10月21日、大和新聞社の後援により、奈良市公会堂で行われた。全13曲の演目は、器楽11曲（マンドリン7曲、バイオリン2曲、ギター1曲、ピアノ1曲）、声楽2曲というものであった。その後、関西学生連合音楽大会への参加を経て、同年12月1日には大阪毎日新聞社大会場で大阪での単独演奏会を開催する。学生音楽会に対する一般の期待は大きく、広いホールに空席はなく、通路に立ったまま熱心に最後まで聞き入る姿も多く見られた。一曲ごとに大きな拍手が沸き起こり、アンコールを求める歓声が繰り返されたという。1925（大正14）年には大阪放送局の依頼を受け、マンドリン演奏をラジオ放送で披露した。部の主催演奏会のほか、学内外の弁論大会や行事などでの客演も多かった。[*9]

*8 「文芸活動の盛況」前掲書 557～558ページ、「学生参加の祝賀行事」同書 669～670ページ、「新聞学会の発足」「六大学新聞部の登場」同書 764～767ページ、「法政大学新聞と提携」同書 770ページ

*9 「学生の音楽活動」前掲書 551～552ページ、「音楽部新設」『千里山学報』第3号（大正11年9月15日）9ページ、「音楽部の奈良演奏」同 第5号（同年11月15日）15ページ、「音楽部の大阪処女演奏」同 第6号（大正12年1月1日）20ページ、「本学音楽部員の大演奏会」同 第16号（大正13年2月15日）13ページ、「音楽部近状」同 第31号（大正14年7月15日）20ページ、「音楽部放送」同 第34号（同年11月15日）23ページ

文芸活動の盛況

１９２４（大正13）年４月、専門部に文学科が設置されると、その学生たちは翌年１月に文芸誌『関西文学』を発刊した。そして、１９２８（昭和３）年４月に法文学部文学科が開設され、千里山文学会が学生有志により組織されると、同年８月に『千里山文学』を創刊する。また、先述のとおり学友会機関紙『千里山』にも学生たちの創作が多数収められており、これらを媒体として学生の文芸活動は一層盛んになっていく。その後、文芸誌は誌名を変えて『動的』、『千里山』が次々と発刊されるが、この文学活動は脚本作りに力を注いでいた演劇研究会の活動とも呼応するものであった。

詩歌の分野では、雑誌『千里山歌人』を発行した千里山短歌会、五句集を出した千里山俳句会があり、美術の分野では、毎年秋に千里山展覧会「千展」を開催し、また、在学生から各種公募展の入選者を輩出した美術部（創部時は「洋画研究会」）があった。[*10]

各種の研究会

大学昇格により学生たちの向学心が一段と高まったのであろう。多種多様な研究会が続々と創設されていった。学術研究の部門では、哲学会、法律学会、政治学会、経済学会、商学会、国文学研究会などがあり、研究発表や討論会等の活動を行っていたが、商学会のように、大学祭で当時の先端機器であるレジスターを導入した模擬デパートを開設するなど、実践的な活動も見られた。また、第１回「学の実化」講座の講師としてポール・クローデルが来学して以降、多くの外国著名人が本学を訪れるようになり、外国語とその文化を研

『千里山文学』創刊号

＊10 「文学科開設の経過」前掲書 433～435ページ、「多士済々の教授陣」同書 437～438ページ、「法文学部文学科の開設」同書 440～442ページ、「文芸活動の盛況」同書 557～558ページ、「『千里山文学』の創刊」同書 753～755ページ、「千里山短歌会」「俳句会」同書 758～760ページ、「美術部」同書 762ページ

究しようという気運が高まると、英語会を嚆矢に、エスペラント研究会、フランス研究会、ドイツ文化研究会といった語学・外国文化関係の研究会の発足が続いた。当時の時事・社会問題に目を向けた活動としては、法理研究会（時事問題に関する研究）、社会問題研究会、童話研究会（児童心理と童話の研究）、広告研究会、新聞学会があげられる。

このほかにも、日本の伝統文化を探求する謡曲同好会、千里山吟詩会、能楽研究会、生花研究会、皇陵崇敬会や、信仰に基づいた活動として、キリスト教青年会、仏教青年会があった。また、国際連盟の趣旨に賛同した学生有志により設立された国際連盟協会関西大学学生支部、予科の学生有志により結成された千里山工業見学団も活発な活動を行った。[*11]

戦時体制の深まりと学生活動の変容

千里山への移転と大学昇格以来、学生の文化、芸術、学術研究の活動は大いに盛り上がってきた。しかし、1925（大正14）年の治安維持法の制定、1928（昭和3）年の同法改正（適用対象の拡大等）に見られるように、思想・言論の取り締まりが強化されていく。弁論大会では会場内に警察官が臨監し、演説の内容や表現が政治・思想的に過激と判断した場合は即座に注意や検束が行われた。学生新聞に対する弾圧も強まり、『関西大学新聞』は1930（昭和5）年の半ばに思想上の問題で発行が一時停止され、天六学友会（専門部一部）新聞部の『天六関西大学新聞』は1936（昭和11）年12月に廃刊に追い込まれる。また、政経学会、哲学研究会、千里山文学会などが活動を停止していった。

深まる戦時体制の下、1941（昭和16）年3月の学友会の解散、同年4月の関西大学報国団の組織（同年9月に報国隊に再編成）へと時代は向かっていく。[*12]

*11 「語学研究会のさきがけ」前掲書552～553ページ、「多種多様な研究会活動」「伝統の美を愛す」同書554～557ページ、「信仰に真理を求める」「工業見学団の結成と各種見学会」「国際連盟の支部を置く」同書558～562ページ、「YMCA講演会」「仏教青年会」「千里山吟詩会」「生花研究会」同書763～764ページ、「哲学会など」同書776ページ

*12 「強かった言論統制」前掲書551ページ、「文化部・研究団体の活動」「『臨監』を意識」同書750～753ページ、「発行停止処分」同書767～768ページ、「不敬事件で廃刊」同書772～773ページ、「報国団の結成」同書817～819ページ、「報国団から報国隊に」同書820～822ページ

第十二章 ❖……❖ キャンパスの拡大と充実

第一節　千里山花壇（遊園）から関西大学外苑へ

千里山花壇の開設

現在、関西大学第一高等学校・第一中学校や幼稚園、関西大学会館、第3学舎が建ち並ぶエリアが、かつて「千里山花壇」や「千里山遊園」と呼ばれた遊園地であったことは、すでに年史の刊行物や『関西大学通信』などの記事で紹介され、周知の事柄である。

北大阪電気鉄道株式会社の「第六期営業報告書・貸借対照表・財産目録・損益計算書・利益金処分」（大正10年度前半期）には、千里山花壇のことが「一、千里山遊園地開設、運輸収入ノ増加ト沿線経営地ヲ江湖ニ紹介センガ為メ千里山地内十八谷ノ土地壹萬八千坪ヲ遊園地トシ八月十四日ヨリ開園セリ」と記載されている。[*1] 十三駅と豊津駅間が開業した4カ月後の1921（大正10）年8月14日から開園したこと、場所が千里山の十八谷という所であること、面積が1万8000坪であったことなどが分かる。開園当初は豊津駅から徒歩で行かなければならなかったが、開園2カ月後の10月26日に線路が千里山まで延伸された際、この遊園地へアクセスするための花壇前駅ができ、利便性が高まったことは、第三章第一節でしるしたとおりである。

休日の乗客確保を狙いとして設置された千里山花壇の開園当時の姿は、残念ながら伝わっていないが、その名称から推して、フラワーパークのようなものであったのだろう。の

＊1　北大阪電気鉄道株式会社の営業報告書は、人文社会系史資料のオンライン配信プラットフォームである「ジャパンデジタルアーカイブズセンター」の「企業史料統合データベース」による。

ちのちまで桜の名所で、春は花見を楽しむたくさんの人たちでにぎわったという地元古老の証言もある。[*2]

千里山花壇開園の翌1922（大正11）年4月下旬に予科校舎が完成して、実際に学生が通学を始めたことによる影響を北大阪電気鉄道株式会社の「第八期営業報告書」（大正十一年上期）は、乗客数が対前期比4割4分1厘増、収入も同じく4割8分増と、大幅増加の好成績であったと報告している。終点の千里山住宅地で一定の通勤客を確保するとともに、逆方向へ動く学生が乗車することで輸送効率が上がったのと、関西大学のそばに千里山花壇を開設することで休日も集客ができたわけで、まさしく公式どおりの鉄道経営が行われた。

千里山花壇の改修

この遊園地はその後、数度にわたって改修・拡張工事が施されることになる。[*3]

最初の改修工事は、1926（大正15）年3月から1927（昭和2）年5月にかけて行われた。そのころ経営母体が北大阪電気鉄道から新京阪鉄道に変わったことと、新たな路線が開通したことが改修工事に大きく影響していると考えられる。

北大阪電気鉄道株式会社は、1922（大正11）年6月28日に設立された新京阪鉄道株式会社へ鉄道事業を譲渡することを1923（大正12）年2月1日開催の臨時株主総会で決議したあと、4月1日から京阪土地株式会社と改称して土地経営業務だけに専念するようになる。一方、北大阪電気鉄道から鉄道事業を継承した新京阪鉄道は、1925（大正14）年10月15日に懸案事業であった天神橋と淡路間の路線を開通させるとともに、全線複

＊2　関西大学年史編纂室では、2017（平成29）年から2019（平成31）年にかけて、地元吹田市在住の辻井信行氏、藤井則彦氏、信藤星二氏、小原淳男氏に対し、戦前から戦後の「千里山遊園」に関する聞き取り調査を実施した。そのなかで、信藤氏は春、大勢の花見客が行列をなして千里山遊園をめざしていたことを語っている。

＊3　数度にわたる改修工事の内容については、京都工芸繊維大学美術工芸資料館が所蔵する椎原兵市コレクションに収められている2枚の設計図や、関西大学年史編纂室が所蔵する千里山花壇俯瞰図などを分析した橋寺知子「千里山花壇の設計図について」『関西大学年史紀要』第25号（2018年3月）を参照

線化を実現させた。これにより大阪中心部から天神橋、淡路を経て千里山方面への人的移動が格段に利便性を増し、乗客数も増進を遂げることになる。[*5] 1926（大正15）年から1927（昭和2）年にかけて行われた千里山花壇の改修は、この新路線開通を踏まえた形で行われたと想像される。大阪中心部の人たちを郊外の遊園地へ招くため、より魅力的な遊園地になるよう手直しが図られたのであろう。

この改修工事により、千里山花壇には新たな施設が多数設置された。「千里山花壇改修計画平面図」[*6]をもとに園内の様子を見ると、園の入口に近いあたりには「猿山」や「小鳥舎」「孔雀舎」「カワウソ園」などの小動物園が設けられ、さらに歩みを進めると、丘陵の中腹には「野外劇場（音楽堂）」が現れてくる。そして、園内で一番高い所には4本のアームから下がったワイヤーロープに4機の複葉機が連結され、アームとともに複葉機が回転する「飛行塔」がそびえていた。[*7] このほかにも人工の滝から流れ落ちる水流を溜めたボート池や、卵形のフィールドトラックなどが設けられ、大阪市内から電車に乗ってでも行きたいと思えるような一大テーマパークへと変貌したのである。

牡丹園の設置

1931（昭和6）年には千里山遊園のなかに牡丹園が設置されるが、その背景にも経営母体である電鉄会社が変わったことが影響していたのではないかと想像される。

1923（大正12）年4月1日、北大阪電気鉄道から鉄道事業を引き継いだ新京阪鉄道であるが、1930（昭和5）年9月15日には京阪電気鉄道に吸収合併される。牡丹園が設置されたのが、合併の翌年というのは、新京阪鉄道が千里山花壇に大幅な改修工事を行

＊4 「新京阪鉄道株式会社 第六回営業報告書（自大正十四年五月一日至大正十四年十月三十一日）」は「天神橋起点ヨリ淡路ニ至ル間ノ線路敷設工事ハ全部竣成シ十月十五日ヲ以テ営業ヲ開始シタリ」と記載

＊5 『吹田市史 第3巻』207ページ

＊6 京都工芸繊維大学美術工芸資料館所蔵の椎原兵市コレクション所収「千里山花壇改修計画平面図」（№4822-1-4）

＊7 製造したのは「大型遊具開発の父」と呼ばれた土井万蔵（土井文化運動機製作所）で、千里山花壇の飛行塔は第1号機であった。2019（平成31）年4月9日にインタビューした小原淳男氏によると、観客が乗った複葉機は停止したまま、上へ引き上げられ、その後、一定回数まわると再び停止し、ワイヤーが伸びて着地するという動きであった。1940（昭和15）年から1941（同16）年頃の記憶だという。

ったのと状況的に似通っている。

牡丹は4月から6月が開花時期で、4月下旬から5月頃に見頃を迎える。また、春と秋に花を咲かせる二季咲きの寒牡丹という種類もあり、11月から1月頃にも花を楽しむことができる。バラのように美しくボリュームたっぷりのあでやかな花姿は、古くから「花の王様」と呼ばれ、人気の高い花であった。すでに千里山花壇は、春は桜花、夏は納涼花火大会、秋は菊花展などで賑わう遊園地であったが、京阪電気鉄道は、牡丹園を設置して新たな話題を提供し、さらなる集客をはかろうとしたのではないかと推測される。

二倍に広くなった千里山花壇

千里山花壇の改修工事はその後も続く。三度目の工事は、1937（昭和12）年上半期から1939（昭和14）年2月にかけて行われた。

関西大学年史編纂室には「二倍に廣くなった千里山花壇　お子達の遊園地」と題された冊子が保管されている。制作年代が明記されていないが、1939（昭和14）年に拡張工事が完了したあとに作成された広告パンフレットと考えられている。

この冊子には、「千里山花壇俯瞰図」と題された見開きのイラストマップが掲載されており、1926（大正15）年から1927（昭和2）年にかけて行われた先の改修工事の設計図と比べると、園地の面積が倍増したのが最大の特徴であるが、それ以外にも、新しく「沈床花壇」や「大運動場」「遊技場及乗物園」「展望所」などが設けられたことが分かる。拡張された区域の北方最高の場所に設けられた「展望台」の説明では「花壇前停留所より高きこと約一百尺」、見晴らしについては「此の丘陵の終る處松林に蔭現する白堊の大殿堂こ

千里山花壇改修計画平面図

千里山花壇の飛行塔

そ関西大学の校舎」と、隣接する関西大学にも言及している。

そして、この改修工事が行われている最中の１９３８（昭和13）年、園の名称が「千里山花壇」から「千里山遊園」に改められた。「花壇」＝花園＝小規模というイメージから、「遊園」＝レジャーランド＝大規模というイメージへの変換をはかろうとしたのかもしれない。

その後の千里山遊園

千里山遊園はその後も北摂にある一大遊園地として経営が続けられたが、時局の悪化に伴い、１９４３（昭和18）年12月には「千里山厚生園」と改称され、さらに１９４５（昭和20）年には軍事物資の貯蔵施設となったことから閉鎖されるに至った。

終戦の翌１９４６（昭和21）年４月に再開され、名称も「千里山遊園」にもどされたが、戦後の混乱期に加え、菊人形などで人気を集めた枚方遊園地などに押されて入園者が減少した結果、１９５０（昭和25）年５月31日には閉園されることになった。

千里山遊園から関西大学外苑へ

千里山遊園を所有していた京阪神急行電鉄（現在の阪急電鉄）は、赤字部門となった千里山遊園を売却することにし、閉園２カ月前の１９５０（昭和25）年３月、女子学院の建設予定地を探していたカナダ聖母奉献修道会との間で売買契約を結んだ。

一方、関西大学にとって、将来拡張するエリアはこの遊園以外にはない重要な場所であり、しかも２万６８８１坪という広大な面積の土地であるため、あきらめるわけにはいか

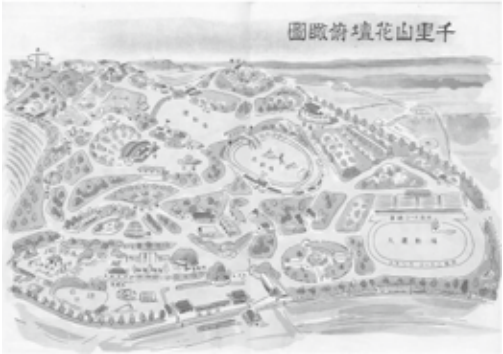

千里山花壇俯瞰図

なかった。理事会は協議員会にはかり、購入促進の決議を受けて修道会に譲渡を要請した。建設業者を選定するなど、女子学院の準備が相当進んでいたため交渉は難航したが、10月中旬、ようやく譲渡承諾の回答を得ることができ、12月9日の臨時協議員会の承認を得て同15日、契約調印にこぎつけた。譲渡金額２２００万円は、この年の予算約1億円に比べても、かなり思いきった買物であったが、関係者の多くは大学の将来に役立つと歓迎し、宮島綱男理事長や理事、監事らの決断と努力、校友や学生の協力を高く評価した。購入した遊園地の跡地は「関西大学外苑」と名づけられ、大学のその後の発展に大きく寄与することになる。

Column

駅名の変遷

現在、関西大学の最寄り駅となっている阪急電鉄「関大前駅」の駅名変遷について触れておこう。「関大前駅」は１９６４（昭和39）年4月に、それまであった「花壇町駅」と「大学前駅」を統合し、両駅の中間付近に新しく設けられた。

阪急千里線の前身である北大阪電気鉄道は、１９２１（大正10）年4月1日に十三駅と豊津駅間で営業運転を開始し、半年後の同年10月26日に豊津駅から千里山駅まで線路を延伸、このとき、豊津駅と千里山駅の間に「花壇前駅」を設けた。

千里山花壇へアクセスするための「花壇前駅」は、遊園地の改称に伴って何度も駅名を変更している。「花壇前駅」が「千里山遊園駅」となったのは１９３８（昭和13）年9月で、遊園地の面積が2倍に拡張された時のことである。その後、時局の悪化に伴い１９４３（昭和18）年12月、千里山遊園から千里山厚生園と改称されたため、駅名も「千里山厚生園駅」

大正12年頃の大学前駅

となり、戦後、1946（昭和21）年4月に千里山遊園が再開されると、駅名も再び「千里山遊園駅」にもどされた。さらに1950（昭和25）年3月、閉鎖された千里山遊園の跡地を女子学院が購入すると、同年8月には駅名も逸早く「女子学院前駅」に変更された。しかし、その跡地は同年12月に関西大学の所有地となったため、翌1951（昭和26）年4月、駅名は「花壇町駅」に変更された。学校の実体がないのに「女子学院前」という名前をつけた、いわば幻の駅が8カ月だけ存在したことになる。

一方、「大学前駅」は、1922（大正11）年5月からの関西大学予科の授業開始にあわせて4月17日に新設申請が鉄道大臣宛に提出され、それ以後、1964（昭和39）年4月の統合まで駅名は変わらないままであった。

「花壇町駅」と「大学前駅」を統合して誕生した「関大前駅」は、ルーツの片方であった「花壇前駅」が開設から数えて合計6回駅名を変更しているため、「日本で一番駅名が変更された駅」と言われている。「関西大学は昔、遊園地であった」というのとあわせて、関西大学にまつわる耳寄りエピソードの一つとなっている。

第二節　新制大学のキャンパス整備

千里山キャンパスの特色ある景観を作り出した村野建築

関西大学は新制大学への移行を果たし、さらに学舎の充実を図る必要があった。まずは、大学院の充実が望まれ、その設計には村野藤吾が登用された。

村野藤吾（1891～1984）は日本近代を代表する建築家の一人であり、世界平和記

念聖堂（広島）や日本生命日比谷ビル［日生劇場］（東京）、大阪ではそごう大阪本店や大阪新歌舞伎座など、モダン建築から和風建築、個性的なものまで、型にはまらない幅広い造形で知られる建築家である。数多くの賞を受賞し、１９６７（昭和42）年には文化勲章を受章した。なぜ村野が関西大学のキャンパス計画に関わることになったのか、その理由やきっかけは、はっきりしない。『関西大学百年史』によると、早稲田大学出身の村野と同窓の理事の存在が関係したのではないかと考えられる。[*1] 村野は１９１８（大正７）年に大阪の渡辺節建築事務所に就職し、終生、大阪を拠点に活躍した。在阪の企業や財界人に長い付き合いのある顧客が多く、分野を超えた人的交流によって、関西大学との繋がりが生まれたとも推測できる。村野による設計は、１９４９（昭和24）年に竣工した大学院学舎に始まり、１９８０（昭和55）年竣工の関西大学第一高等学校新校舎（現・1号館）まで、約30年にわたる。この30年は、現在の千里山キャンパスの姿を決めた年月であり、同時に村野の建築家としての全盛期とも重なる。村野は千里山では約40棟の建物を設計した。建て替えられた建物も多いが、約半数は現存し、千里山キャンパスの特色ある景観を作り出している。本節では村野建築を中心に、戦後、新制大学としてキャンパスを整えた千里山キャンパスのあゆみを見ていきたい。

大学院学舎・第一学舎の建設

１９４８（昭和23）年、関西大学は新制大学としてスタートを切った。戦後間もなく、財政的にも厳しい状態にあったが、大学の将来を考えて大学院を設置し、施設整備に当たった。

＊1 『関西大学百年史　人物編』（昭和61年11月）によると、１９４８（昭和23）年から１９５２（昭和27）年にかけて理事長を務めた宮島綱男は、早稲田大学の出身である。

大学院学舎は、最初の予科校舎が建設された場所に、1949（昭和24）年に竣工した。少し荒い肌触りの白い外壁に、赤いフレンチ瓦葺の屋根の木造二階建の建物で、中央に三連アーチの玄関を持つ。続いて1952（昭和27）年に大学院研究室と階段教室、大学ホール[*2]が建設された。大学院学舎、大学院研究室、大学ホールは庭を囲み、スパニッシュ風のデザインでまとめられた。庭側から見ると、これらの建物は二階建か平屋に見え、こじんまりした雰囲気だが、この敷地の西側は崖になっており、傾斜を生かして地階が設けられている。大学院学舎北西の階段教室は扇型の平面で、地形を利用した階段状の大講義室となっていた。

続いて1952（昭和27）年から1955（昭和30）年にかけて法文学舎（現・第1学舎）の整備が行われた。この地は大学本館や威徳館など、千里山草創期の建物が多く建つ場所だが、新制大学としてより大きな規模の施設が求められ、創立七十周年事業として1950（昭和25）年から進められた関西大学拡充5カ年計画の一環として、全面的な建て替えが計画された。

まず、威徳館を取り囲むように教室が二期に分けて建設され、威徳館の撤去後は、威徳館跡が中庭となった。中庭を取り囲むように施設を配置する平面構成は、西洋の大学の典型的な形であり、村野は「ドイツの大学」を頭に描いていたと述べている。

大学本館のあった位置には、三期工事として東西に長い矩形の建物が建設され、第1学舎の建て替えが完結した。ここには教室のほか、事務室や会議室等、法学部・文学部の中枢となる機能が配置された。正門からグラウンドを右手に見ながら法文坂を上り、頂上がほぼ大学ホールや大学院学舎の辺りで、そこから先は緩やかに下っていく。その通路を跨

階段教室、研究室、大学ホールの遠景

＊2　大学ホールには学長室など、大学の本部機能が当初は置かれていた。

ぐように校舎は建ち、さらに奥の施設へのゲートのようでもあり、また通路の西側の敷地の施設も繋いでいる。急激な学生数の増加を受け、新築校舎はこれまでの建物と比較して、規模がかなり大きく、柱梁を明快にあらわしたモダニズム的な意匠で構成された。威徳館跡の中庭の手前部分は二層吹き抜けのピロティになっていて、中庭への導入部分であり、ピロティ内のスロープで上階の大教室へ導く空間でもあった。

三期工事では、1927（昭和2）年に建設された図書館に、円形の閲覧室と書庫も増築された。円形部分の一階は、外壁から少し控えた位置に立つ柱で支えられたピロティで、中央に二階へのらせん階段が設けられ、二階には事務室、三階には開架閲覧室が配された。外観は柱梁をあらわし、その間を煉瓦タイルの外壁で埋め、青や緑、黄色などの色タイルでところどころ抽象的な画が描かれている。閲覧室の開口部は奥行きのある縦長の窓やガラスブロック、アーモンド型の高窓など多様で、天井中央にはあられに散らした小さなトップライトが設けられている。矩形の建物が多いキャンパスにおいて円形の建物は目立つ。特にこの場所はグラウンドの観客席（だんだん畑）の上部にあたり、グラウンド越しにピロティで持ち上げられた円形図書館の軽やかな姿は、千里山キャンパスの象徴的景観として多くの卒業生の記憶に残る。

外苑の施設整備

1950（昭和25）年、関西大学は千里山遊園跡地を購入し、「関西大学外苑」と称したが、このエリアに施設を整備したのも村野であった。外苑は緑多く、趣があり、何と言っても広さがあり、千里山キャンパスの発展には欠かせない敷地だったが、かなりの高低差

法文学舎平面図（一階）

大学図書館増築円形建物

がある複雑な地形の敷地であり、設計にはさまざまな配慮と困難があったと思える。

まずここに建設されたのは、天六学舎から移転が決定した第一高等学校、第一中学校の校舎である。千里山遊園時代、敷地の南西にあった大運動場と観客席をそのまま生かしてグラウンドとし、観客席上部に校舎を建設した。1953（昭和28）年、白壁にスパニッシュ瓦の鉄筋コンクリート造（一部木造）三階建の一高校舎が完成する。1957（昭和32）年には扇型平面の一中校舎が竣工した。この頃、全国的に円形校舎の流行が見られるが、一中校舎が建設された位置には、「千里山花壇俯瞰図」を見ると、小山の頂上に展望台があり、その小山の地形の線を生かして計画したと考えられる。講堂兼武道場であった景風館など、いくつかの建物が複雑な地形を注意深く読み取りながら配置された。1980（昭和55）年には一高校舎の一部を解体し、一高新校舎（現・一高1号館）が建設された。この建物は、村野が千里山キャンパスで関わった仕事の最後となった。東西に長い矩形の建物二棟をずらして配置し、大きく造成することなく、勾配のある地形に馴染ませている。

教育に直接的にかかわる校舎の建設が一段落した1965（昭和40）年、関西大学会館が創立八十周年事業の一環として外苑の中央部に建設された。関西大学会館は、天六学舎においていた法人の本部機能と、大学ホールにあった大学の本部機能を集約した施設で、これ以降、法人の所在地は、大阪市内から現在の吹田市山手町に変わった。設計は小川建築設計事務所と村野・森建築事務所の共同設計、施工は森組による。中央に階段などのコアを設け、周縁に事務室等を配した矩形の建物で、簡素で機能優先の建物に見えるが、最上階四階には広い屋上を伴う大集会室があり、三階南西角には広いラウンジと上階への優雅ならせん階段が設けられ、式典等が行われる大集会室へのアプローチ空間となっている。

第一高等学校校舎

関西大学会館

外観はコンクリート打ち放しの柱・梁にタイル張りの腰壁、大きな開口部から成る。柱梁の交差部は、木造建築の組物のようなデザインになっている。

1968（昭和43）年には、外苑北端に社会学部の学舎として第3学舎1号館が建設された。社会学部は前年の1967（昭和42）年に創設され、天六学舎で授業を開始していた。第3学舎は、全面白いタイル張りのシンプルな外観で、正面南寄りに階段室があり、その頂部は塔状に突出し、スカイラインに変化を与えている。玄関ホール正面の階段は左右に振り分けられ、変化のある動線となっている。上階には幅広い廊下に円形の吹き抜けやトップライトがあり、簡素な外観とは対照的に、内部の共用空間には遊びがある。第3学舎は順次西へ増築され、現在、4号館まで存在する。村野が関わったのは1号館だけだが、増築棟でも白タイル張りを継承し、中庭などを設けながら、統一した雰囲気を持たせている。

これ以外にも、外苑にはさまざまな施設が設けられた。阪急千里線からよく見える関西大学幼稚園の開園は外苑を取得した翌年の1951（昭和26）年で、当初は遊園地跡で青空保育だった。同年7月には、外苑北隅の遊園時代の映画館の改築と小規模な新築で園舎を設けた。1964（昭和39）年頃から阪急千里線沿いの現在の位置へ園舎を整備し、1965（昭和40）年、寄棟の大きな屋根が特徴的な遊戯室・保育室が竹中工務店の設計施工で建設された。1964（昭和39）年には、創立八十周年を記念して、関西大学教育後援会の寄付によって50メートル9レーンの公認競泳プールが建設された。[*3]

外苑エリアは、場所によってはかなり急勾配の傾斜地であり、今日求められるバリアフリーなどの点では難しいことも多いが、緑深く、変化があって、四季が身近に感じられる

第3学舎1号館（東面外観）

＊3　1989（平成元）年に、この屋外プールの場所に創立百周年事業として一〇〇周年記念会館が建設された。急峻な勾配をもつ地形を生かし、北側（関西大学会館側）からは平屋建てのように見える。正面玄関があるのが三階、二階に各種会議室やホール、一階には屋内温水プールを擁する。竹中工務店の設計施工で、緑多い周辺の風致への配慮が評価され、第11回大阪まちなみ賞奨励賞を受賞した。

場所でもあり、その景観は千里山キャンパスの魅力の一つになっている。

東部への拡大

外苑を得て、千里山キャンパスは南西部へ拡大したが、同時に1950年代には北東部に隣接する土地の購入も進め、経済・商学部の校舎の充実や工学部（第4学舎）の建設、体育施設の充実等を順次実現した。

千里山キャンパスの正門は、千里山移転時に校舎が集中していた北西部に設けられていたが、1952（昭和27）年、もともと大運動場への通用口であった現在の正門の位置に変更された。キャンパスの規模の割には控えめな佇まいの守衛室が設けられ、続く坂道の両側には銀杏並木、坂道を上がりきると目の前に大グラウンドが広がり、左手の法文坂をさらに上れば第1学舎、右手には第2学舎、奥へ進めば第4学舎という、現在の千里山キャンパスの大まかな配置が生まれた。

第2学舎は、1936（昭和11）年建設の旧予科校舎を使用していたが、1957（昭和32）年、大教室を含む2号館が旧予科校舎（1号館）の東側へ建設された。[*4] 2号館は東西に長く、三階建の教室棟に六階建の研究棟が連結されていた。東端には扇型平面の大講義室（講堂）がある。比較的大きな教室が並ぶ校舎で、北側の各階廊下は軽快な柱梁で支えられた吹放ちの外部空間で、開放的な校舎であった。

第4学舎は、先述のとおり、1958（昭和33）年に天六学舎で発足した工学部が千里山へ移転することになり、順次整備された。1960（昭和35）年に竣工した第4学舎1号館（当時は「第4学舎工学部本部」）は第2学舎の北東に、教授研究個室棟は二階で第2学

正門

＊4　竣工時は「第3学舎」と表記されているが、現在の第3学舎と紛らわしいので、本稿では第2学舎2号館とする。

舎2号館と通路で繋がるように設計された。以後、継続して2号館教室棟、研究棟が建設される。第4学舎は、これまでの学舎より大きな規模の校舎が必要で、五階建の2号館は、幅100メートルの長さに及ぶ平滑な壁面をもつ。窓の割付や、地面と建物の接する部分のデザインに配慮することで、大きいが軽やかさのある校舎となっている。また、第4学舎の北側は平坦な地形だが、南東方向に向けて急な傾斜地になっている。地形に対応しつつ、大規模な校舎の配置や接続に工夫が見られる。

1964（昭和39）年、専門図書館が竣工した。戦後整備された第2学舎（経済学部、商学部）と第4学舎（工学部）の中間の位置で、これらの学部の研究教育に供する専門図書を収蔵する第二の図書館として整備された。1955（昭和30）年竣工の第1学舎の図書館増築部は円い建物で、景観上注目される建物だったが、二つ目の専門図書館も円形の開架閲覧室で、それを16本の円柱で支え、その間には鉄骨とガラスでできた研究室等が吊り下げられるという、ユニークな外観を呈している。なぜ円形なのか、村野は語っていないが、矩形の建物が多いキャンパス内で、図書館という大学にとって象徴的な役割を担う建物に異なる形態を与えたと考えられる。また、専門図書館の位置は、キャンパス内の通路が屈曲して少し角度を変える位置で、正門から坂道を上がるとちょうど正面に見えることから、景観上、印象に残る形態を選んだとも考えられる。加えて、第2学舎と第4学舎のどちらからも利用する建物であり、どちらに玄関を設けるか、悩ましい位置にあり、正面性が強い建物は向いていないように思える。形の奇抜さだけを狙った訳ではなく、立地や環境にも配慮した造形ではなかったかと思える。[*5]

専門図書館と第4学舎1号館

＊5　京都工芸繊維大学工芸資料館に所蔵されている村野藤吾の図面資料を見ると、円形の案以前に、正方形の案や、閲覧室が持ち上げられていない案が検討されている。

誠之館(学生会館)・体育館の建設

１９５０（昭和25）年以降、10年ほどかけて、直接的に教育研究に必要な施設を整えてきた。次に、学生からの要望が高かった学生のための福利厚生施設を建設することが１９６０（昭和35）年に決定した。１９６２（昭和37）年、第１グラウンド南東部に誠之館四棟が建設された。１号館は食堂や売店、談話室等、２号館・３号館には学生課や会議室、文化会の部室が配された。４号館は特別講堂（現・ＫＵシンフォニーホール）と呼ばれるホールで、課外活動の成果発表などに利用された。１９６３（昭和38）年には和室棟（通称・千里庵）が建設され、各種のクラブ活動の場として現在も利用されている。誠之館エリアは標高の高い位置にある第１学舎と第４学舎の間で高さが変化する場所に位置し、地形に沿って建物が配されている。特別講堂は、荒々しい丘にコンクリート打ち放しで大きく屋根が張り出した建物が埋め込まれている。ホールの観客席はもとの地形に従った勾配をもち、壁面は緩やかな曲面になっている。

続いて体育施設も整えられた。キャンパス中央に位置する大運動場（グラウンド）は、多くのアスリートを生み出し、千里山キャンパスの象徴的存在であったが、屋内体育施設は、相撲道場や柔剣道場など、小規模なものにとどまっていた。戦後、教育後援会の寄付によって１９４９（昭和24）年に木造の体育館が、１９５２（昭和27）年に体育実技場が建設されたが、不充分なものであった。１９６３（昭和38）年、千里山キャンパスの最東部に新総合体育館（のちの東体育館）が竣工した。鉄筋コンクリート造二階建で約５０００㎡、二階の第１体育室はバスケットコートが３面とれる広さがあり、大学体育館としては国内有

誠之館１号館と２号館

誠之館４号館（特別講堂）

数の規模であった。銀色に輝く多面的な勾配屋根、頂上に付けられた六角形の換気塔が意匠の要点であった。1956（昭和31）年に第2グラウンドが、1970（昭和45）年に第3グラウンド（現・北グラウンド）、1982（昭和57）年には第4グラウンド（現・中央グラウンド）が完成、建物では体育会の部室等が入居する凱風館（1967（昭和42）年竣工）や新凱風館（2001（平成13）年竣工）が順次建設された。キャンパス東南部は、各種の体育施設が集中することとなった。

千里山キャンパスの骨格を形作った村野建築

1950年頃から1980（昭和55）年まで、30年にわたって村野藤吾はキャンパスの建設にかかわった。この時期の拡充は、新制大学としてキャンパスを整えた時期であり、その後の40年で、建物は更新されたものも多いが、今日の千里山キャンパスの骨格を形作ったと言える。今日の千里山キャンパスの広大な用地は、最初から用意されていたのではなく、隣接地を順次取得したものである。計画どおり買収が進まない部分もあっただろう。土地取得から建設工事開始まで、ほとんど時間がないようなケースも多く見られる。さらに、キャンパスの地形は複雑で、高低差がかなりある敷地だ。そんな場所での設計は、時間的にも物理的にも厳しく、想定外の事態には柔軟な対応が求められる。村野が持っていた細部にこだわる設計態度や、ちょっとした遊びのある造形が、うまく活かされたと思える。地形に変化がある所へ一棟一棟、継ぎ足すように建てて形成されたキャンパスは、統一感がない、中心がないと言われてきたが、逆に言えば、多様性があり、変化に満ちている。

体育館

第三節　総合大学への道

第二次世界大戦後における千里山キャンパスの拡大と整備を扱う本章の締めくくりとして、本節では、学舎・キャンパス[*1]の変遷をたて糸、学部・学科の変遷をよこ糸に、千里山学舎・2学部2学科で出発した旧制関西大学が、100年という年月を閲して、今日のマルチキャンパス[*2]・13学部20学科を擁する総合大学に発展するまでの道のりを大づかみに織り出しておくことにしよう。

本節では、まず、(一) 旧制関西大学における学舎と学部・学科の変遷について簡単に振り返り、次に、(二) 戦後の新制関西大学における学舎・キャンパスと学部・学科の変遷について、大学昇格100年の直近まで時間軸を延伸し、各学部の現在の教育課程の特色にもできる限りふれながら、通観しておくことにしたい。

(二) では、「戦後」ということばの幅を最大限拡張することになり、また、「千里山キャンパス」以外に、高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパスにも言及することになるが、100年前の旧制大学昇格期に提唱された「学の実化」という教育理念が今日現在の本学に脈々と受け継がれていることを具体的に示すため、こうした叙述方法をとった。なお、旧制新制時代を通じて、大学院研究科（専門職大学院を含む）の設置については残念ながらふれることはできなかった。

＊1　本学では、「校舎」や「学舎」という語が、そこに建造されている校舎学舎群の総称として、「校地」を意味する語としても用いられてきた。すなわち、天六学舎、千里山学舎という場合、それは、天六校地、千里山校地という意味でも用いられてきたのである。この意味での学舎＝校地は、本学では、1994（平成6）年1月17日より、「キャンパス」と呼ばれるようになった（『関西大学広報』542号）。後述する高槻校地については、造成段階から「高槻キャンパス」という呼称がすでに定着していたためである。本節で「学舎・キャンパス」という語を使っているのは、この事情を反映させたものである。

（一）旧制関西大学における学舎と学部・学科の変遷

福島学舎・千里山学舎・天六学舎

旧制関西大学が設立認可された1922（大正11）年6月の時点で、財団法人関西大学は、大阪市北区上福島の福島学舎（専門学校関西大学時代の1906（明治39）年12月に完成、1912（大正元）年8月増築）と、大阪府三島郡千里村の千里山学舎（1922（大正11）年4月予科校舎完成）の2学舎を所有していたことはすでに見てきたとおりである。福島学舎では、夜間、専門部および第二商業学校（1924（大正13）年4月より開校）の授業が、昼間には、関西甲種商業学校（1913（大正2）年に開校、関西大学第一中学校・高等学校の前身）の授業が行われ、千里山学舎では、昼間、大学予科および大学学部の授業が行われた。

大学昇格から7年後の1929（昭和4）年9月、財団法人関西大学は、大阪市東淀川区北長柄に購入した2214坪の校地に新学舎を設置した。この天六学舎は、東海道本線の拡幅・高架化のために福島学舎からの立ち退きを余儀なくされた本学が、福島学舎の代替として建設したものである。こうした経緯から、新設された天六学舎には、福島学舎で夜間授業を行っていた専門部（天六学舎へ移転後の1930（昭和5）年より昼間部も開設）と、関西甲種商業学校（昼間）、関西大学第二商業学校（夜間）が移転した。[*3]

＊2　現在、本学には、千里山キャンパス、高槻キャンパス、北陽キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパス、梅田キャンパスの6キャンパスが存在するが、本節では、大学学部の授業が恒常的に行われている4キャンパス（千里山、高槻、高槻ミューズ、堺）を中心に、閉鎖されるまでの天六キャンパスにも言及する。

＊3　天六学舎（1994年から天六キャンパスに改称）は、福島学舎に代わって大阪市内にある唯一の関西大学学舎として、旧制大学時代から第二次世界大戦をまたいで新制大学時代にも引き続き維持・拡充されてきたが（1952年度から1993年度まで第2部をもつ学部の授業が行われた）、2014（平成26）年9月に閉鎖され、その85年の使命を終えた。

法学部と商学部の変遷

旧制関西大学が設立認可された１９２２（大正11）年６月の時点で、関西大学（千里山学舎）は、法学部（法律学科、政治学科）と商学部の２学部２学科によって構成されていた。旧制大学期（１９２２～１９４８年）の関西大学において、法学部と商学部は、以下のような変遷を経験した。

〔法学部〕

法学部に関しては、１９２５（大正14）年２月、既存の法律学科と政治学科に加えて、哲学専攻科と英文学専攻科をもつ文学科を増設し、法学部を「法文学部」と改称することが認可された。前年３月には、専門部本科（福島学舎）に文学科を新設することが認可され、４月より開講していたが、このたびは、学部（千里山学舎）の学科としての文学科の設置が認可されたのであった。しかし、学部文学科の設置は時期尚早という理由でしばらく見送られ、千里山学舎で法文学部文学科が実際に開講したのは、１９２８（昭和３）年４月のことであった。

法文学部は、その後、学徒出陣（１９４３（昭和18）年12月）によって多くの学生が戦線に赴いたあとの１９４４（昭和19）年４月には、政治学科と文学科が廃止され、法律学科のみをもつ「法学部」に縮小改編された。法文学部（法学科、英文学科）が復活したのは、戦後、新制大学の設置が認可される前年の１９４７（昭和22）年４月のことであった。なお、１９４８（昭和23）年１月には、法文学部から英文学科を分離し、これに哲学科、国文学科を加えて文学部を設置することが認可されたが、実際の設置は新制大学発足時に持

ち越された。

〔商学部〕

商学部に関しては、1924（大正13）年4月より、経済学科が増設され、これにより、商学部は商業学科と経済学科の2学科となった。しかし、4カ月後の8月には、2学科はそのままに、商学部は「経済学部」と改称された。その後、1935（昭和10）年4月に、経済学部は、商業学科と経済学科の2学科を維持しつつ、「経商学部」と改称され、1942（昭和17）年秋には、商業学科が商学科と改称された。そして、第二次世界大戦終盤期の1944（昭和19）年4月には、法文学部が縮小されたのと同様に経商学部も縮小され、商学科が廃止されて、経済学科のみをもつ「経済学部」に改組された。

こうした変遷を経て、本学は、文学部の設置が認可済であったものの、法文学部（法学科、英文学科）と経済学部（経済学科）の、2学部3学科をもつ旧制大学として、新制大学への転換を進めることになるのである。

（二）新制関西大学における学舎・キャンパスと学部・学科の変遷

1948（昭和23）年3月25日、財団法人関西大学[*4]による学校教育法に基づく大学設置申請が認可され、現在まで続く新制大学としての関西大学が誕生することとなった。

ここでは、新制大学期（1948年～）における学舎・キャンパスと学部・学科の変遷を、現在まで時間軸を延伸しつつ、千里山学舎・キャンパスに関係するものと、高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパスに関係するものに大別して、概観してお

＊4　財団法人関西大学が「私立学校法」（昭和24年法律第270号）による学校法人に改組されるのは、1951（昭和26）年3月1日である。なお、財団法人関西大学の本部（寄附行為上の事務所所在地）は1929（昭和4）年9月の天六学舎本館竣成とともに福島から天六に移され、千里山学舎開設後も天六に本部が置かれていたが、学校法人関西大学も引き続き天六に本部を置いた。学校法人関西大学が本部を天六から千里山に移転したのは、関西大学会館が竣工した1965（昭和40）年10月30日の定例評議委員会による寄附行為変更によるものであり、その登記は翌年1月10日になされている（学校法人関西大学『昭和40年度事業報告書』3ページ、7ページ）。

くことにしよう。

千里山学舎・キャンパスと学部・学科の変遷

新制大学としての関西大学は、法学部（法律学科、政治学科）、文学部（国文学科、英文学科、哲学科）、経済学部（経済学科）、商学部（商学科）の4学部7学科で出発した。4学部すべてで2部制がとられており、授業は、第1部（昼間課程）と第2部（夜間課程）ともに千里山学舎で行われたが、1952（昭和27）年度より、第2部の授業は天六学舎で行われることになった。[*5]

〔法学部〕

法学部における法律学科と政治学科の2学科制は、新制大学の発足から数えれば60年間維持されたが、2008（平成20）年4月に法学政治学科1学科に統合され、現在に至っている。直前の2学科制では縛りの強い7コース制がとられていたが、学科統合後の法学部では、基幹科目によってすべての学生が法学および政治学の基礎を共通に身に付けたうえで専門分野の学修を効果的に進めていけるよう、多様な科目を系統的に配置すると同時に、六つの履修モデル（法職科目中心、ビジネス法科目中心、公共政策科目中心、政治学科目中心、法政史・法政理論科目中心、国際関係科目中心）を提示することによって、学生がそれぞれの知的関心や進路志向に沿った学修を主体的に進められるよう配慮した教育課程が採用されている。

〔文学部〕

文学部では、1949（昭和24）年4月より、史学科、仏蘭西文学科、独逸文学科、新

＊5　1994（平成6）年度より第2部の授業も千里山学舎で行われることになり、2003（平成15）年度には2部制が廃止され、昼夜開講制（デイタイムコース・フレックスコース）が導入されたが、2005（平成17）年度より順次、各学部において廃止された。

聞学科が増設され、既存の国文学科、英文学科、哲学科とあわせて7学科となり、1951（昭和26）年4月には東洋文学科が増設された。東洋文学科は1967（昭和42）年4月に中国文学科に改称され、さらにこの年度より、教育学科が増設されて、文学部は9学科をもつ学部となった。

1949（昭和24）年度から設置されていた新聞学科は、1978（昭和53）年2月に廃止され、史学科は同年4月より、史学・地理学科と改称された。また、仏蘭西文学科と独逸文学科は、1987（昭和62）年4月より、フランス文学科、ドイツ文学科に改称された。その後、1998（平成10）年4月には、言語文学系の5学科（英文学科、国文学科、フランス文学科、ドイツ文学科、中国文学科）が英語英文学科、国語国文学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科に改称された。

1978（昭和53）年度以来の文学部の8学科体制は、2004（平成16）年4月、総合人文学科1学科多専修体制へと改編された。現在、この体制のもと、人文学の確実な基礎のうえに専門領域の学修を深化させていくことを可能とする教育課程が構築されており、2021年度では、英米文学英語学専修、英米文化専修、国語国文学専修、哲学倫理学専修、比較宗教学専修、芸術学美術史専修、ヨーロッパ文化専修、日本史・文化遺産学専修、世界史専修、地理学・地域環境学専修、教育文化専修、初等教育学専修、心理学専修、映像文化専修、文化共生学専修、アジア文化専修の16専修が設置されている。

〔経済学部〕

経済学部では、新制大学の学部としては1948（昭和23）年の発足以来、経済学科1学科制のもとで、その教育理念を最大限実現する教育課程の構築に工夫が重ねられてきた。

その豊かな経験を踏まえて、２００９（平成21）年には学部独自の留学プログラムが導入されるとともに、２０２１（令和３）年度からの教育課程においては、基礎から応用への経済学の学修を学生が円滑に進めることができるよう、また、自由で主体的な学びのなかで専門的な学びをより深めていくことが可能となるよう、多様な科目を体系的に配しつつ、四つのコース（経済政策コース、歴史・思想コース、産業・企業経済コース、国際経済コース）が設置されている。

〔商学部〕

商学部でも、新制大学の学部としては１９４８（昭和23）年以来、商学科１学科制が維持されてきた。１学科体制のもと、商学部では、学部独自の留学制度や実践的ビジネス教育、会計教育など、学部の教育理念を効果的に実現する教育課程の構築に、弛むことなく意が用いられてきたが、現在では、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」に集約される教育理念の実現に向けての教育課程が展開されている。近年における五つの特別プログラム（ビジネスリーダー特別プログラム、海外ビジネス英語プログラム、サービスイノベーション特別プログラム、会計連携特別プログラム、国際ジョイントＰＢＬプログラム）および専修（２０２１年度では、流通専修、ファイナンス専修、国際ビジネス専修、マネジメント専修、会計専修）の設定は、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」を具体化するための教育課程である。

千里山学舎では、以上の４学部に加えて、１９５８（昭和33）年４月以降、新しい学部が順次増設されていった。工学部（１９５８（昭和33）年）、社会学部（１９６７（昭和42）年）、政策創造学部（２００７（平成19）年）、外国語学部（２００９（平成21）年）である。

〔工学部〕

１９５８（昭和33）年４月に、本学におけるはじめての理工科系学部である「工学部」が設置された。工学部は４学科（機械工学科・電気工学科・化学工学科・金属工学科）でスタートしたが、２年後の１９６０（昭和35）年４月には、管理工学科が増設され、５学科となった。なお、１９６０年９月に工学部用学舎（第４学舎）が竣工するまで、授業は天六学舎で行われた。

１９６３（昭和38）年４月には、機械工学第二学科と応用化学科が増設され、１９６７（昭和42）年４月には、電子工学科、土木工学科、建築学科が増設されたので、１９６７年度以降の工学部は10学科体制となった。

その後、１９９０（平成２）年４月には、生物工学科が増設されるとともに、金属工学科が材料工学科に改称され、翌年４月には、機械工学第二学科が機械システム工学科に改称された。また、２００２（平成14）４月には、管理工学科がシステムマネジメント工学科に、翌２００３（平成15）年４月には、材料工学科が先端マテリアル工学科に、土木工学科が都市環境工学科に改称され、２００４（平成16）年４月には、電気工学科が先端情報電気工学科に、２００５（平成17）年４月には、電子工学科が電子情報システム工学科に改称された。

以上のように、社会の発展やそれに伴う多様なニーズに機敏に対応しつつ11学科による理工科教育を展開してきた工学部は、２００７（平成19）年４月に、３学部に再編され、現在に至っている。すなわち、安全で質の高い生活を目指して持続的に発展を続けるための高度で信頼できる「しくみ」と「しかけ」を創造できる力量と論理的な思考能力を養い、

「第４学舎」と命名された工学部

産業技術や社会に資する有為な人材の育成を目的とする「システム理工学部」（数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科）、都市産業社会における住民生活と生産活動が共生する安全・安心かつ環境に配慮した「まち」空間の創生と再生に関する科学技術の知識と豊かな創造性を備えた人材の育成を目的とする「環境都市工学部」（建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科）、「もの」と「いのち」の共生を図る科学技術の開発と創成を目指し、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力を持つ人材の育成を目的とする「化学生命工学部」（化学・物質工学科、生命・生物工学科）である。

〔社会学部〕

１９６７（昭和42）年４月には千里山学舎に社会学部が設置された。工学部が設置された時と同じように、社会学部学舎（第３学舎）[*6]が翌年３月に竣工するまで、授業は天六学舎で行われた。

社会学部は社会学科１学科３専攻（社会学専攻、産業社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻）でスタートしたが、１９７３（昭和48）年４月には産業心理学専攻が加わり、４専攻体制となった。その後、２００４（平成16）年４月には産業社会学専攻が社会システムデザイン専攻と改称され、２００６（平成18）年４月には産業心理学専攻が心理学専攻に、２０１３（平成25）年４月には、マス・コミュニケーション学専攻がメディア専攻に改称され、現在に至っている。人間や社会に関わる専門性と学際性を備えた有能な人材を育成することを目的に、豊富な専門科目群を学生が自由に組み合わせて履修できるよう教育課程が構築されるとともに、より深い学びへとつなげるため、それぞれの専攻の特色に

第２学舎の西側に建設された社会学部学舎

応じた多彩なプログラムが用意されている。

〔政策創造学部〕

２００７（平成19）年４月には政策創造学部が設置された。同学部は政策学科１学科制で出発したが、２０１３（平成25）年４月に、国際アジア法政策学科が増設された。２０２１（令和３）年度には、政策学科に２専修（政治経済専修、地域経営専修）が設けられるとともに、国際アジア法政策学科は国際アジア学科に改称された。少人数教育を前提とした政策創造学部の教育課程は、国際関係論・政治学・経済学・経営学から法律学まで、さまざまな分野を幅広く学ぶことによって複眼的思考を身につけること、外国語運用能力を基礎にした異文化体験を通して地球規模の考動力を身に付けること、ゼミ活動を通して課題発見や解決提言の方法を学び、政策提言力を養うことを目指して、設計されている。

〔外国語学部〕

２００９（平成21）年４月に開設された「外国語学部」では、山岡順太郎が「学の実化」の一環として提唱した「外国語学習の必要」、「国際的精神の涵養」という理念の今日的実現が少人数教育のなかで目指されている。すべての学生が主専攻言語である英語または中国語に基づき海外の提携大学へ約１年間の留学を行い、言語や専門知識の習得だけでなく、寮生活やホームステイを通じて、その国の文化や歴史、考え方や生活習慣を体験することを目的とするスタディ・アブロード・プログラムが開設当初より２年次に設定され、多文化共生・異文化理解の直接体験を大いに活用できる外国語のプロフェッショナルの育成が目指されている。外国語学科１学科制のもと、外国語学部では、２０１３（平成25）年度から、五つのプログラム（言語コミュニケーション教育、言語分析、地域言語文化、異文化コ

＊６　社会学部学舎の完成まで、千里山の学舎は、法学部・文学部の第１学舎、経済学部・商学部の第２学舎・第３学舎、工学部の第４学舎・第５学舎とナンバリングされていたが、社会学部学舎の完成を機に、１９６８（昭和43）年５月10日より、学舎名称を第４までとし、法学部・文学部を第１学舎、経済学部・商学部を第２学舎、新築の社会学部を第３学舎、工学部を第４学舎とし、各学舎内で「号館」の枝番号を付す方法に改定された（『関西大学百年史　資料編』１０６９ページ）。

ミュニケーション、通訳翻訳）を含む教育課程に改編され、現在に至っている。

マルチキャンパス化と学部の増設

学校法人関西大学は、１９８６（昭和61）年11月に関西大学創立１００周年を迎えるにあたり、次世紀における更なる発展と充実をめざして、千里山、天六に続く第三の校地として、大阪府高槻市霊仙寺町に13万坪を超える広大な校地を選定し、１９８８（昭和63）年４月には造成工事に着手した。造成は１９９１（平成３）年３月に完成し、まず百周年記念セミナーハウス・高岳館が建設され（１９９２（平成４）年４月竣工）、次に、総合情報学部学舎棟が建設され（１９９４（平成６）年３月竣工）、同年４月に、総合情報学部が開設された。こうして、本学は、１９９４年度以降、マルチキャンパス時代に入ったのである。

〔総合情報学部〕

１９９４（平成６）年４月に開設された、高槻キャンパスの総合情報学部は、本学では初めての文理融合学部であり、情報の理論とその意義や機能および情報と人間・社会との関係について幅広い知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成を目的に、総合情報学科１学科制で設立された。総合情報学部は、メディア情報モデル、知識情報モデル、組織情報モデルという三つの履修モデルに多様な理科系・文科系科目を配置して、柔軟なカリキュラム設計を行ってきたが、現在では、メディア情報、社会情報システム、コンピューティングという三つの系を示して、履修の指針としている。

学校法人関西大学は、２００８（平成20年）年７月24日、『ＫＵ Ｖｉｓｉｏｎ ２００８

高槻キャンパス

－２０１７～学校法人関西大学の長期ビジョン（将来像）～』を策定し、「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」をめざすべき方向性として掲げた。この長期ビジョンのもと、「関西大学２０１０年プロジェクト」の一環として、高槻ミューズキャンパス（大阪府高槻市白梅町、５３００坪）と堺キャンパス（大阪府堺市堺区香ヶ丘町、９０７５坪）の設置が実現し、２０１０（平成22年）年４月には、高槻ミューズキャンパスに社会安全学部が、堺キャンパスに人間健康学部が開設された。高槻キャンパス・総合情報学部の開設によって始まった本学のマルチキャンパス化は、高槻ミューズキャンパス・社会安全学部、堺キャンパス・人間健康学部が加わり、さらに進展していくことになった。

〔社会安全学部〕

高槻ミューズキャンパスの社会安全学部は、わが国で初めて社会安全学の理念を打ち出した学部であり、現代社会の安全を脅かすさまざまな問題について、学際融合的・実践的な教育研究を行うとともに、安全・安心な社会の構築に寄与できる、幅広い視野と問題解決能力を備えた人材の育成を目的に設立された。安全マネジメント学科の1学科制で、「安全・安心」をキーワードに、自然災害と事故の問題を二つの柱としつつ、食の安全や健康リスク、環境リスクにも目を向け、現代社会が直面する安全上の諸問題を読み解き、その解決策を提案する実践的な能力に優れた文理融合型人材の育成を目的に、法学、政治学、経済学、経営学、心理学、社会学、理学、情報学、工学、社会医学など、多様な学問分野による教育を展開している。

〔人間健康学部〕

堺キャンパスの人間健康学部は、人間生活における健康に関わる諸問題について、人文

高槻ミューズキャンパス

科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育を行い、人間と健康に関する総合的な専門性を持つ人材を育成することを目的に設置された。人間健康学科の1学科制のもと、「人間にとって真に必要な健康のあり方」という新たな観点から、「こころ」と「からだ」と「くらし」を総合的にとらえ、人間の幸福を実現するための健康に関わる諸問題の解決方法を探究するため、コース制（スポーツと健康コース、福祉と健康コース）が採用されている。また、少人数教育および地域社会との連携による実践教育が重視されている。そして、旧制大学昇格100年を迎える2022（令和4）年度からは、「人間健康学プログラム群」がスタートすることになっており、学部生はスポーツと健康コース、福祉と健康コースのいずれかに所属したうえで、三つのプログラム（人間関係学プログラム、ユーモア学プログラム、地域デザイン学プログラム）を副専攻として履修する教育課程が新たに採用される。

1922（大正11）年の旧制関西大学への昇格時、千里山学舎・2学部2学科で出発した本学は、第二次世界大戦後、1948（昭和23）年の新制関西大学発足時には、千里山学舎・4学部7学科で再出発した。そして、旧制大学への昇格から数えて100年の歳月を経て、旧制大学昇格時に提唱された「学の実化」を全面的に展開する、現在のマルチキャンパス・13学部20学科の一大総合学園に発展してきたのである。

堺キャンパス

資料編

資料

1　専門学校令（勅令第61号）

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ専門学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治三十六年三月二十六日

文部大臣　理学博士男爵菊池大麓

勅令第六十一号

専門学校令

第一条　高等ノ学術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス

専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第二条　北海道府県又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限リ専門学校ヲ設置スルコトヲ得但シ沖縄県ハ此ノ限ニ在ラス

第三条　私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得

第四条　公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五条　専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

但シ美術、音楽ニ関スル学術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条　専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七条　専門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八条　官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム

第九条　公立又ハ私立ノ専門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程

ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条　公立専門学校ノ職員ノ旅費及給与ニ関スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム

第十一条　公立ノ専門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ但シ特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得

第十二条　第一条ニ該当セサル学校ハ専門学校ト称スルコトヲ得ス

附　則

第十三条　本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四条　明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廃止ス

第十五条　既設ノ公立又ハ私立ノ学校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四条ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手続ヲ為ササルモノハ前項ノ期間ノ満了ト共ニ廃校シタルモノト看做ス

第一項ノ手続ヲ為スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廃校シタルモノト看做ス

第十六条　千葉医学専門学校、仙台医学専門学校、岡山医学専門学校、金沢医学専門学校、長崎医学専門学校、東京外国語学校、東京美術学校及東京音楽学校ハ本令施行ノ日ヨリ専門学校トス

（『官報』第５９１７号　明治36年3月27日付）

2　大学令（勅令第３８８号）

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

大正七年十二月五日

内閣総理大臣　原　敬

文部大臣　中橋徳五郎

勅令第三百八十八号

大学令

第一条　大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二条　大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得

学部ハ法学、医学、工学、文学、理学、農学、経済学及商

学ノ各部トス
特別ノ必要アル場合ニ於テ実質及規模一学部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ学部ヲ分合シテ学部ヲ設クルコトヲ得
第三条　学部ニハ研究科ヲ置クヘシ
数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ連絡協議ヲ期スル為之ヲ総合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得
第四条　大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得
第五条　公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府県ニ限リ之ヲ設立スルコトヲ得
第六条　私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ学校経営ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第七条　前条ノ財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス
基本財産中前項ニ該当スルモノハ現金又ハ国債証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ
第八条　公立及私立ノ大学ノ設立廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ学部ノ設置廃止亦同シ
前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ
第九条　学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該大学予科ヲ修了シタル者、高等学校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
入学ノ順位ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
第十条　学部ニ三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得
前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス
第十一条　研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適当ト認メタルモノトス
第十二条　大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ予科ヲ置クコトヲ得
大学予科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ為スヘシ
第十三条　大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス
修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之

ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
第十四条　大学予科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等学校高等科ニ関スル規定ヲ準用ス
第十五条　大学予科ノ生徒定数ハ毎年ノ予科修了者ノ員数カ其ノ年当該大学ニ収容シ得ル員数ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ
第十六条　大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範囲内ニ於テ当該大学之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第十七条　公立及私立ノ大学ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ
第十八条　私立大学ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立大学ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ
第十九条　公立及私立ノ大学ハ文部大臣ノ監督ニ属ス
第二十条　文部大臣ハ公立及私立ノ大学ニ対シ報告ヲ徴シ検閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得
第二十一条　本令ニ依ラサル学校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附　則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル学校ニハ当分ノ内第二十一条ノ規定ヲ適用セス

（『官報』第1903号　大正7年12月6日付）

3　大学規程（文部省令第11号）

◎文部省令第十一号
大学規程左ノ通定ム
大正八年三月二十九日

文部大臣　中橋徳五郎

大　学　規　程

第一条　公立又ハ私立ノ大学ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
一　大学ノ名称

二　学部ノ種類及名称
三　大学院及大学予科ノ設否
四　学則
五　位置及校地
六　校舎ノ図面及建設ノ設計
七　各学部及大学予科在学者定数
八　各学部専任教員数
九　学部、学科又ハ大学予科開設ノ期日
十　経費及維持ノ方法

前項第五号ニ関シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ状況ヲ記載シタル図面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各号ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二条　公立又ハ私立ノ大学ノ廃止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及在学者ノ処分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ学部ノ廃止ニ付亦同シ

第三条　大学ハ其ノ目的及規模ニ応シ教授上及研究上必要ナル設備ヲ為スヘシ

第四条　学部ノ入学ニ関シ高等学校高等科ヲ卒リタル者ト同等以上ノ学力アリト認ムヘキ者ハ当該大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第五条　高等学校高等科ニ入学スル資格ヲ有スル者ハ大学予科ノ入学ニ関シ中学校第四学年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ学力アリト認ム

第六条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ大学予科ノ入学ニ関シ中学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力アリト認ム

一　専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

二　文部大臣ニ於テ一般専門学校ノ入学ニ関シ中学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第七条　大学ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ学部ニ入学スル資格ヲ有スル者ニ就キ入学ノ順位ヲ定ムルコトヲ得

第八条　同順位ニ在ル学部入学志願者ノ数収容シ得ヘキ人員ニ超過スル場合ニ於テ行フヘキ選抜ノ方法ニ関シテハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第九条　大学令第十八条ノ規定ニ依リ教員ノ採用ニ付文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ申請書ニ担任学科目ヲ記載シ本人ノ履歴書及戸籍抄本ヲ添付スヘシ

第十条　大学ハ教育上必要ト認メタルトキハ在学者ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十一条　学則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一　学部及大学予科ノ学科課程ニ関スル事項
二　研究科及大学院ニ関スル事項
三　学部ノ在学年限並大学予科ノ修業年限ニ関スル事項
四　学士ノ称号ニ関スル事項
五　試験並課程修了ノ認定ニ関スル事項
六　学年、学期及休業日ニ関スル事項
七　入学、退学及懲戒ニ関スル事項
八　授業料、入学料等ニ関スル事項

第十二条　大学ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

一　学則及教授時間配当表
二　職員ノ名簿及履歴書
三　在学者学籍簿及入営延期又ハ徴兵猶予ニ関スル書類
四　試験ノ問題及成績表

在学者学籍簿ニハ在学者ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入学前ノ学歴、入学転学退学ノ年月日及試験合格ノ年月日、徴兵事故、保証人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第十三条　私立ノ大学ニ関シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ経由スヘシ

附　則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（『官報』第1994号　大正8年3月29日付）

4　法人解散届

法　人　解　散　届

大正八年十二月二十二日社団法人関西大学臨時社員総会ニ於テ社員織田萬、松村敏夫、喜多村桂一郎、黒田荘次郎、板垣不二男、和仁貞吉、渡邊菊之助、吉崎亀之助、大鐘彦市、多喜澤秀雄、内藤正剛、齋藤十一郎、澁川忠二郎、林龍太郎、宮原末太郎、廣瀬徳藏、武田貞之助、白川朋吉、山口房五郎、武内作平、吉田音松、平田譲衛、菅沼豊次郎、柿崎欽吾、板野友造、村松岩吉、垂水善太郎ノ同意ヲ以テ社団法人関西大学ヲ解散議決候ニ付此段乃御届申上候也

大正八年十二月二十七日
大阪市北区上福島北二丁目百二十一番地
社団法人関西大学理事
織田　萬
和仁貞吉

柿崎欽吾

文部大臣中橋徳五郎殿

（『財団法人　関西大学寄附行為原簿』）

5　財団法人設立許可申請書

発第一号

財団法人設立許可申請書

民法第三十四条ニ依リ財団法人ヲ設立致度候間御許可被成下度明治三十二年文部省令第三十九号文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第一条ニ依リ此段申請候也

大正八年十二月二十七日

大阪市北区上福島北二丁目百二十一番地

設立者財団法人　関西大学理事　織田　萬

文部大臣中橋徳五郎殿

（『財団法人　関西大学寄附行為原簿』）

6　財団法人関西大学寄附行為

財団法人関西大学寄附行為

第一章　総　則

第一条　本財団法人ハ大学令其他ノ法令ニ基キ各種ノ学科ヲ教授シ及攻究スルヲ以テ目的トス本財団法人ハ元社団法人関西大学ノ事業全部ヲ継承シテ本財団法人ノ事業トス

第二条　本財団法人ハ財団法人関西大学ト称ス

第三条　本財団法人ノ事務所ハ大阪市北区上福島北二丁目百二十一番地ニ設置ス

第二章　資　産

第四条　元社団法人関西大学ニ属シタル動産不動産ヲ以テ本財団法人ノ資産トス

第五条　本財団法人ノ経費ハ基本財産ヨリ生スル収入及授業料寄附金其他ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

本財団法人ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条　本財団法人一切ノ資産ハ理事之ヲ管理シ金銭並ニ有価証券ハ確実ナル銀行ニ預ケ理事之ヲ保管ス

第三章　役　員

第七条　本財団法人ニハ理事三名乃至五名監事一名乃至三名ヲ置ク

第八条　理事及監事ノ任免ハ協議員会之ヲ決ス但理事及監事ハ協議員中ヨリ選任ス

第九条　理事ノ内一名ヲ学長トシ一名又ハ二名ヲ専務理事ト為スコトヲ得

学長及専務理事ハ理事ノ互選トス

理事ハ本財団法人一切ノ事務ヲ処理ス但協議員会ノ決議ニ反シテ法人ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十条　監事ハ常ニ本財団法人ノ資産及事務ノ状況ヲ監査シ必要アルトキハ協議員会ヲ招集シテ之ヲ報告ス

第十一条　理事及監事ノ任期ハ三ケ年トス但再選ヲ妨ケス

理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者就任スルマテハ理事及監事タル権利及義務ヲ有ス

第十二条　理事及監事ニ欠員ヲ生シタル場合ハ協議員会ニ於テ之ヲ選挙ス

補欠役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十三条　本財団法人ニハ二十名乃至五十名ノ協議員ヲ置ク

協議員ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一、評議員、教授、講師

二、元以上ノ資格ヲ有シタル者

三、校友

第十四条　協議員ハ本財団法人ニ関スル重要ナル事項ヲ決議ス

第十五条　本財団法人ニ若干名ノ評議員ヲ置ク

学位ヲ有シ高等ノ官職ヲ帯ヒ又ハ知名ノ士ニシテ特ニ本財団法人ノ維持ヲ賛助スル者ハ協議員会ニ於テ之ヲ評議員ニ推薦スルコトヲ得

第十六条　関西大学ノ卒業者ハ校友トス

嘗テ関西大学ニ修学シ名望アル者ハ理事之ヲ校友トスルコトヲ得

第十七条　協議員ハ終身トス

協議員ノ補欠選挙ハ総協議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テス

第十八条　本財団法人ノ名誉ヲ毀損シ若クハ其利益ニ背反スル行為ヲ為シ又ハ不行跡ヲ為シタル協議員ハ協議員会ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ総協議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テス

第十九条　協議員会ハ通常臨時ノ二種トス

第二十条　通常協議員会ハ毎年十二月理事之ヲ招集シ事務ノ概況及会計ノ状況ヲ報告シ且次年度ノ事務ノ方針其他必要

ナル事項ヲ決議ス

第二十一条　臨時協議員会ハ理事又ハ監事ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ招集ス但協議員五分ノ一以上ヨリ会議ノ目的タル事項ヲ開示シテ請求シタルトキハ理事ハ臨時協議員会ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十二条　協議員会ヲ招集スルニハ会議ノ目的タル事項ヲ示シ少クトモ開会三日前書面ヲ以テ各協議員ニ通告ス

第二十三条　協議員会ハ協議員五名以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

協議員会ノ決議ハ総協議員過半数ノ同意ヲ以テス

協議員会ニ於テ定数ノ同意ヲ得サルトキハ出席員過半数ノ同意ヲ以テ仮決議ヲ為シ欠席協議員ニ之ヲ通知シ欠席協議員ニシテ之ニ対シ同意ヲ表シタル者ヲ加ヘ定数ニ達シタル場合ハ協議員会決議ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十四条　協議員会議ノ議長ハ理事之ニ任ス理事差支アルトキハ出席員中ヨリ之ヲ選挙ス

第二十五条　協議員会ノ決議事項ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル協議員ハ其表決権ヲ行フコトヲ得ズ

第四章　寄附行為ノ変更

第二十六条　本財団法人ノ寄附行為総協議員ノ三分ノ二以上ノ同意ニヨリ文部大臣ノ認可ヲ経テ変更スルコトヲ得

第五章　附　則

第二十七条　本財団法人設立ノ際ハ織田萬、和仁貞吉、柿崎欽吾、垂水善太郎、砂川雄峻ノ五名ヲ理事トシ大鐘彦市、白川朋吉、武内作平ノ三名ヲ監事トス

第二十八条　本財団法人設立ノ際ハ織田萬、和仁貞吉、柿崎欽吾、白川朋吉、横山鑛太郎、板垣不二男、板野友造、林龍太郎、大鐘彦市、渡邊菊之助、吉崎亀之助、吉田音松、武内作平、武田貞之助、多喜澤秀雄、垂水善太郎、武田宣英、内藤正剛、村松岩吉、黒田荘次郎、山口房五郎、後藤武夫、松村敏夫、齋藤十一郎、喜多村桂一郎、水島鐵也、宮原末太郎、澁川忠二郎、平田譲衛、廣瀬德藏、砂川雄峻、菅沼豊次郎ノ三十二名ヲ以テ協議員トス

第二十九条　本財団法人設立ノ際ハ一瀬勇三郎、太田黒英記、加太邦憲、河村善益、柿原武熊、田丸税稔、村山龍平、植村俊平、山本辰六郎、古荘一雄、藤田平太郎、鴻池善右衛門、國分三亥、小林芳郎、手塚太郎、齋藤十一郎、北畠治房、菊池侃二、水上長次郎、水島鐵也、本山彦一、關一ノ二十二名ヲ以テ評議員トス

（『財団法人　関西大学寄附行為原簿』）

7　財団法人設立許可書

文部省大専二号

財団法人関西大学設立者
織田　萬

大正八年十二月二十七日付申請財団法人関西大学設立ノ件民法第三十四条ニ依リ許可ス

大正九年三月十一日

文部大臣　中橋徳五郎印

（『財団法人　関西大学寄附行為原簿』）

8　私立大学設立認可に関する通牒（2通）

通牒写（大正九年四月）

一、財団法人カ所有スルコトヲ要スル私立大学ノ基本財産ノ額ハ、一箇ノ学部ヲ置ク大学ニ於テハ五十万円トシ、数箇ノ学部ヲ置ク大学ニ於テハ一箇ノ学部ヲ加フル毎ニ十万円ヲ増加スルコト

一、前項ノ金額ハ大学ニ予科ヲ置ク場合ニ於テモ同様トスルコト

一、基本財産ハ設立認可後三週間以内ニ金庫ニ供託スヘキコト

但特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ六箇年以内ノ期間ニ於テ分割供託スルヲ得ルコト

一、大学ハ所要教員数ノ半数以上ノ専任教員ヲ置クヲ要スルコト

但文部大臣ノ認可ヲ受ケ設立後六箇年ノ猶予期間ヲ置クコトヲ認ムルコト

以上

私立大学設立認可ニ関スル件

一、供託基金其他必要ナル建築設備等ノ資金ヲ寄附ニ依ル場合ハ、其ノ寄附ノ確実ナルコトヲ証明スルタメ寄附者ノ寄附申込書本書ヲ本省ニ提示スヘシ

一、蔵図書ニ関シテハ欧米各国中二個国ノ書物（専門学科ニ関スルモノ）各二千部以上ヲ備付クルヲ要ス

但シ不得已場合ニ於テ其ノ蒐集ニ二個年ノ猶予ヲ與フ

ルコト

一、建築及設備ニ関シテハ学生定員等ヲ参酌シ各場合ニ付キ調査ス

一、供託基金ノ中十五万円（国庫補助六個年分）ハ五十万円ノ中ニ算入スルヲ許ス

以上

（『大学設立認可申請書　財団法人関西大学』）

9　不動産売買契約書

不動産売買契約書

北大阪電気鉄道株式会社代表者取締役木村宇一郎（以下甲ト称ス）ト財団法人関西大学代表者理事柿崎欽吾（以下乙ト称ス）トノ間ニ学校用地売買ニ関シ左ノ契約ヲ締結ス

第一条　甲ハ其所有ニ係ル末記不動産公簿面参町弐反六畝九歩――此実坪壱万五千七百六拾弐坪参合五勺ヲ金五万弐千六百八拾五円参拾八銭也ニテ乙ニ売渡シ乙ハ該代金ヲ以テ之ヲ買受タリ

第二条　乙ハ代金ノ内金壱万――円也ヲ本日甲ニ交付シ甲ハ之ヲ受領シタリ

第三条　甲ハ売渡物件ニ対シ曽テ価格ヲ減損スベキ物権ノ設定先取特権ノ原因果実ノ前収ナク其他何等ノ負担又ハ瑕疵ナキ完全ナル所有権タルベキ旨ヲ確保ス

第四条　所有権移転登記ハ大正拾年弐月四日午前拾時ト定メ双方所轄登記所ニ出頭シ登記ノ申請ヲナスモノトス

第五条　前条ノ登記完了シタル時ハ乙ハ直チニ土地代金ノ残額ヲ甲ニ支払フベシ

第六条　売渡ニ関スル証書ノ作成及其印紙等ノ費用ハ総テ甲ノ負担トシ所有権移転登記ニ関スル登録税其他ノ費用等ハ総テ乙ノ負担トス

第七条　売買物件ニ対スル租税其他ノ公課ハ所有権移転登記済ノ日ヲ以テ区分シ其前日迄ノ日附ヲ以テ発行セラレタル納税告知書其他通知ノ分ニ対シテハ甲ノ負担トシ其以後ノ分ハ乙ノ負担トス

第八条　本契約ハ関西大学敷地ニ供スル目的ヲ以テ締結セラレタルモノナルヲ以テ乙ハ遅滞ナク校舎ノ移転ヲ為スベシ若シ其目的ノ用途ニ供セサル時ハ第一条ノ全額ヲ以テ甲ニ買戻スベキモノトス

右契約ヲ為シタルニ依リ本証弐通ヲ作成シ各壱通ヲ保有スル

モノ也

大正拾年弐月参日

大阪市北区中之島四丁目弐拾八番地
北大阪電気鉄道株式会社
取締役　木村宇一郎㊞

大阪市北区上福島北弐丁目百弐拾壱番地
財団法人　関西大学㊞

大阪市西区土佐堀通弐丁目参番地
理　事　柿崎欽吾㊞

物　件　表（省略）

以上

（関西大学所蔵）

10　金銭貸借契約書〔抄〕

金銭貸借契約証書

第一条　北大阪電気鉄道株式会社（以下債権者ト称ス）ハ財団法人関西大学ニ対シ金四万円也ヲ貸与シ財団法人関西大学（以下債務者ト称ス）ハ之ヲ借受ケタリ

第二条　元金弁済期限ハ大正拾壱年壱月参拾壱日迄トシ債務者ハ債権者ノ住所ニ於テ之ヲ支払フベシ

第三条　利息ハ元金壱百円ニ付年九歩六厘ノ割㊒トシ毎月弐拾八日迄ニ債務者ハ債権者ノ住所ニ持参支払フベシ　期限後ト雖債務完済ニ至ル迄同率ノ損害利息ヲ債務者ハ債権者ニ対シ支払フベシ

第四条　本債務弁済ノ担保トシテ債務者ハ別紙物件表ニ掲グル不動産ニ順位第壱順位ノ抵当権ヲ設定シタリ

第五条　債務者ハ前条抵当権設定ニ付キ債務者ノ権利ニ属スル登記済権利証書登記ノ申請委任状及印鑑証明書等ヲ債権者ニ予メ交付シ置クベシ

債権者ハ右抵当権設定ノ登記手続ヲ一時債務者ノ都合ニヨリ猶予シタルモ債権者ノ都合ニヨリ何時ニテモ其登記ヲ申請シ得ベク此場合ニ於テ不足ノ書類其他調印等ヲ要スル時ハ債務者ハ何時ニテモ之ニ応ズルハ勿論其登録ヲ負担スベシ

第六条　債務者ハ抵当物件ニ対シ債権者ノ権利ヲ害シ又ハ害スル虞アル一切ノ行為ヲ為サヾルハ勿論殊ニ前条ニヨル抵当権設定登記前ハ各種物権ノ設定等一切ノ処分ヲ為ス

ベカラズ

第七条　保証人ハ債務者ト相連帯シテ本契約ニ依ル債務全部ヲ負担シ債権者ニ対シ其債務ヲ履行スベキコトヲ約諾ス

第八条　債務者ハ左記ノ場合ニ於テハ弁済期限ノ利益ヲ失ヒ債権者ヨリ一時ニ元利金ノ請求ヲ受クルモ異議ナク之ニ応ズベキモノトス

（一）本契約条項ノ内壱項タリトモ違反シタル時

（二）債務者又ハ保証人ニ於テ他ヨリ差押仮差押若クハ仮処分又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル時

右契約ノ確実ナルヲ証スル為本書正副各壱通ヲ作成シ正本ハ債権者ニ副本ハ債務者之ヲ保有スルモノ也

大正拾年弐月参日

大阪市北区中之島四丁目弐拾八番地

債権者　北大阪電気鉄道株式会社㊞

兵庫県武庫郡精道村芦屋字中之内千五拾五番地

右代表者　取締役　木村宇一郎㊞

大阪市北区上福島北弐丁目百弐拾壱番地

債務者　財団法人　関西大学㊞

京都市上京区下鴨町字松ノ木拾八番地ノ壱

右代表者　理事　織田　萬㊞

大阪市西区土佐堀通弐丁目参番地

保証人　柿崎欽吾

大阪市北区川崎町四拾七番地

同　垂水善太郎

大阪市東区平野町二丁目一番地

同　大鐘彦市㊞

大阪市東区北浜四丁目廿三番地

同　白川朋吉㊞

（物件表省略）

（関西大学所蔵）

11　領収証

領　収　証

一金四万弐千六百八拾五円参拾八銭也

但大正拾年弐月参日附不動産売買契約証書ニ依ル三島郡千里村大字片山拾七番畑参畝拾五歩外五十筆土地代金五万弐千六百八拾五円参拾八銭也ノ内曩ニ領収シタル金壱万円也ヲ控除シタル残額――

右正ニ領収候也

大正拾年弐月　日

大阪市北区中之島四丁目弐拾八番地
北大阪電気鉄道株式会社
常務取締役　木村宇一郎㊞

財団法人関西大学
右代表者　理事　織田　萬　殿

以下余白

（関西大学所蔵）

12　関西大学拡張新計画概要

（表紙）

大正十年十月

関西大学拡張新計画概要

関西大学ノ規模ヲ拡張シ其内容ヲ充実シ
以テ我関西ニ於ケル私立最高学府トシテ
ノ機能ヲ発揮セシメントスル趣旨

不肖等ハ茲ニ謹ンテ大方諸彦ノ明鑑ヲ仰㊟ント欲ス

我関西大学ハ創立以来年ヲ閲スルコト茲ニ三十有六年其間幾多ノ人材ヲ養成シ文運ニ貢献スルコトヲ得タルハ本大学ノ名誉タルノミナラス国家文教ノ為深ク欣快トスルトコロナリ本大学ハ既ニ朝野人士ノ深厚ナル同情ニ依リ今日ノ盛ヲ致セルハ感謝措ク能ハサルトコロニシテ夙夜之ニ報ユルノ途ヲ講シテ怠ラスト雖モ経済的基礎未タ確立スルニ至ラス日ニ新ナル時代ノ要求ヲ満タスコト能ハスシテ纔ニ現状ヲ維持スルニ過キサルノ状態ニ在ルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ

顧レハ近時世界ノ情勢ハ社会凡百ノ事物ニ改造ヲ促シ殊ニ国家存立ノ方礎ハ教育ニ在ルコトヲ痛感セシメ以テ新文化ノ道程ヲ暗示セルモノト称スルコトヲ得ヘシ

我文教ノ府モ夙ニ世界ノ大勢ニ順応シ国運発展ノ基調ヲ新大学令ニ置キ以テ大政一新ノ国策ヲ樹立セラル是ニ於テカ本大学モ亦此機運ニ乗シ組織ヲ改変シ内容ヲ充実シテ我関西ニ於ケル権威アル私立最高学府ト為シ其機能ヲ発揮セシメンカ為新大学令ニ準拠スルコト蓋シ最モ時宜ヲ得タルモノナリト確

信ス

此有意義ナル事業ノ完成ヲ期スルノ前提トシテ本大学経済的基礎ノ確立ヲ計ラサルヘカラサルコト多言ヲ要セス然ルニ微細ノ財源ニ其費途ヲ仰クカ如キハ到底之ヲ許ササルノミナラス新大学令準拠ノ条件トシテ法定ノ基金ヲ保擁シ且諸般ノ設備ヲ整斉シ普ク天下ノ学者ヲ聘用シテ研究ノ目的ヲ完ウシ教化育成ノ実ヲ挙クルニ遺憾ナカラシメンニハ茲ニ相当ノ巨資ヲ要スルヲ免レス是今ヤ本大学カ拡張計画ヲ公ニシ敢テ之ヲ江湖ノ深厚ナル同情ト明正ナル考察トニ愬ヘントスル所以ナリ冀クハ之ヲ諒セラレンコトヲ

大正十年十月

財団法人 関西大学
理事 織田萬

関西大学拡張後援会
会長 山岡順太郎

関西大学ノ拡張カ我大阪及関西ニ必要ナル特殊ノ理由

今ヤ関西大学ノ内容ヲ改善シ規模ヲ拡張シ以テ其面目ヲ新ニスルノ緊要ナルコト趣意書ニ述フルトコロノ如シト雖モ更ニ之ヲ我大阪乃至関西ノ立場ヨリ観察スルトキハ又特殊ノ理由存スヘク其主タルモノヲ挙クレハ次ノ如シ

一　我大阪並ニ関西ニ於ケル高等専門学校ハ殆ント悉ク官公立ニシテ関西大学ハ実ニ唯一無二ノ私学ナリ完全ナル学術ノ進歩ヲ図ラントセハ官私両学ノ併立スルコト最モ肝要ナリ殊ニ学問ノ自由独立ハ之ヲ私学ノ発展ニ俟タサルヘカラス

二　上述ノ如ク関西大学ハ大阪並ニ其以西ニ於ケル唯一ノ私学ナルヲ以テ之ヲ他ノ官私大学ニ比シ遜色ナキヲ得シムルハ吾人関西人士ノ精華ヲ保持スルニ必要ナルノミナラス又将来我関西ノ発展上最モ有意義ノ事業ナリトス

三　殊ニ東京ニハ慶應義塾大学早稲田大学ヲ首メ其他数校ノ私立大学存在シ何レモ異常ノ発展ヲ為シ学問ノ進歩発達ニ貢献スルコト少シトセス故ニ東京ニ於ケル是等諸学ニ対シ吾人関西人士ノ面目上我大阪ニ少クトモ完全ナル一大私立大学ヲ有シ東西相呼応シテ我国学問ノ向上進展ニ資スルコト肝要ナリ

四　関西大学ヲシテ一般模範的国民ヲ養成スルト同時ニ地方的特殊ノ事情ヲ斟酌シ其要求ニ適応スヘキ人材ヲ造就スルノ使命ヲ全ウセシムヘシ尚換言スレハ関西大学ヲシテ

商工業ノ中枢タル我大阪ノ要求スル人材並ニ関西ノ地方的色彩ニ調化スヘキ人材ヲ教養スルノ場所タラシムヘシ

五

従来官私大学及各種専門学校ハ主トシテ東京ニ集中セルノ結果高等専門教育ヲ受ケントスル者ハ必スヤ笈ヲ東都ニ負ハサルヘカラス然ルニ学資往年ニ数倍スル今日ノ状態ニ於テハ地方ニ隔住スル中産階級者ノ子弟ハ近代大学教育ノ恵沢ニ浴スルコト極メテ困難ナリ是我国ノ大都市タル我大阪ニ少クトモ一大学ヲ要スル所以ナリ而シテ直ニ官立大学ノ設立ヲ見ルヲ得スンハ先ツ民力ヲ以テ一私立大学ヲ完成センコト蓋シ急務ナルヘシ

六

関西大学ハ三十有余年ノ光輝アル歴史ヲ有シ其卒業生約三千ヲ算ス従テ全国ニ亘リテ既ニ相当ノ地盤ヲ有スルカ故ニ之ニ一段ノ力ヲ籍スコト新ニ一私立大学ヲ建設スルニ比シ労少クシテ効多キコト疑ヲ客レス

七

従来東京ニ於テ学校ノ設立拡張其他苟モ寄附金ニ依ル事業ノ企画セラルルヤ常ニ我関西ノ人士先ツ之ニ力ヲ籍シ却テ我関西ソレ自身ハ学術研究上自給自足ヲ忽諸ニ附セルノ憾ナキ能ハス斯クノ如クニシテ従来完備セル一大学ヲモ有セサリシ我大阪カ今ヤ大大阪ノ建造ヲ計画シツツアルノ秋ニ方リ市ノ権威ノ最高表象トシテ一大学ヲ完成スルコト蓋シ時宜ヲ得タルモノト謂フヘシ

八

我大阪ハ経済活動ノ盛ナルコト全国ニ其比ヲ見ス故ニ学理ヲ討究スルト同時ニ之カ実際ニ応用セラルルノ状態ヲ目撃スルノ機会多キノミナラス活ケル研究資料ヲ蒐集スルコト亦極メテ便ナリ尚切言スレハ学理ト実際トノ交渉ヲ最モ適切ニ融合シ得ルハ大阪ヲ措イテ他ニ之ヲ求ムヘカラス是亦我大阪カ学問ノ府ニ適スル所以ナリ

九

関西大学附属甲種商業学校ヲ拡張スルト同時ニ新ニ附属中学校ヲ併設シテ可成多数志望者ヲ収容シ以テ現在ニ於ケル学校不足ノ欠陥ヲ補充シ更ニ高等予備学校ヲ設置シテ高等専門学校入学志望者ニ対スル準備教育ヲ施シ以テ本大学施設ノ首尾ヲ一貫セントス

関西大学拡張新計画予算

一供託金	六〇〇、〇〇〇円
一敷地購入代金	五〇、〇〇〇円
一校舎新築費	三八〇、〇〇〇円
一図書館新築費	七〇、〇〇〇円
一大講堂新築費	八〇、〇〇〇円
一学生控所新築費	三〇、〇〇〇円
一図書購入費	五〇、〇〇〇円

一海外留学生費……三〇、〇〇〇円
一諸設備費……六五、〇〇〇円
一甲種商業学校拡張費……五〇、〇〇〇円
合計金……一、四〇五、〇〇〇円

内資産

一現在敷地校舎売却代金……二五〇、〇〇〇円
一校友寄附申込金……二〇〇、〇〇〇円
一現金……五五、九〇〇円
合計金……五〇五、九〇〇円
差引不足金……八九九、一〇〇円
附属中学校設立予算ハ尚研究ノ上之ヲ算定ス

関西大学現状　大正十年九月調

一学科

大学予科	大学部	専門部予科	専門部
法律予科	法律学科	法律予科	法律学科
経済予科	経済学科	経済予科	経済学科
商業予科	商業学科	商業予科	商業学科

一在学生……二、四六九人
一入学志願者（大正十年度）……二、八三六人
一入学許可者（大正十年度）……一、七六八人
一教授講師……八一人
一卒業生……二、五七一人
一卒業生職業別
高等文官判検事弁護士……二四九人
衆議院議員……一六人
府県市会議員……五五人
判任文官公吏……八〇五人
銀行会社員其他実業者……一、〇三一人
研学中ノ者其他……一八〇人
死亡者……二三五人
一附属甲種商業学校在校生……九〇一人
一附属甲種商業学校卒業生……五五五人

関西大学拡張後援会規定

第一条　本会ハ関西大学拡張後援会ト称ス
第二条　本会ハ関西大学ノ基金募集及同大学拡張ニ関スル事業ノ遂行ヲ後援スルヲ以テ其目的トス
第三条　本会ハ其事務所ヲ関西大学内ニ置ク

第四条　本会ノ趣旨ニ賛成スル者ヲ以テ会員トス

第五条　本会ニ会長一名ヲ置ク
　会長ハ本会ヲ統理ス

第六条　本会ノ会長ハ関西大学理事会ニ其推薦ヲ委嘱ス

第七条　本会ニ幹事若干名ヲ置ク
　幹事ハ会長ノ命ヲ受ケ会務ヲ掌理ス

第八条　幹事ハ会長之ヲ選任ス

第九条　本会ノ会員ハ本会ノ事業及関西大学ノ事業ニ関シ意見ヲ述フルコトヲ得但関西大学ノ事業ニ関シテハ会長ヲ経ルコトヲ要ス

第十条　本会ノ会員ハ永久ニ関西大学ノ賛助員トシテ待遇セラルルモノトス

第十一条　本会ノ規定ハ必要ニ応シ会長ニ於テ関西大学理事会ノ意見ヲ聴キ之ヲ変更スルコトアルヘシ

関西大学拡張資金寄附御申込方法

寄附金御申込ニ関シ左記ノ事項御諒承被下度願上候

一　払込ノ種類
　（イ）一時払
　（ロ）分割払　毎半期ニ分割シ御申込ノ日ヨリ三年以内ニ完済

二　払込ノ方法
　（イ）直接払　関西大学拡張後援会宛
　（ロ）振替貯金　関西大学口座大阪一二八七五番
　（ハ）銀行経由　取扱銀行次ノ如シ

三十四銀行　大阪市東区高麗橋四丁目
近江銀行　大阪市東区備後町二丁目
住友銀行　大阪市東区北浜五丁目
加島銀行　大阪市西区土佐堀通一丁目
山口銀行　大阪市東区唐物町二丁目
摂陽銀行　大阪市東区今橋三丁目
藤田銀行　大阪市東区今橋四丁目
鴻池銀行　大阪市東区今橋二丁目

寄附金用途指定

寄附金ノ用途ヲ御指定相成候場合ニハ其御指定ニ基キ例ヘハ教室図書館講堂校門グラウンド等ヲ建設シ寄附者ノ芳名ヲ附シテ永ク其芳志ヲ記念可仕候

大阪市北区上福島北二丁目関西大学内
関西大学拡張後援会
電話土佐堀一〇四九番

（関西大学所蔵）

13 関西大学学則

（表紙）

大正十二年二月

大学令ニ拠ル 関西大学学則

（表紙裏）

文部省

文部省大専六号

財団法人関西大学

大正十年二月五日付申請関西大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件認可ス

大正十一年六月五日

文部大臣中橋徳五郎 印

大学令ニ拠ル 関西大学学則

第一章 総則

第一条 本大学ハ法律、政治、商業及経済ニ関スル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第二条 本大学ハ法学、商学ノ二学部及大学院ヲ設ケ大学予科ヲ附置ス

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

一 日曜日、大祭祝日 本大学記念日（十二月十三日）

一 春季休業 自四月一日至同十五日

一 夏季休業 自七月十六日至九月十日

一 冬季休業 自十二月二十六日至翌年一月十日

第二章 学部

第一節 学科

第五条 学部ニ於テハ法律、政治、商業及経済ニ関スル学術ノ理論及応用ヲ教授ス

第六条 学部ハ法学部及商学部トシ、法学部ハ法律学科及

政治学科ニ分ツ

第七条　各学部ノ修業年限ハ三ケ年トス

第二節　学科課程

第八条　各学部ニ於テ教授スル必修科目、選択科目、随意科目及其配当、毎週授業時数左ノ如シ

第一　法学部

一　法律学科

第一学年

学科目	一週授業時数
必修科目	
憲法	三
民法　総則、物権	六
刑法　総論	三
刑事訴訟法	三
経済学	四
外国法　英法、独法ノ内一	四
選択科目	
法制史	二
社会学	二
合計	二五
随意科目	
英、仏、逸(独)語ノ内一	二

第二学年

必修科目	
民法　債権	六
商法　総則、会社、商行為	六
刑法　各論	二
民事訴訟法第一編	二
行政法	二
外国法　英法、独法ノ内一	四
選択科目	
財政学	四
国際公法	四
合計	二六
随意科目	
英、仏、独語ノ内一	二

第三学年

必修科目	
民法　親族、相続	四
商法　手形、海商	五

民事訴訟法第二編以下　六
行政法　三
外国法　英法、独法ノ内一　四
選択科目
国際私法　二
法理学　二
破産法　二
合計　二六
随意科目
英、仏、独語ノ内一　二
◎選択科目ハ第一学年、第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ学年ノ始ニ於テ選定シ学長ノ承認ヲ経ヘシ

二政治学科

第一学年　一週間授業時間(ママ)

必修科目
政治学　三
憲法　三
経済学　四
社会学　二
民法　総則、物権　六
外国政治書研究　四
選択科目
刑法　総論　三
統計学　一
法制史　二
経済史　二
簿記　三
合計　二五乃至二八
随意科目
英、仏、独語ノ内一　二

第二学年

必修科目
行政法　二
国際公法　四
財政学　四
社会政策　一
地方自治　二
民法　債権　六

政治史　二
外国政治書研究　二
選択科目
比較憲法　二
商法　総則、会社、商行為　六
刑法　各論　二
合計　二五乃至二九
随意科目
英、仏、独語ノ内一　二

第三学年

必修科目
行政法　三
国際私法　二
経済政策　四
外交史　二
政治学史　二
外国政治書研究　四
選択科目
民法　親族、相続　四
商法　手形、海商　五
法理学　二
社会政策　二
合計　二五乃至二八
随意科目
英、仏、独語ノ内一　二

◎選択科目ハ第一学年ハ二科目、第二学年ハ一科目、第三学年ハ三科目ヲ学年ノ始ニ於テ選定シ学長ノ承認ヲ経ヘシ

第二商学部

第一学年

学科目　一週授業時数
必修科目
簿記　銀行簿記、工業簿記　三
地理　二
商業数学　二
商業史　二
保険学　原論、生命保険　二
経済学　四
民法　総則、物権　六
商業英語　四

選択科目

倉庫論　二
憲法　三
外国経済書研究　二
社会学　二
合計　二五乃至三〇

随意科目

英、仏、独語ノ内一　二

第二学年

必修科目

簿記　銀行簿記、工業簿記　三
統計学　二
商品学　二
損害保険　二
貨幣論　二
財政学　四
民法　債権
商法　総則、会社、商行為　六
商業英語　二

選択科目

市場論　一
取引所論　一
銀行論　二
商事特別法制　二
外国経済書研究　二
国際法　四
合計　二五乃至二九

随意科目

英、仏、独語ノ内一　二

第三学年

必修科目

商業経営学　二
商業実務　二
保険政策　二
経済政策　四
商法　手形、海商　五
会計学　二
商業英語　四
交通論　鉄道及海運　三

選択科目

破産法及手続法　二
社会政策　二
国際経済論　二
演習　二
合計　二六
随意科目
英、仏、独語ノ内一　二
◎選択科目ハ第一学年ハ三科目、第二学年ハ二科目、第三学年ハ一科目ヲ学年ノ始ニ於テ選定シ学長ノ承認ヲ経ヘシ

第三節　入学、休学及退学

第九条　入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ学年ノ始ヨリ三十日間トス

但他ノ同程度ノ学校ヨリ転学スル者ハ此限ニアラス

第十条　本大学各学部第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学大学予科ヲ修了シタル者トス

但左ノ資格者ハ欠員アル場合ニ限リ入学ヲ許スコトアルヘシ

一　高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

二　大正十年、十一年、十二年、十三年度ニ於テ専門学校令ニ依ル関西大学大学予科二学年ノ課程ヲ卒ヘタル者

第十一条　本大学ト同等ノ学校ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ欠員アル場合ニ限リ相当ノ学級ニ編入ス

但本大学ノ学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限リ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十二条　一旦退学シタル者ニシテ再入学ヲ希望スルトキハ一ケ年以内ニ限リ無試験ニテ元級ニ編入スルコトアルヘシ

第十三条　入学志願者ハ入学願書ニ学業履歴書ヲ添ヘ本大学ニ差出スヘシ

入学ノ許可ヲ得タル者ハ直チニ保証人ト連署シテ在学証及戸籍謄本ヲ差出スヘシ

但在学証用紙ハ本大学ヨリ之ヲ交附ス

第十四条　保証人ハ大阪府又ハ其附近ニ一家計ヲ立ツル成年者ニシテ相当ノ資格ヲ有スルコトヲ要ス保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキモノトス

第十五条　学生若クハ保証人カ氏名ヲ改メ又ハ本籍住所等ヲ

移転シタルトキハ直チニ其旨ヲ届出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

但学生カ氏名ヲ改メ又ハ本籍ヲ変更シタルトキ及ヒ保証人カ氏名ヲ改メタルトキハ戸籍抄本ヲ添附スヘシ

第十六条　欠席者ハ其事由ヲ記シ保証人連署ニテ届出ツヘシ、病気ノ為メ欠席七日以上ニ亘ルトキハ医師ノ診断書ヲ添附スヘシ

第十七条　学生疾病其他止ムコトヲ得サル事故ニ因リ三ケ月以上修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上学長ニ願出テ其許可ヲ経テ当該学年間休学スルコトヲ得

第十八条　休学中ハ授業料ヲ免除ス

第十九条　退学セントスル者ハ其事由ヲ記載シタル退学願ニ保証人連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ其学籍ヨリ除名ス

一　学業劣等若クハ疾病ニ依リ成業ノ見込ナキ者

二　出席常ナラサル者

三　理由ノ如何ニ拘ラス引続キ一ケ年以上欠席シタル者

四　正当ノ理由ナクシテ一ケ月以上欠席シタル者

五　授業料ヲ納附セサル者

第二十一条　第九章ノ規定ニヨリ退学処分ヲ受ケタル者四ケ月以上ヲ経過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第四節　試験、卒業及称号

第二十二条　試験ハ毎年三月之ヲ行ヒ追試験及再試験ハ四月之ヲ行フ

第二十三条　試験ノ方法ハ筆記口述ノ一又ハ二トス

第二十四条　試験ハ各科目ニツキ合格、不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格トシ、不可ヲ不合格トス

第二十五条　第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ第二学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス、第二学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ第三学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

但科目ト称スルハ第八条ノ学科課程表ニ依ル

第二十六条　前条ノ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得、但六ケ年ヲ越ユルコトヲ得ス

試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦前項但書ニ拠ル

第二十七条　学費ヲ納附セサル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条　学部ニ三ケ年以上在学シ所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十九条　学部ノ卒業者ハ左ノ区別ニ従ヒ学士ノ称号ヲ用フルコトヲ得

一　法学部卒業者ハ法学士

二　商学部卒業者ハ商学士

第三十条　試験ヲ完了セスシテ中途退学シタル者ニハ請求ニ依リ其修了シタル科目ニツキ証明書ヲ附与ス

第五節　学　費

第三十一条　学部ニ入学スル者ハ入学金五円ヲ納附スヘシ

第三十二条　学部ノ授業料ハ一ケ年金八拾八円トシ之ヲ左ノ三期ニ分納スヘシ

第一期　金三十二円（四月二十日限）

第二期　金三十二円（九月二十日限）

第三期　金二十四円（一月二十日限）

第三十三条　学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十四条　既ニ納附シタル授業料ハ中途休学又ハ退学スルモ之ヲ返附セス

第三十五条　追試験及再試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金拾円ヲ前納スヘシ

第三章　大　学　院

第三十六条　本大学院ハ法学部ノ研究科及商学部ノ研究科ヲ以テ構成ス

第三十七条　法学部研究科ハ法律及政治、商学部研究科ハ商業及経済ニ関スル学理ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第三十八条　学部卒業者ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ其研究事項ヲ具シ願書ヲ提出スヘシ

他大学ノ卒業者ニシテ本大学院ニ入ラントスル者ハ其研究事項ヲ具シ入学願書、学業履歴書及卒業証明書、戸籍謄本ヲ差出シ当該学部ノ検定ヲ受クルコトヲ要ス

此場合ニ於テハ検定料トシテ金拾円ヲ納附スヘシ

第三十九条　大学院入学ノ許否ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ学長之ヲ決ス

第四十条　大学院在学期ハ二ケ年以上トス

第四十一条　大学院学生ノ研究指導ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ学長ノ選定シタル指導教師之ヲ担任ス

第四十二条　大学院学生ハ指導教師ノ承認ヲ経テ学部ノ講義及演習ニ出席スルコトヲ得

第四十三条　大学院学生ハ入学後一年毎ニ其研究ノ状況ヲ指導教師ヲ経テ学長ニ報告スヘシ

第四十四条　大学院学生ハ大阪府又ハ其附近ニ居住スルコトヲ要シ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

但特ニ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラス

第四十五条　学部卒業生ニシテ学力優秀、志操堅固且永ク学術ノ攻究ニ従事スル希望ヲ有スル者ニハ学費ヲ給与シ大学院ニ於テ研究ヲ為サシムルコトアルヘシ給費生ハ当該学部教授会ノ銓衡ヲ経テ学長之ヲ特選ス

第四十六条　大学院学生ハ研究料トシテ一学年金八拾円ヲ納附スヘシ

但休学中ハ研究料ヲ免除ス

前項研究料ノ納期ニ関シテハ第三十二条ヲ準用ス

第四十七条　大学院学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ研究料ヲ免除セス又既ニ納附シタル研究料ハ中途休学又ハ退学スルモ之ヲ返附セス

第四十八条　第十三条乃至第十五条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十七条ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章　大学予科

第一節　総則

第四十九条　大学予科ハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ大学各学部ニ入ルニ必要ナル高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トス

第五十条　大学予科修業年限ハ三ケ年トス

学年ヲ分ツテ左ノ三学期トス

第一学期　四月一日乃至七月十日

第二学期　七月十一日乃至十二月三十一日

第三学期　一月一日乃至三月三十一日

第五十一条　第三条、第四条ノ規定ハ大学予科ニ之ヲ準用ス

第二節　学科課程

第五十二条　大学予科ノ学科課程左ノ如シ

第一学年

学科目	一週授業時数
修身　修身講話	一
国語及漢文　講読、文法、作文	六
英語	九
歴史　日本史	三
地理　世界各国ノ現状	二

数学	三
自然科学　生物及地質	二
体操	三
合計	二九
随意科目	
第二外国語　英、仏、独語ノ内一	三
第二学年	
修身　修身講話	一
国語及漢文　講読、文法、作文、国文学史	五
英語	八
歴史　東洋史、西洋史	五
自然科学　物理及化学	三
心理学	二
法制及経済	二
体操	三
合計	二九
随意科目	
第二外国語　英、仏、独語ノ内一	三
第三学年	
修身　倫理学	一
国語及漢文　講読、文法、作文、国文学史	五
英語	八
歴史　西洋史	四
心理学	二
哲学概説	三
法制及経済	二
体操	三
合計	二八
随意科目	
第二外国語　英、仏、独語ノ内一	三

第三節　入学及退学

第五十三条　入学ノ時期ハ毎年一回トシ其期間ハ学年ノ始ヨリ三十日間トス

第五十四条　大学予科ニ入学セントスル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ品行方正且体格検査ニ合格シタル者タルコトヲ要ス

一　中学校第四学年ヲ修了シタル者

二　高等学校尋常科ヲ修了シタル者

三　高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四　専門学校入学者検定規定ニ依リ試験検定ニ合格

シタル者

五　文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者

六　文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

七　甲種商業学校卒業者

八　師範学校卒業者

入学志願者募集人員ニ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

第五十五条　大学予科第二学年以上ニ補欠入学ヲ許スヘキ者ハ大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且前各学年ノ学科課程ニ依ル試験ニ合格シタル者ニ限ル

第五十六条　入学試験ヲ受ケントスル者ハ指定期日マテニ願書ニ履歴書及受験料金五円ヲ添ヘ提出スヘシ

既納ノ受験料ハ事情ノ如何ニ拘ラス之ヲ返附セス

第五十七条　入学試験ハ大学予科第一学年入学志願者ニ対シテハ中学校第四学年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

第五十八条　第十二条乃至第二十一条ノ規定ハ大学予科ニ之ヲ準用ス

第四節　試験

第五十九条　大学予科ノ試験ハ之ヲ分ツテ学期試験、学年試験及臨時試験ノ三種トス

第六十条　学期試験ハ第一学期及第二学期ノ終ニ於テ各学期間ニ履修シタル学科目ノ範囲内ニ於テ之ヲ行ヒ学年試験ハ第三学期ノ終ニ於テ其学年間ニ履修シタル学科目ノ範囲内ニ於テ之ヲ行ヒ臨時試験ハ教師ノ必要ト認メタルトキ之ヲ行フ

第六十一条　試験ノ成績表示ハ第二十四条ニ依リ之ヲ行フ

第六十二条　学期試験ノ成績ハ平素ノ成績及臨時試験ノ成績ヲ参照シテ之ヲ定ム

第六十三条　学年試験ノ成績ハ各学期試験全部ノ成績ヲ参照シテ之ヲ定ム

第六十四条　学年第一学期、第二学期中何レカノ学期試験ヲ受クルコト能ハサルトキハ他ノ学期試験成績ヲ参照シテ認定成績ヲ与フルコトアルヘシ

第六十五条　学年試験又ハ学期試験ヲ受ケサル者若クハ学年試験成績不可ナル者ハ進級又ハ修了スルコトヲ得ス

第六十六条　学年試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ次学年ノ始ニ於テ追試験ヲ許スコトアルヘシ此場合ニハ追試験

受験料金五円ヲ納附スヘシ

第六十七条　第六十五条ノ場合ニ於テハ其事由ヲ証明スル書面ヲ添ヘ保証人連署ノ上其旨予メ学長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六十八条　引続キ二回元級ニ止マリタル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

但休学ノ場合ハ之ヲ加算セス

第五節　学　費

第六十九条　大学予科ニ入学スル者ハ入学金五円ヲ納附スヘシ

第七十条　大学予科ノ授業料ハ一ケ年金七拾七円トシ左ノ三期ニ分納スヘシ

第一期　金弐拾八円（四月二十日限）

第二期　金弐拾八円（九月二十日限）

第三期　金弐拾壱円（一月二十日限）

第七十一条　第三十三条、第三十四条ノ規定ハ大学予科ニ之ヲ準用ス

第五章　特　待　生

第七十二条　学生中学術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ特待生トス

第七十三条　特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

特待生ニシテ其学年内退学シ又ハ退学、停学ヲ命セラレタルトキハ其待遇ヲ解キ且免除学費ヲ追納セシム

第六章　貸　費　生

第七十四条　貸費生ハ本大学貸費及寄附貸費ノ二種トス

第七十五条　学力優秀、志操堅固ニシテ学費支弁ノ途ナキ者ニハ学費ヲ貸与スルコトアルヘシ

第七十六条　本大学ノ貸費ハ年額金参百円以内トス

寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前項ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス

但寄附者ニ於テ特ニ貸費額ヲ指定シタルトキハ其額ヲ貸与ス

第七十七条　貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シ願書ヲ提出スヘシ

第七十八条　貸費ノ許可ヲ得タル者ハ本大学ノ承認スル保証人二名ヲ立テ本大学所定ノ証書ヲ差出スヘシ

第七十九条　貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一ケ年ヲ経過シタル月ヨリ起算シ貸費ヲ受ケタル期間ノ二倍ニ相当スル期間内ニ於テ其貸費額ヲ月賦返納スヘシ

但一時ニ返納スルヲ妨ケス

第八十条　貸費生ニシテ疾病其他ノ事故ニ因リ廃学シタルトキ又ハ第七十五条ニ適合セサル事実アリト認ムルトキハ其貸費ヲ止ム

第八十一条　貸費ヲ止メラレタル者、自己ノ都合ニヨリ退学スル者、除名又ハ退学ヲ命セラレタル者ハ貸費ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ

但特殊事情ノタメ貸費ヲ辞シ又ハ疾病ノタメ廃学シタル場合ニ限リ月賦返納ヲ許可スルコトアルヘシ

第七章　海外留学生

第八十二条　本大学卒業生ニシテ学術優等、品行方正ニシテ将来本大学ノ事業ニ従事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第八章　学生心得

第八十三条　学生ハ常ニ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一　国体ヲ重ンシ品性ヲ修メ本大学学生タルノ体面ヲ保ツヘキコト

二　校規ヲ守リ言行ヲ慎ミ本大学ノ学風ヲ振興スヘキコト

三　師長ヲ敬ヒ礼儀ヲ貴ヒ同窓ノ交誼ヲ厚クスヘキコト

四　質素清潔ヲ旨トシ衛生ニ留意スヘキコト

五　昇校ノ際ハ必ス制服制帽ヲ着用スヘキコト

疾病其他ノ事故ニ因リ制服制帽ヲ着用スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ届出テ学生監ノ承認ヲ受クヘキコト

六　昇校ノ際ハ必ス聴講券ヲ携帯シ之ニ認印ヲ受クヘキコト

七　学舎ニ入ルトキハ靴又ハ上草履ヲ用フルコト

八　教場ニ在テハ静粛ヲ旨トシ、雑談、喫煙其他苟モ粗暴ノ挙動ヲナスヘカラサルコト

九　教師ノ臨場及退場ニハ必ス起立ノ礼ヲ行フコト

一〇　教師ニ対シ質問又答弁ヲナサントスルトキハ必ス起立スヘキコト

一一　授業中ハ退席スルコトヲ得ス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教師ノ許可ヲ受クルコト

一二　学内ニ於テ集会ヲ催シ又ハ団体ヲ組織セントスルトキハ其旨学長ニ届出テ認可ヲ受クヘキコト

一三　学生ハ金銭物品ヲ拠集セサルコト

但止ムヲ得サル事情アルトキハ必ス理事ノ許可ヲ受クヘキコト

一四　学舎器具又ハ庭園ノ花卉樹木等ヲ毀壊汚損スヘカラサルコト

一五　本大学ヨリ借用シタル物品ハ鄭重ニ取扱ヒ苟モ粗慢ノ取扱ヲナスヘカラサルコト

一六　掲示ハ必ス所定ノ場所ニ掲出スルコト

但其都度庶務課ノ検閲許可ヲ受クヘキコト

第九章　懲　罰

第八十四条　学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アリト認メタルトキハ情状ニ依リ譴責、停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壊シタル者ニハ相当ノ賠償ヲナサシム

第八十五条　学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者、性行不良ナル者又ハ本大学ノ体面ヲ傷ケタル者ハ退学ヲ命ス

第八十六条　前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ保証人ニ通知ス

付　記

学位ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

本大学ニ学長ヲ置カサルトキハ総理事ニ於テ其事務ヲ取扱フ

役　員

総理事	山岡順太郎
専務理事	柿崎欽吾
専務理事	宮島綱男
理事	垂水善太郎
理事	白川朋吉
理事　法学博士	佐竹三吾
監事	池尾芳藏
監事	武内作平
監事	大鐘彦市
監事	山口房五郎
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	
顧問　法学博士	織田萬
顧問　法学博士	桑田熊藏
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	
幹事	野村吉藏
幹事	木下孫一
学生監	堀外喜男

（関西大学所蔵）

14　学理と実際との調和

学理と実際との調和

総理事　山岡順太郎氏談

凡そ一の大学として立つ以上必ず何等かの特色即ちその大学独特の色彩がなくてはならぬ。然らば我関西大学には以てその特色とすべき何ものかが存するであらうか。本大学固有の学風と称すべきものがあるであらうか。そは確かに存すると思ふ。即ち種々の事情の為め父祖の恩恵の下に自由にその欲する学問に志すことを得ずしてあたら地中に埋没せる玉たらんとする不幸なる青年に自活の傍ら高等専門の学を修めしめ以て彼等にその才能を遺憾なく発揮するの機会を与へんとすることこそ実に本大学創立の趣旨であり現に本大学の尚特色とする所である。勿論将来と雖も多々益々力を致すべき点でなければならないと思ふ。併しながら之を以て本大学の綱領の総てであるとは最早今日に於ては言ひ得なくなつた。即ち今や本大学に学ぶ者は右の如き逆運に処して実務の傍ら学問に志す者のみならず幸にも父祖の恩沢に浴して欲する儘に学び得る境遇に在る者も多きに至つた。殊に新に大学令に依る大学として設立することが認可せられた結果後者の数が次第に多くなつて行くべきことは明かである。茲に於てかこれ等総ての学生に普遍的なる綱領即ち本大学全体としての特色がなくてはならなくなつた。

然らば本大学はこの意味に於ての特色を奈辺に求むべきであるか。本大学が拠つて以て立つ所の綱領如何。之に関する私見の一端を披瀝すれば次の如くである。

凡そ今日の教育状態を通観するに、中等学校にせよ大学専門学校にせよ何れも実際社会の状況と余りにかけ離れた教育が施されてゐる様に思はれる。学校が学問を研究する所であるといふことに就ては勿論異論はないが学校特に大学が単に研学の府であり学者養成の機関でのみあるとの見解は余りにその社会的価値を没却した考方ではあるまいか。成程大学は学者を作る所でもあるが併しそこを出て学者として立つ人物は極めて少数にしか過ぎない。寧ろその大部分が実社会に出て活動する人物を以て占められてゐることは争はれぬ事実である。然るに今日の我国教育界の実情を見るに依然として前述の如き見解が普く行き渡つてゐることを裏書する如き事実が多々見出されるのである。即ち中等学校より大学専門学校に至るまでよし学校に於て学ぶ所が実際の社会現像と著しく

かけ離れてゐることは已むを得ぬことゝしても、その両者間の調和を計るべき方法手段が如何に閑却されてゐるかといふことは少しく注意すれば容易に観取し得る所である。

例へば法律学或は経済学を学ぶ学生に就て之を見るに彼等は各その科目に関する学理上の智識は何れも相当に持つてゐる様である。併しながら刑罰法規が実際に適用せられてゐる状態或はその実際的効果、例へば監獄内の実情又は刑期を終つた者の出獄後の生活状態などに就て、果してどれだけの学生がどの程度の実際的智識を持てゐるであらうか。又経済学上に於て銀行論金融論等を究めその科目に就て相当立派な答案を書くことの出来る学生の中で金融事情の時々の変動を実際に就て研究してゐる者が果して幾人あり得やうか頗る疑はしい次第である。社会的事情とは比較的接触の多い法律学や経済学に於てすら然りであるからその他の専門学に至つては更に言ふまでもないことである。

この意味に於て学理と実際との間の連絡に重きを置き前述の如き通弊を一掃して、国家の為め社会の為め真に有用の材たるべき全面的人物の養成に力を致すことが真に時代の要求する教育を布く所以ではあるまいか。従て又これこそ以て本大学の根本綱領とすべき点ではあるまいか。少くとも自分はかく信ずるものである。

勿論このことたる単に一個人の希望のみを以て容易く左右し得べき問題ではないが幸にも本大学は東洋第一の経済都市として凡ゆる活きた社会的研究の資料を不断に且豊富に提供してゐる大阪の一角に立つてゐるのであるから学生をして充分にこの環境を利用せしめ以て真に時代に順応した大学となし真に時代に適応する人材を作出することに努力し度いと思ふ。（完）―文責筆者　（編者注・文責筆者は辰巳経世）

（『千里山学報』第2号　大正11年7月15日）

15　本学の現状と将来の抱負

本学の現状と将来の抱負

（第二学期始業式式辞摘録）

総理事　山岡順太郎

本日、本学大学部並に大学予科の始業式を挙行するに当つて、私は理事者を代表し一言所感を述べたいと思ふのである。

大学の目的が真理の討究と人格の陶冶といふ此二つに存することは今更申すまでも無いことであつて、我々が日夜本学の成長発達に努力して居るのも実に此目的を達成せんが為めに外ならない。又過般本学が、新大学令に依る大学として認可になつたこと即ち昇格の如きも、矢張り此目的達成の抱負を有するからの結果である。

昇格といふことに就ては、従来よりの理事者に於かれて非常に努力を払はれ其基礎をつくられたのは無論であつて、我々新に加はつた者も及ばずながら多少御手伝をすることが出来た次第であるが、尚ほ他の本学関係者各位及び学生諸君の熱誠も亦直接間接に与つて大いに力があつたのである。此点に就ては此機会に深く感謝の意を表する次第である。而して右申上げた所の大学の二大目的を達するには、どうしても大学そのものを、法律的にも社会的にも又経済的にも権威あるものとする必要があるが、此昇格といふ事も唯だ大学発展の第一歩たるに過ぎぬのであつて、真の大学として完成する迄には、尚ほ前途遼遠であることは諸君もお考へになつてゐることと思ふのである。

言を換へて申すならば、画竜の業は漸く成つたが、点睛の大事業を完成する為めには、未だ為さなければならぬ甚だ多くの仕事が残されてあるのである。而して、点睛の業とは即ち内容の充実といふことに外ならない。即ち我我は最近多少の努力を払つて、夫々進展の途を講じつゝあるのである。

例へば新に理事を選任し、顧問、評議員等を推薦したこと等はその一例である。即ち、此大学に取つての最高機関たるものの組織に尠からぬ苦心をした結果、幸にして、その学識に於て、又その人格に於て申分なき方々に多く参加して頂くことが出来たのは非常に欣快とする所である。

第二の例としては、最近専任教授諸君も漸く増員して来たことである。此等の方々の御尽力に依つて、学生諸君の実力なり人格なりの指導が、一層その宜しきを得るに至るであらうと信ずるのである。

更に第三の例としては、運動即ち体育の奨励といふことに非常に重きを置いてゐるといふ事実である。即ち今や大学構内に於て、東洋第一の運動場を建設する為めに理事者は尠からぬ努力を試みて居るが、何れ遠からず実現することと思ふのである。

次に仮図書館の設置及び留学生の事であるが、抑も図書は大学の生命である。大学と専門学校との区別は実に図書の多寡に在ると言つても過言ではない。本学は昨年末に於て洋書

僅かに数十部に過ぎなかつたのであるが、今や約万を以て数へる事が出来る様になつた。勿論大学の蔵書としては未だ頗る貧弱ではあるが、比較的短時日の間にこれ丈蒐集したのである。此勢を以てすれば、遠からず相当の数に達する事を信じて疑はない。

此一万の洋書はその数は貧弱であるが、その質に於ては稍々誇るに足る、即ち新刊の図書が多いのである。そこで本学舎の二三室を割いて仮図書館の設備をなすべく着々準備を急いでゐる次第である。

又専任教授養成の目的で、海外に留学生を出してゐる。已に御承知の通り法律学専攻の為め独逸へ二人、経済学攻究の為めに米国コロムビア大学に一人参つて居るが、更に又、経済学研究の為め米国加洲大学に入学の目的で、明十二日横浜を出発する者が一人ある。

尚ほ以上の事実と共に、今一つ特に申上げたいのは、本学の特色といふことに就てである。即ち本学の真髄ともいふべき事柄である。

何れの大学たるを問はず、皆同様の目的を持つてゐるといふことは明かである。併し各大学は各自多少の異つた色彩のあることは、個人個人が、夫々独自の特徴を有すると同様であつて、本学は殊に一大特色を発揮するの必要を認めるのである。この意味に於て、私は学の実化といふことを本学特有の本領とし度いと思ふのである。

所で、この学の実化といふことは決して深遠なる真理を離れて、平凡なる学問をするといふことではないのであつて、深遠なる真理を平易に説き、学理を実際に調和せしめたいといふに外ならないのである。

過般仏国大使クローデル氏の御来講を願ひ、又近く滋野男爵の御講演を願ふ筈であるが、更に本学評議員下村宏博士を煩し来月より明年二月まで連続的に毎週一回学の実化講座を開くことになつてゐる。

今回理事会の決議を以て、新に学歌—従来校歌と云つたもの—を選定したが、その真髄とする所も即ちこの学の実化といふ事を歌つたのである。

以上は大体の事を申上げたのであるが、要するに本学の目的とする所を達成し、特徴とする所を発揮する為めには、私は切に学生諸君の雄大なる努力に信頼し本学が前述の趣意を徹底し、本学のその永き歴史を恥かしめず、その重き使命を全うし、その高き権威を発揚せしめんことを期待して止まないのである。茲に第二学期の業を始むるに際し、一言を費し

て一層諸君の奮起を希望する次第である。

（『千里山学報』第4号　大正11年10月15日）

16　新入学生諸子に一言す

新入学生諸子に一言す

関西大学総理事　山　岡　順　太　郎

「学の実化」の意義

今回新たに多数の学生諸子を本学に迎へ得た事を、私は深く欣快とするものである。諸子は其の学力に於て、その体力に於て、他の儕輩に擢でて、今日の栄誉を得られたのであるが、今後三年間は、進んで大学に入らうとする階梯の教育を受けられるのであつて、従来の勉強とは大に趣を異にしてゐる事を先づ自覚せねばならぬ。即ち、大学教育の目的である所の真理の討究、人格の向上といふ事を常に念頭に置き、研学は自修的に、修養は自主的に、人間としての完成に進まねばならないのである。

特に諸子に告げたいのは、本学の標榜する学の実化といふ事である。元来、真理の討究とは学術の蘊奥を究める事であるが、実際と懸離れた空理空論を弄ぶの意味では無い。又、其の討究した学術の理論的体系は、技師の設計書の如く直に実社会の工事に役立つものでもない。学問の実質的価値は、其の社会化価値である。苟も学問である限り、確たる現実の事相に即し、実際から出発して一の原理に到達する順序と、更に学術的思索から実際に帰るといふ順序とが、表裏一体のものとならねばならぬ。之を社会の実状に照らしてみるに、学問を以て理論の遊戯として来た者は、社会に出てから容易に廃人となり終り、学術の理論的体系を直に社会に当嵌めやうとする者は、人類の共存生活を危殆に導くが如き行動を敢てするのである。

この意味に於て、学問と実際との微妙精緻の調和は、諸子が研学の途上に於て已に念念攻究すべき重要な学生使命である。私は特に此の事を述べて諸子の注意を促したいと思ふ。

「学の実化」の方法

学の実化といふ事を他の言葉で言へば、大学教育の社会化である。之を更に補足して言ひ換へれば、社会の大学化である。大学教育の社会化とは、大学教育を大学内に独占せずして、之を広く社会に持ち出すといふ事にのみ解釈するのが今日一般の風であるが、是はいはゆる大学教育の普及（University

Extention）であつて、大学教育の社会化、又は大学の社会化といふ事の全部では無い。大学教育の普及は大学の事業として重大なものである事は勿論であるが、大学本来の目的は、学内的事業即ち真理の討究と人格の向上とを完全に指導する事に在る。大学教育の普及事業は、言はば大学経営論から言へば大学の副事業であつて、学外事業即ち対外的奉仕の事業たるに過ぎない。従つて、大学内に於て、特別の設備の下に、正式に受ける大学教育とは多少の差異――即ち、其の実質に於て、深浅広狭を異にする事は已むを得ない。簡単に言へば、大学の社会化とは、大学に社会を取り入れる事であつて、学問の為めの学問、社会の為めの学問でもなくして、学問の為めの社会的分子の加味、社会の為めの学問的分子の加味といふ事にならう。大学にも実社会の知識経験を多分に取り入れるといふ事に、学の実化の意義があるのである。従つて、所謂大学教育普及事業の如きは、広義の大学の社会化といふ事に、一部分として含まれる訳である。

本学の教授講師諸先生は、本学の意のある所を察してそれぞれ懇切の講義をせられる外、特に昨年六月の本学昇格を機として「学の実化」講演会を開く事とし、ほぼ毎月一回、実社会に活動せられてゐる各方面の大家並に海外知名の学者を聘して其の高説を一般学生諸子に聴講せしめてゐる。第一回のフランス大使クローデル博士以後、滋野男爵、下村博士、佐竹博士、ガウエン博士、スペッカ博士等の有益な講演があつたが、その摘録は、「千里山学報」に逐次掲載してゐる通りである。

諸子の前途

次に本学が真理の討究と共に、大学教育の二大支柱としてゐる人格の陶冶と云ふ点に就いては、既に御承知の通り学友会に運動、文芸両部を設けた外、音楽部、英語会、文学会等の機関を補助し、あらゆる利用し得べき機会を通じて教室内の勉学を補ふ事に勉めてゐる。これらは、本学の学風と、本学が如何なる抱負を以て諸子を待つてゐるかといふ事の一端に過ぎない。

諸子は各境遇も異り、過去の経歴も違ふであらうが、此の入学を期として等しく本学の学風や其の標榜する所を理解し、体現し、愈研鑽を重ねて世界文運の発展に貢献し、益修養を積んで諸子個人の完成に資せられんことを望んで止まない。

（『千里山学報』第8号　大正12年4月15日）

17　智育と体育との調和

（第二学期始業式式辞摘録）

智育と体育との調和

関西大学総理事　山岡順太郎

数十年来曾て見なかつたと言はれてゐる程、本年の炎暑は特に激しいものでありましたが、それにも拘らず、益活気に満ちて、新学期に臨むために、ここに登校せられた学生諸君に見ゆることを得たのは、私の欣快とするところであります。学の路を歩む者に取つては、一年中如何なる時季と雖も、研究を忽にしてよいといふ時は勿論ないのでありますが然しながら春から夏にかけては、書斎にばかり引籠つて居れといふのは無理な要求であつて、実際に於ては、決してさうして居れるものではなく、山野を跋渉し海辺を訪ふが如きは、所謂洪（浩）然の気を養ふ等の点から言つて、寧ろ必要なことであります。

これに反して、秋から冬にかけては、古来種種の形で、幾多の人人に依つて言ひ表されて来たやうに、方に研究の時季であります。今更贅を添へるまでもないことであるが、願はくはこの好季節を最も有意義に利用し、各自その志すところに向つて寸刻を吝まれんことを希望する次第であります。

ただここに特に注意しなければならないのは、今日から開始せられるこの第二学期は、今述べた通り、学問研究の上から見て最も重要な時季であると同時に、各種各程度の学校に於て、運動に将文芸に、諸種の催事が最も頻繁に行はれる時季であるといふことであります。即ち一面知識的修養の時季が、同時に他面肉体的活動の季節であるといふ意味に於て、一見その間に調和し難い何ものかが存するやうに思はれるのであります。

然しながら、若し諸君が諸君自身の立場を充分に諒知するならば、即ち諸君自身が学生であるといふことの充分なる自覚を有つて居られるならば、そこに何等の矛盾も撞著も起り得ないのであります。特にこれを運動に就て申しますならば、従来多くの機会に於て繰返したやうに、啻に個人の肉体的完成を期するといふ点に於てのみでなく、団体的精神の訓練、学校全体としての剛健闊達なる気風の助長、真剣味の発揮といふ点などから言つて、必要欠くべからざるものであるが故に、本学の特に奨励するところであります。然しながら、ここに常に前提をなし、条件となる一事は、それが飽くまでも

学生としての立場に立つて為されねばならぬといふことであります。即ち諸君に依つて為される各種の運動競技が、極めて有意義なものとして社会の注目を惹く所以のものは、実に諸君が学生であるといふことに存するのであつて、それが職業的、興業的性質を帯びるものである場合には、自ら異つた見地に立つてこれを批評しなければならないのであります。これを要するに、教育の大本上より見れば、智育体育共に均しく必要欠くべからざるものであつて、比較軽重視さるべき性質のものではないが故に、一に専なるの余り他を忽にするといふことは、全然許されない事柄であります。即ち、この点に充分注意するならば、特に恵まれたるこの好季節を最も有意義に利用することに就て、何等の不調和も矛盾も存し得ないのであります。

（『千里山学報』第23号　大正13年10月15日）

18　本学学歌に就て

本学学歌に就て

関西大学教授　服部嘉香

本学の学歌を作れとの御下命を受けました事は、私の深く光栄とする所であります。

学歌は其の大学の憲法的表象であり、精神的活動の結晶であり、学生全体の感激の中心であります。従つて、学歌は歌詞の荘重明快を主とすべく、徒らに優雅流麗に偏する必要は無いと信じましたので、幾分か語句の生硬は免れないとしても、本学の歴史、使命、学問的権威に関して或る概念を含ませたいと思つたのであります。従来の校歌は余りに文学的であります。従つて無内容の麗言佳句を列ねて冗漫になり過ぎたものが多いやうです。其の基本観念としては、飽くまで詩である事を忘れてはなりませんが、学歌は何を標榜するかといふ点も忘れてはならないものと思ひます。併しこの非文学的歌詞が、山田耕作氏の名曲によつて救はれた事は、私の特に感謝に堪へない所であります。

今一つ私の考へたのは、日本の従来の校歌なるものが、悉く真の校歌ではなく、単に学生歌に過ぎない事の錯誤に付てであります。欧米の各大学に於ては、概して学歌College Songと学生歌Students' Songとを区別してをります。即ち、学歌は大学の憲法であり、大学意識の眼醒めであると同時に、学生歌は学生精神の高唱であり、学生意識の発露そのもので

なければなりません。ところが従来の校歌は、悉く学生生徒の覚悟を示し、排他的思想を以て己れ自らを高しとする雅気ある自尊を歌つたものであつて、学生には必要であるが、学校そのもの並に校友には割合に縁の薄いものが多いのであります。

私は此の意味に於ての純正の学歌を作らうとして、三種ばかり変化のある歌詞を試みてみましたが、余りに「君が代」式になるのも何うかとの懸念から、学歌と学生歌との混交したものとして、一先づ自ら安んずる事といたしました。近く藤井清水氏の作曲によつて純粋の学生歌を作る考でをりますが、その上で更に現在の学歌に一二の訂正を加へるやうな事になるかも知れません。

次に学歌の節奏でありますが、従来は概して七五調、五七調、稀に八六調の如く、既に詩としての固定形式に準拠したものが多く、従つてどうも単調になり易く、十分の感激が表はされないやうであります。それで、読むだけでは幾分ぎこちない点もありませうが、調子を破つて新しいリヅムを示さうといふ考で変化調を試みました。この点は関西甲種商業学校の校歌に於ても同然であります。

また山岡総理事の御注意により、従来の校歌といふ呼び方を学歌と改めました。関西大学校でもなく、又専門学校令に拠る学校といふ内容ばかりでもなく、関西大学の歌といふ意味ですから、学歌と呼ぶのが正当です。学生諸君の内には、まだ旧称に泥んで校歌と言はれる方がありますが、御注意下さるやう希望します。

本号に発表されてあります関甲の校歌は、厳正の意味での校歌でなく、学生歌の性質を多分に有してをります。是は若若しい青年の気分に応ずる意味と、中等学校の校歌は大学の学歌とは自ら異る点があるとの解釈を以て試みたからであります。

以上は私の学歌作成に関して考へました事を申述べたのでありますが、事実は誠に慚愧に堪へないのであります。

是は又聞きの事でありますが、序に書加へておきます。欧米の各大学では、公式の式典或は学生の諸会合等あらゆる機会に於て常に学歌を歌ふのは勿論でありますが、その際は当局者も教授団も学生団も校友団も、一斉に起立又は脱帽起立して、いかにも厳粛敬虔の態度を示すのであります。学歌を歌ふ瞬間は大学精神そのものの中に全員が融合する瞬間でありますから、さもあるべき光景だと肯かれます。校友中の老年者も、その際は青春時代の心持に返つて、感激に燃えた面

持を以て歌ふといふ美しい光景を本学に於ても見たいと思ひます。いはゆる「永遠の相」に於ての学歌としては、いつまでも又いつまでも若若しく至純な心持を以て取扱ひたいものです。

それから又、学歌は学外に於ても遠慮なく歌ひたいと思ひます。ふざけた心持でさへなければ随所随時に歌ふべきものです。本学に直接の縁の無い各方面の人人にも、学歌に親しみを持たせる事は、いはゆる大学教育普及（ユニヴアシテイ・エキステンシヤン）の一手段であります。

尚ほ、学歌の歌詞に付ては、山岡総理事邸で前後三回宮島専務理事と共に三名協議をいたしました。総理事の懇切な御注意により訂正した部分も少くありませんので、本来は総理事と私との合作ともいふべく、一層合理的に言へば、総理事、専務理事、私三人の合作であります。茲に私の良心の命ずる所により一言を加へておきます。

（『千里山学報』第6号　大正12年1月1日）

関西大学 昇格期略年表

西暦	和暦	月	日	事項 ※（ ）内の数字は本書掲載ページ
1886	明治19	11	4	大阪西区京町堀の願宗寺で関西法律学校を開校（12）
1886	明治19	12	13	東区淡路町に校舎を移転（12・226）
1887	明治20	4	24	北区河内町の興正寺に校舎を移転（13）
1903	明治36	11	18	「専門学校令」による学校として認可（15）
1903	明治36	11	30	西区江戸堀に江戸堀校舎が竣成（14）
1905	明治38	1	6	私立関西大学と改称（16）
1906	明治39	12		北区上福島に福島学舎が竣成、移転（17・19）
1913	大正2	4		関西甲種商業学校を開校（307）
1916	大正5	12		創立三十周年記念式典を挙行（22）
1918	大正7	12	6	「大学令」公布（26・46・71・94）
1919	大正8	2	28	校舎敷地選定委員会を設置（47・73・94）
1919	大正8	3	29	「大学規程」制定（27・46・95）

1919	1920	1920	1920	1921	1921	1921	1921	1921	1921	1921	1921	1921	1921	1921	1922	1922	1922
大正8	大正9	大正9	大正9	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正10	大正11	大正11	大正11
12	3	3	9	2	2	5	4	8	9	10	10	10	26	14	16	1	5
27	10	11	25	3	5	16	1	14								下旬	20
社団法人解散届、財団法人設立許可申請書、財団法人関西大学寄附行為を文部省に提出（33・73・94・132）	千里山の住宅開発を行う大阪住宅経営株式会社を設立（山岡順太郎社長、柿崎欽吾専務取締役）（40・48・65・171）	社団法人の解散と財団法人の設立が認可（37・72・94）	山岡順太郎を関西大学評議員に選出（48・84・91）	千里山校地の売買契約を北大阪電鉄と締結（47・51・55・94・190）	大学設立認可申請書を文部省に提出（53・79・95・132・190）	予科生による三笠山血盟事件が発生（103）	北大阪電鉄が十三駅から豊津駅間の営業運転を開始（43・187・295）	北大阪電鉄が千里山花壇を開設（290）	山岡順太郎を関西大学拡張後援会会長に選出（48・84・92）	北大阪電鉄が豊津駅から千里山駅まで延伸し、途中に花壇前駅を開設（45・290・295）	「関西大学拡張新計画概要」（募金趣意書）を発行し、募金活動を拡大（73・84）	岩崎卯一が初の専任教授に就任（22・123・224）	北大阪電鉄が大学前駅の新設を鉄道大臣宛に申請（296）	臨時総会で寄附行為の変更を決議。山岡順太郎を協議員に選出し、理事に選任（92）	予科校舎が竣成（184・190）	山岡順太郎が総理事、柿崎欽吾、宮島綱男が専務理事、池尾芳蔵、佐竹三吾が理事、織田萬、桑田熊蔵が顧問に就任（38・92・107・126・198）

西暦	和暦	月	日	事項 ※（ ）内の数字は本書掲載ページ
1922	大正11	5	27	第1回学の実化講座（「フランス語について」ポール・クローデル）を開催。以後、昭和2年11月の第33回まで開催（144・232）
1922	大正11	6	5	「大学令」による関西大学として認可（30・108・191・226）
1922	大正11	6	15	『千里山学報』創刊（168）
1922	大正11	6	22	昇格後初の入学式を挙行（138・224）
1922	大正11	7	11	昇格に伴う第1回供託金10万円を文部省に供託（109）
1922	大正11	9		学歌を制定（69・174）
1923	大正12	2	28	織田萬学長の後を受け、山岡順太郎総理事が正式に学長を兼任（132・136）
1923	大正12	7	20	第1回夏期語学講習会を開催。以後、昭和16年の第19回まで開催（161）
1923	大正12	10		初の女性聴講生北村兼子が法学部法律学科に入学（227・228）
1923	大正12	10	7	第1回日曜自由講座を開催（165）
1924	大正13	1	26	エデュケーション・ウィークを開催（166）
1924	大正13	4		専門部に文学科を設置（233・287・308）
1924	大正13	4		商学部に経済学科を設置（235・309）
1924	大正13	4		関西大学第二商業学校を開校（307）
1924	大正13	4		北村兼子と永井美枝が専門部文学科に選科生として入学（専門部初の女子学生）（228・230）
1924	大正13	7	20	夏期自由講座を開催（167）

1924	大正13	12	30	柿崎欽吾専務理事が死去（82・198）
1925	大正14	3		松本烝治が学長に就任（255）
1925	大正14	4	1	商学部を経済学部と改称（236・309）
1925	大正14	4		甲種北陽商業学校を開校（205）
1925	大正14	10	20	学生たちの新京阪電鉄不乗運動が発生
1925	大正14	10	20	サッカー部が初の海外遠征（上海）（187・205・277）
1926	大正15	3		千里山花壇を改修し、新施設を多数設置（291）
1926	大正15	8	中旬	大運動場が竣成（186・202・280）
1926	大正15	8		野球部が朝鮮に遠征（187・205・277）
1926	大正15	10	上旬	クラブ・ハウスが竣成（202）
1926	大正15	10	23	創立四十周年記念式と昇格記念式を挙行（203・268）
1926	大正15	10	24	運動場開場式と第1回大学祭を挙行（141・186・203・268）
1927	昭和2	3	25	大学本館が竣成し、供用を開始（212）
1927	昭和2	6	5	昇格五周年記念式典、大学本館竣成式、新図書館起工式を挙行（206・212・213）
1927	昭和2	10	25	昭和2年の紛擾事件（宮島事件）が発生（159・238）
1927	昭和2	11	30	宮島綱男専務理事が辞表を提出（126・159・170・239・255・266）
1928	昭和3	4		学部に文学科（英文学と哲学の2専攻科）を新設し、法学部を法文学部と改称（234・287・308）

西暦	和暦	月	日	事項　※（　）内の数字は本書掲載ページ
1928	昭和3	4		仁保亀松が学長に就任（265）
1928	昭和3	4		図書館が竣成（213・299）
1928	昭和3	11	26	山岡順太郎総理事が死去（159・171・266）
1928	昭和3	10	13	サッカー部が中国に遠征（187・205・277）
1929	昭和4	2		山岡記念文庫を設置（213）
1929	昭和4	4		大学院を開設（116）
1929	昭和4	7	15	『千里山学報』を『関西大学学報』と改称（170）
1929	昭和4	7		野球部が満州に遠征（187・205・277）
1929	昭和4	9	15	天六学舎本館が竣成（18・164・170・218・307）
1930	昭和5	4	5	野球部がアメリカに遠征（187・205・277）
1930	昭和5	6	17	専門部・二商事件が発生
1931	昭和6	1	3	ラグビー部が台湾に初遠征（187・205・277）
1931	昭和6	1	29	山岡順太郎の胸像除幕式を挙行
1931	昭和6	10	24	理事会が昭和7年度から文科の開講を見合わせ、在学生卒業後廃止の意思を決定（文科廃止反対運動の契機）
1932	昭和7	2	15	大礼記念館（威徳館）が竣成（214）
1932	昭和7	6		野球部が朝鮮に遠征（187・205・277）
1932	昭和7	8	1	サッカー部がジャワ（インドネシア）に遠征（187・205・277）

1932	昭和7	8	4	陸上部の大島鎌吉と長尾三郎が第10回ロサンゼルスオリンピックに出場し、大島が三段跳びで銅メダルを獲得（187・205・279）
1933	昭和8	6	13	野球部がハワイと上海に続けて遠征（187・205・277）
1933	昭和8	7	26	弁論部が満州・朝鮮を遊説（285）
1934	昭和9	1	2	ラグビー部が第2回台湾遠征（187・205・277）
1934	昭和9	8		野球部が満州に遠征（187・205・277）
1934	昭和9	12	12	予科校舎が焼失（185）
1935	昭和10	3		天六学舎の大学本部が竣成（219）
1935	昭和10	4		経済学部を経商学部と改称（309）
1936	昭和11	3	15	予科新校舎が竣成（185・302）
1936	昭和11	5	2	創立五十周年記念式典と記念午餐会、物故者慰霊祭、記念学術講演会を挙行
1936	昭和11	6	9	野球部が第2次ハワイ遠征（187・205・278）
1936	昭和11	8		陸上部の大島鎌吉、長尾三郎、谷口睦生、福田時雄、戸上研之、古田康治が第11回ベルリンオリンピックに出場（187・280）
1936	昭和11	11	16	昇格に伴う文部省への供託金60万円を完納（109）
1937	昭和12	3		天六学舎の増築が完了（220）

関西大学における学部・学科等の変遷一覧表

1922（大正11）年～1961（昭和36）年

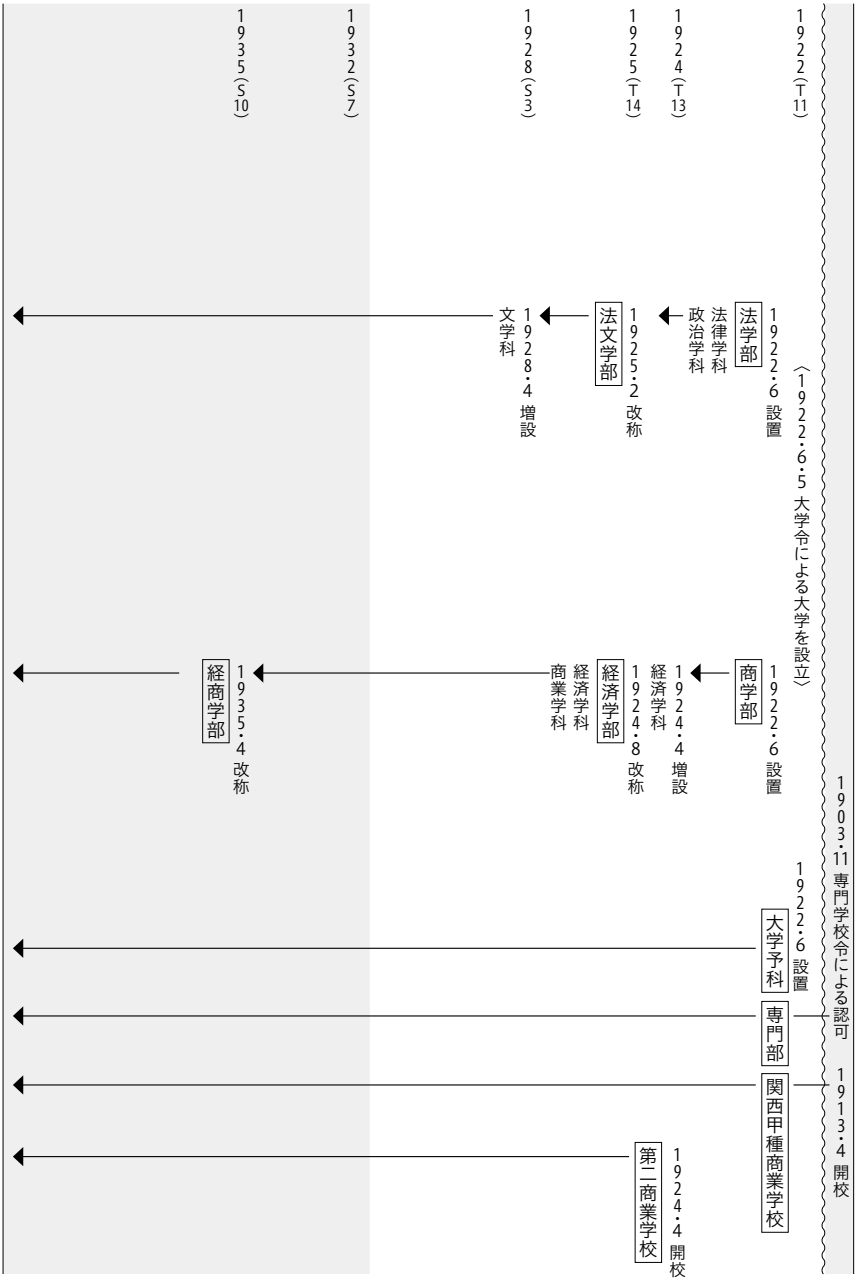

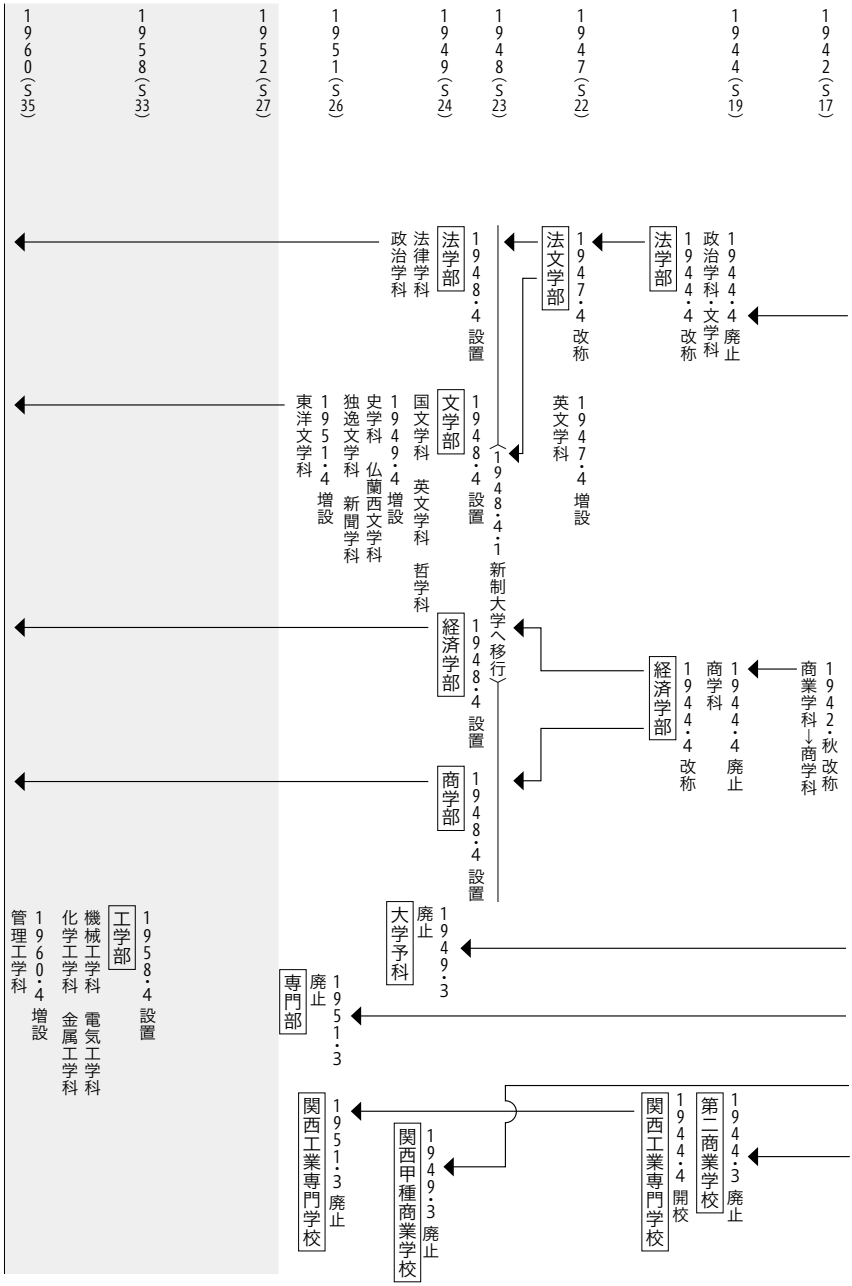
1942(S17)
1944(S19)
1947(S22)
1948(S23)
1949(S24)
1951(S26)
1952(S27)
1958(S33)
1960(S35)
1944・4 廃止
政治学科・文学科
法学部
1944・4 改称
1947・4 改称
法文学部
1947・4 増設
英文学科
1948・4 設置
法学部
法律学科
政治学科
〈1948・4・1 新制大学へ移行〉
1948・4 設置
文学部
国文学科 英文学科 哲学科
1949・4 増設
史学科 仏蘭西文学科
独逸文学科 新聞学科
1951・4 増設
東洋文学科
1942・秋 改称
商業学科→商学科
1944・4 廃止
商学科
1944・4 改称
経済学部
1948・4 設置
経済学部
1948・4 設置
商学部
1949・3 廃止
大学予科
1951・3 廃止
専門部
1944・3 廃止
第二商業学校
1944・4 開校
関西工業専門学校
1949・3 廃止
関西甲種商業学校
1951・3 廃止
関西工業専門学校
1958・4 設置
工学部
機械工学科 電気工学科
化学工学科 金属工学科
1960・4 増設
管理工学科

1962（昭和37）年～2006（平成18）年

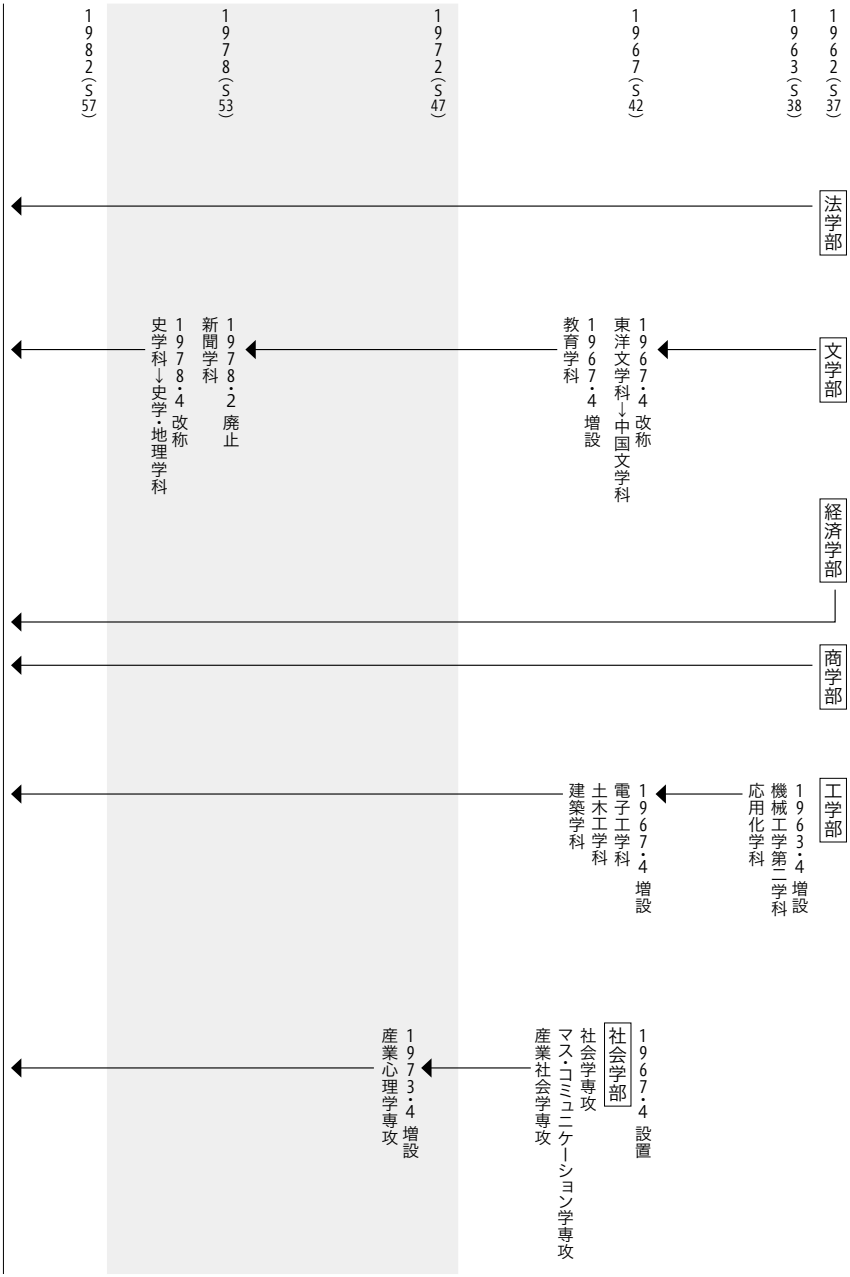

1987（S62）

1987・4 改称
仏蘭西文学科→フランス文学科
独逸文学科→ドイツ文学科

1990・4 増設
生物工学科
1990・4 改称
金属工学科→材料工学科
1991・4 改称
機械工学第二学科→機械システム工学科

1990（H2）

1992（H4）

1994（H6）

1994・4 設置
総合情報学部

1998（H10）

1998・4 改称
英文学科→英語英文学科
国文学科→国語国文学科
フランス文学科→フランス語フランス文学科
ドイツ文学科→ドイツ語ドイツ文学科
中国文学科→中国語中国文学科

2001（H13）

2002（H14）

2002・4 改称
管理工学科→システムマネジメント工学科
2003・4 改称
材料工学科→先端マテリアル工学科
土木工学科→都市環境工学科
2004・4 改称
電気工学科→先端情報電気工学科
2005・4 改称
電子工学科→電子情報システム工学科

2003（H15）

2004（H16）

2004・4 改組
8学科廃止→総合人文学科
1学科10専修

2005（H17）

2006（H18）

2006・4 改組
10専修→15専修

2004・4 改称
産業社会学専攻
→社会システムデザイン専攻
2006・4 改称
産業心理学専攻
→心理学専攻

2007（平成19）年～2022（令和4）年

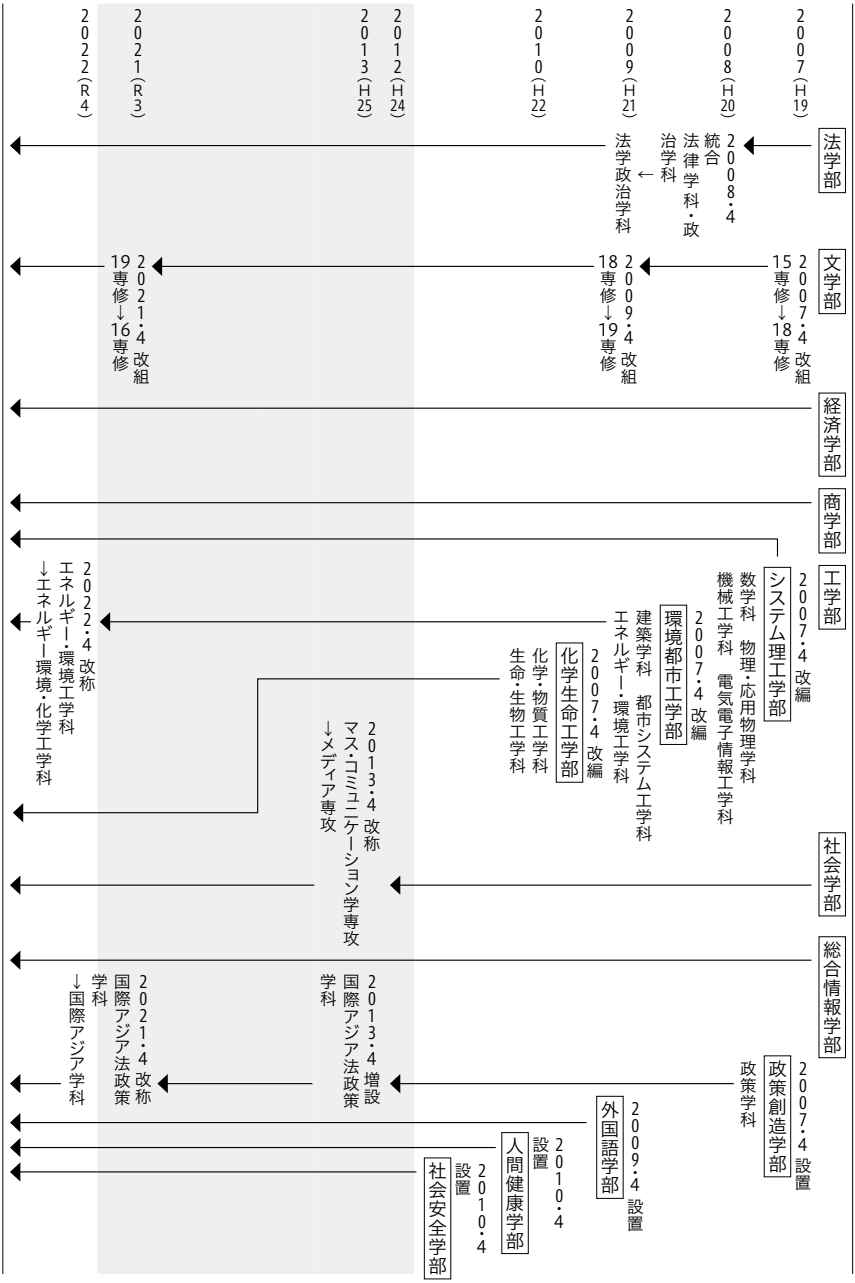

関西大学のキャンパス一覧

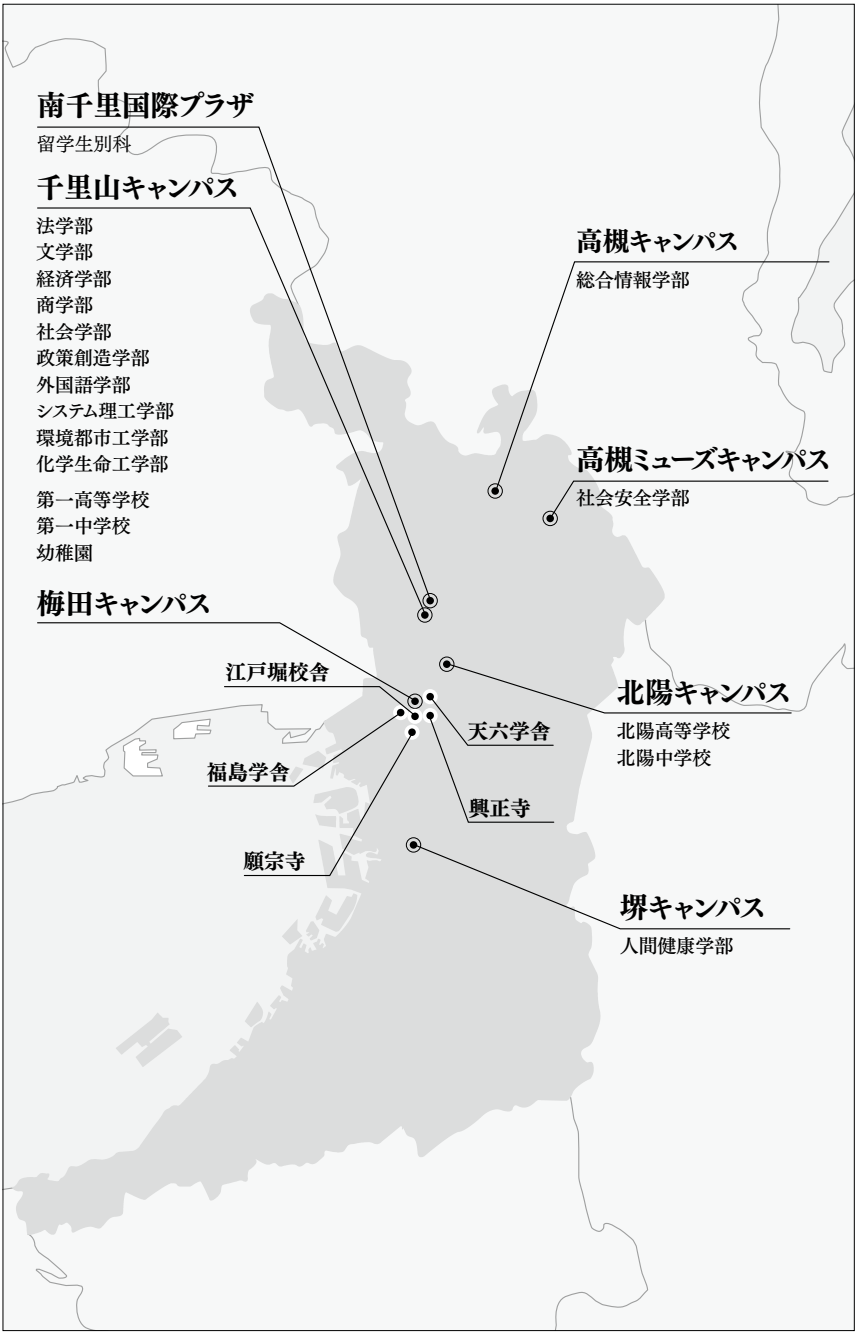

あとがき

大学昇格１００年を機に記念誌を刊行すべきことが初めて年史編纂委員会の議題に登ったのは２０１８年5月28日であった。記念誌の編集にあたる小委員会の設置がその場で決定され、市原靖久 年史編纂委員会副委員長（法学部教授）を中心とした小委員会委員の人選もほどなく整った。

小委員会で記念誌づくりのための議論が開始されたとき、まず確認されたのは、一般周年史である『関西大学百年史』の大学昇格期に関する記述を踏まえたうえで、最新の知見を盛り込んだ特別周年史たる記念誌を編集するという基本的なコンセプトであった。その上で、小委員会では具体的な編集方針について議論が重ねられ、次の4点を柱として記念誌を編集していくことが確認された。①タイトル案「学の実化　大学昇格・千里山学舎開設１００周年記念誌」。②文章を中心とした通史的な記述で、別に資料編を設ける。③コラムや個別のエピソードを集めた特論のような部分を設ける。④叙述範囲は、昇格前後から予科校舎竣工ごろまでとする。そして、この4本柱は２０１９年5月27日の年史編纂委員会に提案され、了承された。

これらの4本柱に基づき、小委員会では、構成（目次）の立案と担当執筆者の選定、提出された原稿の確認、ブックデザインやページデザインの検討などの編集作業が進められた。こうして、小委員会での検討を経た、記念誌の内容やデザインにかかわる原案が順次年史編纂委員会に上程され、都度了承を得るという手続きが繰り返された後、最終的には、２０２２年3月25日の年史編纂委員会で本記念誌全体が了承された。

本記念誌の特徴は、まず、大学昇格期に関わる現時点での知見を反映した特別周年史となっている点にある。これまで充分な掘り下げがおこなわれてこなかった資料の再検討や新資料の紹介が加えられている。

また、本記念誌は、ブックデザインやページデザインにも工夫が施されている。ページめくりの操作を最小限に抑えるためページ下3分の1に写真や注を配し、読みやすいユニバーサルデザイン書体のフォントを使用している。

本記念誌が学内外を問わず多くの方々に読まれ、本学の大学昇格・千里山学舎開設100年の意義が正確に理解されること、また、そこから今後の本学が進むべき方向への示唆が見出されることを願ってやまない。

2022（令和4）年6月5日

関西大学年史編纂委員会　委員長

矢野秀利

■関西大学年史編纂委員会

（2018・4・1～2022・3・31）

委員長
矢野秀利

副委員長・小委員会委員長
市原靖久

委員（50音順）
青田浩幸　浅野晃　石立弥生子　井尻誠
井上泰山　宇*惠勝也　内田正人　浦和男
奥*純　奥村与志弘　小倉宗　柏原宏紀
片桐新自　川畑一成　官*田光史　楠田雅治
熊*谷幸久　熊*博毅　後藤元伸　佐藤方宣
三田文雄　鈴木許恵　土田昭司　中林安雄
橋*寺知子　林誠浩　板東潔　藤川友香
水野一郎　宮下澄人　明神克弘　森尾博昭
森茂実　森本靖一郎　山崎秀樹　山根繁
行實美千子　吉田宗弘　吉村聡人

*小委員会委員

■事務局
朝井正貴　伊藤信明　植田昌孝　佐藤健太郎

■執筆者
熊博毅　第一章、第二章、第三章（第一節、第二節）
熊谷幸久　第四章（第一節～第三節）、第五章（第一節、第二節）
官田光史　第六章（第一節～第五節）、第七章（第二節）、第十一章（第一節）
市原靖久　第三章（第一節）
宇惠勝也　第四章（第一節）、第八章
奥純　第五章（第三節）、第十一章（第三節）
橋寺知子　第六章（第二節）
伊藤信明　第七章（第一節、第三節～第五節）、第十一章（第二節）
佐藤健太郎　第九章
宮下澄人　第十章（第一節、第二節）
植田昌孝　第十章（第三節）
年表

学の実化　大学昇格・千里山学舎開設100年記念誌

2022年6月5日　発行
発行……学校法人 関西大学
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号
企画・編集……関西大学年史編纂委員会
制作……編集工房 遼
造本……上野かおる
印刷……株式会社 遊文舎
大阪府大阪市淀川区木川東4丁目17番31号

KANSAI UNIVERSITY

A Memorial Book:
The 100th Anniversary of
the Establishment of the Senriyama Campus